

会 議 録 目 次

平成25年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○12月4日（水）	
議事日程第1号	3
開 会	5
開 議	5
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙	9
常任委員の選任	11
議会運営委員の選任	12
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	13
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	14
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	15
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	16
議会広報等調査特別委員会の設置について	17
同意案第3号	18
散 会	19
○12月5日（木）	
議事日程第2号	21
開 議	24
議長諸般の報告	24
市長の一般行政報告	24
諮問第6号	24
議案第90号	25
議案第73号～議案第89号、議案第91号～議案第95号	26
散 会	33
○12月10日（火）	
議事日程第3号	35

開 議	38
議案第73号～議案第75号	38
議案第76号、議案第77号	50
議案第78号～議案第80号	51
議案第81号～議案第83号	55
議案第84号～議案第89号	57
議案第90号	68
議案第91号	70
議案第92号～議案第95号	101
陳情第10号	103
散 会	103

○12月16日（月）

議事日程第4号	105
開 議	107
一般質問	
徳峰 一成 議員	107
迫 杉雄 議員	131
久長登良男 議員	156
海野 隆平 議員	174
散 会	190

○12月17日（火）

議事日程第5号	191
開 議	193
一般質問	
今鶴 治信 議員	193
八木 秋博 議員	214
九日 克典 議員	224
岩水 豊 議員	246
散 会	269

○12月18日（水）

議事日程第6号	271
開 議	273
一般質問	
宮迫 勝 議員	273

大川原主税 議員	288
坂口 幸夫 議員	296
散 会	310

○12月24日（火）

議事日程第7号	311
開 議	315
議案第73号～議案第75号	315
議案第76号、議案第77号	321
議案第78号～議案第80号	323
議案第81号～議案第83号	327
議案第84号～議案第89号	330
議案第90号	338
議案第91号	341
議案第92号～議案第95号	355
陳情第10号	359
同意案第4号、同意案第5号	360
同意案第6号	370
同意案第7号、同意案第8号	373
閉会中の継続調査申出について	380
議員派遣の件	381
発議第12号	381
発議第13号	383
同意案第9号	385
閉 会	386

平成25年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成25年第4回曾於市議會定例会會期日程

會期21日間

月	日	曜	會 議	摘 要
1 2	4	水	本 會 議	○開會 ○仮議席の指定 ○議長の選挙 ○議席の指定 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○副議長の選挙 ○常任委員会委員の選任 ○議会運営委員会委員の選任 ○一部事務組合議会議員の選挙 ○議会広報等調査特別委員会の設置 ○監査委員の選任
	5	木	本 會 議	○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	6	金	休 会	
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	休 会	
	1 0	火	本 會 議	○議案等の質疑・委員会付託
	1 1	水	休 会	常任委員会
	1 2	木	休 会	常任委員会
	1 3	金	休 会	
	1 4	土	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1 5	日	休 日	
	1 6	月	本 会 議	○一般質問
	1 7	火	本 会 議	○一般質問
	1 8	水	本 会 議	○一般質問
	1 9	木	休 会	
	2 0	金	休 会	
	2 1	土	休 日	
	2 2	日	休 日	
	2 3	月	休 日	
	2 4	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月4日

(第1日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月4日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加

（第1号の2）

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 副議長の選挙

第7 常任委員の選任

第8 議会運営委員の選任

第9 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

第10 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

第11 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第12 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

第13 議会広報等調査特別委員会の設置について

追加

（第1号の3）

第1 同意案第3号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	岩水 豊	2番	湊合 昌昭	3番	泊ヶ山 正文
4番	上村 龍生	5番	宮迫 勝	6番	今鶴 治信
7番	九日 克典	8番	伊地知 厚仁	9番	八木 秋博
10番	土屋 健一	11番	原田 賢一郎	12番	山田 義盛
13番	大川内 富男	14番	大川原 主税	15番	海野 隆平
16番	久長 登良男	17番	迫 杉雄	18番	坂口 幸夫
19番	徳峰 一成	20番	谷口 義則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳 栄一郎 次長兼議事係長 田平 五月男 総務係長 山口 弘二
参事補 宇都 正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植村 和信
総 務 課 長	大窪 章義	教育委員会総務課長	永山 洋一
大隅支所長兼地域振興課長	小濱 義洋	学 校 教 育 課 長	森山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小松 昌寿	社 会 教 育 課 長	中峯 健一郎
企 画 課 長	岩元 祐昭	経 済 課 長	富岡 浩一
財 政 課 長	池之上 幸夫	畜 産 課 長	木佐貫 育穂
税 務 課 長	吉川 俊一	耕 地 課 長	吉田 誠得
市 民 課 長	久留 守	建 設 課 長	高岡 亮蔵
保 健 課 長	大休寺 拓夫	水 道 課 長	福岡 隆一
福祉事務所長兼福祉課長	今村 浩次	会計管理者・会計課長	中山 浩二
		監査委員事務局長	高橋 和弘
		農業委員会事務局長	切通 宏

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

本日は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席の議員の中で、大川内富男議員が年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。

それでは、大川内富男議員、議長席にお着きください。

（大川内富男議員議長席に着く）

○臨時議長（大川内富男）

ただいま紹介いただきました大川内でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますので、何とぞ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開会 午前10時02分

○臨時議長（大川内富男）

ただいまから平成25年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（大川内富男）

日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで、定例会の開会に当たり、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

おはようございます。

今回の市議会議員選挙で当選されました各議員の皆さん、御当選おめでとうございます。

定数が2名減員された中で、1票1票を争う大変厳しい選挙の結果であったようにございます。皆様は市民の代表として、曾於市発展のため、今後、活躍されることを心から御期待申し上げ、長としての御挨拶といたします。

○臨時議長（大川内富男）

ここで暫時休憩いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。議員の皆さんは議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時10分

○臨時議長（大川内富男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（大川内富男）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○臨時議長（大川内富男）

ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩水豊議員及び湊合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時議長（大川内富男）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大川内富男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（大川内富男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、仮議席順に申し上げます。なお、臨時議長は最後に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番、20 番、最後に13番。

(投票)

○臨時議長（大川内富男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大川内富男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩水議員及び渕合議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（大川内富男）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、谷口義則議員11票、土屋健一議員9票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、谷口義則議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（大川内富男）

ただいま議長に当選されました谷口義則議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新議長谷口議員の御挨拶をお願いいたします。

○仮議席20番（谷口義則議員）

御選任をいただきまして心から御礼を申し上げます。

先ほど、全員協議会の中でも申し上げましたけれども、今、曾於市民が非常に熱い目で本市議会を見詰めております。

本来、二元代表制のもとで、私ども、議会はどうあるべきか、議員としてどうあるべきかということを目指して、これからはしっかりとした議会運営ができるように微力ながら努力してまいりたいと存じます。どうか、皆様方の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。お礼と御挨拶にかえます。ありがとうございました。

○臨時議長（大川内富男）

これで、臨時議長の職務は終了いたしました。皆様の御協力に感謝いたします。

ありがとうございました。

それでは、谷口議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席、議長着席)

○議長（谷口義則）

ここで、議事日程調整のため暫時休憩いたします。休憩中に議席の移動を行いますので、御協力をお願いいたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付の追加議事日程（第1号の2）を本日の日程に追加し、議事を進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、これらの日程は本日の日程に追加することに決しました。

————— . ——— . —————
日程第3 議席の指定

○議長（谷口義則）

それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、お手元に配付いたしました議席表のとおりそれぞれ指定いたします。

————— . ——— . —————
日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、泊ヶ山正文議員及び上村龍生議員を指名いたします。

————— . ——— . —————
日程第5 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月24日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まりください。

—————・—————
休憩 午前10時25分

再開 午前10時32分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 副議長の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、副議長の選挙を行います。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は20人です。
次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮迫勝議員及び今鶴治信議員を指名いたします。
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会議務局長（栄徳栄一郎）

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番。

（投票）

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。宮迫議員及び今鶴議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（谷口義則）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、大川内富男議員11票、迫杉雄議員9票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、大川内富男議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（谷口義則）

ただいま副議長に当選されました大川内富男議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新副議長大川内議員の御挨拶をお願いいたします。

○13番（大川内富男議員）

ただいま、皆様方の御支援をいただき、副議長という重い職責を仰せつかりました大川内でございます。

我が曾於市も非常に難しい状況にあり、問題も山積をしておりますが、議長を支える立場から副議長として議会の皆様と市民のために一生懸命働いてまいる所存でございますので、よろしく願いを申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で副議長の選挙を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時57分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 常任委員の選任

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員に岩水豊議員、上村龍生議員、宮迫勝議員、土屋健一議員、大川内富男議員、海野隆平議員、谷口義則議員、以上7人、文教厚生常任委員に湊合昌昭議員、今鶴治信議員、原田賢一郎議員、大川原主税議員、久長登良男議員、坂口幸夫議員、徳峰一成議員、以上7人、建設経済常任委員に泊ヶ山正文議員、九日克典議員、伊地知厚仁議員、八木秋博議員、山田義盛議員、迫杉雄議員、以上6人をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間にそれぞれの常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

総務常任委員会は第3委員会室、文教厚生常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は第1委員会室で開催願います。

各常任委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前 11時26分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に開催されました各常任委員会から、正副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、報告いたします。

総務常任委員長に海野隆平議員、同副委員長に岩水豊議員、文教厚生常任委員長に今鶴治信議員、同副委員長に湊合昌昭議員、建設経済常任委員長に八木秋博議員、同副委員長に九日克典議員、以上のとおりであります。

ここで暫時休憩します。議員控室にお集まりください。

休憩 午前 11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議会運営委員の選任

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定のより岩水豊議員、久長登良男議員、迫杉雄議員、海野隆平議員、今鶴治信議員、八木秋博議員、大川内富男議員、以上7人を議会運営議員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会運営委員の方々には第3委員会室にお集まりください。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時16分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に開催されました議会運営委員会から、正副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、報告します。

委員長に久長登良男議員、副委員長に迫杉雄議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されましたそれぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前にお並びください。

（各常任委員会正副委員長整列）

○議長（谷口義則）

ここで、正副委員長を代表いたしまして、総務常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○総務常任委員長（海野隆平）

それでは、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

先ほど、議員諸氏の御信任をいただきまして、私ども各常務委員会の常任委員長また副委員長を選任していただきました。厚く御礼を申し上げたいと存じます。

議会活性化のために、そして、市民の生活向上のために、さらに邁進してまいる所存でございますので、議員諸氏の御指導方、よろしくお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時24分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を議題といたします。

大隅曾於地区消防組合議会の議員は、組合同規約により、第5条第1項の議員2人、第5条第2項の議員1人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大隅曾於地区消防組合議会の第5条第1項の議員に、谷口義則議員及び海野隆平議員を、第5条第2項の議員に久長登良男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました谷口義則議員、海野隆平議員、久長登良男議員が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷口議員、海野議員、久長議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地域公設地方卸市場管理組合議会議員は、組合同規約により、2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に八木秋博議員、九日克典議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました八木秋博議員、九日克典議員が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました八木議員、九日議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第11 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により、2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会の議員に、今鶴治信議員、湊合昌昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人

と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました今鶴治信議員、湊合昌昭議員が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました今鶴議員、湊合議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を議題といたします。

曾於北部衛生処理組合議会議員は、組合規約により、3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に、大川内富男議員、海野隆平議員、岩水豊議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました大川内富男議員、海野隆平議員、岩水豊議員が曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大川内議員、海野議員、岩水議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2条の規定のより、当選の告知をいたします。

日程第13 議会広報等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、議会広報等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、議会活動に係る情報を市民に提供することにより、市民の行政への関心、意識の高まりに応え、ひいては議会の幅広い活動を理解してもらい、積極的な住民参加が図られることが期待されます。

そこで、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、本件については、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、上村龍生議員、宮迫勝議員、湊合昌昭議員、今鶴治信議員、泊ヶ山正文議員、九日克典議員、以上6人を議会広報等調査特別委員会の委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を議会広報等調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会広報等調査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会広報等調査特別委員会の方々は第3委員会室にお集まりください。

議会広報等調査特別委員会開催のためしばらく休憩します。

—————・—————
休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時43分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に開催されました議会広報等調査特別委員会から、正副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、報告いたします。

委員長に九日克典議員、副委員長に上村龍生議員、以上のとおりであります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、市長から同意案第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 同意案第3号 監査委員の選任について

○議長（谷口義則）

追加日程第1、同意案第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、大川原主税議員の退席を求めます。

（大川原主税議員 退場）

○議長（谷口義則）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第1、同意案第3号、監査委員の選任について説明いたします。

議会選出の曾於市監査委員として大川原主税氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これから同意案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。同意案第3号、監査委員の選任については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。

同意案第3号、監査委員の選任については同意することに決しました。

大川原議員の入場を許可します。

（大川原主税議員 入場）

○議長（谷口義則）

大川原議員にお知らせいたします。

同意案第3号は同意されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日5日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時49分

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月5日

(第2日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月5日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 議長諸般の報告

第2 市長の一般行政報告

第3 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

第4 議案第90号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

（以下22件一括提案）

第5 議案第73号 曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について

第6 議案第74号 曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第75号 曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第76号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第77号 曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第78号 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第79号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第80号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第81号 字の区域変更について（末吉町百入地区）

第14 議案第82号 字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）

第15 議案第83号 字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）

第16 議案第84号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

第17 議案第85号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

第18 議案第86号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）

第19 議案第87号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

第20 議案第88号 指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）

- 第21 議案第89号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）
- 第22 議案第91号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）
- 第23 議案第92号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）
- 第24 議案第93号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）
- 第25 議案第94号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）
- 第26 議案第95号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	岩水豊	2番	湊合昌昭	3番	泊ヶ山正文
4番	上村龍生	5番	宮迫勝	6番	今鶴治信
7番	九日克典	8番	伊地知厚仁	9番	八木秋博
10番	土屋健一	11番	原田賢一郎	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	大川原主税	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	迫杉雄	18番	坂口幸夫
19番	徳峰一成	20番	谷口義則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長兼議事係長 田平五月男 総務係長 山口弘二
参事補 宇都正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	植村和信						
総	務	課	長	大窪章義	教育委員会総務課長	永山洋一						
大隅支所長兼地域振興課長	小濱義洋	学	校	教	育	課	長	森山勇				
財部支所長兼地域振興課長	小松昌寿	社	会	教	育	課	長	中峯健一郎				
企	画	課	長	岩元祐昭	経	済	課	長	富岡浩一			
財	政	課	長	池之上幸夫	畜	産	課	長	木佐貫育穂			
税	務	課	長	吉川俊一	耕	地	課	長	吉田誠得			
市	民	課	長	久留守	建	設	課	長	高岡亮蔵			
保	健	課	長	大休寺拓夫	水	道	課	長	福岡隆一			
福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次	会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	中山浩二

監査委員事務局長 高橋 和 弘
農業委員会事務局長 切 通 宏

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

日程第1、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第2 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である永山たみ子氏の任期が、平成26年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

ここで、意見調整のためしばらく休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時02分

再開 午前10時06分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議題となっております諮問第6号について採決いたします。

お諮りいたします。諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申することに決しました。

日程第4 議案第90号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第90号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代します。

（議長交代）

○副議長（大川内富男）

地方自治法第117条の規定により谷口議長の退場を求めます。

（谷口議長 退場）

○副議長（大川内富男）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、議案第90号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）について説明をいたします。

地方自治法第244条の第2第3項及び、曾於市ゆず冷凍保管庫の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市ゆず冷凍保管庫を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、株式会社メセナ食彩センターへ指定管理者として指定するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（大川内富男）

谷口議長の入場を許可します。

（谷口議長 入場）

○副議長（大川内富男）

ここで、議長席を議長と交代いたします。

（議長交代）

-
- 日程第5 議案第73号 曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第6 議案第74号 曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第76号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第9 議案第77号 曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第11 議案第79号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第12 議案第80号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第81号 字の区域変更について（末吉町百入地区）
- 日程第14 議案第82号 字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）
- 日程第15 議案第83号 字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）
- 日程第16 議案第84号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
- 日程第17 議案第85号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
- 日程第18 議案第86号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
- 日程第19 議案第87号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

- 日程第20 議案第88号 指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）
- 日程第21 議案第89号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）
- 日程第22 議案第91号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）
- 日程第23 議案第92号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）
- 日程第24 議案第93号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）
- 日程第25 議案第94号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）
- 日程第26 議案第95号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第26、議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）についてまでの以上22件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、議案第73号から日程第26、議案第95号まで一括して説明いたします。

まず、日程第5、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。

今回の制定は、曾於市山中貞則顕彰館の設置に伴い、地方自治法第244条の第2第1項の規定に基づき本案を提案するものであります。

第1条は設置目的を、第2条は事業について、それぞれ規定してあります。第3条から第5条までは指定管理者による管理について、第6条は施設の開館時間等を規定してあります。第7条から第14条までは、施設の入館者及び施設使用者の内容について規定するものであります。

次に、日程第6、議案第74号、曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本条例は平成18年度に制定しましたが、今回の改正理由は、契約の性質上翌年度以降にわたり継続的に提供を受ける必要があるものが多種多様となり、長期継続契約の需要がふえているため商慣習に合った契約ができるよう本案を提案するものであります。

次に、日程第7、議案第75号、曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴

収条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律において地方税の延滞金の割合が改正されたことに伴い、市の税外収入金に係る延滞金の割合についても、地方税の延滞金の割合と同様の取り扱いとするため、本案を提案するものであります。

次に、日程第8、議案第76号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律に基づき、地方税に係る延滞金の割合の見直しが行われたことを踏まえ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率の見直し等を行うため、本案を提案するものであります。

また、第4条の改正は、後期高齢者医療保険料の第1期の納期をなくし、7月から翌年2月までの8期に変更するもので、この改定により4月の仮賦課をなくし7月からの確定賦課のみとするものであります。

この条例は平成26年1月1日から施行し、第4条の納期変更の改正規定については、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、日程第9、議案第77号、曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律に基づき、地方税に係る延滞金の割合の見直しが行われたことを踏まえ、介護保険料に係る延滞金の利率の見直し等を行うため、本案を提案するものであります。

また、3条の改正は、介護保険料の第1期の納期を4月から6月に変更するもので、この改正により4月の仮賦課をなくし6月から確定賦課することになります。

この条例は平成26年1月1日から施行し、第3条の納期変更の改正規定については、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、日程第10、議案第78号、曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

育英奨学資金の貸与額及び償還期間等を見直し、借りやすく返還しやすい奨学金制度に改めるため、本案を提案するものであります。

第2条の改正は、第2号中において貸し付けの対象となる学校の定義について整備し、同条第4号で国、県またはその他の団体から奨学資金の重複貸与を受けていないことの条件を追加するものです。

第3条第2項の改正は、短大等及び大学等の貸与額を現行の2万6,000円から4万円に改めるものです。

第4条の改正は、貸与の期間の限度を1年とするため、新たに第2項を追加するものです。第12条の改正は第1項において、奨学金の返還を現行の5年以内から貸

与年数の2倍の期間内に改めるものです。また、同条中第3項に、育英奨学資金の貸与を停止されたものに係る返済期間について新たに規定したところです。

第14条については、規定の整備を図ったところです。この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。なお、附則第3項で改定後の貸与額の適用分について、第4項で償還期間の改定に係る適用分について経過措置を設けるものであります。

ちょっと、訂正をしたいと思います。「第3条第2項の改定は、短大等及び大学等の貸与額を現行の2万6,000円」と読み違えたものでございます。2万5,000円でございます。

次に、日程第11、議案第79号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正前の当該条例については、9月議会定例会において審議、表決をいただいたところですが、財部地域から通学生が市の思いやりバスを利用する場合に負担が発生することから、これを全額補助し中学校をスクールバスを利用する大隅地域、南之郷地区から通学生等の均衡を図るため、利用回数券購入補助を3分の1以内から、その一部または全部とし、また各団体主催の九州・全国大会以外に高校生ものづくりコンテスト全国大会や、全国高等学校ロボット競技大会等を、全国大会等出場支援事業の対象とすることが主なものであります。

なお、この改正条例は公布の日から施行するものであります。

次に、日程第12、議案第80号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正前の当該条例については、9月議会定例において審議、表決をいただいたところですが、県立3高等学校の卒業生に対して大学等進学祝金贈呈事業を適用するため、また各団体主催の九州・全国大会以外に高校生ものづくりコンテスト全国大会や、全国高等学校ロボット競技大会等を、全国大会等出場支援事業の対象とすることが主なものであります。

なお、この改正条例は公布の日から施行するものであります。

次に、日程第13、議案第81号、字の区域変更について（末吉町百入地区）について説明いたします。

県営農村振興総合整備事業末吉町百入地区の完成に伴い、従来の字界の原形をとどめなくなったことにより新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を要するため、提案するものであります。

事業内容は、区画整理面積8.45ha、事業費1億6,800万円で、負担率は国50%、県29.5%、地元20.5%であります。

次に、日程第14、議案第82号、字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）について説明いたします。

団体営農基盤整備促進事業大隅町柳井谷地区の完成に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を要するために、提案するものであります。

事業内容は、区画整理面積10.04ha、事業費1億7,060万8,000円で負担率は国55%、県15%、地元30%であります。

次に、日程第15、議案第83号、字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）について説明いたします。

県営中山間地域総合整備事業大隅町鳩ヶ山地区の完成に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を要するため、提案するものであります。

事業内容は、区画整理面積12.03ha、事業費1億8,863万円で、負担率は国55%、県30%、地元15%であります。

次に、日程第16、議案第84号から日程第21、議案第89号までの指定管理者の指定について一括して説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び各条例の規定により、議案第84号の大隅弥五郎伝説の里、議案第85号の財部保健福祉センター、議案第86号の末吉デイサービスセンター、議案第87号の大隅デイサービスセンター、議案第88号の財部デイサービスセンターを、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会へ、また議案第89号の曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、株式会社メセナ末吉へ、それぞれ指定管理者として指定するものであります。

次に、日程第22、議案第91号から日程第26、議案第95号まで一括して説明いたします。

まず、日程第22、議案第91号、平成25年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4,579万9,000円を追加し、総額を231億311万4,000円とするものです。

第2条は、継続費の補正でありまして、5ページの第2表のとおり、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業を廃止するものです。

第3条は、繰越明許費の設定でありまして、補助対象事業者が工期を確保することができないことにより、6ページの第3表のとおり保育所緊急整備事業補助金を

平成26年度へ繰り越すものです。

第4条は、債務負担行為の補正でありまして、曾於市大隅弥五郎伝説の里指定管理料ほか3件の期間及び限度額を7ページの第4表のとおり設定するものです。

第5条は、地方債の補正でありまして、8ページの第5表のとおり現年発生公共土木施設災害復旧費を230万円に増額し、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業を廃止するものです。

それでは、予算の概要を、配付してあります補正予算提案理由書により説明しますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入については、国庫支出金の障害者自立支援事業費補助金1,116万8,000円や、県支出金の安心こども基金総合対策事業費補助金2億2,288万9,000円の追加、また市債のパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業費2億5,890万円の減額が主なものです。

歳出については、事業の中止によりパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業費3億1,060万円の減額や障害福祉サービス費1,693万7,000円及び保育所運営費の保育所緊急整備事業2億4,681万2,000円、育英奨学資金基金への繰出金5,000万円の追加が主なものです。

次に、日程第23、議案第92号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6,219万6,000円を追加し、総額を62億3,206万円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書より説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入については、前年度から繰越金を6,219万6,000円を追加しています。

歳出については、医療費の増に伴い保険給付費を6,213万3,000円、総合健康管理システムの改修を行うため保険事業費を6万3,000円追加しています。

次に、日程第24、議案第93号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、総額を5億1,268万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は保険料の還付によるもので、歳入については鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を30万円追加し、歳出については保険料を被保険者へ還付するため、諸支出金を30万円追加しています。

次に、日程第25、議案第94号、平成25年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に888万5,000円を追加し、総額を50億532万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、保険給付費や地域支援事業費の追加によるものが主なもので、歳入については国庫支出金を215万円、繰入金金を181万1,000円、繰越金を287万2,000円を追加するものが主なものです。

歳出については、介護予防サービス等諸費や高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費の増により、保険給付費367万3,000円を追加し、包括的支援事業、2事業費の増により地域支援事業費を267万1,000円を追加しています。

また、平成24年度介護保険事業費の精算により、諸支出金を171万7,000円追加しています。

次に、日程第26、議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の補正であり、水道事業費用の既決予定額に182万3,000円を追加し、予定額を4億8,639万円とするものです。

第3条は、職員給与費の既決予定額に1万8,000円を追加し、予定額を8,543万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は収益的支出に係るもので、末吉上水道事業橋野浄水場送水ポンプ修繕費63万7,000円や末吉簡易水道事業高岡水源地取水ポンプ修繕費64万7,000円を追加するものが主なものです。

以上で、日程第5、議案第73号から日程第26、議案第95号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月10日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時33分

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月10日

(第3日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月10日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

（以下3件一括議題）

- 第1 議案第73号 曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第2 議案第74号 曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第75号 曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（以下2件一括議題）

- 第4 議案第76号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第77号 曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（以下3件一括議題）

- 第6 議案第78号 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第79号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第80号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

（以下3件一括議題）

- 第9 議案第81号 字の区域変更について（末吉町百入地区）
- 第10 議案第82号 字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）
- 第11 議案第83号 字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）

（以下6件一括議題）

- 第12 議案第84号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
- 第13 議案第85号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
- 第14 議案第86号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
- 第15 議案第87号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
- 第16 議案第88号 指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）

第17 議案第89号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

第18 議案第90号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

第19 議案第91号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

（以下4件一括議題）

第20 議案第92号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）

第21 議案第93号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

第22 議案第94号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）

第23 議案第95号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

第24 陳情第10号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	岩水 豊	2番	湊合 昌昭	3番	泊ヶ山 正文
4番	上村 龍生	5番	宮迫 勝	6番	今鶴 治信
7番	九日 克典	8番	伊地知 厚仁	9番	八木 秋博
10番	土屋 健一	11番	原田 賢一郎	12番	山田 義盛
13番	大川内 富男	14番	大川原 主税	15番	海野 隆平
16番	久長 登良男	17番	迫 杉雄	18番	坂口 幸夫
19番	徳峰 一成	20番	谷口 義則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳 栄一郎 次長兼議事係長 田平 五月男 総務係長 山口 弘二
参事補 宇都 正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植村 和信
総 務 課 長	大窪 章義	教育委員会総務課長	永山 洋一
大隅支所長兼地域振興課長	小濱 義洋	学 校 教 育 課 長	森山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小松 昌寿	社 会 教 育 課 長	中峯 健一郎
企 画 課 長	岩元 祐昭	経 済 課 長	富岡 浩一

財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
市 民 課 長	久 留 守	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
保 健 課 長	大休寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘
会計管理者・会計課長	中 山 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	切 通 宏
		大 隅 支 所 産 業 振 興 課 長	野 村 春 夫

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第73号 曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第2 議案第74号 曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第3 議案第75号 曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の
一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第3、議案第75号、曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第73号から質問いたします。

先日の議案提案に基づきまして、本日の各議案に対する質問は順番ごとに準備しておったんですが、先日の議案提案と本日これから始まるその議事日程を見ますと、少なからず順番が逆になっておりますので、議会運営委員のメンバーでない私は、最初、質問で多少トラブルと思っておりますので、その点は御了解方お願いしたいと思います。

まず、議案の73号でありますけれども、質問の第1点でございます。

山中顕彰館については、来年の4月から一応開館の予定ということで、それを前提としての今回の条例制定でございます。

まず、質問の第1点は、今回のこの条例を制定するに当たって、いろいろ他市町村の事例なども研究されたと思うんですけれども、特に、どこの市町村の事例を参考にされたのか。これが第1点であります。

それから、質問の第2点目は、今回のこの条例案を提案するに当たって、特に留

意された点、まあ、注意された点ですね、について、幾つかあろうかと思うんですけども、この点についてもお伺いをいたします。これは、後ほど補正予算の中でも出てきますので、補正予算に係る疑問点についてはその段階で質問をいたします。以上、2点であります。

それから、議案の74号と75号、通告用紙、出してたかどうかわかりませんが、この点について一、二点質問をいたします。

この議案の74号と75号はもう、率直に言って、どなたが見てもこれだけではとてもわからないといいますか、わかること自体がはっきり言って難しい、そうした内容でありまして、事前に担当の財政課長から1時間近くいろいろレクチャーを受けたんですけども。

まず、質問の第1点でありますけれども、これは国の法改正に伴っての今回のこの議案提案でありますけれども、既に一般会計の分野の、例えば、国保税等については、市民税等については、本年度のこの最初の臨時議会だったですか、でも提案がされて議決を経ております。今回は、残った部分についての条例の改正提案であるといった説明でありますけれども。

質問の第1点でありますけど、今回のこの議案の提案で、既に、曾於市としては、関連する条例改正は全て終わったと見ていいのかどうかです。これが確認方々の質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目は、いろいろお聞きしますと、例えば、市民が市に払っている税金等を、使用料等を含めての中で、今回の条例改正を含めて、全てこれで終わるわけではないといった説明でございます。もともとが、いわゆるこの税等の滞納に伴いまして、14%を超える利率自体が非常に現実的でないというか、行政の基本的なありようから見てですね、それが半額の7%に落ちたとしても、それでも大きな金額でありますけども、それ以外に、水道使用料等については、全然この考え方の定義といいますか、定義が違いまして、これは対象になっていないということでもありますけども、これらを含めて、もっとわかりやすい形で、曾於市における税金等のあり方について、いわゆる滞納についてのこの今回の条例改正を含めて、わかりやすく説明をしていただきたいと思いますと考えております。

3点目、今回のこの条例改正に伴いまして、大体1年間に何件、どれぐらいのが、例えば、24年度決算ベースでいいますと、対象となるのかです。まあ、市民から見て恩恵といってもいいと思うんですが、対象となるのか試算されていると思いますので、以上、3点について報告と答弁をしてください。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議案第73号、山中顕彰館の設置条例ということでございます。

1番目の、他の市町村の事例を参考にしたかということですが、実は参考にいたしております。日置市さんの東郷元外相、それと日南市の小村寿太郎記念館等を参考にいたしているところでございます。

条例制定について一番注意した点ということですが、設置、第1条ですが、設置の目的、やはり山中先生の業績等を中心に考え、それと、山中先生以外の先人、いろいろな、まあ、吉井先生等いらっしゃいますけれども、そういったのも入れたところでございます。

第2条の事業としましては、山中先生に関する事、それとまた、ほかの先生の資料収集とかそういうのを掲げているところでございます。

ほかの市内の施設等もですが、違うところが第8条でございまして。入館料は無料とするとしていただいております。この事業が始まる前から、山中先生に親しくした、先生の業績等をいろいろと子供たちやら大人に触れていただきたいということで、入館料は無料としたところでございます。

その他については、ほとんどほかの施設等の条例と同様でございまして。山中顕彰館についても指定管理ができることをうたっているところでございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず2つ、74号と75号ですが、74号については、国のいろんな法の改正に伴うものではございませんで、75号が市税等の徴税法の一部改正を受けてのものでございます。

まず、上のほうですが、74号のほうですが、この背景といいますか、これ、16年の地方自治法の改正を受けまして、曾於市長期継続契約とする契約を定める条例を18年度に決めました。主にパソコンやリース等の事務機器設備投資を伴った機器業務についてのみ、長期継続契約として契約を結んだところであります。

今回の条例改正は、本条例制定後7年を経過しておりますけれど、自治体の状況や一般的な商慣習を勘案しまして、物品のリースやその物品の保守委託等の契約を一般的な商慣習として複数年にわたって契約しているものについて、今回この長期継続契約の範囲を拡大したものであります。

それから、次の75号のほうですが、この背景といいますものが、先ほど申し上げました、地方税法の一部改正を受けまして、平成25年3月31日で専決処分し、地方税条例の一部を改正する条例にあわせまして、これは市税ではなくて、市税外の収

入金について、延滞金の割合の特例規定を改正するものであります。

延滞金は、期限後納付する場合に利息はつきますけれども、近年の市中銀行等の利息が非常に低金利のために、現在の状況にあわせて引き下げをすることにより、早期納付を促すものでございます。具体的には、納期限後1カ月以内の納付による延滞金の率が、従来の4.3%が、26年1月1日からは2.9%になると。したがって、1.4%の減になると。また、1カ月を経過した時点で改正前14.6%であったものは、改正後9.2%になりまして、5.4%の減となるということで、いずれも率が下がってくるというものでございます。

議案提案は全て終わったとみてよいかというのがございましたが、こちら、私のほうから言っているのかどうかわかりませんが、ほぼ全て、これで条例の整備が終わるというふうに考えているところでございます。

それから、何件ていいますか、影響額ということではないかなと思いますけれども、これにつきましては、24年度の決算で見ましたときに、市税以外の収入未済額が6,456万4,000円でございます。単純にこれが変わってきますと、やはり率が落ちてきますと、9,000万円前後と。14.6%の場合がですね。9.3%の場合が600万円までいかないのではないかなと。失礼しました。300万円程度の減額というふうに考えております。先ほどの14.6%の場合が……。

（「900万円じゃないですか」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

失礼いたしました。改正前の14.6%の場合が942万6,000円ございましたけれども、改正後の9.3%で試算しますと600万4,000円となりまして、約、影響額というのが300万円前後、そして、先ほど申し上げた14.6%の場合が900万円前後でございます。と申しますのは、これは延滞金でございますので、本来払っていただくべきところが、いろんな理由がございまして払えなかったということで、先ほど申し上げましたこの決算の分が全然払われなかったとした場合です。中には、後から払われたりする分もあるわけですので、これ、あくまでも試算ということになります。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

まずは、議案の73号について、山中顕彰館、まず、市長に1点伺います。

これまで、この問題についても本会議で私も何回となく当時の池田市長に質問をしてきた経緯があり、池田前市長の考え方では、この山中顕彰館は全額市内外の寄附金により管理運営を行いたいということ、再三、私の質問にも答弁されてきた経過がございます。

このあり方への方法については、当時、共産党議員団と若干違いがありましたけ

ども、この全額寄附ということは率直に評価してきた経過がありますけれども、五位塚市長としても、今後、管理運営、この26年度から出てくるわけでございますけれども、を含めて、修繕費等を含めて、全額一般財源ではなくて寄附金等によって対応したいといった前市長と同じ考え方だと理解していいのか、確認方々の質問であります。

質問の第2点目でありますけれども、ただいま課長が話されましたように、一応、特徴というのは無料ということであります。私もそれがいいのじゃないかと思っております。当初はともかく、やっぱり5年、10年たちますと、先日も日南の小村記念館に、私、行ってきたんですけれども、やはり長い目で見た場合は、なかなかそう何回と足を運ぶことは少ないと思うんです。その点でいいのじゃないかと、率直に言って受けとめております。

質問の関連して2点目でございますけれども、全額、仮に寄附で対応したいといった場合に、どうしても財源の確保の問題がございます。質問の第1点でありますけれども、財政課長ですかね、今までの寄附金の総額が幾らで、そして、計画に照らして到達点が幾らで、さらに今回、補正予算でも出てきておりますけれども、あるいは基金繰り入れの5,000万円を含めて、今後の財源の活用のあり方、これは26年度以降を含めて、当然、資金計画と事業計画をしっかりと現段階で可能な限り定めなければいけないと思うんです。これは、委員会でも恐らく付託された後、論議が集中すると思うんですけれども、現在、どういった事業計画なり資金計画なり、あるいは収支、利用ですね、利用計画なり、利用も収入は一定やっぱり確保するようになっております。条例ですね、使用料等について。ですから、そういった、まあ、もう1回言いますと、事業計画、それから関連して資金計画、それから利用計画を含む収支計画ですね、当然、条例として、あるいは開館を間近にしている現段階において、議会に文書として提出しなけりゃいけないと思うんです。これも委員会でも当然、資料要求あるでしょうけれども、それがもうできておりますか。まあ、細かいことはともかくとして、それを前提として、私は、提案は、条例はすべきだと思うんです。その点でお答え願いたいと考えております。もし不十分だったら、これは早急に12月の審議の間までに、やはり委員会等を含めて議会に提出すべきだと思っております。

次に、議案の74号について質問をいたします。財政課長が言われましたように、これは国の法改正を受けてないわけでありまして、しかし、間接的には国の法律とももちろん、財政課長、関連がありますよね、関係が。その関連性で質問いたします。

私たち地方自治体におきまして、無数に近いほどのいろんな委託料を含めた契

約案件があります。契約があります。これらが、2年以上、複数年度にまたがる契約等を結ぶ場合は、当然、その法律等に従って債務負担行為を結ばなければなりません。

単純な質問でありますけども、今、申し上げました、複数年度にまたがる場合に債務負担行為をしなけりゃいけないというのは、課長、法律の何条でそれは明記されておりますか。これが質問の第1点であります。なぜかといいますと、後ほど指定管理がもろもろ出てきますけれども、関連性が非常に深いからでございます。

質問の第2点でありますけど、しかし、一回一回金額のそう多くないのを含めて債務負担行為を結ぶというのは、行政上もう煩雑であって、ある意味じゃなじまない側面があります。ですから、課長の答弁にありましたように、数年前から、やはりこれは国の助言・指導もあったと思うんですけれども、もう結ばなくってもよくって、それぞれ市町村で単独に条例をつくりまして、これこれとこれこれについてはもう結ばなくていいですよという条例をつくったら、もう結ばなくてもいいですよって。何もかも全て結ばなくていいってことでなくって、それは、法律との関係や長年の日本の法慣習に従って、もちろん制約はあります。課長、そうですね。これ、一部ですよ、例外は。で、その例外の一つとして数年前に本市も条例が制定されて、今回、その枠を若干広げるといってことで改正措置がなされたのが今回でございます。この点、私が言ったのは間違いがないかどうかですね。先日、課長からレクチャーを受けたばかりでありますけど、これが質問の第2点目であります。これ、間違いがないかどうかですね。間違っていたら訂正をしていただきたいと思います。しております。

3点目、関連して、今回のこの条例改正に伴って、基本的には、曾於市において、法律の範囲内で債務負担行為を起こさなくてもいい事例については、ほぼ今回の条例改正でもうカバーできると考えているのか。まだ、今後、検討すべき課題が、対象を広げるべき項目はあるのかどうかですね、曾於市の場合。もし、あるとしたら、お答え願いたいと考えております。まあ、ないのかどうかを含めて、これは行政でないと、私たち議会門外ではわからないからでございます。

以上が、質問の3点でございます。

議案の75号については、いろいろ問題点はありますけれども、基本的な、対極的立場から見たら、市民の、問題ないということで、もうこれ以上は質問いたしません。

以上です。

○市長（五位塚剛）

山中顕彰館について、これから市の一般財源を投入しないというのが基本的であ

ったけど、どうかということでございますけど、この顕彰館については、提案のときから、前市長も含めて、市民の税金、一般会計のお金は投入しないというのが前提でございましたので、そのことは基本的にそうしたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

収支計画ということ、それと資金計画ということの質問だと思っております。

まず、収支の計画です。一応3年間、私ども見積もったところでございます。平成26年度開館ということで、入館者を3,000名ほど、約、見ております。27、28、まあ500ぐらい、議員もおっしゃったとおり、年数がたてば若干減ると思って、入館者数の予測を立てているところでございます。

それと、収支計画ですけれども、平成26年度が、まあ、入館料が無料ですので、施設を使う条例はつくっておりますけれども、それほど見込めないということで、平成26年度を約20万円、27、28を15万円ずつほど見込んでいるところでございます。

資金計画ということですが、この寄附金を、市長が申し上げましたとおり、寄附金で運営をするということですので、その寄附金がある程度決まりましたら、今の段階では、資金計画というのは持ち合わせていないところでございます。年間、今、530万円ほど維持管理費がかかっておりますので、これを単純に基金で530万円がずっと続くということになりますと、基金の状況からすると、30年ほどは、まあ、基金を全部使えばと、例えばの話ですけれども、そういった形になるかと思っております。そういった管理の計画というのは、これからまた皆様にお示ししたいと思っております。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

この山中基金の現在高ということですが、きのう現在で2億5,491万7,827円ということでございます。全体計画が当初の段階で5億円ということでございましたので、今、ようやく半ばを過ぎたところかなというふうに考えております。

それから、条例のほうですが、債務負担行為のことについて聞かれました。これの法的根拠はどこなのかということでございましたが、これは自治法の214条に債務負担行為というのがございます。ここが根拠法令だというふうに思っております。

それから、基本的には今の法律の範囲でということですが、ほかに対象があるのかということですが、まあ、今もありますけれども、今回は車両のリースですね、ホイールローダー等の、こういったことを想定しておりますが、それ以外には、今のところ出てきてるところはございません。今後また、もし出てきましたら検討していかなきゃならないかというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

山中顕彰館について、3回目、課長に質問いたします。

ただいま、課長も答弁がありましたけれども、それなりの収支計画、その前提となる利用計画は策定されてあるようでございますけれども、基本的に今の段階で、先ほどの繰り返しでありますけれども、条例を提案している以上、セットで可能な限り現段階で策定できる利用計画等について、文書で議会に提出すべきだと思っております。

それを前提にして、やはり委員会、本来やったら本会議を含めて論議したかったのでございますよ。ですから、その点で開会中に提出してください。答弁をしてください。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

利用計画等については、この議会中に皆様にお示ししていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、迫杉雄議員の発言を許可します。

○17番（迫杉雄議員）

3件中、私は議案第73号について質疑いたしますが、今、出ましたように、山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例ということで、私、委員会外、所管外ですので、この場で市長に質問をしたいと思っております。

まず、条例の中の第2条から入っていきたくと思っておりますが、事業で掲げられている第4号です。第2号に規定する以外の資料等の保存、収集及び展示に関することとありますが、今も出ましたが、やはり本市において、歴史の中で吉井淳二画伯というのは当然こういう類いには出てきますが、吉井淳二画伯についての配慮はどうなっておるのか、まず、お聞きしたいと思っております。

それとあわせて、教育施設としての活用が述べられておりますが、今の段階での、計画の段階での思惑は、どういうところに力点が置かれているのか、あわせて答弁を求めたいと思っております。

それから、条例、条項で前後しますが、今、出ましたように、第8条に入館料等々無料ということですが、あえて無料なのか。先ほど参考にされた日置市、また日南市のほうの小村寿太郎等の記念館等を考慮してかもしれませんが、やはり、今後ずっと、本市における、今後出てこないような施設になると思っておりますので、あえて無料にしたという意図感を、もう1回聞き出したいと思っております。この有

料、無料、金額に問わず、条例の中で無料とうたえば、もう、今後ずっと無料で対応していくと、無料が功をきたすのか、または、有料が先々の展望が見えるのか、そのあたりの考えのもとに答弁を求めたいと思います。

あと、入館料について考えられますことは、ただ無料ですのでいつでも見て下さいと、施設ですよというわけにはいかないと思っております。先ほどから出ておりますように、寄附金で賄うということですが、年明け4月以降のオープンに向けては、やはりそれなりの物を準備するんだという気持ちですが、計画の中でパンフレットとか資料とか、この類いの施設には必ずつきものですが、これについてもいろいろ考えなければいけないのじゃないかと思いますが、今の段階でもパンフレット等の計画はあるのか、入場に間に合うようにできるのか、それもあわせて答えてもらいたいと思います。

それから、顕彰館設置に対して、当初の基金というのが5億円目標でしたけど、現段階の基金の額が2億5,000万円相当は入っていると。平成23年1月1日から今日まで、もう3年を超えるところですが、現段階で、市長が、市長に就任以来、顕彰館寄附金等について活動されたのか、されたのであれば、まず答弁を求めたいと思います。

あとは、2回目で質問したいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市長就任をいたしまして4カ月が経過いたしました。山中顕彰館については議会の皆さんたちの合意のもと進めておりますので、当然ながら、基金、募金を、寄附を目標に近づけるようにするのは当然のことでございます。

沖縄の方々と、この間、連携をとりまして、具体的には約1億円規模の寄附が、今、集まる段階になっております。また、そういう方向で、近々また提案はしたいというふうに思っております。

また、4月のオープンに向けて、観光客をどのようにしてこの場所に行ってもらおうかということも含めて、大型バス等が入りませんので、今後そういう方々も入場できるような体制づくりを担当課と今後検討して、たくさんの方が入場できるように努力をしたいというふうに思います。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

設置の第1条に書いてあります先人ということで、議員もおっしゃるとおり、吉井先生が地元ですので最初に思い浮かべるわけですが、吉井先生の絵も山中

先生は持っていらっしゃると思いますので、それをいろいろと通路とか部屋に、応接室とかそういったところに飾る予定にいたしております。

それと、事業の第2条の教育施設としての活用ということですが、山中先生の業績、まあ、生い立ちといいたしましうか、都城中学校を卒業されて台湾の先生をされ、それで地元に戻られて青年団活動もやっていたらということでお聞きいたしておるところでございます。顕彰館の、先生のいろいろな業績、功績等も展示するわけですが、それを子供たちに見ていただいて、曾於市の子供たちに大志を抱いていただくというような場に考えているところでございます。

それと、入館料の無料の意図はということですが、確かに、私も参考しましたほかの会館では、入館料は200円だと聞いておりますけれども、最初は、徳峰議員のときにも述べましたように、先生は市民の方々、特に高齢の方々と思っておりますけれども、青年団活動を通じていろいろと密接な関係を持ってらっしゃった先生だと思っておりますので、一人でも多くの方々に無料で入っていただき、先生の功績をしのんでいただければいいんじゃないかということで、無料にいたしたいところでございます。

それと、パンフレット等の印刷、開館に向けてということですが、パンフレットの印刷は若干おくれるものと、今の時点では、私、思っているところがございます。なぜかといいますと、資料収集等いろんなのがありますけれども、開館時には間に合わせたいんですけれども、その撮影等が間に合うか、ちょっと私も、今、疑問に思っているところですが、なるべく開館に向けた、そういった、間に合うようには考えてはいるところでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

まず、1回目で質問しとけばよかったんですが、今度は、第6条に開館日と休館日等があるということと、やはり、この無料と有料というところで、いろいろ議論をしなければいけないと思っております。と申しますと、やはり、今、出たように、ほかの類いが200円と。私はお金の問題じゃないと思っておりますし、やはり大人が200円やりや子供は100円だと。やはり、有料にはわかりませんが、そこに顕彰の意味も考えられるんじゃないかなという気がしております。やはり、いろんな議論の中で「無料はよかよと、ただより」ということですが、そこらあたりで、あるいは、末永くこの顕彰館を本市の一つの誇りとして残すのであればいかなもなか、まあ、委員会のほうでもいろいろ検討されるんじゃないかなと思っておりますし、先ほどの質問の中で、初年度は3,000名ばかりということですが、例えば、200円で見て、60万円でも50万円でも、やはり管理費というふうにするべきじゃないかと

思って、この質疑に立っておるところです。

あと、議案の91号でも出ておりますので、その分のほかは91号でも質疑したいと思っております。どうしても、この無料にした意図感が今のところ伝わりません。

それにあわして、観光という言葉が出てきましたが、当然、活性化並びに観光です。それにあわして、6条では休館日がうたわれております。毎週月曜日は休館日ということですが、1月1日から1月4日、また12月28日から31日までの、トータルで言えば12月28日から1月4日までだなという受け取り方ですが、やはり、この郷土という言葉やら、やはり都会から、全国から入館者を迎え入れるのに、一番地域的に、社会的に人が動く時期だし、この時期に行ってみたら閉まっちゃったとかというような考えも出てくるんじゃないかなと。まあ1年に一度とか、まあ、一度どま見らないかんというような、いろんな人の思惑があるわけですが、あえてこの休館日が設定された意図感をお聞きしたいと思います。

あと、やはり全国的に発信するとなりますと、この管理に関する条例の中で出ておりますが、この中で、資料でも添付されております「仁の間」「智の間」、この名前の、命名ですね、命名についても、どのような意図感の中でこういう名前がついたのか。私はいろんな受け取り方があると思いますが、やはり、この命名について、一つは、こういう人物を想定するか、また、あの場所を想定するか、今までのいきさつを想定するかというような思惑がなければ、私たち曾於市民として、やはり内外に発信が難しいんじゃないかなと思いますので、意図感だけでも答弁を求めたいと思います。

あと、前後しますか、先ほどから課長の答弁の中で出てきましたが、入館料無料の場合に基金が枯渇するということは想定されないかです。たしか、今、五百何十萬円の年間維持費を考えていると、運営費を考えておるところですが、やはり一旦オープンすれば、もう光熱水費の維持費ばかりで、管理できるという補償は全然ないわけです。やはり、ある年には物入りが出てきます。そうすると基金から繰り出すわけですが、やはり、いつの時期か基金が枯渇するという議論はされているのか、あわせて答弁を求めたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員の、入館料の件ですけれども、私どもの意図としましては、先ほど申し上げましたように、先生の功績に広く市民の方々、内外の方に触れていただきたいということで、入館料は無料にしたところでございます。

それと、休館日を設けたということですが、やはり、東郷外相、小村寿太郎館等をいろいろと、他の施設も参照をさせていただきました。それで、やはり年

末年始というのは休館日ということになっております。いろいろと議論をされて、お正月、そういった形でお客様がふえるようでしたら、第6条の参考に「市長が認めるときには開館できる」と書いておりますけれども、現時点ではまだそれを書いていない、うたってはいると、休館日は設けているところでございます。

それと、部屋のネーミングでございます。これについては、いろいろと部屋の、間のネーミングがいろいろと提案があったところでございます。山中先生の歩んできた道を触れたと、その足跡に触れる「礼・仁・義」といった、日本人が大切にしてきた、人として備えるべき十徳ということで、「信・仁・徳・楽・義・礼……」そういった形の間を、ネーミングとしてつけたところでございます。

それと、基金の枯渇ということですが、やはり、先ほど徳峰議員からもありましたとおり、途中で会館の補修とか、そういったことも考えられますので、今後、それは議会の皆さんに示していきたいと思っております。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

条例制定については、今、課長の答弁と、私はこの場での質疑、議論ではなかなか進まないというのは重々考えておりますが、やはり、ある、今日まで、これからの曾於市の、まあ、目玉といいますか、郷土に誇りを持たすための施設と、また偉人、人物ということを考えますと、やはりどうしても全力投球をしなければいけないというのは私だけじゃないと思っております。

1点だけ、後ほどの91号でも聞こうという考えもありますので、市長は、今、答弁の中で出てきた、沖縄から1億円相当が入るということでしたけど、市長が、私は以前、9月でしたかね、市長に沖縄に足を運ぶ考えはないのかという質問をしましたし、また、その類いはどのような形で沖縄のほうからも顕彰館事業に寄附がいただけるのか、市長の立場から答弁を求めたいと思っております。やはり、町を挙げて取り組むのであれば精一杯頑張ってもらわないかんし、ありがたいことに沖縄のほうからもそういう協力がもらえるのであれば、もう、やはり、そこあたりがやっぱり顕彰、もしくは偉人と、皆さん方が御承知のとおり「沖縄に行けばカンサマよ」ということは周知のとおりであります。そこらあたりの類いから、やはり曾於市を、また山中貞則顕彰館を沖縄に発信するための類いですので、市長の4カ月の行動の中にそれがあったのか、1点だけ伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

沖縄の方々は、沖縄復帰に向けての最初の山中先生が長官でありまして、非常に貢献度に対して御礼を感じております。そういう意味で、超党派でこの顕彰館に対する基金集めが設立されまして、その趣旨に基づきまして、今、募金活動が進んで

いるようでございます。今、中間報告によりますと、約1億円規模の寄附が集まっているということで報告を受けております。また、私としても、機会があれば沖縄のほうに出向いて、また沖縄の方々と懇談をして、最大の、また寄附のお願いもしたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほどの徳峰議員のところで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

影響額のところでございます。この影響額につきましては、24年度の決算が約6,400万円でございます。収入未済額はですね。これ、市税以外でございます。それが、この14.6%の場合で計算しましたときは約900万円、そして新しい率になりましたときに約600万円になります。それで、その影響額というのは約300万円と。先ほど申し上げましたように、全然入らなかった場合ということでございますが、300万円。これは14.6%だけの分で計算してありますので、御了解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第76号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第77号 曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第76号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第77号、曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第78号 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第7 議案第79号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改
正する条例の制定について

日程第8 議案第80号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、議案第78号、曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第80号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の78、79、80は私の所属する文厚委員会でありますけれども、これは、去る9月の議会の委員会を含めた議会の論議の中でもいろいろありました。私も申し上げました。教育委員会も認めておられるように、まだ内容が不十分な内容でありましたけれど、ともかく、この条例については認めていただきたい。今後、条例改正を含めて、不備な点は追加していきたいといった経過が9月議会でもございました。

それを受けての今回の条例改正ではないかと思っております。詳しくは文厚委員会でももちろん質問いたしますけれども、そういった経過がありましたので、80号については1点だけ、本会議の質問になじむと思いますので、通告用紙を出しました。

この議案の80号を見る限りにおいて、こういった9月議会の不十分な点については、追加措置を行いたいということを受けての今回の提案でありますけれども、こ

れを見る限りにおいては、大学進学祝い金として3万円を贈呈するというのがありますけれども、これを提案するに至った経過について、この金額を含めて説明していただきたいと思うんです。これはいろいろ、はっきり言って、効果がどれだけあるのか、あるいはこれを出すこと自体をどう評価するか、肯定的に評価するか、あるいはマイナス、否定的に評価するか、後ほどの同僚議員の質問にもその観点からの質問もあるようでございますけれど、いろいろ受けとめ方があるかと思うんです。

一般的に申し上げまして、いわゆる祝金等については多くの関係者を含めて方々が納得するのが前提とならなければいけないと思っております。

話が飛びますけども、長寿祝金、敬老祝金もまさしくそうでありました。

この3万円についても、議論が分かれるところじゃないですかね、これは。効果のあり方を含めて、金額のあり方を含めて、どういった経過でもってぽんと今回——あえてぽんと言います——出されたのか、非常にわかりづらい。委員会ではこれは質問するのになじまないですので、あえて本会議で質問いたしました。

ほかに、今回条例改正されてない点で議論があった項目がもしあったら、お聞かせ願いたいと考えています。

この条例のもともとは、近いうちに3つの高等学校が統合されるということで、それを一方で、側面から在校生を支援するという意味での条例であったはずでございます。ほかにも支援措置は議論されたのかどうか。もっと総合的に、私は、やはり提案をすべきじゃないかと思うんです。

そういった、3万円については一種の奇異といいますか、奇異感、奇異感も持っておりますので、くどいようでありますけども質問いたします。まとめて答弁をしてください。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

大学等進学祝い金贈呈事業につきましては、曾於高校に対する総合支援対策の事業の一環として、先の9月議会において議決いただいたところでございます。

文厚委員会での審査の後、3高校の校長に再度意見を聴取いたしましたところ、閉校予定でありながら、在學生は自分の夢の実現のために、また母校のために、精一杯頑張っているという状況にありますと。曾於高校と同じように支援をお願いできれば、子供たちにとってもやりがいになるというようなことでありました。

このようなことから、3高校の夢を引き継ぐとともに、市内中学校の卒業生を確保し、曾於高校への入学等につなげるためには、やはり3高校の在校生から支援する必要があると思ったところでございます。

このようなことから、大学等進学祝金贈呈事業を末吉高校、岩川高校及び財部高校の3高校の在校生にも適用するものであります。

3万円については、いろいろと議論もございますが、曾於高校の文理科等の卒業生を対象としました10万円がございますが、その他の卒業生で大学に入学したら3万円ということで、それに合わせた金額でございます。

あと、支援でそれ以外に議論はなかったかということがございますが、各種大会出場補助金等で高野連とか高体連とかございますが、それ以外の、例えばものづくりコンテストとかロボットコンテストとか、そういった部分についても支援はできないのかという御質問等もございました。

しかしながら、これらについては、もう大会等が終わっておりまして、今から支援するにはちょっともう間に合わないのかなというようなことで、今回の条例改正では来年度の大会出場から3高校のほうにも、そういったものづくり大会とか全国大会等を拡大いたしまして補助をしようかなということで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

ある面では、これは絶対ということはありません。10人が10人、100名なら100名の方が評価される、あるいは全否定されるということはないと思うんですよ。

しかしやはり、贈呈事業といいますと、名前にあるように祝金ですよ。かなり、ある面ではデリケートな面も持っておりますので、やはり、かなり深い検討とあわせて、一つだけ単独でぼんと提案するんじゃなくて、幾つかの事業を組み合わせ形で総合的に、受け取るほう、議会で審議するほうが総合的に判断できるような、そうした提案のあり方が、当局にとって私はいいと思うんです。その点は、委員会等でも議論になるかと思いますので一言申し上げておきます。

質問でありますけども、例えば25年度での在校生を見た場合に、生徒が何名いて、その中でおおむねこの3万円が贈呈の対象というのは大体何名ぐらいが予想されるのか、当然検討されていると思います、過去の実績等を踏まえて。お答え願いたいと考えております。

これは金額の問題じゃないんですよ。金額はまあ、そう大きな金額じゃないんで。全体の、要は卒業生の中で一定、制約されたといいますか、限定された子供たちだけを、いわば、生徒の中でも3万円を支給するわけですよ。ですから、ある意味では非常にデリケートな面も含んでいると思うんです。ですから、その点で全体の中で何名が、過去の実績等に照らして——来年、これが認められたとして、議会

で——対象となるのか、答えていただきたいと考えております。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

ただいまの、末吉高校が277名、1年から3年まででございしますが、あと岩川高校が201名、それから財部高校が142名在籍しております。

その中で、大学の進学が25年度が全員で27名おりました。そういったところで、財部高校が8名、岩川高校が3名、末吉高校が16名、それぞれ25年度において大学・短大等へ進学しているところでございます。

いろいろと来年度に向けまして、また子供たちも頑張っているようでございますので、来年度予算におきましては大体3万円の45人程度を当初予算で計上しようかなと思っているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

くどいようでありますけども、全体の卒業生が二百数十名ですよ、課長。その中でさっき言った、私あえて制約あるいは限定という表現を使いましたけども、それが四十数名になるそうでありますけども、方々に3万円を支給するとして、どれだけの効果が、効果ははっきり言って期待できないと思うんですよ。どれだけの評価が得られるかと、価値判断の問題として、このあたりはかなり突っ込んだ議論がされましたか。

もうこれ以上は聞きませんが、お答え願いたいと考えております。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

なかなか、大学進学におきますいろんな授業料とか教科書代とかいろいろございまして、3万円はもうほんのわずかのところでございますが、やはり現在の3高校を支援すること、それとまたその魂を次の曾於高校に引き継いでもらうこと、そういったところを周知することによって、また曾於高校がその3高校の伝統を引き継いでいってくれるものと思っておりますが、なかなかそういった目に見えた効果とか、あと評価とかいうのはまた今後出てくると思っておりますが、なかなかそのところは3万円でどれだけの効果があるのかというのについては、やはりなかなか難しいところと思っております。

いろいろと御意見があるようですが、今後またいろいろと3高校、曾於高校とも連携をとりながら、いろんな意見を集約していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第81号 字の区域変更について（末吉町百入地区）

日程第10 議案第82号 字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）

日程第11 議案第83号 字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第81号、字の区域変更について（末吉町百入地区）から日程第11、議案第83号、字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）までの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の81、82、83号はそれぞれ関連がありますので、一応ダブっていることを含めて、内容を含めて質問をいたします。

まず、質問の第1点でございますけれども、字を変更するということは、当然、地権者にとっては登記簿等の字の変更もしなければいけないかもしれません。あるいは、せざるを得ないことになるかもしれませんけれども、地権者の立場から見まして、こうした場合に、いわば行政の都合によりまして字の変更を行う。地権者にとっては不都合や、ある意味では不自由が生じることもあり得るかもしれませんが、このことで地権者にとって不都合や不自由は生じないのかどうか、これが質問の第1点であります。

第2点目に、不都合や不自由等が生じた場合に、市としてはどういった対応をする考えであるのか。これが質問の第2点であります。

関連いたしまして、質問の第3点でございますけど、例えば81号、81号を見ますと、この図面を見ますと、81号の中でこの色刷りの図面で見ますけれども、従来の同じ地番が今回の字変更に伴って、同じ地番内で字が分かれたケースが出ておりますよね。私の見間違いでない限りにおいては。こうした同じ地番で字が2つに分かれたところは見られないのかどうか、確認かたがたの質問でございます。

こうした場合は当然、地番が分かれるだけでなく字そのものが2つに分かれま

せん。幾ら山林等でありまして。こういった点については、どう対応をされるのか、先ほどの質問に関連いたしますけれども。

あるいは82号や83号などを見た場合に、字の変更前と字の変更後の字の境界が、この添付資料ではわかりづらいんですよ、82号や83号は。私だけでなく誰が見てもこの変更前と変更後がわかりづらい図面になっているのじゃないでしょうか。

質問でありますけど、やはり議会に添付資料として提案する以上は、誰が見ても、議員が見てもわかる形での図面を添付していただきたいと思うんですよ。もう一々事例は説明いたしませんけども、もう課長、そうですね。この図面を見る限り、変更前の字がどこからどこまで、変更後の字がどこからどこまでというのが全て判別、区別がしづらいところが出てきているでしょ。これではもう図面たり得ないといえますか、図面としては不十分じゃないでしょうか。

そのあたりを含めて、説明をもって答弁をしていただきたいと考えております。

以上、まとめた質問であります。

○耕地課長（吉田誠得）

まず、1番目の問いでございます。

変更後、地権者に不都合や不自由は生じないかということでございます。

結論から申し上げますと、字の変更によりまして地権者に不都合や不自由は生じないというふうに考えております。工事前の土地の権利証は、換地処分によりまして、字や地番、面積は変わっても、引き続き効力を有するというふうに考えております。

それと2番目の、もし、不都合等があった場合にどういうふうに対処するのかということでございますけれども、現在は区画整理をする場合は、まず事前換地を行います。新しい字の区域につきましては、工事後の区画に基づいて、換地委員会とかそういった受益者の代表との協議を行って設定を行っております。でありまして、当初の段階からこういったことは、予想されるものについては、異議のないようにいろいろ協議を重ねているということでございます。

それと、同じ地番で字が分かれた土地はないかという御質問でございますけれども、これにつきましても、もちろんその換地委員会等でも十分論議を尽くしておりますので、こういった事例はございません。

それと、最後の御質問でございます。非常に見づらい図面ということで、大変申しわけなく思っているところでございます。まず、この81号につきましては、大体おわかりいただいているというふうに考えております。議案書の30ページでございます。大体中ほどに、大体直線的に分割しております、この字界がございまして、これについては大体御理解いただけるというふうに考えております。

めくっていただきまして34ページでございます。34ページにつきましては、中央に一点波線がありますけれども、これで字の後藤と松山の字界を示しているということでございます。左側が後藤、右側が松山という字になっております。

めくっていただきまして35ページでございます。35ページは、変更後は全部、字前原というふうになっております。したがって、これは字界はございません。全部、前原という字でございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思っております。議案第83号の変更後の字界でございますけれども、39ページの右上のほうに方位を示してあると思っております。方位が記載してありますけれども、その下のほうに直線的に緑と白で識別して分割されている字が、これが字界になっております。左側が鳩ヶ山で右側が向平ということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

こういった提案はそんなしょっちゅうあるわけじゃないんですけど、たびたびありますので、もっと丁寧に、こういった内容面以前の問題としての質問でありますので、しかし、どなたも議員はわかりづらいと思っておりますので、丁寧な説明を含めて添付をしていただきたいと思っております。もう答弁はよろしいです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第12	議案第84号	指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
日程第13	議案第85号	指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
日程第14	議案第86号	指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
日程第15	議案第87号	指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
日程第16	議案第88号	指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）
日程第17	議案第89号	指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、議案第84号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）から日程第17、議案第89号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）までの、以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

これも先日の議案提案と今回の一括質疑がもうごちゃごちゃになっていて、準備が私、全然違っているものですから、もう一括して質問をせざるを得ません。こういった大事な問題が一括審議というのは、非常にいかなものかと思っておりますけれども、いかんせん、議連のメンバーでないですので、これに従いたいと思っております。

まず、質問が多項目にわたりますけれども、1点であります。

結論的に申し上げまして、曾於市のこの指定管理についてもまだまだ内容等含めて不十分であるということを前提に、当局を含めて私たちは確認しなければいけないと思っております。

日本の場合がもともと指定管理制度はなくて、今から10年前に法の制定が行われて、曾於市ではわずかにそれを受けて8年前に条例制定がありました。その後、ある面では私の主観的な感想として、市当局は機械的な、法の改正を受けまして機械的な対応で、いわば指定管理を導入してきた経過がありますけれども、当時、共産党議員団は、私が代表して、いろいろな問題点はあるけれども、しかし、今回は初めての提案であって、あえて目をつむって賛成したい。しかし、2回目以降の提案では、大体指定期間が3年から5年でありましたけれども、その経験を踏まえて不十分な点は手直しをした上で提案していただきたいということを、一回一回、賛成討論の中で7年前、8年前は申し上げました。昨年あたりから2回目、3回目が提案されるようになりましたけれども、基本的には大きな内容については、問題点についてもまだ内容が不十分なまま、昨年の例えば12月議会でも末吉の図書館を初めとした図書館関係の指定管理、あるいはユズの搾汁センターの管理等が大事な指定管理がなされましたけれども、6件全て共産党議員団は反対いたしました、昨年の12月議会です。

それを踏まえて今回の提案であります。それを踏まえて、含めて、市長も課長も答弁をしていただきたいと考えております。

昨年の12月議会で共産党議員団が反対した大きな理由の第1点は、この指定管理が今回提案されましたけれども、その運営は年が明けて平成26年の4月1日からでございます。一般的に申し上げまして、例外なく全ての、予算を伴う、いわゆる契約

等につきましては、予算を議会で議決してから、もろもろの入札を含めて、入札を含めて契約を結ぶというのが曾於市を含めた日本の戦後の大原則であります、これが。

今回の提案を含めて指定管理については、それが例外扱いされております。今回も昨年の12月議会でも、これはだから契約という表現はしておりません。できないからであります。協定であります。入札でもございませぬ。入札であったら違反するから選定という表現を使っております。

それはともかくとして、そういった形で来年の4月からの運用でありながら、議会に対する予算提案は来年の3月議会であります。つまり、言いたいことは、予算と契約等が——契約体といいますけども——が逆立ちしていると、順番が逆になっていると。これが最大の根本の、私は、問題点じゃないかと。これは曾於市に限らず日本全ての指定管理がそうであります。今の日本の法体系がそうになっている。ですから、冒頭言いましたように、非常に不十分な点があろうかと思っております。

実際、契約等に基づく曾於市の条例を見ましても、あるいは、指定管理に伴う、量が少ないですけど、指定管理の条例等を見ましても、非常に、その内容がまだこれからではないかと思っております。

このあたりは率直に言いまして、市長も担当課長も勉強をしていただきたいと思っております。

質問の第1点でありますけれども、先ほどと繰り返しますけど、今回のこの6件の指定管理の議案を提案しておりますけれども、予算措置後の議案提案はなぜできなかったのかでございませぬ。これが質問の第1点であります。本来だったら予算を議決してから議案は提案するべきじゃないでしょうか。これはオーソドックスな見方であります。指定管理はオーソドックスじゃなく、ヘテロドックスといいますけど、例外的な措置であります。なぜできなかったのか。

質問の第2点目でありますけれども、いずれにいたしましても、改善すべき点は幾つもあります。これは当局は調べれば調べるほど、法律等の関係で深く調べればするほど、恐らく補うべき点がどんどん出てくると思うんですよ。これは2回目、3回目に質問いたしますけれども。補う点がどういった点で補われたか、今回、これまでに比べて。これが質問の大きな2点目であります。

それから3点目。私が所属する文厚委員会にも関連いたしますので、詳しくはその委員会審議の中でお聞きいたしますけども、委員会外もありますので、質問の3点目のまず第1、選定を行った月日はそれぞれ何月何日であるのか、議案ごとに。2点目は、選定の参加業者——条例では公募となっております——公募された業者は、あるいは団体は、それぞれ議案ごとにどれとどれなのか。それから3点目は、

その選定の——入札という言葉は使っておりません——選定の経過と内容について、それも当然評価委員が何名であって、そしてその中で評価が一番高いところがもちろん今回提案されているんですけども、評価委員の総点数はそれぞれ何点であったのか。この評価方式にもいろいろ改善すべき点があります。あります。

それから4点目は、いわゆる指定管理料——条例では利用料となっていますけども——指定管理料は幾らということで一応内定しているのか。当然、選定の中でそれぞれ業者団体が自分だったら1年間にどれだけ管理ができますということを出してしておりますので、この指定管理料は幾らで内定しているのかどうか。

それから5番目に、仮契約を結んでいないと思うんですけども、なぜ結んでいないのかどうか。これは2回目、3回目も関連いたしますけども、期間の疑問があるからでございます。

それから最後に、本契約はいつ結ぶ予定であるのか。当然運用は4月1日だから契約日は4月1日にならざるを得ないんですけども、本契約は年が明けて何月の大体いつごろにそれぞれ結ぶ予定であるのか。

以上、まとめて1回目の質問であります。

○市長（五位塚剛）

お答えしたいと思います。

昨年までは12月のときも私も一議員としてこの問題について反対をいたしました。

一般的な考え方として、指定管理をする業者と契約を結ぶ人の間では、内容を含めて、また金額を含めて、契約を提案するというのが一般的な考え方であるだろうというふうに思っております。そのほうが非常にわかりやすいというふうに思っております。

ただ、今回の指定管理については、ほとんどの施設が市が持っております福祉的な要素をもって、市民の暮らしを守る上でも非常に大事な施設でございます。そういう施設に対して、競争を原理とした入札は行っておりません。前年度の実績に基づいて、また、事前の打ち合わせをいたしまして、大体の大枠の予算の中で、一応指定管理ができるかという合意のもとで提案をしているものでございます。

しかし、金額の問題が当然指摘されますので、市としては、今回から初めて予算書の中で第1ページに債務負担行為の提案をいたしました。要するに、市は基本的には業者と契約を結ぶに当たり責任を持つということでございます。

それと同時に、例えば、予算と同時に提案した場合には、当然ながら3月の議会で提案するわけですけど、3月の提案をしたときに最終決定が大体3月の末、大体27日から場合によっては30日に議決を得る可能性があります。そのときに、指定管理を同時に提案したときに仮に受けられないということがなった場合には、当然、

4月の1日から市の施設を含めた指定管理をするところがどこもないということになりますと、当然、市としては大変な、市民に迷惑をかけるおそれがありますので、今回のような形で債務負担行為を事前に結んでおいて、そして予算が通った後に正式に金額の打ち合わせをいたしまして、予算の範囲内で契約をして、そして4月の1日から指定管理をしていただくという考え方でございます。

ですから、徳峰議員が指摘するように、本来なら予算と同時の提案というのが一般的な考え方でしょうけど、それができないために全国的な流れではこういうふうな方法をとっているほうが大部分でありまして、市としては債務負担行為を今回から提案するところでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

それぞれの議案で、いろいろ、入札を行った月日とかそういうのが出ておりますが、⑦についてお答えいたします。

84号から90号の7施設につきましては、8月から9月にかけて、担当課により非公募による選定がなされ、それぞれ1候補者による指定管理者指定申請が提出され、選定委員会で候補者の決定がされたところでございます。

選定委員会は、平成25年の10月の25日に出席議員6名により行われました。全施設が非公募でありましたので、プレゼン等による評価点数等はないところでございます。

指定管理料については、平成24年度までの実績、あるいは平成25年度の実績見込みを見まして、平成26年度以降の消費税等の改定等もございまして、それぞれの施設の指定管理料について、一般補正予算第4号の債務負担行為補正として、それぞれの施設の指定管理料の限度額をお願いしたところでございます。これはあくまでも上限ということになります。今回お願いしております4号の債務負担行為の補正が議決されましたら、平成25年度中に指定管理者と話を詰めて協定ということになってまいりますので、仮契約の必要というのは考えていないところでございます。

以上でございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

議案第84号の大隅弥五郎伝説の里の関係でございますけれども、もろもろにつきましては、先ほど財政課長が話をされたとおりでございますが、指定管理料につきましては、補正第4号によりまして限度額をば設定いたしております。これにつきましては年額約2,786万円を予定をいたしております。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

議案第85号の財部保健福祉センターでございますが、今回、債務負担行為の設定額を2,120万円、5年間の限度額でございますが、設定をいたしております。

内訳といたしましては、今後、消費税等の増、あるいは修繕料等がふえてくるということを見込みまして、平成26年度を370万円程度、平成27年度を400万円程度、平成28年度から3カ年間で約450万円というふうに見込みまして、2,120万円の設定でございます。

あと、議案第86号から88号までのデイサービスセンターにつきましては、これは指定管理料はゼロ円というところでございますので、債務負担行為の設定はしていないところでございます。

以上です。

○経済課長（富岡浩一）

曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設指定管理料でございますけれども、これは末吉の道の駅のことでございます。限度額を1,540万円と設定いたしております。この根拠につきましては、これまでの実績、それから今後の修繕等を含めた形でそれを加えまして、限度額をお願いするものでございます。

○19番（徳峰一成議員）

まず、市長に質問をいたします。

先ほど、繰り返し、指定管理についてはまだ制度発足適用後、日が浅いということ、恐らく調べれば調べるほど改善点が出てくるのじゃないかということをお願い申し上げましたけれども、この問題を含めて、あるいは今回提案された指定管理についても、課長等にやはり引き続き指示をしていただきたいと思っております。見直すべき点は可能な限り見直して、そして議会提案をするよう、これがトップとしての、私は非常に大事な点じゃないかと思っております。

立場は執行部と私、違いますけれども、しかし、客観的な実態として指定管理そのものが制度運用なされている以上、これを継続的に、特に利用者、市民等に影響、支障が出ないようにやっていくというのは、立場は違いますけれども、議会人としても私も全く共通の考え方であり、認識でありますけれども、しかし、これも一方でまた客観的に見た場合に、問題点や改善点がないかどうか、あるとしたらそれを指示するというのは、特に行政のトップとして、私は大事な点じゃないかと思っております。そこをお互い共通認識としていただきたいのであります。これは、一般質問の冒頭にも私が質問いたしますけれども、その点で、この指定管理についてもそういった立場で今後を含めてやっていただきたい、これが質問の第1点であります。

それから質問の第2点目でありますけれども、債務負担行為のことを言われまし

たけれども、私は債務負担行為を結ばなかったほうがそもそもおかしいといえますか、複数年度にまたがっているわけでありますので、これは当然至極のことなんです。先ほどの休憩前の別な議案に対しての債務負担行為等がありました。これは日本の法律の大前提になっているんですよ、地方自治体において、言うまでもなく。ですから、これはもう当然債務負担行為をこの種の提案の場合は起こすのは、これは当然のことであって、これはもう答弁は不要であります。必要ございません。

質問の第2点目でありますけれども、それにいたしましても来年の4月から運用するのに、先ほどの課長の答弁ではもう今年の8月、9月からもう準備に入っているという。早ければ早いほどいいということにもならないと思うんですよ、この種の問題については、このあたりを含めて改善の余地があるんじゃないかと思っています。なぜかといいますと、例えば曾於市の場合ももろもろの契約の中で大きく2つあります。委託と、入札に伴う契約でありますけれども、例えば平成24年度でいいますと、委託の件数が当局の資料だと988件です、988件。あるいは入札も482件です。これは例外なく全て予算措置を行ってから、金額の大きなのは議会提案を含めて議決しているんですね。

特に委託におきましては、毎年、委託であります。通常は一般的に、単年度の契約でありますので、債務負担は必要ありません。この988件が3月の予算を決めてから、いわば急に、4月1日に間に合うように契約を結んでいるのが、これが曾於市を含めて昔からの本来のあり方なんですよ。

ところが、例外的に指定管理はもう前年度の8月9月から準備に入っているという。そこまでやる必要があるのかという、私は違和感があるんです、違和感が。

委託契約の中でも金額の大きいのがあります。例えば大新東ヒューマンサービス、給食サービスを請け負っていますが約9,000万円ですよ。9,000万円を予算議決後にやはり委託契約を結んでいるんです。そういった事例もあるんです。

一方においては、先ほど金額が大きいのかといっても2,000万前後でしょ。もろもろ総体考えても、私はまだまだ見直すべき点があるかと思うんです。準備の時期を含めて、もっと対応が、議会との関係で必要ではないかと思っています。

意見があったら、意見を述べていただきたいと考えております。

先ほどの、やはり事業の継続性ということで、予算を決めてからであると4月1日後の事業継続上、やっぱり支障が出てくるんじゃないかとありますけれども、くどいようですが、これも先ほどの委託を含めて、例外なくスムーズに曾於市の場合も対応されているんですね。対応されているんですよ。

そもそも指定管理というのが、全国のこの間の経過を見ても市町村が指定管理をつくってくださいということで国に要望したんじゃないんですよ。国のほうが法令

を定めて、市町村は、曾於市を含んで、いたし方なく指定管理を、条例措置を含めてやってきた経過があるんです。そういった経過も含めて考えていただきたいと考えています。

質問の3点目でございますが、関連いたしまして、その点で、今、課長、曾於市の指定管理は全部でまだ40にはなっていないですよ、課長。40いっています。まあ40前後だと思うんですが、その中でこれが指定管理でいいのかどうかという、従来どおり随意契約でいいんじゃないかと。先ほどもありましたけれども、利用料は指定管理はゼロですよ。ゼロの、あえて指定管理をやはり続ける必要があるのかどうかと、もう随意契約でいいんじゃないかというのも幾つか見られます、客観的に言っ。そのあたりを含めて、やはり今後指定管理で引き続き必要なのか、あるいは従来の、昔からやってきた随意契約的なやり方でいいのかどうか、やはり個別に検討する必要があるんじゃないかと思っています。

その点についても、市長、考え方を聞かせていただきたいと思っています。機械的な指定管理の適用というのはすべきじゃないという観点からの質問であります。これが質問の3点目であります。

それから、指定管理についての、議会で議決を経た後のいわゆる通知です。これも条例上あります。入札等の契約の場合は、「直ちに」という表現であります。で、指定管理の場合は、条例上、「速やかに団体等に通知」とあります。で、速やかにというのは、いつのことであるのかどうか。この、今回提案されている6件の指定管理が議決を経た場合に、これは大体いつごろをめどに、通知を考えているのかどうか。これをお聞きいたしたい。

なぜかと言いますと、まだ、来年の4月まで相当期限があるからでございます。これは、3回目の質問でも質問いたします。いつ通知するのか。速やかにという観点から見た場合ですね。もう、本年度12月中だと思うんですけども。で、これが、質問の4点目でございます。

それから、質問が前後します。課長に質問いたしますけれども、課長、指定管理の場合は、表現が「選定」ですよ。選定ですよ。入札でないですよ。で、選定と入札の違いというのは、行政の観点から考えて、どういった点で違いあるんでしょうか。一般的な定義の解釈なら、行政上、入札と選定の違いはどこにあるのでしょうか。なぜ、選定という表現が新たに加わったのかということでございます。この点について、行政上、経過を含めて説明をしていただきたいと考えています。

以上です。

○市長（五位塚剛）

指定管理のあり方については、よく議論しなきゃならない問題もあるだろうとい

うふうに思っております。今、言われるような随意契約でもいいのではないかと
いう御意見もありました。いろんな角度から、この指定管理のあり方については、当
局としても検討したいと思えます。

問題は、今まで市が直営をしていたものを、国の法律改正によって指定管理がで
きるという制度になりまして、指定管理することによって、予算の軽減ができる
という大きな目的があったわけでございますけど、それは、あくまでも住民サービ
スを守りながらというのは基本でございます。

それと、今、市の職員が行革の中で相当減っております。当然ながら、市が直営
をするとすると、それなりの職員が必要であると思えますので、そういう形で指定
管理をしてお願いをすることによって、民間の活力を入れながらサービスをまた前
進させるという、そういう流れがあると思えます。

ただ、いろいろ御指摘あるような問題もありますんで、今後検討しながら、必要
なところは改善をしていきたいというふうに思えます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたしますが、議員が言われました、個別的に今後検討していかなきゃな
らない、画一的なスタートではなかったのかというのがございます。

指定管理料がないもの、あるいは鍵の受け渡し、あるいは管理だけのもので、使
用料等が出てこないようなもの、そういったものにつきましては、確かに、指定管
理としての本来の、目指しているものとは若干違っているのではないかなという気
もしています。何回か今、期間の変更をしまして、3回なり4回目を迎えておりま
すけれども、こういったところ等は、今後検討していかなければならないんじゃない
かなというふうに私どもも考えているところでございます。

それから、速やかにというのでございましたが、これはもちろん今月の24日に議
決をいただきますと、それからということですので、業者としましては指定をもら
わないと次の年度に進めないわけですね。これが議決されたということでありま
すと、12月の議決されましたら、すぐそれぞれの担当課で通知をするということにな
ろうかと思えます。

それから、この、選定がどうして入ってきたのかということですが、今の時点で
調べておりますが、選考とかいろんな言葉が出てきます。この、選定については、
ちょっと私も確認ができないところでございます。

入札といえば、それぞれ出されたものに対しまして、その中をあげまして、順位
をつけて、当然安いところなり、あるいは歳入面でいきますと高いところなりが入
札に結果が出るわけですけども、選定といいますのは、1つのときもありましょ
うし、あるいは複数のときもあろうかと思えますけども、その中からこちらのほうで

選ぶということですので、このはっきりした選定のこの意味というのは、ちょっと私もわからないところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

お互い勉強をしたいということも、率直な感想として申し上げます。例えば、入札につきましても、いわば随意契約も入ってるんですよ、入札の中には。だから、選定だから1つ云々ということじゃないんですね。あるいは、先ほどの市長の答弁でも、この指定管理を外したら直営が全てじゃないんですよ。直営でなくてもいいんですよ。ですから、いろんな、多様な形態があり得ると思いますんで、これは今後お互い勉強して、また、市長としても指示をしていただきたいと思います。答弁はよろしいです。

で、私がやはりひっかかるのは、期間の問題が一つあるんですね。今、課長答弁、ありましたように、12月議会でこの指定管理の議案を議決した場合は、速やかにですから、当然この12月中に団体に通知をするわけですよ、課長。で、来年の4月まで丸3カ月以上あるわけですよ。団体だったらこれほどありがたいもんはないですよ。しかし、やはり行政の本来のありようから見て、それでいいのかどうかという点が、やっぱり考えなければいけないと思うんです。

例えば、入札の場合だったら、こういったことは絶対あり得んですよ。もう4カ月前から、もうこの事業はおたくにお願いしますということは絶対あり得んですよ。で、そうした絶対あり得ない比較的短い期間における入札であっても、事業課が直接タッチしているように、まず議会の議決を経たら金額の大きい、まず直ちに業者に通知する。そして、仮契約を結びます、建設課長そうですね、仮契約を。で、その段階で、当然保証金も取ります。あるいは、何らかの担保を取ります。短い期間、本契約の間まで短い期間であっても、約束を破ってもらったら困るということで、そういった保証金を含めての制度が、日本の場合、定着しております。

しかし、翻って、指定管理については期間が相当、期間、4カ月近くあるのにこの保証金制度はありますか。この点について、お答え願いたいと思うんですよ。ないとした場合にこれでいいのか。いわば2,000万を超える大きな金額の問題も発生しております。これを、一方では通知と仮契約も結ばないということでもあります。結ばないまま本契約は4月1日ですよ、日付は。そのまま、いわば業者を信頼するというしかないんですよ。あるいは、団体を信頼すると。そうした、広く言って、契約のあり方でいいのかどうかと。これは、日本の法治国家としての契約にやっぱなじむかどうかという、私は疑問があるんですよ。その点について、指定管理につ

いて、保証金制度がないと思うんですけど、確認いたします。

で、ないとして、やはりいいのかどうかを含めて答弁をしていただきたい。もっとこれも検討の余地があるんじゃないかと。ほかの市町村はともかくとして我が曾於市だから、ほかの市町村はともかくとして、我が曾於市として、そのあたりが、やはり検討の余地があったら指定管理を前提として、今後何らかの、入札における、いわゆる保証金にかわる何らかの措置はとるべきじゃないかと私は思っております。その点も含めて、もっともっと研究するべきじゃないでしょうか。

以上です。はい、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

この指定管理については、市としましても新年度から住民の暮らし、福祉を守るために、ちゃんとした会社が運営をしてもらうという保証がなければ、予算提案もできません。入札をしたとしても、公募したとしても、どんな業者が来るか、どんな会社が入札されるか全くわからない状況でございます。

まして、今提案している施設については、ほとんど利益を生まないという施設でございます。要するに、市民にとってどうしても大事な施設でありますので、このような形で提案をいたしますけど、しかし、これまでの経過について、必ず指定を受けてもらうという細かい打ち合わせを含めてしております。当然ながら、この議決を受けましたら、その会社とそれなりの文書を交わし、そして、議会の予算を通りましたら、基本的な契約を金額を含めて結びたいと思います。

ただ、指定管理を5年間した場合でも、1年間の年次協定書を結びます。その中で問題が起きたら、指定管理の取り消しもあります。今、財部の温泉センターについてもいろいろ問題が起きておりますので、こういう年次協定に基づいて、取り消しというのもありますので、そのときそのときに市としても、その指定管理をした会社が本当に問題がないかというのは、今後引き続きいろいろ調査をしながら、市民に迷惑かけない形での運営を進めていきたいと思っております。

○財政課長（池之上幸夫）

まずは、期間の問題といたしますか、随分早くから取り組んでこれほど早くからしなけりゃならないのかというのがございますが、これは各施設の指定管理をもって制度を持っているところとの足並みをそろえるということもございます。

それで、事前に議会のほうで指定をどこにするのかと、その議決をいただかないと、次の予算面に入っていけないんですが、私どもも、いろいろお尋ねがございまして、自治体等をちょっと回って見たんですが、私どもは、大体7月、8月あたりからそれぞれの各課にこの流れでいくからといったようなことで、毎年ですけれどもお願いをしますが、私が行きましたところは、もう6月からやっているんだと。

ただ、自治体によりまして、指定管理者制度が施設数をたくさん持っているところ等とそうでないところとありますので、一概には言えないと思いますが、慎重を期したいということではなりました。

しかし、ここらあたりは今後も検討していかなければならないと思います。というのは、同じところで今回みたいに指定ができますれば、スムーズに移行していくわけですが、そうでない場合等は非常に困難も起きてまいります。したがって、こういったところ等は、今後また自治体等も調べていかなきゃならないというふうに思っています。

それから、保証金のことが出ました。確かに、入札には入札保証金というのがございます。私どものこの指定管理は協定でございますので、その保証金というのはないわけですが、じゃあ、しからば、それに入札保証金にかわるものがなくていいのかと言われてますと、そういった課題等もあると思いますが、こういったところについても、今後また勉強させていただきたいというふうに思います。

いろんなほかの自治体等を回りますと、それぞれ対応が、それぞれでございます。12月だったり、9月に出すところもございます。そしてまた、もとに戻りますが、債務負担行為をしているところ、していないところもございます。ですから、いろんな形態がございまして、一概にこれだというのは言えないんですが、私どもも勉強をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案6件は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第90号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（谷口義則）

次に、日程第18、議案第90号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

ここで議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（大川内富男）

地方自治法117条の規定により、谷口議長の退場を求めます。

(谷口議長 退場)

○副議長（大川内富男）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどもるる質問して、市長も担当課長も改善といえば改善の方向でということでしたので、もうこれ以上質問いたしませんけれども、今回提案されているユズは貯蔵施設ですよ。で、昨年12月にユズの加工関係がありましたけど、この関連性とこの指定管理の調整についてはされてるのでしょうか。関連性がありますけど。これ1点だけ確認いたします。

○経済課長（富岡浩一）

加工施設、1次加工施設は、確かに搾汁センターということで、現在、指定管理をいたしているところでございます。今回、冷凍庫のほうの管理をお願い、また指定管理という形で同一の事業者でございませぬ食彩センターのほうにお願いしたいということで考えているところでございます。これにつきましては、1次加工の搾汁センター、そして2次加工、それから販売をやっております食彩センター、それから現在お願いいたしておりますこの冷凍施設、これにつきましては、今まで外部のほうにお願いをしておりましたけども、ここを食彩センターのほうに指定管理ということで入っていただきますと、そのあたりの一連の流れがスムーズになるというようなことから、今回この食彩センターのほうをお願いできればと考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○経済課長（富岡浩一）

そのあたりは、本当はそこまで考慮すればよかったですけど、はっきり申し上げまして、今回はそのところを考慮いたしませんでした。申しわけありません。

○副議長（大川内富男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大川内富男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

谷口議長の入場を許可します。

(谷口議長 入場)

○副議長（大川内富男）

ここで議長席を議長と交代いたします。

（議長交代）

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第91号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、議案第91号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

10項目にわたり質問いたします。

まず、19ページでございますが、この37万円の企画事務費の予算でございます。これは9月議会の経過がありますので、内容的にはわかるんですけども、これまでも私は本会議で再三各課長に指摘しておりますが、新たに予算を提案して、予算計上して、予算説明書に計上されておりますけれども、この予算の中身、内容がこの事業概要、当然事業概要はこの予算の中身を紹介するのが事業概要なんですけども、名前のおおりに、それが、この37万円に限っては、何のことか全然、直接、関連性が事業概要に説明されてないっちゃうか、こういった点は、今後やっぱり改めていただきたいと思うんですね。これを見て、この37万円の説明が全く、概要の中で書いていないです。今後注意をしていただきたいと考えております。これはほかの課にも今後関連いたしますので。その点で、まずこの37万円の予算の目的、内容について、改めて説明をしてください。具体的には、それを受けた上で、2回目以降質問いたします。

次に、関連いたしまして、20ページの3億1,060万円が全額、あ、全額じゃないですね、減額補正されております。これは、フラワーパーク関連の予算であります

けども、質問であります。9月議会では、市長は、この事業費の補正については、年明けて来年の3月の議会で、いわゆる最初の議会で補正、減額をしたいという考え方であり、また答弁でありましたけども、これを早めてこの12月議会に提案した理由について答弁してください。

あわせてこの事業内容、確認方々いたしますので、事業内容についても、その概要を説明してください。

次に、21ページの山中顕彰館、先ほどの条例提案でも行われましたけども、質問は、2点でございます。

一つは、この1,000万5,000円の中の業務の委託する期間ですね。もうわずか、年明けて3カ月間しかないんですけども、本年度は、何月何日ごろから何月何日をごこの設計管理の業務委託は考えているのか。あわせて、それを踏まえた上での政策業務委託、これは来年の何月から何月まで、もちろん3月末になると思うんですが、考えているのか、お聞きいたします。

なぜかという、わずか3カ月間しかないです。先ほどの迫議員も同じ立場で質問いたしましたけども、3カ月間でどれだけ準備ができるかという、逆算で考えた場合に、ちょっと疑問点もありますので、質問でございます。

次に23ページ、この企業誘致促進対策費の中の岩崎地区グラウンドゴルフ、この点についても、いろいろ経過あります。当時、五位塚議員自身が質問をしているわけでございますけども、今回のこの57万2,000円について、この間の経過を踏まえて、そして今回予算提案に至った理由を含めて説明をしてください。ですから、企業誘致の項目でこれが計上されております。

それから25ページ、クリーンセンターの中の866万円を追加計上した、この理由についてですね、さらにこの866万円の内容について説明してください。これは、重油の燃料の高騰に、値上げに伴ってのことだと思っておりますけども、契約内容がそもそも業者とどういった契約になっているかの関連性がありますので、まずは質問をいたします。

次に29ページ、これは、私の所属する文厚委員会に付託されますけれども、ちょっと本会議で質問したほうがいいだろうということで、質問をいたします。この子ども・子育て支援事業のこの414万円ですね、について、今の時点で、これは、予算がゼロだったのが、年度末も近い今の段階で初めて提案されたということでの質問であります。この内容を含めて、なぜ今回提案されるに至ったのか、説明をしてください。

次に30ページ、これも文厚委員会に付託になるでしょうけれども、金額が余りにも突出しておりますので、質問をいたします。保育園運営費の2億4,681万2,000円

という、年度末も近い今の段階で、2億円を超える大きな予算が、補助事業とはいえ、提案をされております。この事業の内容についてまず説明してください。これが第1点。それから第2点目ですね。当然これだけの金額でありましたら、総合振興計画並びに過疎地域自立促進計画にのっとっての提案であるでしょうけども、その2つの計画を見る限り、ちょっと見当たらないんです。当然計画には盛られていると思うんですが、質問であります、その事業の内容と、今回のこの年度末に近い段階で大きな予算提案となった理由ですね、と計画との関連性を含めて答弁をしてください。

それから、33ページ、財部の温泉健康センターの管理費について。これは、先ほども指定管理で市長も答弁がありましたけども、いろいろ問題抱えた業者でありますけども、これも年度末が近い今の段階で補正となった、当然、この補正が必要な点は、予算計上をしなければいけないんですが、例えば、マイクロバス修繕4件とありますが、今まで修繕の予測はできなかった箇所での修繕であるのか、あるいは第2点目、特に疑問だったのが、今後の修繕見込みということですね、予備費に90万円計上しているんですね。あと来年、年明けて、本年度は3カ月間しかないんですが、3カ月間の間にどういった、まだ具体的に明記できない、議会に明らかにできない、そうした予測ができないのを予備費として90万円、今回新たにというか、最初に計上しているのか、これがちょっと不可思議でありますので、説明と答弁をしてください。

次に、39ページの市道整備の中での、細かい質問でありますけれども、このかんじん松線の中の電柱移転補償ですね、これが、150万円計上されております。予算現額が不足したということでの今回の追加計上でありますけれども、こうした市道における電柱移転の補償については、基本的な市の考え方としては、どういった補償を行っているのか、説明をしてください。

なぜかといいますと、予算現額が170万に対して、その2倍近い150万円を計上しているからでございます。大幅に路線が延長したことには、恐らくならないだろうし、そもそも電柱が何本あるかというのは、最初の段階でわかっているわけですよ。複雑な計算方法じゃないわけでありまして。また、そもそも、この電柱の移転については基本的な市としての補償に対する計算があると思うんですよ、考え方が。そうしたもろもろの観点から考えても、倍近い金額が今ぽんと計上されているのが理解できないんですよ。ですから、理解できる形でわかりやすく説明をしてください。

次に、43ページの基金管理費の積み立てが5,000万円計上されています。今回の補正の中でも、目立つ予算の一つではないかと思っております。これは学校関係に

関する、いわゆる支援措置に対する基金の積み立てでございます。予算現額は、1,000円であったから、事実上、ゼロから5,000万円の新たな基金積み立てでございますけども。質問でありますけども、この5,000万円を計上するに至った経過を含めて答弁してください。午前中の質問とも関連いたしますが、やはり5,000万円という、計上したということは、5,000万円にふさわしい現在、今後、近い将来の市としての施策がなければならないと思うし、またあると思うんですね。先ほども言いましたけども、やっぱり支援措置というのは、総合的な支援措置が私は大事じゃないかと思うんです。1つ、2つ、3つじゃなくて、そうした総合的な、現在、今後の方針を視野に入れて、やはり5,000万円は必要であるということでの5,000万円の積み立てになったと思うんですね。だから、そうした5,000万円に相当する、こういった方針を持っておられるのかですね、ことを含めて、この5,000万円について説明をしていただきたいと思っております。計画と方針との関連での5,000万円の質問でございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

フラワーパーク関係について御質問がありました。

9月議会では、私は、この事業については3月末で減額補正を考えておりました。ただ、9月議会の中で、議員の皆さんたちの意見として、議会は25年度のこの事業を認めているという御意見もありました。そのことを踏まえて、私は、この事業は基本的には、市民の合意を得られて、中止ということで信任を受けましたので、今回はそれを前提として減額をして、白紙に戻し、それを基本にしながら、跡地利用については、市民の皆さんたちの御意見を聞きながら、参考にして、今後進めるという意味で、今回、こういう形での提案でございます。

あと、岩崎中学校跡地の問題でございますが、これについては、新しい企業が、養鰻の進出ということで、たまたまこの施設にグラウンドゴルフを利用されていた方々のための代替地として、移転に支援をして、また皆さんのスポーツの場を確保するものでございます。

あとは、担当課長から答弁させたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、1点目の37万円の予算ということで、説明資料、不手際がございました。冒頭、おわび申し上げたいと思います。

この目的でございます。9月議会でも御説明いたしましたとおり、パークゴルフ場・フラワーパーク等の整備事業に伴う用地を取得、今現在も進行中でございます。

その跡地の活用について、今市長が申し上げましたとおり、事業の中止ということですので、跡地の活用について、市民から広く公募を行いまして、活用方法の御意見、提案等をいただきたいという委員会でございます。人数としましては30名を予定いたしております。回数を3回ほど予定いたしているところでございます。

続きまして、第2点目、20ページでございます。これもフラワーパーク関連でございます。3億1,060万円ということで、これは市長が申しましたとおり、早めたということでございます。

事業内容は、3億1,060万円の事業内容につきましては、土木施工管理が130万、立木伐採の委託3,800万円、パークゴルフ場・フラワーパーク等の造成工事等を2億7,130万円ということで、を今度減額する予定でございます。

それと、21ページ、山中顕彰館の約1,000万円の補正でございます。これにつきましては、期間ということですので、年明けから約2カ月間を予定いたしております。内容につきましては、先生の遺品、それと館内の案内板、パネル等でございます。この製作でございます。それと、それに伴う管理の委託でございます。

以上ですね。以上で終わります。

○市民課長（久留 守）

25ページでございます。お答えいたします。

クリーンセンターの管理費でございます。866万円の追加の計上した理由、それからその内容についてでございます。

クリーンセンターに持ち込まれる可燃ごみにつきましては、A重油を燃料として焼却を行っているところでございます。今年度、重油の使用量がふえたことと、重油価格が高騰したこと、及びそれに伴う電気使用量の増が主な理由でございます。平成25年度の上半期は、施設の炉を長期にわたり停止するような故障等も発生しておりません。比較的順調に運転を続けているところです。通年より稼働日数、ごみの焼却量ともに増加しているところでございます。また、加えまして、施設は平成8年に稼働を開始して以来、17年が経過しており、設備機器の中でも、ばい煙等の有害物質を除去する役目をいたします電気集じん機の機能が低下してきております。有害物質の除去能力が低下したために、炉内の温度を上げて焼却を助けるために、再燃バーナーを使用する回数が多くなり、その結果、重油の使用量も増加しているところでございます。

電気料は、A重油同様、稼働日数や、ごみ焼却量の増加に加えまして、電気料の値上げと受電電力が増加したためによるものでございます。

866万円の内容につきましては、A重油が4月から9月までの実績をもとに3月までの使用量を算出した不足分600万円、それに伴う施設の電気料の不足分266万円、

合計866万円の増額補正をお願いするところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

説明資料の29ページ、414万円の事業内容について御説明を申し上げます。今の時点で初めての提案なのかということも含めまして、御説明申し上げます。

幼児期の学校教育、保育、及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立をされたところでございます。ことしの9月議会におきましても、子ども・子育て会議条例を認定をいただいたところでございます。この法律に基づきます新たな制度は、平成27年度から施行される予定でございますけれども、現在のところ、保育所、幼稚園を通じた共通の給付管理、あるいは小規模保育の給付管理、これまでなかった新たなシステムを早目に構築して、27年度初めの開始に備えなければならないというふうにされているところでございます。

具体的には、新たな制度に基づきます入所の申請、あるいは支給認定に係る業務、利用者負担区分、納付書の作成、収納管理、給付管理などの業務について、システムを運用できるように整備することが求められているところでございます。

今回のシステム構築につきましては、費用を414万円と見込んでおりますが、財源といたしまして、このうち350万円につきましては、国からの交付金ということで、県から内示を受けているところでございます。今、国のほうでいろいろと、国の子ども・子育て会議のほうでいろいろと議論をされておりますけれども、その状況等を見ながら、このシステムを構築するというところで、今回提案に至ったところでございます。

続きまして、資料の30ページ、2億4,681万2,000円の事業内容でございます。今回の補正につきましては、ことしの4月でございますが、国において、待機児童解消加速化プランというのが新たに打ち出しをされました。このプランに対しまして、県から要請がありまして、市で計画を出しますかということがございましたので、本市におきましては、この計画を出しましたところ、採択をされたところでございます。この採択されたことを受けまして、市内の2つの私立保育所が、そのメニューの一つでございます保育所緊急整備事業によります園舎改築を希望したことから、今回、県と市の補助金分を予算計上したものでございます。補助率につきましては、通常のものよりも非常に条件がよい率でございます。補助率は基準事業費はございますが、その3分の2、12分の8を県、12分の1を市、残りの12分の3を事業主体が負担するものということになっております。これまでの補助事業よりも補助率が高いというところで、事業主体にとっても非常にいいんですが、市にとつ

ても非常に有利な補助事業であるというものでございます。

なお、県の補助金が12分の8というふうに申し上げましたが、もとの原資は全て国から県に支出されました交付金でございます。

今回の事業は、25年度に着工すれば、翌年度に繰り越して予算を執行できるということにされておりますので、予算書第3表、繰越明許費に今回の補助額2億4,681万2,000円を掲載しているところでございます。

次に、今回の2つの保育所の状況等について御説明を申し上げます。一つがひこばえ保育所でございますが、この園舎は、建設後35年を経過いたしておりまして、現在の同じ場所に建てかえをする予定でございます。入所定員を現在70名でございますが、20名ふやしていただいて、90名にさせていただく予定でございます。予定事業費が2億3,199万円、うち県の補助金が1億1,582万9,000円、市の補助金が1,447万8,000円でありまして、残りの1億168万3,000円を現在のところ事業主体であります社会福祉法人ひこばえ福祉会が負担する見込みでございます。

次に、しゃら保育園でございますけれども、この保育園舎は、44年を経過いたしておりまして、今回の建てかえは、保育所と同じ敷地内にしゃら幼稚園もございませけれども、この幼稚園との一体化施設として、幼保といえますけれども、幼稚園・保育園連携型の認定こども園を現在の園舎の隣接地に建設する計画でありますので、幼稚園も建てかえることとなるものでございます。

認定こども園のうち、保育所部分を現在90名の定員でございますが、100名へ、10名ふやすものでございます。この定員をふやすというのは、今回の計画を採択された理由でございますので、必須条件となっているところでございます。

今回の補助金は、保育所部分についてのみの対象となるものでございますが、保育所部分の予定事業費が1億9,150万円、うち県補助金が1億356万円、市の補助金が1,294万5,000円でありまして、残りの7,499万5,000円を、事業主体である社会福祉法人しゃら福祉会が負担する見込みでございます。

なお、一体化施設のうち、幼稚園部分についてでございますが、この部分につきましては、県の耐震化事業によりまして、別途、直接県から補助をされる見込みでございます。

幼稚園部分の定員は、現在の105名と変わらない予定でありますので、新たな施設の定員が205名と、100名と105名を合わせまして205名となりまして、総事業費は3億8,300となる計画でございます。

過疎計画、それから総合振興計画でございますが、この事業につきましては、先ほど申し上げました、ことしの4月に内閣のほうから、この案が出されまして、6月の初めに県のほうから市町村へ通知が参りました。その後計画を提出しまして、

7月ぐらいに採択になったところでございます。その後、今回、10月末に事業所から話をいただきまして、11月初めに各事業所がこれを実施したいというところで手を挙げたところでございます。というところもございまして、今回は、国の緊急整備事業ということで、緊急的でございますので、現在のところ、現時点で各計画には掲載をしていないところでございます。

続きまして、33ページの292万8,000円の事業内容についてでございます。平成25年度の財部温泉健康センターの指定管理料につきましては、1,000万2,000円で年度協定を締結しておりますが、この中には、精算方式でございますが、施設修繕費の100万円とマイクロバスの修繕費45万円、計145万円が含まれているところでございます。

温泉健康センターは、平成5年度にオープンしておりまして、21年目を迎えております。年々修繕料がふえている状況でございます。特に、今年度7月でございましたけれども、1週間の臨時休館を余儀なくされました機械室下の漏水修理がございました。これに約190万円を要するなど、大きな修繕を複数実施したところがございます。また、マイクロバスにつきましても、数十万km乗っておりますので、今回、9月補正でございましたけれども、新しいバスの購入を認めていただきまして、今、購入の手続をしているところでございます。そういう状況でありまして、非常に多くの修繕があったところがございます。これらの合計が座置きの修繕料145万円を大きく超えましたために、今回、指定管理の追加を行うものでございます。

なお、先ほどございました予備費的のところというふうにも申し上げましたけれども、年度末までにまだ、これを議決された後にも3カ月間ほどございます。利用者の安全確保を図るためには、非常に各種の修繕を迅速に行うことが必要でございますので、その分を見込みまして、今回、292万8,000円の追加をお願いしているところでございますが、あくまでもこれは精算方式でございますので、最終的には3月末の実績において精算をさせていただくことになります。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

39ページ、電柱移転補償費の150万円の補正についてでございます。今回補正をお願いしておりますこの150万円につきましては、主に笠木・かんじん松線の整備に係るものを主といたしております。この笠木・かんじん松線につきましては、平成9年度から国庫補助事業としまして、改良舗装工事を実施しておりまして、現在市吉側の工事が完了しまして、東笠木のところ、笠木の台地の上から、下の市吉側に向けて、下りの部分でございますが、この区間を整備中でございます。

この区間につきましては、つづら折りに道路が曲がっており、カーブが多いわけでごさいます、道路沿線に電話柱が22本設置されておりますが、計画ではできるだけカーブを少なくするようにしてございまして、旧道の部分が全体的に高さが下がり、その部分が法面となる計画でございます。そのため電話柱の移転が必要なわけでごさいます。それで、このたび、N T Tと移設についての協議を行ったわけですが、単年度の工事区間ごとの移設が非常に困難であるということで、一括で計画路線内の使用電話柱を移設するほうが経済的であるということが判明しましたため、今回、電話柱の移転補償費を増額補正をお願いしているわけでごさいます。

電柱移転の考え方につきましては、電柱の状況によりまして、無料の場合、それからまたそういった電力・電話会社との折半の場合、それから市の全額負担という区分がございすけれども、そういったものを考慮しながら、これまでの実績等に応じまして、積算をいたしてございす。今回は、この笠木・かんじん松線につきましては、10万円の7本という、単年度の区間の積算で当初お願いいたしてございすけれども、今回、一旦バイパス的に全体を動かして、またもとに戻すといったほうが経済的ということが、打ち合わせの協議の中でわかりましたので、今回増額をお願いするところでごさいます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

予算説明資料の43ページでごさいます、育英奨学資金基金事業繰出金の5,000万円について説明申し上げます。

今定例会に提案してございす育英奨学資金制度の改正に伴うものでございす。改正の内容は、奨学金の貸付額が、短大と大学等については、2万5,000円から4万円に増額し、償還期間を現行の5年から、貸付期間の2倍、最大で10年にするものでございす。これらに伴いまして、現在の基金総額2億981万円程度に對しまして、ここ8年間の平均の貸し付けが1年間、大体25人でごさいますので、毎年度大学生25人に貸し付けしたと仮定した場合に、平成26年度から単年度において貸付額が償還額を上回る、いわゆる赤字になり、平成30年度からは原資不足に陥ります。平成36年度で最大となり、約3,000万円の原資が不足する見込みでごさいます。このため、5,000万円を育英奨学資金事業へ繰り出すものでございす。繰り出し後の基金総額が2億5,981万円程度となるものでございす。平成37年度からは、単年度において償還額が貸付額を上回る、または同じくなる傾向でありまして、これからだんだんと運用資金が安定していく見込みとなっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

順を追って質問いたします。

まず、37万円の企画費、企画課関係でありますけれども、9月議会でこれの予算が認められなくて、また再度提案であります。

今のお聞きしますと、用地取得の契約が、全体の31.4haの中で、93.7%に当たる29.4haになっているようでございますけれども、これも9月議会に比べて、私も申し上げてきたんですけれども、可能な限りやっぱり買収すべきではないかということで、その点で努力はされているようでございます。

これを踏まえての今回の提案でありますけれども、一つは、私は一般質問でも質問する予定でありますけれども、仮に今回の議会で予算が認められて、公募による30名の委員会が設置されたとして、委員会が活発な議論と検討がなされなければならないと思うんですね。そのための今回の予算提案であろうと思うんです。そのためには、活発な議論ができるやはり受け皿を市のほうでつくっていかねばいけないと思うんですね。受け皿といった場合にもいろいろ検討すべき点があるかと思えます。たたき台と言ってもいいだろうし。その点で、市長は、どういった活発な検討がなされるための受け皿、あるいはたたき台等を考えておられるか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、検討委員会が設置されたとして、ある面ではわずか3回の検討委員会になります。どれだけ深い議論がされるかもまだ未知数でありますけれども、いずれにいたしましても検討委員会としては、それなりの年度内に結論を出さなければいけないんですけれども、その検討委員会の結論といいますか、これを市長はどれだけ尊重されるのかですね。例えば、全面的に尊重されるのか、あるいは結論の中の一部を尊重されるか、全面的か一部かで受け取る側は大分違ってくると思うんですね。議会サイドとしても、その点について答えていただきたいと考えております。

まとめて質問いたします。今回の12月議会で、どういった、議会が結論を出すかわかりませんが、いずれにいたしましても、最終的には、市として、市長として、この跡地利用についての方針、あるいは具体的な考え方を来年の、来年度とは言いません、来年の遅くない時期までには、やはり市民、議会に公表、発表しなけりゃいけないと思うんですよ。この結論、検討委員会の設置、あるいは、それに関係なく、やはり主体は市でありますので、その点で、市としては、検討委員会に関係なく、事業のこの間の流れ、今後の流れ、今後の流れといいますと、今回の12月でも全額、一応債務負担を含めてもゼロにする提案であります。ですから、26年度からもうゼロになります、基本的には。ですから、当然来年の遅くない時期、基本的には3月になると思うんです。その理由は後ほど申し上げますけれども。考え方、方針を出さなければいけないと思うんですけれども、市長としては、来年の何月をめどに跡地利用については、具体的にしっかりした考え方を議会に出す予定であ

るのか。

一応大きくは3点の質問であります。

次に、関連いたしまして、この補正予算の減額でございますけれども、市長答弁では、9月議会で何名かの議員が、やはり来年の3月末じゃなくて、早目に出すべきであるということ踏まえての今回の提案であるということでございます。その点では、流れとしてわかりました。

第2点目は、地方債、起債との関係はどうなっているのでしょうか。はっきり言って、市長のほうで、もうやらない、やらないということで、再三議会でも答弁しております。やらないというのをずるずると、起債をいつまでも年度末まで持つ必要は、客観的にはありません。ですから、そういった観点から見ますと、今回、提案するというのは、これは当然のことであると、私は思っております。起債との関係はどうなんでしょうか。国としては、年度内のことであるから、最終的に12月議会でも3月議会でも、それはどっちでもいいですよという国の基本的な起債に対する考え方であるのか、確認方々のこれは質問でございます。

次に、山中顕彰館については、これはやはり、まあ、3カ月たったらわかると思うんですけども、非常に事業が不十分なまま4月を迎えざるを得ないと思うんです。

例えば、いろいろ考えられますけども、4月1日からオープンしたとして、そのためのいろんなリーフレットを含めて作成、事前にしなけりゃいけないでしょ。そういったのは予算入ってるんですかね。あるいは、この館内の表示だけじゃなくて、市道から、県道から、この建物に入るまでのメインとなる市道ですね、どこを考えているのか、答弁してください。

当然県道から入り口にも、それなりに大きな案内板も掲示しなけりゃいけないでしょ。恐らく数十万円じゃ済まないと思うんですよ。それは、予算計上されていないんじゃないですかね。そうした4月1日のオープンから逆算で考えても、まだまだ思い浮かぶまま、大きな点がまだ欠けているんじゃないかと思うんですよ。だから、そのあたりを含めて、やはり、まあ、議会が認めるとしたら、またプラスアルファの予算を何らかの形で使って、最大限の、私は、努力は今後すべきじゃないかと思えます。後になって批判が出ない意味でも、市にとっても。その点でも、早目早目の、私は、予算対応を含めた措置が、この点では、必要じゃないかということで、問題提起を含めての質問であります。

次に、クリーンセンターについて質問いたします。課長から細かい説明はあったんですけども、私の疑問点を踏まえた質問というのは、1年間を通してA重油を使うということのはっきりわかっているわけで、また、経験的にもかなりの金額になるということもわかっているわけでございます。相手の業者との購入においては、

その都度価格が変動があるということで、購入しているんですか。それとも、例えば1年間で金額を決めて契約を結んで、購入しているわけじゃないんですか。行政ですから、やっぱり契約期間を定めて購入するというのが通常だと思うんですが、そうしたシステムにはなっていないのでしょうか。その点についての確認でございます。

もしそうなった場合も、やはり価格が大幅に上がった場合は、業者がもう持てないですので、過去そういった事例がありました。クリーンセンターの場合も。もう業者が投げ出したというか、年度途中で。採算割れして、とても引き合わないということで、過去あったんですね、何年か前に。そのあたりを含めて、契約内容はどのようなになっているのでしょうか。その点を前提として説明してください。そうでなければこの質問ができませんので。

次に、保育園運営について、課長の説明がありましたけども、これも率直に言って、2億円を超える2億数千万円の多額の事業が総合振興計画等に盛られてないまま、途中という形で議会提案するというのは、そう記憶にないですよ、過去。あったかどうかわからんけど記憶にないですよ。どうしても時間的に、計画にこれを盛り込むことができないのであったら、少なくとも全員協議会を含めて、議会にはこれは説明すべきだったと思うんです。もう事後になりますけども、金額が余りに大きいですよ。2億。それもトンネルじゃないから、曾於市の一般財源も使っているわけですから。だから過去のを含めて、過疎計画なり、総合振興計画もあるし。けさ調べたんだけど、全然出てこんもんだから、どういったことかということで質問しているんですけども。

だからこれは、市長としても、もう二度と各課を含めてこういったことがないように、これは議会との信頼関係においても、注意を今後払っていくべきじゃないかと思います。いいことだからしょうがないじゃなくて、議会との関連上。これは億単位のお金でありますので。私も初めてこれを聞いて、初めて知ったんですよ、今度、予算額見て。

それから、財部の健康センターについても、その説明はわかりました。予備費として90万円を計上する点についても、説明はわかりましたけども、そうした現象面を見る限り、ごもつとも、ごもつとも、わかります。なんですけども、やはり市としては、特にトップとしては、ほかに関連するいろんな施設がいっぱいあるわけです。その整合性は必要じゃないかと思うんです。つまり、この予備費についての整合性です。この種の場合に、予備費をどれだけそれぞれの施設において予算計上するか、あるいはしないか、現在の施設、知る限りにおいては、予備費を計上していないところも結構あるし、アンバランスだと思っております。だからそれも、可

能な限りやはり整合性を持たせるべきじゃないかと思います。予備費が必要と認められるならば、これをバランスよく、今後予備費を計上していくと。それで一回一回、そう金額は大きくない支出については、議会に提案しなくても、その予備費の中で対応できるような、そうしたバランス化を図るべきじゃないかと思います。そのあたりが検討されているのかどうか、検討していなかったら今後の一つの課題として考えていただきたいと思っております。

最後に、基金積み立てについて、担当課に質問いたします。

課長の説明では、それなりにこれも説明をお聞きする限りわかるんです。わかるんですけども、本当に課長の説明で、課長として、5,000万円で大丈夫ですか。なぜかといいますと、課長、今度、条例改正の中で、最も大事な一つとして、2万5,000円が4万円に、これはいいことでもありますけども、引き上げられていますよね。当然引き上げられたら、希望者がふえるんじゃないですかね。減ることはまず考えられないと思うんです。ふえたとして5,000万円で大丈夫でしょうか。そのあたりを含めて想定した上での5,000万円なんでしょうか。ちょっと気がかりでありますので、質問いたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

フラワーパークの関係の質問でございますが、検討委員会を、予算をお願いいたしました。予算が認められた場合に、検討委員会に市としての考え方を示すたたき台を考えているのかでございますが、基本的には、この間、検討委員会の募集をいたしまして、その方々が跡地利用についての一定の考え方を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。また、この間、前回以降、この跡地利用について、いろんな企業の方々も関心を持っておられまして、最終的に、その跡地がいろんな形で処分ができるのであったら、メガソーラーを含めて、いろんな提案は考えているところでございます。

あとは、検討委員会で市も交えて議論していただいて、100%尊重するのかについてでございますけど、100%全て尊重するというわけにはなりませんけど、市の考え方として、参考意見としては、したいというふうに思っております。最終的には、総合判断は市でやりたいというふうに思います。

また、その後の新しい事業については、いつ提案するのであるのかという質問でございますが、まず検討委員会の予算を認めてもらうというのが大前提でございます。検討委員会の予算を認めてもらいましたら、新しい、1月に入って、2月ぐらいまでにかけて議論を深めていただいて、現場に行っていただいて、また状況を判断していただき、市としての考え方も示したいと思っております。そこで一定の方向づけ

ができれば、3月議会で、議会の皆さん方にも市の考え方を報告したいと思います。

あとの事業については、また、いろいろな計画もありますので、またそのときに考えたいと思います。

あと、ひこばえ園、しゃら保育園の問題でございしますが、これは、国の補正が出てまいりまして、当然、手を挙げられましたそういう施設の方々が県の事業をいただいて、自分の施設もお金を出しながら、曾於市のための、曾於市の子供たちの施設でありますので、当然、これは市としても支援すべきだというふうに思っております。当然ながら総合計画には入っておりませんが、それはこういう国の事業の場合は、後でまた追加で計画にのせられるようになっているようでございます。本来ならば全て事業計画にのせられるものはのせたほうがいいと思いますが、ただ市が主体となるものについてはそういうふうにしていきたいと思いますが、補助事業を受けるものについては、若干そういうふうにはずれることもありますけど、御了承いただきたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

起債関係ですけれども、今回、歳入の起債も減額補正をしているわけですけれども、この事業費の中の造成工事2億7,130万円と土木施工管理委託の合計の2億5,890万円の95%を地方債起債をして充当をする予定でしたので、当然これも減額補正ということになるかと思えます。

それと、山中先生の顕彰館の出入り口、市長も申し上げましたとお入り口が狭いと、そして市長の考えでは、また観光等にも力を入れていきたいということですので、観光といいますともう大型バスとかそういったものが入ってくると思われまます。それについては、今、建設課と、るる相談等検討中でございますので、次年度に向けた検討課題かと思っているところでございます。

なお、リーフレット等については、開館当時には間に合うように予算化はいたしているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

メインとなる入り口はどこなんですか。

○企画課長（岩元祐昭）

何といたしましょうか、北側にこう裏門がありますね、裏門といたしましょうか、門が。熊野神社に、山中先生の自宅から熊野神社に行く通路のところに門がありますけれども、あすこがメインになります。県道、財部線のあの線、財部に行く。

それを一応メインと考えているところでございます。

先ほど、振興計画、保育園関係ですけれども、過疎債は6月に議決を受けても

う提出しているわけですが、振興計画についてはその都度補正予算とか、こういった大型事業が出てきますので、補正予算の議会の承認を得て追加と、振興計画はできますのでそういった手法をとっているところでございます。

それと、先ほど漏れましたけれども、起債については今回の市債の減額を受けて県のほうには報告というような形になろうかと思えます。

以上です。

○市民課長（久留 守）

お答えいたします。

25ページのクリーンセンターの重油でございます。A重油の1年間の価格の契約は、という御質問でございますけれども、センターでは毎月2万1,000ℓから、多いときには3万ℓの重油を使用しております。毎月の単価については、毎月財政課で入札をお願いしているところでございます。市内には燃料を取り扱う業者が9社ございます。その9社を毎月入れまして指名競争入札で価格の設定をしているところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

5,000万円で大丈夫かということでございますが、お答えいたします。

あくまでも今回の基金の繰り出しにつきましては、毎年度、まあ、今までの平均でいきます、25人で想定しております。そうしたときに一番ピークと考えられるのが36年度で、基金残高が2,000万円程度になる予定でございます。議員のおっしゃられるとおり、これが40人も50人もとなるようであれば、当然、原資が足らなくなるわけでございますが、今までの傾向でいきますと25人であれば十分運営はできると。ただ、懸念されるのは、償還期間が長くなりますので、8年から10年ということで長くなりますので、そうなりますと、やはり最初の償還にあたっては、どんどん返さんにやいかんという意識もあるわけですが、償還期間が長くなりますとだんだんそういった意識が薄れてくるということも考えられます。そうしますと、年々収納率が落ちますと、想定してます2,000万円の原資をさらに落ち込む可能性もございますので、今後は現年度分の収納率を上げるべく、納期内完納というか、それぞれ月賦、半年賦、年賦、3つの支払いの仕方がございますが、それは償還が始まった段階で、それぞれ奨学生それと保護者を呼んで誓約していただいております。そういった誓約に基づいた償還というのを徹底していきたいというふうを考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

フラワーパーク関連は一般質問でも質問いたしますので、これ以上は質問いたしません。

山中顕彰館について、例えば、今、課長の説明にもありましたように、県道から山中邸に入る入り口について、案内板はこの予算の中に入ってないですね。課長、答弁してください。オープンするのに、入り口の案内板もないというのはやはり対応が、私、弱いと思うんですね。ですから、これは後で議論があるでしょうけど、議会で。議会でどういった議論があるかわからんですけども、そういったのも含みながらやっていくべきじゃないかと思うんですね。

まず、ほとんど全員が、特に市外の方々は県道から入ってくると思いますので。入り口がわからなかったらどっから入るか、一回一回、付近の人たちに聞かなければいけないですよ。

それから、この答弁漏れの中で、前後いたしますけれども、この財部の健康センターについての2回目の質問の中でこの予備費の考え方ですね。この予備費を各施設必要なところに計上するんだったら、バランス化をとるべきじゃないかと思うんですね。それが、もうまちまちではあってはいけません。また、そういった深い議論もしなかつたら、今後議論をされて、予備費の考え方ですね、については一定の共通の認識と対応をとるべきじゃないでしょうか。これは市長が指示しなければ議論が前に進みませんので。これは予備費の考え方は昔から議論されていることでもあります、旧町時代から。市長の見解をいただきたいと思っています。

さらに、前後いたしますが、この保育園の運営についても事業主体がどうであるかっていう議論以前の問題として市の予算を通してきてるし、市も補助を出しているわけでありますから、少なくない金額の。それも総額が2億円を超える予算でありますので、議会には何らかの経過説明は事前に必要だったんじゃないかと思っております。

突如として予算書を見て、億単位のお金が計上されていて初めて私たちが知ったということでは、当局と議会の関係ではいけないと思うんですね。この点についても、今後のこともありますので一言説明をしていただきたいと思っています。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部の温泉センターについての、残り3カ月間の修繕費の予備費の提案の問題でございまして、今、議論になっておりますように、やはり非常にガソリン、重油等が高騰をしております。そういう意味で、場合によっては燃料等の不足分、また、古い建物でありますので新たな漏水、新たなボイラー等の故障とか、そういうことを想定を、なければいいんですけど、した上での予算を持っておかないとこれは対

処できないということで、その分野で提案をしてるものがございます。それで、全体的なものについては各課で十分そのあたりはわかっている、不足分についてはこういう形で提案をするというふうに思っております。

また、保育園の問題でございますが、現状としては国からの予算の新たな事業が補正で出されまして、それに手を挙げられた保育園に対して、国の予算を県がまるまる受けて、それで市も補助をするものであります。早くわかっていたら計画等に入れられたわけですけど、これも市には突然のお願いでありまして、当然ながら市が運営すべき市営の保育園というのは持っておりませんので、民間の方々が大きな投資をしながら、私たち曾於市の子供たちのための支援でございますので、支援をしたところでございます。

また、全協に、このことも含めて説明すればよかったのでございますけど、今後重大な問題については全協においてお知らせをし、また、御報告をしたいというふうに思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

申しわけございません。先ほど漏れたかと思いますが、案内板については県道沿いに設置の予定です。はい。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時11分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、迫杉雄議員の発言を許可します。

○17番（迫杉雄議員）

議案第91号の質疑に入りますが、ただいま同僚議員がいろいろ議論として質疑されましたけど、重複しないように質問いたします。

まず、歳入の3ページに立木売り払い収入減額の1,100万がありますけど、また一方、歳出の21ページとも絡むかもしれません。

まず、今回の事業中止によって買収した山の面積31.4haですかね、山林面積並びに畑地の購入金額、買収金額をお尋ねしたいと思います。1回、前どこでか聞いたようですけど、この場で答弁を求めたいと思います。

今回、計画全面中止ということで1,100万の立木を取りやめて歳入が減になると言いますが、基本的に事業中止によって、あとのいろんな処置に対する、また、今後30人検討委員会等でも議論されると思いますけども、事業中止が一般財源に転嫁しているということ、私自身は危惧するところです。ちなみに、13億の事業と今後何の事業ができるのかと、市長の答弁の中でメガソーラーとかいろんな声は聞こえるところですけど、現状のままでおいとったら、なかなかこう展望が開けないんじゃないかなと、私考えるところです。

その中で、立木はもう市の市有財産というわけですが、できますならば、その減額にしないで、そのままを今後の検討委員会に委ねるのか、私たちも特別委員会であの予定地の中を歩いて回りましたが、起伏とかいろんな観点で立木はかなりの量が出るなと思っておりませんが、今回減額された、1,100万の減額された主な内容は、ただもう事業中止だから立木ももう減額だと、その一点張りで今回補正に出されたのか、そこを再度尋ねたいと思います。

次に、歳入のほうで山中顕彰館が3ページに出ておりますが、歳入として聞きたいと思います。今回の、先ほども徳峰議員のほうから出ましたが、1,000万5,000円はどういう形でオープンに向けて、この1,000万という金額が出たのか。総合振興計画の内容を見れば、25年度につきましては5,475万円が総合振興計画に出ておりますが、4,400万円相当が、やっぱり総合振興計画から外れるとなると、先ほどから出ておりますようにどこからメインにするのか、どうするのかというのにはちょっと物足りない金額になってくるんじゃないかなという気がしております。

そういう意味から、今回の事業費の補正の1,050万円について再度説明を受けたいと思います。案内看板は設置するという事です。そういうことですが、この展示物の説明用製作業務委託と、この中に案内看板等だけ入っているのかですね、まあ1,000万という金額はオープンにすれば少ない金額だと思っておりますので、総合計画と総合振興計画の金額と、何でこう差額が出たのか教えてください。

あと、次に、45ページ、46ページに小中学校の学校旗の購入が42万という金額で上がってきておりますが、これについて教育長の答弁を求めるところですが、42万の何の旗の購入、学校旗の購入なのか答弁を求めたいと思います。

はい、2回目にまた質問します。

○市長（五位塚剛）

パークゴルフ場、フラワーパーク整備等の事業の問題で、立木等の伐採の予算が減額であるが、そのままではよかったのではないかと御質疑でございます。

これは伐採をして森林組合に買っていただいて、その予算でございましたけど、基本的にはフラワーパーク、この事業を一旦白紙に戻しまして、検討委員会で一定

の御意見を聞きながら、市としてどうあるべきかということを決定をいたしたいと思ひます。

当然、新たな事業として、場合によっては市が直営でまた事業するもの、場合によっては現状のまま業者の方が買ひ受けて、独自で開発をして行ひ場合もあります。そういう意味を含めて、一旦これで白紙に戻すというのが議員の皆さんたちにとっては、議会と市当局との関係では、それが一番いい方法だろうというふうに思ひます。

それで、また新たな事業が確定になれば、場合によっては市が造成事業をして整備した状況で売却するというこゝも考えられます。そうなった場合には、当然、市が投資したそのお金を必ず回収できるという状況のもと、また、将来的な雇用の場、いろいろなことを総合的に判断をして、また提案したいと思ひますけど、基本的にはそういう考えで白紙に戻すという意味での提案でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

パークゴルフ場等の整備事業の用地買収の金額ということでございます。予算的には約1億4,500万ほど予算化をいたしております。それで、今現在で用地買収等を、購入する価格を約1億1,600万ほどを、これぐらいの金額になるんじゃないかということで考えているところでございます。

それと、先ほど徳峰議員のほうからありましたように90%を超える契約ということですので、計画地内の用地の買取りについては、市長のほうから一応計画地内のは全て購入するよう努力なささいということで、指示を受けておりますので、年内中もしくは年明け早々には全てができると思っておりますけれども、中には、前の議会等でも説明しましたように、相続とかそういうのがちょっと難しい用地等もございまして、そういったのを省いたものについては全て買取らせていただくよう、私ども努力したいと思っております。

それと、山中先生の今回の補正でございます。先ほど徳峰議員の質問にもありました案内看板については、当初の予算で4,500万円ほど組んでおりますけれども、その中に入っているところでございます。今回の約1,000万円の補正につきましては、館内の先生の年表とか家系図とか、こういったものを製作する予定ですので、やはり大きなサイズの説明板、いろいろ、壺とか写真とか掛け軸とか鎧、刀、いろいろありますけれども、それに説明をつけるパネルということで御理解いただければ幸いかと思ひます。

以上です。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

45ページ、46ページの小中学校管理費の関係でお答えいたします。

小学校管理費及び中学校管理費における備品購入費は、それぞれ小学校1校、中学校1校の校旗を購入するものでございます。当初、補正予算で10校分の校旗購入費を計上する予定でございましたが、市のほうに指名願を出してる業者が1社のみということで、ここに見積もり等依頼しましたところ、刺しゅう部分につきましては京都のメーカーへ外注するということから、この10校分の旗については1年ほどかかるということでございました。このため、今後のスケジュールを考えた場合に、製作可能な本数が2本ということで、特に傷みの激しい深川小学校と末吉中学校の校旗を補正予算で対応するものでございます。

校旗の名称が、旧町名であったり傷んでいるとかそういう部分で、つくりかえる必要がある学校が全部で21校あると考えておりますが、残りにつきましては平成26年度で10校分を予算計上し、残りの9校につきましては平成27年度で対応したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（迫 杉雄議員）

確認ですが、買収はまだ済んでないちゅうことですね。買収はもう決定してるだけのことで。この金額はどっちを指したんですかね。1億1,600万円ほどと1億4,500万円ほどちゅうのは、どういう金額予定ですか。まだ、現金は払ってないちゅうことですね。はい、それをまた答えてください。私は、この金額等を1億1,000万円相当が一般財源だというふうに捉えた場合に、やはりこの一般財源ちゅうのは俗に言います市民の血税という観点から、やはりこう無駄はいけないわけですから、そこらあたりを白紙に戻すという意味合いもわかります。けど、逆に言いますと今の立木をどのぐらいの試算で見ているかぐらいは答弁願いたいと思いますが、今の現状で購入部分の立木をどのような試算をしてるのか。この1,100万は事業推進の中の1,100万だけど今後どうにかならんのか、また畑地がどうなっているかもはっきり、面積的、金額的に私はわかりませんが、畑地等についてもやっぱり何かの対応をしなければ、今言う30人検討委員会等でやるのは、それはもう別に、市長側の提案ですのでこしたことはありませんが、一方我々議会としては、この件は建設に向けての特別委員会等はまだ終了してはいますが、その後の事業中止においても、議会としても何かの形で、特別委員会なるもので対応しなければ、ただ議論は所管の委員会もしくはこの本会議だけになってしまうようなことがあります、俗に言う大きな事業中止ですので、議会との連携もうまくとってもらわなけりゃ市民は納得しないんじゃないかなと思います。

ただ、市民の声を十分反映させるということは重々わかりますが、やはり最終的

決定は議会ですので、今のような議論や答弁では、議会は横で腕組んで見ているのかというようなスタンスにも考えられます。そこらあたりから、市長独自に、市長自身がどう考えるのか、再度答弁を求めたいと思っております。

あと、山中顕彰館ですが、今回の補正額について大丈夫かというような立場から質問をしておりますが、これで、あと、整備等に絡んでくるものだけで1,000万円相当。あと、ほかに考えられるものはないか、オープン後でも、オープンまでも考えられるものがあれば出してもらいたいと思いますし、でなければもうこのまま補正がオープンに向けた最後の、オープンに向ける事業費となってしまうのか答弁を求めたいと思います。

あと、今、課長が答弁されましたが、42万というのがどうもこう納得はいかんところですね。順々に言わんで一遍にできるのであれば、そうけちらんでも、一遍に5校でも10校分でもやっても、そりゃ、1,000万もかからんことだと、最初いろんな段階で、6月の段階で見たら1本が80万や100万やというような、額で言えば、そりゃ、20校あったら2,000万かというような考えがあったわけですが、いきなり42万で2本対応するということになると、そんだけ、今までの経過で安うなったもんだねという立場で、ちなみに憶小が、昨年、一昨年でしたか、立派なのを持っておりますが、あれでも80万円はかかったというような、学校側の話も聞きました。そういう観点からの質疑ですが、教育長、教育長はこの6月で一般質問で教育長に答弁を求めても、即答弁されました。6月の一般質問でですね。そのままうのみにしておりましたが、教育長自身が各学校の学校旗の状況を目にはっきりと確認されたのか。今言うように、古くなっているのはあります。そして町立の名前であるし、市立で名前を入れているのは2校だと、憶小とあと1校ですよ。そこあたりを教育委員会として、教育長として確認をしたのか。また、一方あと4名の教育委員もそれなりの議論やら確認する機会でもあったのか、再度答弁を求めたいと思います。今後の教育並びに学校運営に関する根幹をなすものだと、私は考えておるところです。

答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

パークゴルフ、フラワーパーク等の関係でございますが、この事業は7月の市長選挙で、私は中止を訴えて市民の信任を得ました。市民の大方の方々がこの事業については、中止をしていただきたいという判断をしたというふうに思っております。ですから、それを受けて9月の議会で、跡地利用についてのお願いをいたしましたけど、残念ながら認めてもらえませんでしたけど、そのときの議会の声としても予算は可決をしているわけですので、そのことについての考え方を検討すべきじゃな

いかという御意見もいただきました。

しかし、基本的にはこの事業をどうしても中止して、新たな展開に進むためには一旦白紙に戻して、検討委員会で一定の市民の生の声を出していただいて、また市としての考え方も示しながら、投資した予算が無駄にならないように、今後いろんな形で市の発展のためになるような形を提案するために、こういう形でのお願いをするわけでございます。

当然、また結果的に別な事業が展開されたときは、また森林組合等にこの伐採のお願いをし、それがまた、新たな形で予算計上は出てくるとは思いますけど、基本的には、もう白紙に一旦戻して、ゼロの状態を検討するというお願いでございます。

全協等でこのことについていろいろと詳しく説明すれば、一つの方法かもしれませんが、余りにも、そういう形で事前協議的な議会になっては、なれ合い的になりますので、当然こういう形で、本会議を通じて予算の提案をし、また、十分な、委員会での審議、本会議での審議、一般質問等で議論していただいて、皆さんたちが市民の立場で認めていただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

先ほど立木の金額の積算基礎といたしまししょうか、それをおっしゃったと思いますけれども、この立木には、森林組合にお願いをして、数値を出していただいたところでございます。当初の計画が、30町歩の15町歩を伐採の予定でしたので、単価としまして1,550円の7,098.617m³、材積ですね、これを掛けたのが約1,100万というようなことで見積もって計上したところでございます。

それと、パークゴルフ場、フラワーパーク等の整備につきまして、用地交渉の、現在の、ここで簡単に申し上げて、後ほど皆さんには図面と資料を後日お渡ししたいと思っておりますので、それをまた参照していただければと思います。

全体面積が31万4,664m²でございます。そのうち山林が29万4,667m²、畑が1万8,018m²、田1,979m²でございます。地権者数は複数の人も1人と数えておりますので80人ということなんです。

11月末現在におきます契約者数が74人、92.5%でございます。筆数は全体で154筆ありますので143筆契約済みということなんです。

面積につきましては、契約済みの面積が29万4,760m²ということだと思っております。

それと、用地費の支払いですけれども、このうち、山林がほとんど今完了しつつあります。24万1,965m²を支払い済みの面積でございます。支払い済み額としま

して8,718万1,104円ということです。あと、契約済みでまだ11月末の数字ですけれども、未払い額が2,609万1,680円残っているところがございます。この分については一応12月末をめどに支払いの予定になっております。資料等、私どもは丁寧な説明をしてませんので、このことについてはおわびしまして、また後日資料等については全議員の皆様にお渡しする予定でございます。

それと、山中先生の顕彰館でございます。オープン前、オープン後ということですが、先ほど申し上げましたとおり、観光バス等の車の離合といたしましうか、Uターンとかそういうのができないと思います。これが一つの課題だと思っておりますので、それについては26年度以降、技術者といろいろと相談はしていきたいと思っております。今回の補正の予算は一応、中の会館、ま、全てにおいて一応整備は終わると私は思っているところがございます。

それと、先ほどちょっと漏れましたけれども、振興計画についてですけれども、先ほど保育園と同じように、補正予算が出たときに、これを議決いただいた後に振興計画の追加というふうな形になるかと思っております。

以上です。

○教育長（植村和信）

校旗についてお答えいたします。

確かに、校旗、大変大事なものでございまして、早急に整備をしなければならなかったわけですが、統合問題、耐震など緊急な課題もありましたし、ちょっと様子も見なきゃならない状況もございました。そういうことで学校の校旗をいろいろ調査してみますと、先ほど議員からもありましたとおり、旧町名のままの校旗、それから町名、市名は入っていない校名だけの校旗などいろいろありましたので、至急整備をしようということで、いろいろ調査をして準備にかかったわけですが、教育委員、ほかの4名はなかなか見る機会をつくれなかったと思っております。私のほうは、職員とともに確認をさしてもらい、そしてスケジュールをいろいろ立てたわけですが、業者の都合等もあって急には無理だというようなことでこのような計画になっております。

なお、調査の結果、今、機械織りが平均1本50万円相当、手織りになりますと100万というようなことですが、教育の整備費いろいろかかりますので、機械織りで平均並みなものでよからうということで答えを出したところでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

再度市長に答弁を求めますが、曾於市合併以来8年が経過しとるわけですが、今回の市長選においてフラワーパーク中止ということで市長が当選されて、当然中止

は公約どおり進むということです。

けどですね、やはり一旦一步引いてでも考えなければいけないのは、大きな事業を中止するという事はかなりのエネルギーが要るということを考えておってもらわないかと。起債事業の95%でいけば、一般財源という言葉は口に出らんかったわけですが、一旦中止してしまっただけの処理対応、今後の対応がかなりのエネルギーが要るし、市民についてもいろいろ賛否があるんじゃないかなと私は思っています。今後の対応はどうするのかということが一番エネルギーがかかるし、そこらあたりを考えて、一番肝心なことは一般財源は有効に使わなきゃいかんということを、市民にも周知徹底させるということは必要じゃないかと思えます。当然、曾於市の今の財政は豊かなものではありません。まあ、俗に言う20%だという見方を捉えておりますので、今後は一般財源については、やはり一般財源の使途については、十分こう議論したり、そしてやってもらわないかんし、言葉は悪いですが、今回のこの補正にはもうほとんど一般財源を使うわけですね。俗に言います5,000万の基金積み立てもこれ一般財源なんですよね。教育は先だと私は思っています。そういう意味やら、かれこれ考えますと、いかに一般財源が必要かということで、ただその質問の切り出しを、せっかく中止して、そして今までの用地を購入するとなった後の処置は、やはり考えるべきじゃないかなと思えますが。

最後に1点、財政課長等に質問をしたいと思えますが、市が抱える財産は、市有、まあ不動産なりですね、特に不動産を言うんですが、管理費から、市が不動産を今度抱えていくと管理からいろいろ、言葉で言やあ悪いですが、無駄が多いんじゃないかということを考えております。ですから、今後のその抱える不動産的なものは対応していかなければいかないし、言葉で言います処分していかなきゃいかんと、それが金額を問わず市の実質的な財政につながっていくんだというふうに考えますが、財政課長が何か考えておれば答弁を求めたいと思えます。

市長は、私の今のエネルギーがかかるんだということに何かあれば答えてもらえばいいと思えます。

○市長（五位塚剛）

実際、フラワーパーク事業を中止をするという表明した後、今後の対策の問題で大変なエネルギーを使っております。これは、精神的にもまた職員にも大変迷惑かけたなというふうに思っております。

ただ、こういう大型事業をする場合は市民の合意を得るというのは基本であります。残念ながらこの問題については、市民の合意を得ることが結果的にはできてなかった部分があったのではないかなと思っております。そのことが市長選挙に出たのだというふうに思っております。

それと同時に、前市長が市長選挙後に最終的には判断されて、前市長が当選されたら土地の買収を含めて事業に着手すれば、このようなことは起きなかったわけでございますけど、結果的にこういう流れになりましたので、首長としては将来のことを考えた場合には、新たに市民に一般財源を今やるような新たな負担を、どうしても減少するためにはこの方法が最大の手段だろうと思っております。

当然ながら、一般財源を通しての状況ですけど、これは先ほども言いましたように、投資した金額は新たな跡地利用で全て回収をするという前提で、今後検討委員会で十分な議論をして最後には市民の皆さんたちが後の事業のほうがよかったと言えるように努力をしたいというふうに思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えします。

先ほど申されましたように、自主財源というのが20%、決算でも20.8%でございます。自主財源の確保というのは非常に大切かと思っておりますけれども、財産がふえますとそれを維持していくというのは非常に大変なものです。今あるものでも、ただ持っている限りは、その維持のために清掃費を、清掃していますが、シルバー等を使って草払い等も年に何回かするところもあります。そうでないところもありますけれども、少なくとも別の一般財源が必要になってくるということでありまして、今後はできるだけ、売却できるものは、売却したほうが良いというふうに思っております。少なくともそういった視点で今後当たっていかないと、今後の運営は難しくなるのかなあと。そこに相当な金額は出るということは余り期待できませんけれども、少なくとも、売れるもの、あるいは貸し付けられるもの、そういったもの等には手をつけていかなければならないというふうには考えております。

○議長（谷口義則）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○6番（今鶴治信議員）

6番、今鶴です。通告しておりました2点につきまして質問をいたします。

先ほどの条例案等で同僚議員から質問がほとんどあり、答えが出てる点もありますが、私のほうから疑問な点を質問させていただきたいと思います。

まず、19ページの跡地利用検討委員会について質問をいたします。

先ほど来、同僚の議員からかなり質問がございましたが、この中で五位塚市長は、この検討委員会に対する意見を聞いて参考意見とするというお答えでございました。

さきの9月定例議会でも、この件に関しましては、大分質問が出たところでございますが、この市民30人の公募ということで、普通の一般市民だけの30人だけを考えておられるのか。私が思うに、先ほどの同僚の迫議員の中にもございますが、やは

り、専門的知識を持った方を何人かこの中に、学識経験者といいますか、そういう人を含め、また各種、商工会を初め、森林組合ございりますが、そこに限らず各種団体の代表、そういう方の意見も含めて、今後の跡地を検討すべきではないかと思っておりますが、この点について。そしてまた、先ほど企画課長からも説明がございましたが、ほとんどの用地を市が買収した現在、やはりほとんど林地が多いという説明でございましたが、林野法における山林開発は50%しかできない、また、この用地取得に当たって、公共事業として使うということで、売られた方に対する免税特例、こういうことが今後、この30人委員会の中の事業の中では適用されないことがあった場合、こういうときはやはり、普通のある程度の法律的知識を持った方もおられないと、客観的な判断ができないのではないかと思います。

また、9月議会で、結果的に否決されましたが、額としては37万という小規模でございりますが、かなりそのときの市長の意見では、この検討委員会に対する思い入れが強かったと思いましたが、先ほどの答弁を聞いておきますと、これが全てではない、いろんな意見を聞きながら自分として判断を下されるというふうにも受けとめまして、それはそれで市長として当然のことと思いますが、単なるこの話題をにぎわした30人委員会が、パフォーマンスとしてされているのではないかという疑問を抱いております。その件についてもお伺いいたします。

続きまして、21ページの山中顕彰館について質問をいたします。

この中で私も維持管理費について質問をするつもりでございましたが、企画課長より530万ほどの維持管理費が要するという答弁がありました。この530万の中でどれほどの人が、人件費というか、何名ほどを見込んでいるのか、また、基金として2億5,000万以上があると言われましたが、これは残金としての基金の残高なのか、これまで集めた基金なのかを伺います。

また、沖縄より1億円相当の基金がまた期待されるということで、これはすばらしいことだと思いますが、現在までに、今回の予算を含めて基金の中のどれだけその顕彰館予定地の家屋購入、土地購入について、全てで幾らかかっているかをお伺いいたします。

1回目は以上でございます。

○市長（五位塚剛）

パークゴルフ、フラワーパークの整備事業に伴っての跡地の利用の問題で、検討委員会の予算をお願いいたしましたが、9月も現在も市民の声を尊重するというのは基本でございます。

9月のときに予算を認められなかったわけですけど、多くの方々から、場合によってはその出会費、手当はもらわなくても、自分たちの思いを語るという意味で参

加してもいいんだという声が相当寄せられました。大変ありがたいことだと思います。しかし、やはり市としては30人の方々に出ていただいて、現地を見て、また市としての一定のたたき台も示しながら、先ほど言われたいろんな法的な問題、また、いろんな、事業のあり方の問題、また、地域の環境の問題を含めて、そして将来の地域活性化・雇用のことも含めて問題提起をして、十分検討していただいて、また一定の御意見を聞きながら、市としては参考にして、市長として最終的には決定するのが当たり前のことだと思いますので、全く、検討委員会を軽く見ている考えはありません。

また、今後については将来的な、先ほど言いましたように、曾於市のあり方ということも含めながら、皆さんたちに御理解いただけるものを提案したいなというふうに思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今、山中先生の管理ということですが、今、管理の方はお一人でお願いをいたしているところでございます。山中先生の記念館に、維持費は光熱水費から警備と、もろもろでございます。それが530万ほどかかっているということで、先ほど申し上げたところでございます。

以上で終わります。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほど2億5,000万円の寄附というのを申し上げましたが、これは残額ではございませんで、今まで寄附をしていただいた金額でございます。

実際、残額としましては、今度の補正4号まで入れますと、山中貞則顕彰基金としては、1億5,308万6,000円という金額でございます。これまでの間は、家屋の購入とかそういったものに使っておりまして、家屋だけでも7,000万使っておりまして、そういった残りが、先ほど1億5,308万6,000円ということでございます。

なお、沖縄のことも出ましたが、今、沖縄も協力会というのができまして、今、徐々にですが、少しずつですが、件数的には入ってきているところでございます。今後また、今からふえてくるのではないかと考えているところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

先ほどの跡地利用につきましては、まあ一応、詳しくは市長より答弁がございましたが、30人は一般市民を全て対象にするということによろしいのでしょうか。

また、30人の人を3回で、これだけの回で方向性を決めて、市の大事なことが大丈夫なものであるか。そしてまた、先ほど同僚の迫議員からもございましたが、や

はり私たちも今回、新たに選挙を通して20名の人が新旧含めて、また新しく議会に議員となっております。やはり、この20人の議員の意見というのを市長はどう捉えていらっしゃるのか、そこ辺も含めてやはり今後、予算として跡地利用についても提案されていきましようが、30人と議員の20人、やはりその重きのほうも考えていただきたいと思います。また、学識経験者を、曾於市内に限らず、そういう大学の教授でも何でも、なんか、そういう人の意見は要らないものか、改めて伺います。また後、顕彰館について伺います。

今、企画課長の説明では、これまで1人の人が管理していただいて、光熱費などを含めて530万ほどであったという答えで、この程度だったら30年間はどうかできるのではないかと、大きな補修費がなければ、という説明で先ほどありましたが、530万円、まだこれから詰めなくちゃいけないんでしょうけど、来年4月オープンということだったら1人体制でやっていかれるのか、もっとこれより維持管理費は、人件費を含めてもかかる可能性があるのではないかと、その辺を含めて、2回目の質問をいたします。

○市長（五位塚剛）

今鶴議員の質問は、この検討委員会に各種団体の方々、また、学識経験者を交えて検討すべきではないかという御質疑でございますが、今の考えでは、市民の皆さんたちが、このことについて私が公募をお願いいたしまして、広く各種団体の方々も見ていらっしゃると思います。その中で応募されておりますので、当然ながらいろんな市民の声が反映されるだろうと思っております。議会の皆さんたちの声を尊重すべきじゃないかということでございますが、基本的には、議会の皆さんたちの声というのは十分尊重はしたいというふうに思います。

ただ、今回の市議選挙を通じて、フラワーパーク事業をそのまま推進しなさいと言って、市民の皆さんたちと対話された方が何人いらっしゃるか、私もわかりませんが、市民の多くは今の事業を一旦中止して新たな事業に入るべきだということ、そのほうが非常に世論としては多いというふうに私は思っておりますので、検討委員会の皆さんたちの声を尊重しながら、市としてどうすべきかということをして市長として決断をしたいと思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

議員の指摘のありましたとおり、維持管理費等については、今、決算の状況とかそういったのを見て、私述べているところでございます。

議員の指摘のとおり、今後、私ども、この維持管理、運営方法については、まだ試算を出していないところですので、早急にこれ取り組みまして、今後の維持管理費と、それとまた考えられるのが今のところ、指定管理にする予定はないんですけ

れども、指定管理にしたときの経費とか、そういうのもまだ全然計算していない状況でございますので、その数字が上がりましたら、また皆様にはお示ししたいと思っております。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

市長より、跡地問題につきましては確固たる意見としてございましたので、今後の展開を注視していきたいと思っております。

また、山中顕彰館につきましては、4月のオープンに向けていろいろと、これから時間も制限ある中、立派なものにできるように頑張ってください、また、ようやく顕彰館がオープンというところまで来れたのかなということも含めまして、今後のすばらしい顕彰館運営を期待して、私は一応終わります。

○議長（谷口義則）

次に、久長登良男議員の発言を許可します。

○16番（久長登良男議員）

議会予算委員会説明資料の20ページを、もう大分質疑が出ておりますが、簡潔に要領よく質問をいたしますので、簡単に答弁をしていただいて、委員会付託になりますので、そっちで審査をしていただきたいと思いますと思っております。

まず、パークゴルフ場、フラワーパーク等整備事業の中で、この提案されているのは中止ということですが、中止した場合に、先ほどから出ております地権者が売買された土地売り払い税のことでございますが、この人たちに税金等の問題は発生しないかどうか、見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この事業は、パークゴルフ、フラワーパーク、グラウンドゴルフを含めた総合的な事業をするということで、事業認定を申請をしております。税務署とも相談をしているわけですが、基本的には、最終的に税務署と詰めなけりゃなりませんですけど、仮に税金が発生した場合にはまた市としてどうすべきかというのは、また検討したいと思っておりますけど、また、この後引き続き、市が総合的な事業を展開した場合に、また、スタートをして起債事業を含めてやるべきものができるのだったら、そのことで税務署ともまた相談をして、市民には迷惑かけないように対応したいと思います。

○16番（久長登良男議員）

税金のほうは、そういう形で対応されないと後々問題が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうふうに勉強をしていただきたいと思います。

次に、ここの一体化の整備事業の中で、グラウンドゴルフ場建設もここにあったわけですが、グラウンドゴルフ場建設については陳情が各旧町から上がってきて、全会一致で可決をし、それも曾於市末吉町につくるということで、結論は出ておったわけですね。その問題について、今後どのように、これを中止した場合には考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

一般質問で通告されていらっしゃる方がいらっしゃいますので、大変申しわけないなと思っております。今質疑がありましたので、お答えしたいと思います。

現段階においては、議会で採択された陳情は、私もそのときの一議員ですので、基本的に尊重をしたいと思います。それで、特に、末吉町においては、グラウンドゴルフをする施設がなかなかありません。栄楽公園があいてるときに利用されているのが現実でございますので、多くの愛好者の方々からグラウンドゴルフについての要望がありますので、これはつくる方向で進めていきたいと思います。

ただ、今まだ具体的に、場所とか事業費とか全く想定しておりませんので、今後グラウンドゴルフの愛好家の方々とも相談しながら、また、議会に対しても総合計画、過疎計画の中にちゃんと提案をして、皆さんたちの合意ができるように進めていきたいと思います。

○議長（谷口義則）

次に、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

先輩議員たちがほとんどもう、質疑をしてくれましたので、1点だけ確認をしたいと思います。

説明書の20ページ、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業の関係について、市長は7月の市長選挙でこの中止を掲げて当選をされました。当然、公約を守るという点で今回のこの予算の減額を出されました。

我々この20名の議員は、先般の市議選で市民の方に訴えてまいりましたけども、果たして、何人の方がこのフラワーパークの整備事業を進めるんだと言ったのを、私は、聞いた記憶がありません。私は明確に、きっぱりと中止をして、税金は市民の暮らしに使うんだということを訴えてまいりました。

そこで、議会との関係でこの減額が承認されなかった場合、どういう取り扱いになるのか伺います。

○市長（五位塚剛）

予算は、当初予算でこの事業が認められております。市長選挙で、先ほど申しましたように、この事業は市民の合意を得られていないということで、私は中止を掲

げて市民に訴えました。結果的に市民の皆さんは、この事業については将来的にいろんな問題がある、また、運営費に市民の税金が投資されるということで心配されておりましたので、この事業についてはきっぱりと中止を表明いたしました。

そのための手段として、今回の提案をいたしました。仮に認められなくなれば、当然ながら私は執行はいたしませんので、3月の末で予算は自動的に失効になります。当然ながら、24年度の事業も25年度に繰り越しをしておりますけど、今回の予算の中にはその24年度の予算についての減額はしていません。それはもう当然ながら、繰り越しということで、最終的には決算で落ちることになりますので、最終的には執行しなければこの予算はなくなるということでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

3月末まで待たないとこの対応はできない、またここで停滞するわけですね。市議選の中で、市民の声というのは市政の停滞を一番危惧していました。この関係でいけば、3月までにこれができなかった場合、跡地利用検討委員会との関係、どういう影響があるか答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

あえて、検討委員会の予算を今回もお願いをいたしました。先ほども言いましたように、市民の中には、検討委員会に申し込まれた方々が、私たちはそのお金が欲しいがために検討委員会に応募したわけではありませんという声も相当ありました。ですから、費用弁償といいますか、出会手当はいただかなくても跡地について大いに議論をしたいという声も相当ありましたので、そのことも当局とは審議いたしました。しかし、やはりルールとして、議会との関係でもちゃんと議会の皆さんたちに承認をしていただいた上で、ルールとして検討委員を選んで、大いに、内容も示しながら、議論していただいて、開かれた市政をつくるというのが私の基本でありますので、こういう形で提案をしたいと思っております。

仮に認めなかった場合は、この事業が今の状況の中でストップをいたします。残念ながら、あとの杉山を含めていろんな形が、現状のものは残るといった形になると思っておりますので、市民にとっては大変不幸な状況になるのではないかとこのように思っております。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第91号は、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第92号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第3号)

日程第21 議案第93号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について
(第2号)

日程第22 議案第94号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について
(第2号)

日程第23 議案第95号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について
(第3号)

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、議案第92号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）についてから、日程第23、議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）についてまでの4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

今回提案されております特別会計の中で最も突出しているというか、目立つのは、国保会計の中の高額療養費の5,276万8,000円が追加計上されている点でございます。

一番気がかりなのは、やはり今の国保会計の本年度の、特に後半の、下半期の財政状況でございますが、詳しくは、文厚委員会で質問いたしますけれども、質問の第1点は、なぜ、このように数千万円の新たな追加計上となったのか、これはある程度想定されていた数字なのか、それとも、何らかの大きな要因に伴っての今回の追加計上であるのか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、今おっしゃいましたように、国民健康保険会計の平成25年度本年度の財政運営は、ほぼ当初の段階での予測どおりに大体、財政は歳入歳出経過が今まで進んでいるのかどうか、それともちょっとこう、想定外の流れが出てきているのかどうかを含めて、財政的な観点から答弁をしてください。

以上、2点ですが。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

資料の5ページの一般被保険者高額療養費の5,276万8,000円の補正でございますが、一般被保険者に係ります高額療養費につきましては、当初予算で4億7,367万5,000円、1人当たりにしまして4万447円で見込んでおりました。が、決算見込み

で推計しているんですが、5億2,644万3,000円、1人当たりにしまして4万5,270円となる見込みでございますので、今回5,276万8,000円の補正予算をお願いするものであります。

伸びたものは要因でございますが、3月から9月診療分までの7カ月間の診療費、これを前年と比較して申し上げますと、消化器系の疾患が2,648万4,000円の増、率にして15.3%の増になっております。あと、筋骨格系及び結合組織の疾患、いわゆる骨折とか、そういうものなんですが、こちらが1,823万2,000円の増、率にして12.2%の増というふうになっております。

想定外かということではありますが、高額療養費につきましても4%増で見えておりましたが、それを上回る伸びが来ているということでございます。

それから、財政運営の状況でございますが、一番大きい一般療養給付費でございますが、こちらが今回補正をお願いをしなかったわけですけれども、直近の10月診療分が来ましたので、それが若干まあ高かったということで、3月補正で若干足りなくなるのではないかなという予想を立てております。

で、決算見込みで申し上げますと、決算ベースで申し上げた場合に、基金を4,000万ほどの切り崩しを考えておりましたが、決算ベースでいきますと、それはちょっとしなくてもいいのではないかなと思っております。しかしながら、当初お願いしておりました法定外繰り入れ2億円、これはそのままいただかないとちょっと帳尻が合わないということで、決算見込みでは単年度2億8,000万ほどの赤字を出すという、そういう状況でございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

財政的な観点から含めて見た場合に、ただいまの課長答弁にもありましたけども、一部といいますか、一つの側面としては、想定外的な新たなこの支出の増に伴う今回の予算計上ではありますが、ただ、基金の4,000万の取り崩しはしなくてもこの一般会計の繰り入れの2億円はせざるを得ないと、若干、年が明けて来年の3月にこの一般の療養費を含めての総体として若干赤字が出るために一定の、補う意味での予算計上は必要じゃないかといった立場での説明じゃなかったかと思っております。

これまで3年間、曾於市の国保会計は、一般会計からの億単位の繰り入れをしなければ収支の均衡が保たれないという、保つことができないということでございますが、どうしても1億円2億円単位の、これはもう大変な金額でありますけども、一般会計の繰り入れをしなければ、やはり収支の維持が困難でありますけれども、この額は委員会でお聞きしますけども、来年度の予算編成に向けて、予算要求をしていると思うんですが、現段階で担当課として、市長のほうに一般会計からの繰り

入れを、新年度はどれだけ一応繰り入れることを前提としての予算要求をやっているのか、あるいは基金の取り崩しはどういった考え方で、今現在では新年度を考えているのか、この2点について説明をしてください。

○保健課長（大休寺拓夫）

現在、当初予算を編成をして第一査定中でございます。

事情としましては、いろんな基金からの交付金なり、あと拠出金、そういうものがまだ確定をしております。それが確定するのが、1月に入ってから通知がございますので、大体それでわかるんですが、今の状況で申し上げますと、25年度のそういう拠出金なり納付金等をそのまま今入れてございますので、それで計算をした場合に、基金等については全て充当はしないと収支が合わないという状況です。

そういうことですので、保険税率については本来は上げるべきなんですけれども、そういう経済的な状況、そういうものを勘案をして、あとまた、基金等も残っております。あと、前年度繰越金も2億6,000万ありましたので、25年度の繰り越しが幾ら残るかわかりませんが、そういうものを一部勘案をしながらいきますと、法定外繰り入れにつきましては、大体今のところ1億4,000万ほど入れないと当初予算がつかないかと、そういう状況でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第24 陳情第10号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、陳情第10号、川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書は、配付いたしております陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月16日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時17分

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月16日

(第4日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月16日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

- 通告第1 徳峰 一成 議員
- 通告第2 迫 杉雄 議員
- 通告第3 久長登良男 議員
- 通告第4 海野 隆平 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 岩 水 豊 | 2番 湊 合 昌 昭 | 3番 泊ヶ山 正文 |
| 4番 上 村 龍 生 | 5番 宮 迫 勝 | 6番 今 鶴 治 信 |
| 7番 九 日 克 典 | 8番 伊地知 厚 仁 | 9番 八 木 秋 博 |
| 10番 土 屋 健 一 | 11番 原 田 賢一郎 | 12番 山 田 義 盛 |
| 13番 大川内 富 男 | 14番 大川原 主 税 | 15番 海 野 隆 平 |
| 16番 久 長 登良男 | 17番 迫 杉 雄 | 18番 坂 口 幸 夫 |
| 19番 徳 峰 一 成 | 20番 谷 口 義 則 | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植 村 和 信
総 務 課 長	大 窪 章 義	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂

税務課長	吉川俊一	耕地課長	吉田誠得
市民課長	久留守	建設課長	高岡亮蔵
保健課長	大休寺拓夫	水道課長	福岡隆一
福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次	会計管理者・会計課長	中山浩二
		監査委員事務局長	高橋和弘
		農業委員会事務局長	切通宏

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して大きくは6項目にわたり質問をいたします。

最初に、市民の目線で、あるいは民衆の視点であらゆる施策の改善と改革について。この間共産党議員団は、市長から提案されてきた全ての議案等に対しまして、市民の目線で、あるいは民衆の視点やそして判断の物差しで質問や問題提起を行ってきました。さらに、提案された議案の中身が、基本的な部分で同意できない議案に対しては、その理由を申し上げつつ反対をいたしてまいりました。

これまで、全議案のおおむね約2割近い議案には、このため共産党議員団は反対をしてきた経過がございます。市長選挙の当選を機に、五位塚氏は、市長として議案を提案する立場に変わりました。ただこれまで共産党議員団が批判や指摘をしてきた、その一つひとつが今でも間違いじゃなかった、あるいは適切であったとするならば、今後、市長として引き続き改善と改革の気持ちを失わず、高い志を持って、私は全ての議案に短期、中期、そして長期の改善と改革の方針を常に示しながら市政運営に取り組んでいただきたいと思いますと考えます。私、その立場で支援をしてまいります。これまでの市政のよい点はもちろん継承をしながらも、これまで指摘した問題点等は、常に改善と改革を進める、そうした市民にとっていわば、改革派の市長として期待感が持てるような市政運営に取り組んでいただきたいと思います。市長の見解を求めます。

2点目、フラワーパーク事業終結に向けて、さらに今後の課題等について質問をいたします。7月の市長選挙の結果を見ても、さらに11月の市議会議員選挙の各候補の言動や姿勢、さらにその選挙結果を見ましても、フラワーパーク問題は、本年度中にしっかりと終結させることが大変大事かと考えております。私自身、4年前の12月議会から、この問題は廃止の立場で一貫して要求をしてきた経過があります。

そのため、このことを強く感じております。その立場で1回目は次の3点にわたり質問をいたします。

①胡摩地区の用地買収の基本的な方針について、さらに用地買収の現状とその到達点、さらに今後の課題等について報告してください。

②用地買収後の土地の利活用後、どうするかについて市は、そのための検討委員会を設置したいとしております。一つの考え方だと言えます。ここで大事なのは、検討委員会へのいわば丸投げ的な提案ではなく、検討委員会が活発な議論ができるよう、そして複数の選択肢のもとでの議論ができるよう、市は議論のいわばたたき台を持つべきじゃないかという点であります。この点は、9月議会でも私は率直に問題提起をいたしました。たたき台となる基本的な考え方があるならば示していただきます。

③去る9月議会での私の質問に市長は、グラウンドゴルフ場は胡摩地区ではなく、別な末吉の場所につくる方向で、今後グラウンドゴルフ協会の関係者等を初めとして、協議を進めていきたいといった答弁でございました。この3カ月間、まだ話し合いはされてないようでございますが、胡摩地区のフラワーパーク事業の終結と並行して、私は対応と協議を急ぐべきではないかと考えておりますが、市長の見解を求めます。

質問の3点目、高校3年相当時まで、来年度から医療費無料の予算措置を、について。これも市長選挙での五位塚氏の公約の一つであります。去る9月議会での私の質問に、平成26年度来年度から今までの中学3年生までの医療費の無料を、高校3年相当時まで3年間延長したいといった市長答弁でございました。今、予算編成の時期に入っておりますが、改めて9月議会での市長答弁を確認をさせてください。

質問の②新年度に向けて、どれだけの新たな予算措置がこの問題では今準備、検討されておりますか、報告してください。

質問の4点目、保育料の父母負担、保護者の負担を軽くする立場での予算措置を、について。毎月の保護者負担の保育料を、最高1万円を限度に1万以内に抑えることを、市長選挙での公約でありました。これも9月議会での私の質問に市長は、財源や財政事情を考えて、今後、段階的に行っていききたいとの答弁でありました。この公約は、さきの医療費の高校3年生相当時までの無料化に比べても、はるかに大きな財源を必要といたしております。1億円前後と言われておりますが、財政的に一気にはいかず、段階的に実施するしかないとも考えております。その一方で、公約の確実で着実な実行を進めることが大事、緊要であります。平成26年度来年度は、どれだけの新たな予算措置を、保育料を軽くする立場で考えておられるか、これも報告と所見を求めるものであります。

5番目に、税金の減免制度の改善と確立をについて。この問題は、この三十数年間、共産党議員団が一貫して繰り返し問題点を指摘しながら質問して、そして要求してきた項目の大きな一つでございます。

質問の①平成22、23、24、25年度の国保税、市民税、固定資産税の不納欠損額を含む、いわば税の滞納件数そして滞納額について、またその中で税の減免申請件数と認可件数について、それぞれお聞きをいたします。

②これら税の滞納額となった、主な理由と事情について報告してください。

③決算資料等を見ましても、税の滞納件数と滞納額は、膨大な額となっております。全ての使用料を含みますと、4億円以上に毎年なっております。一方、税の減免申請と認可件数は極端に少ない。その理由はどの点にあると認識しておられるか、あるいは分析しておられるか所見をお聞きをいたします。

④曾於市のあらゆる施策の中で、税の減免制度の改善と確立は、その現状を見るにおきまして、さらには憲法の25条で保障された市民の生活する権利、生きる権利、これを行政がしっかりと保障するという立場から言いましても、私は、五位塚民主市政が今後取り組むべき、大きな柱の一つだと考えております。五位塚市政は、税の減免制度の改善と確立に向けて、平成26年からの実施に向けて腰を据えて取り組むべきではないかと言えます。市長としての見解をお聞きいたします。

最後に質問の6番目、市道の維持管理は十分な予算措置をについて。今、市民にとって身近で切実な要望として、側溝、排水、舗装補修などの市道整備、あるいは区画線、ガードレール、ミラー、街灯などの交通安全施設の整備、さらに全国的に今問題になっている老朽化した橋、トンネルは曾於市の場合少ないのですが、橋など安全確保のための整備があります。この分野も、平成26年度来年度から、五位塚市政の取り組むべき施策として、新たな予算措置など対応していくべきではないかと考えます。市長としての所見をお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それではお答えしたいと思います。

まず最初が、市民目線であらゆる施策の改善と改革をという中でございます。この間、いろいろと質問されておりますがお答えしたいと思います。

私は市長就任時に、市民の声を大切にする市政を目指したい、また、市民本位の市政を進めるため、積極的に市民参加型の市政を運営したいと発表いたしました。全ての議案について、短期、中期、長期的な改革を、具体的にどうするかはまだ決めておりません。しかし、市政刷新のためには私自身、気づいたことや市民の要望や声をお聞きしながら、改革できるところは積極的に進めてまいりたいと思います。

2のフラワーパーク事業終結に向けて、今後の課題についてということでございます。

①胡摩地区の周辺買収の現状と基本方針についてという質問でございます。用地買収の現状は、全体面積31万4,664m²、その内訳は、山林29万4,667m²、畑1万8,018m²、田1,979m²です。筆数は154筆、その内訳は、山林141筆、畑12筆、田1筆です。地権者数は80人です。11月末現在の契約状況は、契約者数74人、契約筆数143筆、契約面積29万4,760m²、用地費支払済額8,718万1,104円です。用地取得に関する基本的な考えは、できるだけ全てを取得する考えです。

2、用地買収後の土地の利用について検討委員会で検討するための、市としてのたたき台となる基本的考え方についてという質問でございます。市長選挙後、市民の方、また各企業の方々から、跡地利用についてさまざまな提案があります。検討委員会の応募の中でも、考え方がいろいろ書かれております。私自身、基本は投資した税金が回収され、引き続き市政発展のための市民の皆さんが大方、了解できるものであればよいのではないかと考えます。具体的には、市外の木材業者が製材所として要望もありますが、雇用も30名近くできるとのことであり、前向きに検討し提案をしたいと思っております。そのほか、メガソーラーの希望もたくさんあり、多くの方々からもその声が強いようございます。そのようなことも含めて、検討委員会には判断材料として提供はしたいと考えております。

次に、グラウンドゴルフ場を新たに建設することについては、関係者との協議など、これからフラワーパーク事業終結と並行して、対応と協議を急ぐべきではないかということでございます。グラウンドゴルフ場建設については、市民の要望を受けて議会としても採択をしております。当然ながら、関係団体の声を聞きながら具体化に向けて努力していきたいと思っております。そのときは、議会の皆さんの御意見も尊重しながら進めていきたいと思っております。

次に、高校3年相当時まで、来年度からの医療費無料の予算措置をという中での①9月議会では、平成26年度からの実施したいという答弁であったということで、今後の問題でございますが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるまでの医療費無料化についてであります。現在のところ、平成26年度より実施する方向で検討をしております。最終的には、全ての予算が出そろった時点で判断し、実施する場合は、条例改正案と予算案を議会に提案をしたいというように思っております。

次に、新年度に向けて、どれだけの新たな予算措置が検討されているかということでございます。現在の見込みでは、対象者が860人ほど増加をいたしまして、4,630人程度となり、扶助費として、2,280万円増の1億200万円、システム変更費

託料、自動償還払事務手数料などの事務費として、130万円増の680万円を見込んでおり、平成25年度当初予算と比較して、合計で2,410万円増の1億880万円を見込んでおり、この増額分は、全て一般財源対応となります。

4、保育料父母負担軽減の予算措置をとということの中で、保育料の問題でございますが、26年度はどれだけ新たな予算措置で、保育料をどれほど軽減する立場で進めていく考えなのかということでございます。保育料の保護者負担金については、平成25年度までの保育料より減額する方向で検討をしております。現在の見込みでは、階層1から階層5までは国の単価の6割、階層6から8については、国の階層6の単価の5割で検討をしております。一般的な市民税均等割課税世帯の1人目の3歳未満と比較しますと、現在1カ月1万8,000円の保育料が、月1万1,700円となり、月当たり6,300円の減額、年間7万5,600円の減額となります。これらを実施した場合の財源について、本年10月1日現在の入所児童数の状況で推計しますと、保護者負担金として市の収入が、現在の約1億7,000万円から約1億2,500万円に減額となる見込みです。なお、差額の4,500万円は全て一般財源対応となります。最終的には、全ての予算が出そろった時点で判断することとなります。

次に、税の減免制度の改善と確立をとということで、平成22年から25年度までの国保税、市民税、固定資産税の滞納額をお答えしたいと思います。平成22年度から24年度までの決算と、25年度11月末日における滞納件数と滞納額及び実人数を申し上げます。平成22年度の国保税の滞納件数は1万9,946件で、滞納額は2億7,300万円、実世帯数は1,356世帯。市民税の滞納件数は6,956件で、滞納額は7,400万円、実人数は1,261人。固定資産税の滞納件数は1万1,805件で、滞納額は1億3,400万円、実人数は1,187人であります。平成23年度の国保税の滞納件数は2万697件で、滞納額は2億7,700万円、実世帯数は1,329世帯。市民税の滞納件数は6,644件で、滞納額は7,000万円、実人数は1,190人。固定資産税の滞納件数は1万2,511件で、滞納額は1億4,500万円、実人数は1,160人であります。平成24年度の国保税の滞納件数は2万325件で、滞納額は2億7,200万円、実世帯数は1,247世帯。市民税の滞納件数は6,245件で、滞納額は6,700万円、実人数は1,108人。固定資産税の滞納件数は1万2,528件で、滞納額は1億4,600万円、実人数は1,097人であります。平成25年度は11月末現在であります。国保税の滞納件数は2万543件で、滞納額は2億7,700万円、実世帯数は2,026世帯。市民税の滞納件数は7,227件で、滞納額は6,700万円、実人数は1,422人。固定資産税の滞納件数は1万6,773件で、滞納額は1億9,000万円、実人数は3,119人となっております。

次に、年度ごとの減免申請件数と認定件数ですが、規則で減免規定が、規定してある災害と失業等に伴う減免について報告いたします。平成22年度の申請は災害が

47件、失業等によるものが1件の48件で、認定も48件でした。平成23年の申請は災害のみ1件で、認定も1件でした。平成24年度の申請は災害が2件、失業等によるものが4件の6件で、認定は4件でした。平成25年度は11月末日現在の件数ですが、災害が2件、失業等によるものが1件の3件で、認定も3件となっております。

税の問題で、これらの税の滞納額となった主な理由と事情について報告されたいということでございますが、納税する担税力はあるながら、納期内に納付しなかったため滞納額が累積したものの、いわゆる納税意識の欠如と思われる方が大半を占めております。あとは、事業廃止や売り上げ減少等による生活困窮が主な理由となっております。

次に、税の滞納件数と納税額が膨大な数であるが、一方、税の減免申請と認可件数が少ない。その理由は、どの点であると分析しておられるかということでございますが、減免申請については、市報等で周知を図っているところですが、国保税については、均等割及び平等割の軽減により、全世帯の7割が軽減世帯となっていることと、市民税についてはみずからの申告に基づき課税されていること、また固定資産税については、みずから所有する固定資産に対して課税されたものであることから、申請件数が少ないものと思われまます。

次に、税の減免制度の改善と確立をというところで、五位塚市政は税の減免制度の改善と確立に向けて、26年度からの実施に向けて取り組むべきではないかということでございます。今後の減免制度に対する取り組みであります。減免制度は、徴収猶予等によっても到底納税が困難である納税者を救済する処置であります。よって、ほかの自治体の減免制度も参考にしながら、真に減免すべき者を救済できるような減免制度となるように、調査研究を行って、今後、前向きに検討したいというふうに思います。

最後に、市道の維持管理費は、十分な予算措置をということでの質問でございます。側溝、排水、舗装との指導の整備、あるいはガードレール、ミラー、街灯ということでございます。市道の維持管理につきましては、市民の安全で暮らしやすい良好な生活環境を維持するための、重要な問題であると考えております。現在、維持管理班の直接的な管理はもとより、道路維持費、排水路整備事業、交通安全施設等整備事業により、できるだけ要望に応えるべき努力をしております。今後も、高齢化が進む中、市道の維持費につきましては、ふやさざる得ない状況にあると考えております。26年度予算につきましても、25年度を大きく上回る予算要求があるところです。今後予算査定等を行う中で、前向きに検討をしたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

まず、質問の大きな1点目を再質問をいたします。五位塚市政にとっての、市民

から見ての特に取り組むべき目的は何かといいますと、何といたっても市長選挙での公約を一つひとつ確実に実行することではないかと考えます。市長も同じ考えだと理解いたしております。大きくは5項目の公約が柱としてありました。基本的には今の答弁にもあるありますように、本年度じゅうに、多くは私は解決できる、あるいはできた、そして解決の見通しも立つと考えております。それからの今後の4年近くが、非常に五位塚市政にとっては大事かと思っております。先日の本会議でも率直に申し上げましたけども、今、市民の生活は非常に厳しい、また来年度から消費税も値上げがされる。一方で、曾於市でも少子高齢化の問題もある。教育の分野もある。何といたっても、この財政問題も考えていかなければならなくて、これは非常に、今後、毎年市長の肩に重くのしかかってくる。特に、市民の意見、あるいは世論との関係ですね、私は、重くのしかかってくる問題ではないかと思っております。

まだ今段階では、市長選挙のまだ任期が残っております。ですから、そういった点で、私はですから今予算編成の時期に入っており、平成26年度、来年度から既に、五位塚色を打ち出す予算編成をしなければなりません。

ですから、まさに私は今が大事かと思っております。

で、一方におきまして、繰り返しますが、これまで五位塚氏は、共産党議員団として、私と一緒にしまして、どんだんこの議会で質問して、そして、問題提起を行ってきて、場合によっては反対をいたしてきましたけれども、基本的な全ての施策を引き継ぎ、受け継ぎながら、そして、今後対応しなければなりません。そこが非常に難しい点ではないかと、私の議員の立場から見ましても考えます。

しかし、何とかしてこれは、克服しなければならないのではないのでしょうか。

例えば、身近な問題では、一例を挙げますと、商工会を通してしか、商売人の方など、補助を受けられなかった、これは直ちに改善ができます。

しかし、中期的に考えなければいけない、あるいは、畑かん事業など、長期的に対応しなければならない、そうした問題も今、現在進行形で動いてるわけですね。予算を含めて。来年度からまた一年間の予算もつくらなければいけない。ですから、そうした点でも全ての施策についても、やはり今後一定の見直しを含む方針を持つ必要があるかと思えます。

また、各課長に対しても、常に問題点は改善の方向で指摘をする、そして職員を含めた全市一体となった市民から見て改善すべき点は、どんだん改善していく、そうした新しい曾於の市政を築いていく、基本をつくっていく、その先頭に立つべきではないかと思っております。その点で、これからが大変でありますけれども、今も大事であります。改めて市長の決意を含めた見解をお聞きをいたします。

○市長（五位塚剛）

市長になりまして、基本的には市民の声を大事にする市政を進めたいというふう
に思っております。同時に、今後の曾於市の発展をどうしたら進めることができる
かという立場に立って細かい施策も含めて、提案をしたいと思えます。

ただいま質問がありました、市内の商工業者の融資を受ける問題についても、商
工会員じゃないと融資をしない、また、利子補給をしないということについては、
担当課を通じて来年度からは、「平等にできるようにしなさい」という指導も指示
もいたしました。そういう立場で、今まで取り上げてきた、不公平なものについて
は改善をし、市民の所得向上、また同時に、市の活性化のためにいろいろ問題提起
はしたいと思えます。ただ、長期的な畑かんの問題を含めてこれは簡単になかなか
できるものではありませんけど、しかし、農家が水を引いて農業ができて確実に所
得をふやすという施策については、今後いろんな形で議論をし、農家の声を聞きな
がら提案を進めて行きたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私もそういった観点と対応は非常に大事だと思うんですね。だから、長期的な点
についてはやはり一定の方針を示すように努力する。そのためにはどうしたらよい
かということ、特に課長を初めとして職員と一緒に考えてやっていく。

先日の本会議で、例えば指定管理の問題も率直に厳しくと申しますか、指摘をい
たしました。指定管理も昨年は共産党議員団は反対をいたしました。今年からやは
り6件ですか、提案されております。その点でどういった点で改善の余地ができる
か、あるいは難しいか、それらも整理した上で課長にも勉強してもらった上で、や
はり議案提案を行っていく、それで一定の改善の方向性が見えたら、個人的には納
得できるわけでございます。全面的とは言えなくても、そうした常に、繰り返しま
すが、改善と改革の気風が大事かとは思っております。

立場は違いますけれども、私も今回のさきの文厚委員会でもそうでありましたけ
れども、その点で課長に常に問題提起をしながら、市長を支える立場で、どんど
ん意見具申を含めて率直にどんどん言えるような気風を、そしてどんどん言ってい
ただきたいということで、率直に各課長にも申し上げているところでございます。そ
うした立場で支援をしてまいりたいと考えております。

質問の大きな2点目でございます。

フラワーパークについてでございます。フラワーパークについては、お手元に資
料もありますけれども、これも担当課に時間をかけてつくっていただきましたけれ
ども、最終的には、154筆の中で筆数では143筆、約93%、そして面積では31.4haの

中で、29.4ha、93.7%が契約済みでありまして、これは、可能ではないかといった事前の課長の私への説明でございます。

一方、契約ができない筆数、これは35筆、違いますね。これは訂正いたします。そうした中で、これまでの支払いが、約8,718万円でございます。確認いたしますけれども、契約をしているけれども、まだお金を払っていない方々、これが35筆であるようでございます。畑がこの中に9筆入っております。

質問であります、契約が済んでいてまだお金を払っていない、これは何月をめどに支払うことが最終的にはできるでしょうか。またそのために努力しておりますか。私はできるならば、この12月、今年中にこれはやるべきじゃないか。契約は済んでいるわけでありまして。ですから、基本的には今年中に全部、支払いを済ませるといふ、そのことが大事かと思っております、答弁をいただきます。

○市長（五位塚剛）

この事業については、前市長の提案で予算が提案されまして、24年度の予算を繰り越しをいたしまして、土地を買収をいたしました。当然ながら、土地を売りたいという方については、当然契約をして支払うべきでございます。

今、支払いがまだ済んでいないのは、いろいろ問題になっておりました相続が、まだ完了されていない方々、そういう方が大方でございます。

相続については、残念ながら市が公職でできるわけではありませんので、一応、地権者に早く相続ができるようお願いをしておりますので、年度内に12月いっぱい相続が終わった方々については、それは支払いをしたいと思いますけれども、今の予算は、3月いっぱいを一応もっておりますので、遅くとも3月いっぱい相続を終えてもらって、市に登記がなおったものについては、全て支払いをしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

遅くとも、本年度中、来年の3月までということでございます。細かいことで、課長でもいいんですが、この中には畑が入っております。畑は、言うまでもなく、フラワーパークをつくらない、つまり、もう開発をしないとしますと、市が直接畑を購入することができなくて、仮登記を初めとして他の変則的な形での購入が必要となりますが、畑の場合はこういった手段と方法で一応購入をする考えであるのか、確認をさせていただきます。

○市長（五位塚剛）

市は、農地を取得することはできません。取得する場合は、いろんな試験場とか試験栽培をするとか、特別な理由がある場合については、認められておりますけど、今回の場合は、転用を目的として事業で提案をいたしましたので、当然ながら農地

としての状態では登記はできません。

ただ、税務署との相談の中で今回の農地については、事業を進めるということでのことでありまして、既に市にもなっております。今後は、今後の事業の展開を進めながら、農地の転用という形で進めていくというふうになるというふうを考えております。

○19番（徳峰一成議員）

一応、税務署とも話をしているということでもありますので、一応、問題ないということを受けとめて、答弁を続けたいと思っております。

どうしても最終的にこの間努力したけれども、もう買収ができないというのは筆数件数を含めて一応どれだけに上りますか。一応、資料としてはいただいておりますけれども、これを添付した地図を見ましても、9月の議会での私の質問に比べて、大分、ほとんどなくなりました。

私も9月議会でも可能な限り、やはり買収を進めるよう求めてきた経過がありますが、その努力は評価したいと思っておりますが、それでも、最終的にどれだけ残りますか。一応、数字を含めて確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

徳峰議員がお配りいたしました、この中で未契約分と書いてありますけれども、これは今相続の準備がされておりました、近いうちに相続が終わるだろうと思っております。そうなれば当然、市と契約をして、支払いができるだろうと思っております。

どうしてもまだ契約ができないというところは、このちょうど中間のところで、昔の集落の共同名義になってる部分でございます。面積というのは非常に少ないわけですが、これについては、また地元自治会とも相談して、場合によっては賃借権を結んでするとか、いろんな形で対応したいと思っておりますけれども、最終的には、少ないのではないかなと思っておりますけど、正式な数字については担当課長から答弁させたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。市長が先ほど申し上げましたとおり、議員の12月末をということではほぼ12月末で支払いは完了する見込みであります。残っても二、三人だと考えておりますけれども。これは変更になる場合もありますので、ご理解いただきたいと思っております。未契約者の関係ですけれども、11筆7人の方々がいらっしゃいます。この中には市長が申し上げましたとおり、相続等相当困難な方と、やはりこの話し合いが上手くいかなかったということで、7人ほどいらっしゃるわけです。

これについては、相続、相当ネズミ算式に権利者といいましょうか、ふえてきま

すので、相当難儀をして、そこまでは不可能かと私どもは考えているところでございます。用地の未払い状況の契約についても九十数%済んでおりますので、中ほどにあるのも契約は一応済んでいるところでございます。今資料の中に書いてあるのは、一応契約は済んでおりますけれども、相続の書類を待っているのがあるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの、買収については課長答弁では、2件前後を除いて今年12月中までに一応支払いが済むんじゃないかということでございましたので、それは正式な一応、市の考え方として受けとめさせていただきます。課長よろしいですね。

で、一応この残りのどうしても難しいのが、この資料にありますけれども、17筆若干動くかもしれないけれども、今の段階ではこの17筆前後になるんじゃないかということで、これも受けとめさせていただきます。よろしいですね。

いろいろこの間の取り組みも大変だったと思うんですが、最後までこの点は努力をしていただきたいと思いますって、市長にとっては、9月議会で申し上げましたが、負の遺産の整理ということですね、その点は私も理解しておりますので、しかし、努力をしなければ、一步となりませんので、強めていただきたいと思いますと考えております。

次に、先ほどもこの市長答弁にありましたけれども、この用地買収のお金は本年度25年度じゃなくて、24年度に2億円以上用地買収費として予算化されまして、そして25年度に2億円を超える大きな金額が繰越明許をされた経過がございます。

今現在、資料にもありますように、支払ったお金は1億1,300万円程度でございます。残りが資料によりまして、今まで8,700万円支払ってまた今度2,600万円支払わなければなりませんけれども、それでも大きな予算がまだ明許繰越の分余るのではないのでしょうか。

大体現在の段階で、繰越明許をされた用地買収費等の、どれだけの金額がいわば予算が余ることになりますか。お答えください。

○市長（五位塚剛）

24年度の予算で1億4,500万ほどの土地取得、また補償費を見ておりましたが、最終的には24年度の事業については、落とすということではなくて、未執行で、精算になると思っております。

当然、努力をいたしまして、今の予算の中で、全て買収できるものはしたいと思っておりますけれども、残りは未執行になるというふうに思っており、その細かい数字については、担当課長から答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

当初、用地費の購入については市長が申し上げましたとおり、1億4,500万ということで。今、仮にこの用地の未払い執行分、支払い分まで入れますと、議員のおっしゃるとおり、1億1,300万ほどということでございます。

これを1億4,000万から単純に引きますと、あと3,200万ほどの残が残ると思えますけれども、3,000万前後が執行残ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

執行残という受けとめ方と、一応3月の補正になりますね。課長になりますね。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

決算段階になるんですね。これは、どのように解釈するかで確認したかったんですね。執行残とするか、これが予算が余ることになりましたら、この12月議会で、同時並行的に3億円の本年度の予算が、もう減額しておりますので、これも一緒に減額しても、はっきりわかっている、余ったお金でありますので、よかったのではないかという、一つの側面からの考え方もありましたので質問をいたしました。

これは、執行残ということで3,200万円は一応対応したいということでございます。

次に、検討委員会について、これまで再三たたき台が必要じゃないかということをお願いしてきました。

一回目の答弁がありました。一つの考え方だと思っております。

検討委員会は整理して考えますと、何が何でもしなければならないという性格のものじゃございません。いわば、法律的には任意、任意のやはり設置機関でございます。ですから、条例化もされておられません。

しかし、私自身も、一つの考え方として検討委員会は、やはり必要かということで、9月議会でも賛成討論をいたしましたし、もちろん今でも変わりません。

しかし、いずれにいたしましても、来年の年明け3月議会までには、この今後の跡地利用について、新しい年度に4月以降入りますので、市長として、どう利用するか、活用するかについては、議会を含めて対外的に考え方を発表しなければならない時期かと思っております。

先日の本会議でも質問をいたしましたけれども、大事な点でありますので、改めて、3月議会までには、利活用について基本的な市としての方針を示していただきたい、これを確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

フラワーパーク事業については、この4年間、議会でも相当議論してまいりました。また、市民の中でも大変関心のあるものでございましたので、最終的には市長選挙で市民の皆さんたちが中止を望みましたので、その方向で進むのが当たり前だというふうに思っております。

しかし、この間、土地買収、また設計・測量を含めてトータルで、1億5,000万近い、予算を投ずることとなりますので、その予算を市民の税金を使われているわけですので、当然ながら、そのお金については最終的には新たな事業で回収するというのが基本だろうというふうに思っております。

ですから、投資した分は必ず新たな事業で回収し、同時にその事業については、市民の皆さん達が喜んでもらえるような、雇用を促進する、そういう形の事業がいいのではないかというのは、考えております。

○19番（徳峰一成議員）

3月議会に発表できるかという確認ですが。

○市長（五位塚剛）

基本的には、30人の検討委員会で皆さんの議会で予算を認めてもらえば、当然ながら、その中で検討いたします。検討材料としては、いろんな問題を市に今入っている情報は、提案しながら議論していただいて、方向性をなるべく早く、見つけて、3月議会には提案できるように努力したいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

そうした節目節目の基本的な考え方は、非常に大事だと思っておりますので、くどいようですが、3月議会ということで申し上げました。年度の最初の議会でありますので。その点で、いろいろメガソーラーとか、製材所とかいろいろあるということですが、いずれにいたしましても、市として金額のかかる問題で、やらなければいけないのは、私は排水だと思うんですね。

何らかの、やはり開発を行った場合は、あの川の、小川の現状を見るにつけ、あるいは今後を考えるにつけ、あるいは排水が大事だと思うんですが、その場合、排水についてはどういった考え方ですか。また、どれぐらいの排水にはお金がかかるのでしょうか。これが、フラワーパークの経験がありますので、下地がありますので、答弁ができると思っておりますので、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

事業の進め方には、2とおりあると思えます。

市が土地の造成をして、排水路まで設けて大雨が降ったときの、それなりの貯水槽といいますか、つくって、下の河川、また水田等に影響のないようにする事業と、

場合によっては、企業が取得して全てやる事業と2とおりの考え方があると思いますが、企業としては市が全て排水路まで完備して、土地造成をしてその中で、していただきたいというのが、一般的な考え方だと思いますけれども、その場合は、県の事業やいろいろな検討して対応はしたいと思いますけれども、まだ最終的には、どうするかというのは決めておりませんが、大方は検討をいたしております。それについては、担当課から答弁させたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

ここでは、パークゴルフ場、フラワーパーク事業費の関係で、申し上げたいと思います。

まずは、敷地の整備等につきましては、公園全体を1億1,600万ほど見込んでおりました。それと、排水溝についても、排水関係についても1億5,400万ということでございます。

これについては、議員も御理解いただけると思うんですけれども、やはり公園でするので、いろいろの計画地内の排水溝とか、それも入っておりますので、これら含めれば約、流木伐採まで入れますと、やはり3億ぐらいの予算は要るかと思っておりますけれども、公園づくりの法面とか、そういった形のがなくなりますので、これからすると、若干は減るかということで、ここで正確な数字は申し上げられないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

もう率直にお聞きしたんですね。やはり、この何らかの、やはり跡地を活用するとしても、市として、やはり2億円になるかどうかはわかりませんが、排水は市がしなければ恐らく業者は入ってこないと思うんですね。

その場合は、当然総合振興計画にもう一回入れ直して、また、起債を借りながらやっていくという、そうしたもう一方のやはりこの準備は、気持ちの準備といえますか、行った上で検討委員会にも望む必要があると思うんですね。検討委員会でも当然、そのあたりの質問も出るでしょうから。

私が申し上げてるのは、たたき台っていうのは、そういったことを含めてのたたき台なんですよ。

特に私が、排水関係が金額的にも大きな今後の課題になろうかと思っておりますので、その点が、やはりこれはだけどいたし方ない問題だと思うんですね。何かやるというんだったら、排水はもうしなければ、将来的にもどうしようもないですので、この地域の場合でも。ですから、この点はお金がかかってもいたし方ないといいま

すか、排水については。という立場でやはり、準備だけは、計算を含めてした上で検討委員会には望むべきではないかということ、問題提起をいたします。

次に、グラウンドゴルフ場の建設ですね。これも9月議会にも申し上げたんですが、私は、話し合いはとにかく急ぐべきじゃないかと思うんですよ。

急いで結論を出したいということではないんですね。やはりこの相手の審議上、やはり、協会関係者が全てじゃないんですけども、必要とされる人たちには、この何回かお話をして、意見もお聞きしながら、そして最終的に詰めていく。

なぜかという、これはやはり、お金がかかる問題であります。だから、財政状況も考えなければいけない。あるいは、市民の世論も考えなければならない。

また、一方で、総合振興計画等も入れなければいけない。ことをですね、やっぱり常識的に3年ぐらいかかると思うんですね。その点で、話し合いだけは市長も大変でしょうけども、やはり進めてく、あるいは進めさせていく、そうした対応が必要じゃないかと思っております。

その点で再度、今の段階での市長の考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

グラウンドゴルフについては、議会でも陳情を採択しておりますし、また、要望の非常に強いところでございます。特に、末吉町については、そういう大きな施設もありませんので、皆さん大変困っている状況でありますので、当然グラウンドゴルフの愛好者を含めて、各協会の方々と話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

それで、やはり、グラウンドゴルフだけじゃなくて、やはり多目的に使えるような施設がいいのじゃないかというのを考えております。

例えば、曾於高校が4月からスタートいたしますけど、非常に末吉高校のグラウンドが狭くて、思い切ったクラブ活動ができないという声もありますので、そういうふうに市民の皆さんたちが、有効活用ができるような、総合的な多目的な施設がいいのではないかと思っております。

また、場所を、遠いところにするといろいろ問題がありますので、なるべく町の中で総合的に使えるような、そういうことも含めて、検討はしたいと思っておりますけれど、何せまだ、時間がありませんので、今後十分検討したいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

話し合いは、やっていくということですね。

○市長（五位塚剛）

はい。話し合いしたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

今、新たな意見も出ましたけれども、それらを含めて、ともかくも総合的な対応をしていただきたいと考えております。財政問題、あるいは市民の世論、一方、財部、大隅町の方々の市民の世論も総合的に考えながら、この点はやっぱりやっていくべきじゃないか。これも対応がいろいろデリケートな面も一面で含んでおりますけれども、対応をしていただきたいと考えております。

○議長（谷口義則）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

次に、高校3年生まで、来年度から医療費は無料にということで、答弁にはありましたけれども、新たな予算として2,410万円を考えており、事前に課長にもお聞きしたんですけども、課の予算要求でもそれを出しております。その予算を答弁は必要ないですけども、市長も認めるという立場での答弁でございました。

これまでも、これは池田市政のもとでも大きな財源は出しております。例えば本年度、25年度も7,200万円、市のお金を出しております。7,200万円の中で、一般財源が2,200万、過疎債を約4,900万使っております。質問でありますけども、2,400万一般財源という表現でありますけども、過疎債は使わないんですか。やはり財源的対応は、しっかりと取り組むべきだと思います。再来年以降の問題もありますので。財源の中身についてお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今、こういうソフト事業も、過疎債が使えるようになりました。最高限度額が、市としては1億8,000万でございますので、当然ほかの事業との絡みも見まして、こちらのこの事業を過疎債に盛り込んだ方がいいかということについて、最終的にはまた判断したいと思っておりますけど、場合によっては過疎債を使った対応ということもあり得ると思っております。

○19番（徳峰一成議員）

鹿児島県内で、高校3年生までというところはないようであります。

恐らく曾於市だけではなくて、来年度からもう1カ所か2カ所ふえるような動きがございます。もう既に全国的には高校3年生までというのはいっぱいございます。

そういったところは県がかなり負担を出しております。群馬県などがそうでありますけども。もともとお互いが考えてきたのですが国がやるべきことを市がやっていると。無理してですね。で、県も鹿児島県も非常に頓着がない。そのあたりは私は率直に、市の広報でも伝えていくべきじゃないかと思うんですね。大きなお金を使うんだけど、これは本来国がやるべきことなのです。それを市が頑張っているというか。ほかの市町村もですね。鹿児島県もほかの県に比べても群馬県なんか非常に頓着がない。このあたりは、やはり市民に、私は知らせるべきだと私は思っています。共産党議員団がそのことも伝えながらやはりやっていきたいと思っております。国がやるべきことでありますから。

次に、保育料の父母負担軽減についてでございます。課長でもよろしいんですが、最高1万円以内に抑えらばなりましたら、大方、新たな財源がどれくらいですか。1億円前後だと思うんですが、どれくらいが必要ですか。逆算のもとに、やはりこの新年度も今対応していると思っておりますので。お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

保育料の軽減、幼稚園代の軽減ということで、政策では1万円以下にしたいというマニフェストを出しました。一応担当といろいろ詰めてみたところ、大変自主財源が必要になってまいります。参考に志布志市を参考にしながらしたわけですが、今1万8,000円の均等割のところを支援したときに月1万1,700円となり、ほぼ要望に近いところまでくるのではないかと考えておりますけど、全て1万円以下としたときには、所得の多い人たちが五、六万の人たちが対象になってくるわけですが、その人たちが1万円以下となったときには、相当市の持ち出しが大きくなりますので、そのあたりのことを考えて、段階的ということにしましたが、最終的には全ての金額を担当課長から答弁させてます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

9月議会におきまして、9,240万円の保育料の増加分というふうに申し上げました。この試算につきましては、今現在の保育料の1万円以上の階層がたくさんあるわけでございますが、それを全て1万円とした場合に、9,240万円という試算をいたしました。

ただし、国の基準にもありますとおり、所得によりまして段階的に数字が違ってきております。これと同じように最高の額を1万円にして、それをあとはずっと安くしていくというふうにしますと、約1億2,000万円の金額が必要というふうに考えております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

これもう1億2,000万円というのは大変な数字はありまして、どなたが市長でもこれははっきり言って現状では難しいです。

ですからやはり段階的に、それでも4,500万円の新たな上乗せを準備しているということで私は高く評価したいと思っております。これは大変な金額です。1年限りの4,500万やなくて来年以降も続くわけでございますので。

ちなみにこの保育料も国の姿勢が非常に問題で、曾於市の場合も25年度予算を見ましても、約9億4,000万円です。幼稚園除いて保育園だけでお金がかかるのが。そして国が3億4,000万、鹿児島県が1億7,000万、市が実に本年度も2億5,000万円出しているんです。2億5,000万。ですからこれに新たにまた4,500万上乗せするというので。もちろん交付税措置がありますけれども。交付税措置が2億5,000万に対する。ですからやはり国のやり方、県の姿勢を含めて同時並行的に今後正していく必要があるのではないかと考えております。

1点だけ、これ課長にお聞きいたしますけど、先ほどの市長答弁で、この4,500万円の割り振りといいますか、軽くするやり方については基本的な方向が示されましたけども、私が添付した資料でお聞きいたします。

例えば、この所得税がゼロ、所得税がゼロの世帯がこの25年度曾於市の場合も、3歳未満が1万8,000円、3歳以上が1万5,000円でございます。少なくともこの所得税がゼロの世帯に対しては、最高1万円以内にはできないものかどうか、一つの考え方目安として。

例えば隣の志布志市に比べても非常にこれが高いんですね。まだまだ高い。このあたりは四千数百万円ではできないものか、このことを含めてやはり総合的に見直しを考えていかなければならない。これは条例改正ではなくて、ここにも書いていますように、規則ですね。市の内部規則で対応ができる問題でございます。基本的な考え方は、次の質問を含めて答弁をしてください。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

徳峰議員の資料のナンバー3の方に一覧表が出ているわけでございますが、この表で言いますと、左側の方に国というのが曾於市の左側にあるかと思いますが、これが国の基準額でございます。この基準額に対しまして、それぞれの市町村が、どれだけを保育料として見るかというところが問題となっているところでございまして、志布志市が曾於市の右側にございますが、これが国の額の6割の金額でございます。

でありますので今回、5階層までというふうに、6割というふうに申し上げましたので、5階層までは、1から2の1、2の2、3の1、3の2、4、5までは右

側の志布志市の金額と同じということで今検討をいたしております。

6から8につきましては、今現在の曾於市の保育料の6割でいたしますと、逆に高くなることとなりますので、そちらのほうは高くないように5割ということをしているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

これはもう最高1万円以内に抑えることを最大の目標としての、いわば過渡期ですね、としての見直しでありますので、これは何が何でもこうしなければいけないということではないですので、私の考え方もですね。総合的にやる中でどこに特に重点を置いて対応していくかという方法論の問題でもありますので、これは一応、課長を中心とした当局の検討に私も委ねたいと思っております。これはもう3月までにはもちろんその方向で課長、できますよね。もう答弁よろしいです。できますよね。課長、ですね、もう答弁よろしいです。

次に、税の減免制度について質問をいたします。

これはまた違った意味で、あるいは今の問題以上にさらにさらに大きな私は市長にとっても市にとっても、困難ないわば私の問題提起であります。これは重々承知であります。

しかし、やらなければいけないと思うんですね。市長答弁にはありましたけれども、今現在、この市民税、固定資産税、国民健康保険税、この3つだけでも合わせて5億円を超えております。滞納額が、5億円をですね。その中で、一定年度を消したら徴収ができない。いわば時効になっている。不納欠損で落とさなければならぬ。で、件数も4万3,000件ですよ、3つだけで。そのほかにもいろいろ税金があります。使用料もあります。

ですからこれまでも、前の市長を初めとして、また担当課の方々は、非常に今現在、御苦勞をされております。

しかし、そうした四万数千件でありながら、答弁でもありましたように、本年度25年度現在、減免がわずかに3件であります。そして、認められたのがわずかに3件であります。余りにも実態と件数がかけ離れているんですね。税金を納められない方々が一部答弁にもありましたけれども、怠けている人たちばかりではないんですね。失業とかあるいは生活困窮とか病気とかいろんな理由で、あるいはこれが重なって、払えない方々もおられるわけで、もちろん市はそれなりのいろんな取り組みは行ってきておりますけれども、しかし結果的にこれだけが、やはり数字として大変な膨大な額になっております。

これは腰を据えてやはり市長がかなり号令をかけなければ、私はいろんな難しい

問題、あるいはこのデリケートな問題、国との関係を含めて、含んでおりますのでなかなか困難でありますけれども、しかし号令はかけなければ私は、はっきり言って中途半端に終わってしまう。率直に言って、共産党議員団の議会での質問とも、微妙なずれが出てきかねない要素をはらんでいる大きな問題でございます。

課長にお聞きいたしますけれども、なぜこの今の曾於市の場合は、平成17年だから今から6年前ですかね、規則が合併後つくられました。この規則が今現在、動いております。平成17年に規則が当時の課長の努力でつくられて、これが今、運用されておりますけれども、この規則がやはり効力を発揮していないといえますか、申請減免の件数も少ないし、また減免されてもなかなか認められない。で、課長から見られて、曾於市の制度上、どこに特に大きな改善の余地があると考えておりますか。分析しておりますか。お答えください。

○税務課長（吉川俊一）

それではただいまの質問に答弁させていただきます。

現在の減免制度についてでございますけれども、現在の減免制度は主に失業等によりまして、所得が減少したとき、通常は前年度の所得によりまして課税されますので、それでそこは新しい年度になりますと、収入がないといったものを減免するといったものが主な内容でございます。

それから特別な事情がある場合といったようなたい書がございますけれども、現在の減免制度は、災害減免につきましては、平成12年4月1日付で、事務次官通達によりまして、これは全国的に同様のような規定をしております。

それから議員がおっしゃいます、失業等によります減免でございますけれども、これにつきましては、近隣の市町の基準を見ますと、大体、曾於市と同じような減免基準となっております。

それで、これにつきましても、国からの通達とか、そういったもの等はないにしろ、何らかの多分指示があったんじゃないだろうかということによって、制定されたんじゃないだろうかというような推測をしておりますけれども。

しかしながら、真に減免すべき者を救うのが減免制度といったような制度でございますので、市長からございましたとおり、今後、研究を深めながら改善を含めて研究させていただきたいというような考えを持っておるところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長これからですね、この分析を含めて、今の課長の答弁にも一部触れられましたけれども、幾つか改善を根本を含めてしなければならない1つが、ナンバー4で資料で添付いたしましたけれども、この曾於市の規則の中の（2）2項の中のアの項目でございます。

つまり、ここの中ではこの市民が当該年度の合計、ことしでいいますと、昨年の自分の所得金額に対して、ことしの所得がどれだけであるか。5割以内であったら減免の対象となる、5割以上であったら頭から減免の対象にならないですね。

となりますと、例えばことしでいいますと7月以降、半年たった、例えば昨年200万円の収入があった。ことしも1月から6月までは順調に仕事がいって、そして半分の100万の収入があったと。で、極端なところ、7月8月になって、病気で倒れたと。で、極端に言って収入が全くゼロになったと。ゼロになってもことし6カ月間分、100万円収入があるから、減免の対象にならないとですよ。この規定ではですね。ましてや8月、9月は全員対象にならない。で、4月、5月に倒れた方も、7月以降、一定の収入がわずかでもあったら、まず5割を超えますので対象とまらない。

こうしたいわば、いつ倒れるか、いつ死にそうなため申請するか、時期によって差別が生じている。本人の責任ではないんですよこれが。計算上こうなっていて、行政上の計算でこうなっていると。

実際昨年もありました。昨年の夏に大隅町から私のところに相談があった方で、脳梗塞で倒れて収入がゼロに近くなった。お一人住まい。しかし5割を超していたために、昨年の収入がおととしに比べて。これも一例だと思うんですね。

こうした問題を含めて、研究する必要があるかと思います。で、非常にデリケートな面も挟んでおります。私は議員ですから、議員の立場で言いますけれども、市としては市長としては全体を預かる立場だから、これまでの議員時代と違って、厳しい困難な面があることは承知しておりますけれども、しかし1回目でも申し上げましたように、市民の憲法に保障された生きる権利、生活する権利を守るというこの原点を、踏まえながら対応をしていただきたいと思います。

できることなら、部分的にも私は、平成26年度新年度からやはり対応するべきではないかと思います。全面的には時間がかかるでしょうけども。そのあたりを含めて市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

この問題については、私も議員時代にいろいろと提案をし、質問をしてまいりました。

現状は、今質問がありましたように、大変な状況が続いております。原因は、市民の中にはいろいろとあると思いますけど、やはり現実に払えないという方がいらっしゃることは事実でございます。ですから、この内容について分析をして、またどうしたら市として支援ができるかということ、これは研究する必要があるというふうに思っております。

特に例えば、年金暮らしの方々でも、夫婦でおったときに、片方で税金を含めたおつき合いの分を支払う、残りの半分の年金で、生活費なんかを払うという方が、仮にどちらかが亡くなった場合に、いろんなこういう問題が発生をいたしておりますので、全国的にはすばらしい減免の制度もやってらっしゃる自治体もあると思いますので、今後担当課と十分研究、調査をして、なるべく市民の状況を見て、正当な理由があれば減免を含めて検討はしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

段階的に考えていくべきではないかと思えますけれども、とりあえず、いつをめぐりに実施の方向で目標としては考えていますか。

○市長（五位塚剛）

今、担当課も非常に職員の数が減りながら、また、仕事の内容が複雑化しております。同時に、徴収の方も土日を出てお願いに行ったり、いろんな困難さを極めております。そういう意味で、期日を決めてやりたいんですけど、この3月中に1回は検討委員会を開いて、26年度中に一定の方向は出せたら努力したいと思えますけど、時間をいただきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

その点は了解いたします。

次の最後の質問に移ります。この市道の整備ですね。今、予算要求の段階で、もう既に終わりました。年が明けて1月から市長の査定に入ります。で、最初の新年度の予算づくりが非常に私は五位塚市政にとっても繰り返しますが、大事かと思っております。やはり重点を決める、めりはりをつける、また市民の世論も考えながら予算づくりを行っていく。いろんな側面からの検討が必要でございますけども、その中でやはり道路関係は非常に重要でございます。

既に、例えば本年度の25年度の当初予算では、曾於市の場合は、市道関係だけで実に14億円お金をかけております。14億円。で、その中でやはり財政問題もありますので、きょうまでに担当課長ともいろいろお聞きしたんですけども、やはりこのめりはりをつけた予算が措置が建設課でも大事でありますけども、その中で通告にも書きましたけども、身近な道路の維持の問題、あるいはこのカーブミラーとか、ミラーとか、あるいは側溝とか、あるいは安全施設にかかわる問題とかですね、そういう問題は重点的に取り組まなければなりません。その点で市長の基本的な見解をまず聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

市道、農道は市民の生活を守る上で、大事な施設でございます。基本的には新規で、道路をつくるというのは、控えたいと思えます。

ただ、改修については、道路幅を広くしたり、一定の側溝のないところは側溝をつくったりとか、いろんな形での維持補修費は、当然ながらふやしながら市民の安全な生活を守るために、努力をしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

これもあらかじめ資料に出しましたが、ナンバー5の中で、26年度の予算要求が、道路維持費では、若干ふえまして1億8,500万、そして交通安全の施設費が総体としては、これも300万から400万ふえまして、2,330万でございます。

後ほどお聞きしますけれども、これは私は最低限の予算として、市長としてもしっかりとこれは守っていくべきではないかと思います。確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

建設課、耕地課を含めて、突発的な維持補修費というのが出てまいります。そういうことを見込んで、来年の事業の場合は、今要望があるものを前提として、予算化しておりますけど、やはり余裕のある、また維持補修費は、十分市民の要望に応えるように増額をしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

なぜ、そう言うかといいますと、3月に明らかになると思うんですけれども、今年の建設課サイドの予算要求額が12億8,000万円でございます。で、昨年が14億だったんですね。市長答弁にもありましたように、大きな道路関係は一応、削減されております。ですから身近な、少なくとも道路維持費等は、安全施設を含めて、この程度の金額はしっかりと保持する、守っていくということは大事であります。

しかし、それでも私は少ないと思うんです。それが市道にかかる橋、一例として出しました。市道にかかる橋が全部で205あります。15m以上の橋が87、この中で修繕が必要なのが19、で、本年度25年度までに、わずか4つの橋しか修繕しておりません。26年度の計画でもわずかに2であります。

だから市長これは、残りの13も含めて、もっとピッチを上げて26年度の予算措置を含めて考えて対応すべきではないか。これが質問の第1点。

2つ目は、一方ですね、長さが15m以下の橋が実に118あります。この118ある中で、どれだけ古くなって修繕が必要であるか、これはまだ調査が全くされておられません。建設課長にお聞きしたところですね。

課長これは、調査費の予算計上も26年度予算要求に入っていないでしょう。入っていますか。

いいですが。いずれにいたしましてもこれが、これが調査を含めて今後修繕となりますと、どれだけの数になるか、この問題はもっと重視してもいいのではないのでしょうか。

幸い、曾於市の場合トンネルが1カ所しかなく、市道の場合はですね。橋の方にやはり修繕はお金をかけるべきではないかと思います。総体として質問を提起を含めていたしましたが、答弁をしてください。課長を含めてですね。

○市長（五位塚剛）

市道、農道における橋というのが、相当あるわけですけど、橋を新規でつくるとというのが、一番お金がかかるんですね。ですから、最低でもどんな小さな橋でも1億円かかります。ですから、距離の長い橋は、数億かかります。ですから、危険性のあるものについては、やはり計画の中に入れて、また補助事業を取り入れて、計画的に進めていきたいというふうに思っておりますけど、何せ財政的な非常な負担がありますので、危険度を重視しながら長期的に検討したいと思います。細かい点については、建設課長から答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

橋梁の整備でございますが、平成21年度に橋長15m以上の87橋については調査をいたしまして、10年間の修繕計画を立てまして、その危険度、緊急性の高い橋から、平成24年から国の65%の補助をいただきながら、整備を進めてまいっております。

議員がおっしゃいますように、今まだ4橋の整備を終わろうとしているところでございます。県のそういった補助金の枠もございまして、なかなか一遍にできないところでございますけれども。

また、25年度の補正等でもこういった事業もあるようですので、また検討をしていきたいと思っております。

また、15m未満の橋梁につきましても、国の方でもそういった調査をいろいろしておりまして、補助制度等の検討も今、されているようでございますので。またそういった状況等を見ながら対応していきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

26年度予算費に入っているんですか。調査費は。

○建設課長（高岡亮蔵）

26年度は入っておりません。

○19番（徳峰一成議員）

時間がありませんけれども、市長、まだこの118はどれだけ修繕が必要かの調査がまだ26年度、来年度にも予算要求の中にまだ入っていないんですよ。ですから、これらは再度問題提起いたしますけど、まず調査からです。調査を踏まえて今度は計画をつくらなければいけません。

課長は15m以上は10年間の計画だったですよ、で、その中で遅いですけども、しかしやっております。15m以下はまだ調査が済んでいないと。この点については

再度、考えていただきたいと思っております。

市長の答弁をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

市役所の職員の中にも、優秀な技術を持った方がいらっしゃいます。

基本的には、市の職員の中でも自分たちで現場を見て、一定の調査はできると思います。当然、大きな高度な技術を必要とするものについては、予算をいただいて調査をする必要がありますので、これは検討はしたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○17番（迫杉雄議員）

私は今定例会の一般質問で、3項目を8点に分けて市長と教育委員長に質問いたします。

まず、合併以来8年5カ月が過ぎましたが、社会情勢、国際的にも厳しいものがあります。少子高齢化の波、また高齢化率も35%を超え、本市の人口も3万9,500人を切っており、なかなか実情が大変でございます。そのような中でまちづくりは人づくりであると思っております。

そこで、教育振興であります。今後早い時期に教育振興宣言のまち曾於を高々と上げて取り組むことが、これから曾於市を担っていく青少年、児童生徒を育ていくことだと思っております。そして、何物にもかえがたい市民一人一人の誇りを持つことだと思っております。教育長はどのような見解を持っているのか伺います。そして、学校教育ばかりでなく家庭教育、地域、社会教育力の向上を目指す教育ビジョンを示すことだと思っておりますが、あわせて答弁を求めます。

次に、②児童生徒に愛校心、郷土愛をどのように培って育てていくのか、現状はどうであるのか伺います。

次に、③中学校では武道必修となっているが、現場での現状はどうであるか、また、我が国の古来から道義性の高い武道と現代スポーツをどのように捉えているのか、各中学校において武道必修の効果と現状はどうであるか、教育長自身の見解を

伺います。

次に、④2020年度の東京オリンピックの年の鹿児島県国体で、本市は何か種目を誘致し、まちの活性化はもとより市民の元気を引き出す考えはないのか、現況を伺います。

次に、2項目めの農業振興についてであります。農業を取り巻く情勢にはやはり厳しいものがあります。現在、交渉が進んでいるTPPはなかなかのものがありますし、2018年度からの政府は、今日まで43年続いてきた減反政策の廃止を決定し、その他、高齢化と後継者難であります。今後どのような農業振興が考えられるか、市長の所見を伺います。あわせて、2014年度から経営所得安定対策に本市の方向づけについての見解を伺います。

次に、3項目、本市が今日まで抱えてきた土地、不動産等で不要なものに対しては維持管理等が大変であることを鑑み、財政健全化を目指すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

②であります。特に市民に希望があれば、不動産価格が損なわない形で売却処分することは対応できないか伺います。土地、不動産について処分計画を立て、払い下げ、売却等を考えないか市長に伺いまして、以上の項目が今後の五位塚市政の繁栄につながるよう答弁、議論を期待して1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員に対して答弁をしたいと思います。

第1の教育振興については、教育委員会とも協議しておりますので、後で教育長から答弁させたいと思います。私は、2の農業振興についてから進めたいと思います。

まず、①本市の基幹産業である農畜産業の振興について、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺いたいということでございます。

本市の基幹産業である農畜産業の振興についてであります。耕種部門においては、畑かん営農ビジョンの中にもあります重点推進品目を推進し、関係機関や農協等と連携し、また農家の負担軽減を図るため、国、県の事業等の活用や市単独事業の内容のさらなる充実を図りながら、農業振興を図ってまいりたいと思います。

また、畜産部門においては、今後高齢化による繁殖雌牛の飼育農家戸数と頭数減が予想されますので、多頭飼育農家による頭数確保及び高齢牛の優良素畜への転換を図り、生産性及び商品性を高め、生産額の維持拡大を図ることと後継者の育成を図りながら、畜産の振興を図ってまいりたいと考えます。

次に、②が今後国の減反廃止に対する対応でございますが、政府は、11月27日、農林水産業・地域の活力創造本部を開き、米政策を含む経営所得安定対策の見直し

を正式決定いたしました。米政策については、5年後をめどに生産者や集荷団体の自主的な判断で需給に応じた生産が行える環境を整備する。非主食用米などへの支援強化を通じて、主食用米からの転換を促していくとしております。来年度からの対応についてですが、まだ、市町村への具体的な説明会が開催されておりませんので、説明会開催後、内容を精査し市の協議会で検討を行い、今後の方針を決定する予定であります。

3、本市が抱える土地、不動産についてという中で、本市が今日まで抱える不必要な土地、不動産についての管理等を含めた質問でございます。

平成25年3月末現在で、普通財産として管理している公有財産が、土地1,061万5,991m²、建物2万9,821m²で、このうち分譲地2万1,302m²、都市計画旧保留地2万4,444m²等があります。不必要な財産につきましては、毎年売却予定地等を確認し、順次、価格評定委員会等で価格を決定し、売却等に努めております。また、売却の進まない土地で貸し付けできるものについては、貸し付けの利用等を図っております。管理については、現在シルバー人材センター等に草払い等をお願いしておりましたが、財政面上から考えましても、今後、売却等を基本に利活用を検討したいと思っております。

同じ項目の②払い下げ、売却等について、今日までなかなか進まないようだが、処分計画を立てて対応すべきではないかという質問でございます。現在売り出している土地もありますが、全体的に精査して売却等を検討したいと思っております。

あとは、教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○教育長（植村和信）

それでは、教育振興についてのお尋ねにお答えをしております。

まず、1番目、教育振興宣言のまちを掲げて、本市の教育ビジョンを示すべきではないかということでございますが、第1次曾於市総合振興計画、これは平成18年度から平成27年度までのものでございますが、この中において市の将来像である「いつも夢と希望の持てるまち」を実現するため、「覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童生徒、曾於市民の育成」という教育文化のビジョンを示しております。また、平成19年7月には「思いやりの心あふれる曾於市宣言」を定めており、教育と文化も含めて全てのまちづくりの指針としています。

ビジョンを具現化するために、学校教育の基本目標を「覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童生徒の育成」、社会教育の基本目標は、「覇気」のところを「潤いに満ち」というふうに変えまして市民の育成を図ろうとしております。これらの基本目標は、曾於市教育行政要覧、これは教育委員会が発行しているものでございます。市報そお、新聞等やあらゆる会合などを通して啓発してきたところであ

ります。

なお、全ての学校におきましては、学校経営ビジョンである学校のグランドデザインにその基本目標を位置づけて、夢実現の日常化を図っているところでございます。これらの取り組みについては確実な手応えを感じていますが、今後も曾於市教育委員会と学校が一体となって、さらにビジョンの深まり、広がりに向けて諸事業を進めてまいりたいと考えております。

教育宣言のまち宣言については、今、申し上げましたとおり、全てのまちづくりの指針としての思いやり宣言の中に全て含まれているということで、必要ではないのではないかというようなことで進めてまいったところでございます。

②の児童生徒に愛校心、郷土愛をどのように培って育んでいくのかというお尋ねでございますが、教育基本法の第2条教育の目標の5の中に、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、交際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」がうたわれています。

これを受けて曾於市におきましても、各学校が、教育活動の計画である教育課程に郷土教育を位置づけて、愛校心、郷土愛を育てる教育を推進しているところであります。小学校高学年では、郷土の産業を理解し、郷土の発展に進んでかかわろうとする態度を育てます。中学校では、郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努めるなどの重点目標を設定しています。

具体的に例を挙げて申し上げますと、岩川小学校の弥五郎どん祭り、主に5年生ですが、金管バンド部などたくさんの学年がかかわっております。財部北小学校のゴッタン演奏、中谷小学校の奴踊り、大隅南小のすいか作り、財部中の地域における高齢者との交流など、地域と一体となって、教科学習、道徳、総合的な学習の時間、学校行事などで郷土学習を行っているところであります。ほかにも、子供たちの地域の伝統行事への積極的な参加も促しているところであります。今後とも体験的な郷土学習を通じて、郷土や母校に対する愛情を育てる教育を推進してまいりたいと考えております。

3番目、武道必修となって、スポーツと武道をどのように捉えているか見解を伺いたいということでございますが、平成24年度から実施されている中学校保健体育科は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視した内容になっております。中でも、武道は、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるように必修化された領域でございます。武道は、相手の動きに応じて、相手を攻撃したり、相手のわざを防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動です。また、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動でもあ

ります。

今後も曾於市教育委員会といたしましては、子供たちが武道を学ぶことで、心・技・体を鍛え、人間力を高め、礼節を尊重するなど、武道学習の目標が達成できるように支援してまいります。また、施設設備の点検及び指導者の研修充実など、安全面にも留意しながら武道学習の充実を図ってまいります。

④でございますが、2020年の鹿児島国体で市は何か種目を誘致し、市民の元気を引き出す考えはないか現況を伺いたい。

国民体育大会は、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、競技力の向上を図る大変よい機会であると考えます。また、曾於市を全国にアピールする経済効果も期待できるものと思います。

2020年の第75回国民体育大会鹿児島大会については、県国体準備委員会から開催意向調査があったところでありますが、曾於市からは開催会場の条件等により、正式競技種目で卓球、柔道、空手道の会場として、公開競技でありますグラウンドゴルフの会場として、また、デモンストレーションとなっております競技で四半的、こういうものが誘致できないかというところで申請をいたしました。

種目会場については、「会場地市町村選定基本方針」というものがございまして、これに基づいて選定をされ、県準備委員会総会で決定されます。今までに地域のバランス、既存施設の活用状況、市町村の開催要望及び競技団体の意向等を踏まえて、本市には正式競技種目でありますゴルフ競技（少年男子）会場を引き受けてくれなにかとの連絡があったところであります。

正式競技種目等38種目でございますが、その中で18種目の会場が8月21日に第1次選定として決定されました。残り20種目の会場及び公開競技等の会場選定は今後順次行われていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため、迫議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○17番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目の質問に入っていきますが、まず通告の順番から言いますと、教育振興ということで、いろいろ今日まで合併後の本市における教育の中身をただすところですが、開口一番に要旨の中に書かれておりましたが、教育振興のまちの宣言は必要ないとすばっと切られましたが、では入っていきます。

旧町、末吉町のことで、昭和51年3月29日、末吉町教育振興宣言の町ということで議会が採択してずっと合併までかかっておりましたし、また、財部町においても、年数は昭和43年4月20日ということで、やはりその町、教育についての誇りの観点から教育宣言をしてくれております。

私はこの件については、今日までこの場から教育長にもいろいろ教育振興を市民に浸透させるべきではないかということでやってきておりますが、教育長の教育振興宣言のまちは必要ないということは、先ほどの1回目の答弁で羅列して言われましたが、やはり市民の誇りとするものは何なのか、まずそれを1点ただしておきたいと思います。

○教育長（植村和信）

当然、私も教育宣言が非常に功を奏している元気な末吉の町で教職生活を6年送らせていただいて、その成果というのは実際体験をしてきておりました。そういうことで教育委員会を預かる立場になりまして、教育宣言のまちはせんでいいんですかというようなことで、前市長に相談をしましたところ、教育だけじゃなくて総合的なまちづくりということで、そういうのも全部ひっくるめたものを総合的にやりましょうやというようなことでやってきた経緯がありまして、新五位塚市長との協議がまだできていないところでございまして、今までの経緯の中では必要ないということであったというようなことでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

協議をしていないものをもう本会議の中ですばっと、必要ないと立場上で切るのは、なかなか議論にかみ合わないわけですので、教育長が上げました覇気に満ち、常に夢実現と、何かにつけては夢、目標、夢、目標、まあ大事なことです。けど、子供たちに教育の中でやはり古いものを大事にする心も育てないかんし、また、古いものの中に新しいほうに向けていかなければならんと、これは教育につきもんだと思いますが、1点だけ、古いものを大事にするという考え方が教育で生きるものか、それを質問したいと思いますが、古いものはさておいて、夢ある未来だけをやってってそこに残るものか、まず答えてもらいたいと思います。

肝心なことはやはり未来を開くことですが、古いものを大事にして、いわば温故知新で教育にあるんでないかと私は思っておりますので、まずは古いものを大事に

するかどうかを答弁をお願いします。

○教育長（植村和信）

当然おっしゃるとおりでございます。ですから、私は新しいものを生み出すためには、古いものを大事にしながら古い教えをもとにつくり出していくしかない。ですから日々、小中学生、高校生が毎日学習をしているわけですが、新しい問題を解くときには、今までに学習したいいわゆる既習事項、今まで体験した体験、こういうものをもとに、手がかりに解いていくというようなことを強調しているところでございまして、そういう意味はもう十分わかり、その方針でやっているつもりでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

再度、古いものはいいか悪いかと、残すか残さないかという質問ですが、一見言葉がよけますが、古いものの中に、やはり教育の観点から歴史やいろいろなものを感じますが、古いから撤去しようという考えがあるのかないか、やはり古いものでいいものは残すべきだという考えです。

一応教育長に言いますが、末吉中学校の正門の前に「末吉町教育振興の町宣言」という標柱が立っていたのですが、これは古いはずです。先ほど言いましたように昭和51年以降立てて、学校のいろんな歴史の中で立てて、普通見る人が見れば、なんすつとよ、蹴っ飛ばせ、というような1mちょこつとした標柱なんです。御存じなかったら代理か答えてもらって、それが、つい最近切り取られて撤去されていますよね。ああいう古いものに後で述べますが、愛校心になるものになればこれはいい品物だと私は思っておりますが、御存じでなかったら悪いかわいだけを答弁を求めます。

○教育長（植村和信）

いつの間に取り去ったのかはわかりませんが、今教育宣言の町は実際やっていないので、こういうものは実際取り除くしかないのではないかなど。ただ、捉え方としてはいろいろあると思いますが、古いから全てを取り去るということではなくて、古いものも新しいものの中に取り込んで生かしていくというような考え方をしているところでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

取り除くという言葉がどうも私なんかは腑に落ちません。学校には母校という形やら、卒業生という形やら、それに携わる者もありますが、もしそこに、この前にあった鉄とかプラスチックではないんですよ。御存じだったんでしょうかね、切り取ったの。それはやっぱり教育委員会サイドの指示ですか、それとも学校が勝手に撤去していますが、理由はこれこれという言葉なんですか。そういう意味で類いを

考えると、学校を訪れて、おお、珍しいってんで、何か責任ある撤去があったんじゃないかと思えますけれども、そこだけを語りながら再三語るけど、教育振興宣言は曾於市には言葉は要らないという観点に受け取れますが、それでよろしいですか。

○教育長（植村和信）

ただいまの時点では、教育宣言についてはもう思いやり宣言の中に含まれているということで、その中に教育文化に関する条項を含んでおりますので、今の時点ではそのような考えでやってきたところでございます。

また、今後については、当然協議をして検討もしていかなきゃならないだろうとは思っています。

○17番（迫 杉雄議員）

教育振興宣言という言葉がもう古い言葉なのか、私も一概にこの場から理解ができませんが、先ほども言いましたように、市民の誇りというのにつなげるんだったら、我が町は一も二もねえ、教育にかけているんだという意気込みが誇りではないかと思うのですが。一歩足を踏み込んで話をすれば、新潟県の長岡市ってありますよね。あそこは米百俵の精神で、今日において町自体が大繁栄しているわけですね、ここ明治維新後百四、五十年の間に。米百俵の精神というのはこの町にはさらさらないと、私も一蹴したいと思えます。

そこでですが、今度は2番目に掲げておりました児童生徒に愛校心、郷土愛を育ませと、これは当然なんですよね。先ほどの答弁の中にもありましたが、改正基本法の中に、公というのに重視して教育長が読まれた郷土愛なり、国を愛する心、これがあるんですが、我が曾於市にはどういう形でこの基本法の具現化をやっているのか、どこで子供たちが教わってつかんだり、芽が出ているのか、再度答えてもらいたいと思います。今さっきの1回目の答弁では郷土の産業を理解して、郷土の発展に進んでいくということを態度を育てるとか、そういう類いですが、端的に愛校心、端的に郷土愛です。見解の不一致であればそれなりの答弁でいいですが、ちょっと答えてもらいたいと思います。

○教育長（植村和信）

学校で具体的にとおっしゃいますと、学校の活動も大変教育活動、広おございまして、当然、教科学習という各教科での学習、それから道徳、特別活動といういろいろしつけとか、学級指導などというものがございます。

そういう全ての総合的な学習もそうですが、含んでその中で学習をさせながら具体的に学校のために清掃を一生懸命頑張るとか、あるいは自分たちの学校のシンボルである校歌を一生懸命歌いながら学校を愛する態度を示すとか、あるいは郷土につきましても、郷土にある行事等に積極的にかかわって行って、保存しなきゃなら

ない文化を、昔は大人が伝承しよったんですけれども、人口が減ったりしても子供たちの手に委ねるしかないであろうというようなことで、子供たちが伝承しているような状況があったりということで、愛校心、郷土愛、具体的に示されていると思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

郷土愛に関して、学校は当然児童生徒がおりますが、地域ではもう子供の声が聞こえないと、声が聞こえないのは当然いないから聞こえないわけですよ、そういう中で、今言う曾於市全体を見て子供たちが地域をどうやって見ているのか、当然郷土愛です。学校においては愛校心です。現状と教育長の答弁とは何かこう離れているような、乖離しているようなふうに私は感じているんです。

地域で子供たちが活動している今さっきの1件目の答弁で、弥五郎どん祭りですね、現在伝承している財部北のゴッタンそのほか、中谷の奴踊り、そこでしょう。それ以外全体見たらどう見えていますか。ただ光っているところだけ、活動しているところだけ言っても全体的な教育振興にはつながっていないと、私は思います。

やっぱり教育ビジョンにしろ、学校を愛するということは、市内33校の中で、どしてん我々大人が頑張らなきゃいけないし、特に今日においては3つの高校が曾於市高校になった、この一番教育を議論しなければいけないのが曾於市ではないかと私は思っていますが、そういういろんな社会情勢の中でのやりとり、議論をしているんですが、さっきから読んでもらった答弁書を見ると、表面だけだなど、端的に申します。もう一回愛校心、郷土愛、思惑があれば答えてもらいたいと思います。

○教育長（植村和信）

何物も問われたら著名な輝いているところから言うとわかってもらえると思っ、例えばの例で出したところでごさいまして、一般的なことを言えとおっしゃれば、当然、各学校の学習の中で子供たちは夢を掲げながら、夢を掲げて夢を実現するということは、私は公教育と、単なる夢は人の欲から始まっているということでありますが、それを公に世のため人のためというようなところまで持って行って、初めて本当に夢になり得るんだと、実現する夢でなきゃいけないということで、学校、地域、家庭を挙げて今、夢教育を実践しているところであります。

ですから、そういうところで当然、郷土愛、愛校心、浸透していつているというふうに受けとめております。

また、子供たちが地域にいないということで、高齢者と地域の力をもらいながら今、各公民館を中心に世代間交流ということで、昔大変盛んでありました子供会活動の復活ということで力を入れているところでごさいます。学校の学びにおきましても高齢者が、大人が、どれだけ子供たちに郷土を愛している姿を見せられるかと

ということで、子供たちに、少ない子供たちのために学校に出てきて一緒に授業を受けてくださいと、今までは指導者として時々顔を出していましたが、子供が少ないんですから、子供の役割も演じながら、子供たちをこうしてふるさとのために頑張っていくんだという姿勢を示してくださいということで浸透しつつあります。そういうことで浅いと言われますけれども、徹底してやっているところでございますので御理解をください。

○17番（迫 杉雄議員）

この②で児童生徒の愛校心について、もうちょっと教育長自身に尋ねるところですが、先ほどの末吉中の教育振興宣言の標柱を切った問題やら、一転御存じなかったらそれで済むんですが、財部小においてある時期に、大正・明治の時代に新渡戸稲造博士が来て財部を伺った記録が郷土史に載っているわけです。そういう類いはやっぱり子供たちに誇りをもたらず、もしくは愛校心を植えつけるということで、私自身はやはり木よりも石に刻めというのがあります。石に刻んだほうがいっていうもんだという言葉ですね、永却に残ると。そういうものがなければ、こんだけテンポの速い現代は古いものはどんどん消えていくと思います。消そうと思ったら消しゴムで消せるぐらい速いんじゃないかと思いますが、やっぱり歴史あるものやらそれが文化であれば、その町やら地域やら、学校等には必ず歴史的な教育文化になると思います。

私はこの場から再三校旗について質問をしてきましたが、その類いがどうももう一つ取り組みが薄いと、これで愛校心が備わるのか、学校に出向いて校長、教頭とも話すけれども、やっぱりいまいち、できれば欲しいんですがぐらいの対応です。意味はわかりますかね。話をすれば校旗にしろ、新しくいい物が欲しいというふうのはあるけど、どうも熱意が感じられないと、今回補正に42万かれこれを出されておりますが、これは曾於市になってからの結局は行政のほうの責任だということで答弁されたわけですよ。その類いが先ほど言うように、米百俵の言葉のとおりじゃないかと。そのぐらい我々は教育にける熱を見せないかんと。学校要覧でビジョンを示してますと、それで一蹴できるものなのだろうか。長々と質問しましたが、財部小学校の件だけ答弁を求めます。

○教育長（植村和信）

ちょっとよくわからなかったんですが、財部小の、もう一回ちょっと確認をさせていただきますませんか。

○17番（迫 杉雄議員）

財部小学校において、さかのぼる歴史の中にあの五千円札で有名な新渡戸稲造博士が来てるというのがやはりその時代だし、その年数を追って私なんかもそういう

類いが財部小にあるのかというような立場で、曾於市の学校の歴史を見ておるところです。

それを御存じなければそれでいいですよ。さっきの標柱の件も目を通すところは目を通さなければならんというから、再三ここで言っているんですよ。

○教育長（植村和信）

各学校の特色、歴史については極力勉強してきたつもりですが、財部小のその新渡戸氏の来校については私も認識不足でございました。できるだけ形に記し、沿革史なるものもつくっておりますので、これも主なものしか載せませんけれども、そういうことで後々学校の歩いた足跡がわかるように、いろいろ工夫はしているところでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

ここでのやりとりですので、後は教育委員会サイド、市民が教育に対する熱意を見せるか、愛校心やら郷土愛はどこから生むのかということです。今後の議論にかえたいと思いますが。

③に移りますが、武道必修で今現在、市内3中学校ですが、どのような状況なのか、強いて言えば末吉中なり、大隅中なり、もう1年たっておりますので、経過的なもの、取り組み状況を教育長を初め、教育委員会の委員の人たちは見て、対応しているのか、それをお伺いしたいと思います。

○教育長（植村和信）

武道が必修科目となりまして、取り入れて実際動いているところでございますが、前からお知らせしておりますとおり、中学校3校ございます。その中で末吉中と大隅中は柔道を取り入れてやっているところでございます。それから、財部中だけが剣道ということでございます。

体育の授業時数の中で武道に使える時数というのは9時間ということでございまして、なかなか9時間でも、迫議員も空手の大先生でございますので理解していただけたと思いますが、9時間で空手道をわかってもらうというのはなかなか難しいんじゃないかと思うのですが、私たちのほうも学年で年間9時間しかありませんので、基本的なもの、剣道とは何だろうか、どんなものだろうか、柔道とはどういうものだろうかということを押さえてもらえるように大まかな計画を立ててやっておりますところでございます。

財部中の剣道だけは県のほうの補助事業も使いながら、外部の講師も派遣してやったところでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

今現状は今答弁されたとおりだと思いますが、剣道については外部の指導者が入ったと、ここまでいいですよ。時間的にも少ないから効果は出ないと、それも議論する前にやっぱり何で文科省からこういうのがおりてきたから、武道がおりてきたのかと、スポーツでいいんじゃないかと、言いかえれば。そこに武道とスポーツの見解をどう思っているか、教育長自身も剣道については私もしゃべいもんでという立場ですので、武道とスポーツはどこが違って、武道必修という言葉でおりてきたのか、答弁を求めます。

一方、市長も同じ質問ですが、武道とスポーツをどういうふうに捉えているか、私自身は今言ったように武道とスポーツは捉え方が違うと、だから教育の一環に入れてきたし、ずっとさかのぼった日本の教育の中にはスポーツ、学校では部活、それでいいんじゃないかという言葉でもありそうなんだけど、やっぱり武道のよさを捉えていなければ歯車がかまんのではないかなと思います。強いて言えば、道義性のある日本古来の武道と、スポーツと一線を画したものだ、文化だと私は思っております。ですから、人間形成はスポーツにもありますし、武道にはとにかく人間形成はつきものです。ということは教育だと思いますよ。その観点から武道とスポーツの違いを両方とも答えてもらいたいと思います。

○教育長（植村和信）

それでは、武道とスポーツの違いということでございますが、まず武道は御承知のとおり、柔道、剣道、弓道、なぎなた・空手・相撲などの古来の伝統的な武道、諸芸を総称する言い方でございまして、当然精神的な教え、鍛錬を大事にしています。スポーツは競技・運動でございまして遊戯性が強いということで、近代スポーツという呼び方が今主流になっていると思うんですが、スポーツと武道の一番の違いは精神鍛錬という厳しいイメージと遊戯性、もちろん部活とかその道を追求する場合は、もうほとんど変わらないような状況にいくと思いますが、遊戯性があって楽しめるものというふうに捉えておりまして、ある人によりますと、福島大学の中村という教授がおられるんですが、この方なんかには言わせると、スポーツは結果を大事にするものだ、武道は鍛錬の過程を大事にするものだというような捉え方もしておられるようでございます。わかりやすく言うなれば、剣道を例に挙げると、私は剣道は武道であり、スポーツは何かと言えばスポーツチャンバラというものがあります。こういうのでわかってもらえるかなというようなことですが、御理解いただけるでしょうか。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

柔道とか剣道とかその他の武道も大きな意味で言えば、スポーツの中の一つの競技だと思っております。ただ、今教育長が言われたように、武道についてはやはり伝統を重んじて、またいろいろと礼儀正しいやり方というのが言われておりますので、そういう意味ではほかのスポーツとは若干違うふうに捉えておきたいと思いません。

○17番（迫 杉雄議員）

ここでスポーツと武道の議論をしなくてもいいんですが、一つは、市長自身が今答弁されたのとあわせて、我がまちには弥五郎どん、流鏝馬、これは武道なんですよ、弓も武道やし。端的に言えば何で柔道の道がついているは、剣道の道はついているかです。さかのぼれば柔道はやわらですよ、読めば。剣道は子供たちがやっている撃剣なんですよ。そこらあたりに東洋道義の根底をなす文化があるから道がついて、よく言われる戦後日本が復興したのは道があったからよという、外国のえらい言葉がありますが、そこらあたりを分別すれば、やはり中学校の必修に武道が入っているんだなということを理解します。当然これも教育振興です。

そこらあたりで教育長がまた何かあるんであれば答えてもらいたいと思います。

次に入りますが、4番目、2020年のオリンピックの年、国を挙げて想像ができます。昭和39年成るもの以上のものがあるんじゃないと思いますが、国が東京オリンピックで一生懸命騒ぐのに、鹿児島県は同じ年に国体、国民体育大会ですね、その中で曾於市は県下43のうち何を持ってこれるのかとかということ、9月で全く同じ質問をしたわけです。答弁も全く同じ答弁だったですね。それはいたし方ないと言うんだけど、努力をされていないということですね。その後、答弁の中にゴルフはどうのこうのということで答弁されておりますよね。ゴルフがいいんでしょうかね。

強いて言うと、県下43市町村、どこも1種目は欲しい、1種目は欲しいで頑張っているやろうし、志布志にしろ競技種目は何にしろ1種目だけは曾於市に持ってこなきゃならんという努力は見られるんですかね。ということは、8月21日の新聞記事をそのまま頭に入れてますが、年内12月までに県は決定するという文字があります。恐らく年内には全種目38、37だったですか、しきらんで年越しもあるだろうけど、今の段で大丈夫だという手応えがあるかないか、それだけを問いたですわけです。もし空振れば、年が明けてしまえば1種目も残っていなかったよという状況になれば、後先ですよ。教育長に質問いたします。

○教育長（植村和信）

国体の前にさっき武道に関して何かあればということでした。もう一つ私捉えていて、答弁の中で漏らしたのは、武道は民族単位の文化であると、スポーツは世界

共有の文化だというような捉え方もあるようでございまして、そう言われるとそうだなと。わかったような、わからんような状況もあるんかもしれませんが、一部の、というのは国によってちょっと武道は違った部分が出てくる。その民族の考え方、伝統が出てくるという意味もあるようでございます。

それから、国体でございますが、決して努力をしていないわけじゃなくて、もうそれこそ、そういう話があったときから何としてでもとりたいということで、何回も準備局をお願いをして、いろいろと連絡を取り合ったところでございます。

そして、8月21日のたくさん要望していった中で、第1次発表があり、第1次発表の中では曾於市は入ってなかった。その後、ゴルフという具体的な打診があって、どうだろうかということで、とにかく私たちが決めるわけじゃなくて、そこに書いてある選定基準等を見ながら、我が曾於でできる可能性のあるものを選び出して、そして、ください、くださいとやってるわけでございまして、向こうは、今、議員がおっしゃるとおり、たくさんの方から、それこそ、自分のまちこそとりたいということで熱心をお願いをし合ってる状況でございますので、今そこに、こういう視点から選びますねということで選定の基準等も示してございます。

そうしますと、曾於市で大きなネックになってまいりますのは、やっぱり、私たちも大きな責任もあるんですが、国体クラスの競技が開催できる施設か、というようなこともかなり大きな視点になってきまして、厳しい状況があるようでございます。そういう面からいろいろと候補を絞って行って、今のところ、前は、まだこういうことも具体的にゴルフがどうのこうのということも言えない状況だったと思うんですが、今回、ゴルフでというような打診があったということは、はっきり言えるような状況になりましたので、そこが違ってるところでございますが、また、ゴルフでということでありましたけれども、ちょっとまたまちの状況が変わってきておりますので、微妙な状況だなあと心配をしてるところでございます。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

まちの状況が変わってるということで、みんなが心配するわけですよ。

ゴルフをどうやるか、それはそれとして、ゴルフはさておいて、現段階で本市に、今、申請した種目の施設があるかないかと、この議論をすれば、ほかのまちがおいげにはあつど、ということで、やっぱりほかのまちも1種目とるために、2種目、3種目の、そりゃ、申請をしてるはずなんです。それをやっぱりとると思えば、今回申請してる柔道なり卓球なり空手なりですね、やっぱり、その上には県連盟があるわけですよ。各団体の県連盟、県連盟の力っちゃうのは、私は大きなものがあるんじゃないかと。

県連盟が一番知ってるわけですよ。柔道連盟にしろ、卓球連盟もあるんだろし、そこらあたりが折衝したわけでしょうかね。うちは柔道とりたいんだが、卓球をとりたいんだがと、それが一つの努力であって、どうしてもほかのまちが力、綱引っ張りが強いぞと。ほいで先般、先般の一般質問で弓道はどうかと横からこう投げかけたんです。そのときはまだ、もう間に合わんの、申請がどうのこうのあったけど、それのときには薩摩川内がいい施設持ってる。けど、薩摩川内もその弓道だけじゃなくて、ほかのもとりたいから、やっぱり、県としては、うまく配分をする交渉をせにゃいかんとじゃないかと思うんですよ。その裏を返せば、連盟、県連盟のほうの、やっぱり、ちいったあ、こう状況やら事情やら、早く言えば、バックアップも必要だと思っていますが、そういう類いの、卓球にしろ柔道にしろ空手にしろ、やったんですか。

○教育長（植村和信）

これはもう、競技団体のほうは、当然、決定しますと、いろいろやりとりを、連絡を取り合わなきゃなりませんけれども、あくまで準備室が窓口でございますので、そことのやりとりをやりながら進めていくわけですので、いきなり競技団体に申請とか当たるとかいうようなことは、厳に慎むことになっておりますので、そういうことはいたしておりません。

○17番（迫 杉雄議員）

やってないっちゃうことで進めたいと思いますが、やっぱり県連盟っちゃうのは、それなりのものを持っていますよ。頭っから県連盟に働きかけるっちゃうよりも、県連盟の事情をつかまにゃいかんのじゃないかっちゃうわけですね。そりゃあ、各市町村の関係者も、県連盟とのパイプは持ってるはずなんですよ。そこらあたりから時間がないということでこの質問に立ってるんだけど、今から、遅きに失したかどうかわかりません。年明けまではまだ大丈夫ですよと言うかもしれません。けど、やっぱり、それなりのもんはこの場で議論しておきたいんですよ。というのは、さっきから言うように、2020年には、「何も引っがならんかったね」というのが出てくるわけですよ。最善の努力をしたというあかしは、議論は残しておかなきゃいけないと思います。

年明けになろうが、今のところゴルフはちょっと今の情勢がはっきりしないからあれだけど、グラウンドゴルフはどういうふう考えてますか。

今日は、グラウンドゴルフのほかに四半的のちゅう言葉も出てきておりますが、これについては、公開種目で構わんと思いますが、手応えがありますか。

○教育長（植村和信）

手応えがと言われても、申請をして、その後お願いには、県に足を運んだたびに

お願いはするんですけれども、審査の経過とか途中経過等の説明があるわけでもないし、第1次発表がいきなりどんとあって、後はどうなっているのか、なかなか様子、状況がつかめない状況でございます。向こうも、ちょっと情報が漏れたりしますとやはり公平な判断が下せないということで、なかなかその情報をつかみにくいところでございますが、まあ、準備室のほうが判断を下しますので、私どもが、そうですね、手応えがあるとか何とか、そういう会話、かれこれできないところでございまして、なかなかつかみようのないところで、責任の持てない答弁はできないと思いますので、何とも言えないところでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

責任を持てない答弁はできませんが、市長、今の教育長のやりとりですが、2020年のその国民体育祭、曾於市にぜひ必要だと意気込みは持っているはずなんですよ。これが今後7年、5年先の曾於市の活性化につながるんじゃないかと思います。もう年明け早々、全部配分が決まってしまうと、もう取り返しがつかないというふうになりますよね。せめて、今の段階で公開種目なり、何かの形でもらえるようにすればいいんじゃないかと。

教育長は、準備室、準備委員会なるものだけをこう言ってますが、寝て待て、「果報は寝て待て」じゃないと思いますよ。それなりの、市長自身、市長がもう教育長以上のトップセールスですので、市長はどういうふうを考えておるのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

鹿児島で国体があるということで、市としても教育委員会を中心として、卓球、柔道、空手道、会場としての手を挙げましたけど、残念ながら漏れております。

その後、公開競技でグラウンドゴルフ、そして四半的ということでお願いをしていますけど、現実には全く手が届いてない状況でございます。その後に、三州ゴルフ場が存続があるという前提のもと、少年少女の競技をお願いをしたいという連絡が入っておりますけど、これはまだ未確定でございます。今、迫議員が言われるように、今後、このまだ確定をされてない競技について、市として何ができるのか、そのあたりはかなり議論しないと、場合によっては、グラウンドゴルフにしてもそういう施設がまだ整っておりません。そういうことを含めて施設の環境、宿泊の施設、また利用する市民の今のスポーツの人口等とか、そういうことも全て鑑みながら検討しないとはっきり言えないところでございますけど、教育委員会とよく相談してできる限りの努力はしたいと思います。

○17番（迫 杉雄議員）

努力のために議論をしますが、今、市長が答弁されて、まず施設とか宿泊とか、

これは後からでもついてくるもんですよ。まだ今から向こう何年もあります。公開種目1本でもとれたら、グラウンドゴルフ場ぐらい立派なのはつくりますよと。それは、やっぱり一つのセールスじゃないでしょうかね、売り込みじゃあ。スタッフにしても、スタッフだっても今からそろえられんですよ。

さかのぼって、昭和47年の末吉高校の国体フェンシング会場、私なんかは、今の段じゃなかったけど、あれでもピカタンじゃなかったんですか、はっきり言うたところ。今の高校の体育館がその発祥じゃないでしょうかね。そういうもんだと私は思ってます。47年に1回のその国体を前回は47年前もセールスとして引き受けてるんだから、曾於市として引き受けると。

俗に言うと、鹿児島市は、何種目はとるでしょう、恐らく、38、37の種目の中に。けど、ほかの市というのは、19市なんですよ。それにまた町村がありますが、町村でも何かを狙ってるみたいですね。恐らく、43市町村1個ずつ振り分けても足りませんが、まあ、できますなら、市政を張ってる19市は1種目ぐらいとらにやいかんと、その意気込みじゃないかと思いますが、教育長は、答弁の限りだからそういうことじゃけど、あとは市長が政治的にも動いてみらんやいかんと。教育委員会と、今、相談するという言葉を発せられましたが、逆に言いますと、教育長は答弁されてるだけのことであって、曾於市の意気込みはないんじゃないかなと私は受けましたが、こんだけ議論をするわけですので、ぜひ期待をしたいと思います。何かあれば答弁してください。

○市長（五位塚剛）

公開競技について、もうある程度確定してる部分が非常に強いところでございます。

また、今のこの12月の段階でどれだけできるかと非常に疑問な点もあります。

ただ、曾於市においては、少年少女のゴルフの競技についていろいろお願いしたけど、このことはどうですかということが来ておりますので、三州ゴルフ場を存続をさして、また、将来の活性化のためにも、この曾於市でゴルフの大会が国体として誘致ができれば、これは大きな発展につながると思いますので、将来の、この曾於市からプロを目指せるような少年少女ができることも非常に大きな大事なことでありますので、そういう意味では最大限の努力をしたいと思います。

○教育長（植村和信）

意気込みが足りないとおっしゃいますけれども、私も地元出身でございますので、ふるさとのためにはスタッフと一緒に一生懸命やってるつもりでございます。

その中身がなかなか説明できなかつたりしてる面もございますが、意気込みがないと言われるのは、ちょっとショックでございました。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

意気込みがないちゅうのは、時間がないちゅうことですよ。

まだ来年のこと、再来年のことで、まだ時間がありますと言って。恐らく、もう今年を前後に県が決定するだろうと、私はそういう情報ですが、新聞では、12月いっぱい決定すると書いてあったですもんね。それは、今後の意気込みに変えて、ふるさと曾於市のために、ぜひ教育長、市長、頑張ってもらいたいと思います。

次、2項目めに、農業振興で上げておりましたが、やはり、本市はもう基幹産業、農業ですので、農業についてはどうしても全力投球ちゅうか、言葉で言えば、不景気の時代に、農業しかないなあと。一方からいう商工業の分野には、どうもこの芽が出る活路が見出せないような気がします。条件的には、農業振興はほかのどこよりもいいんじゃないかなと。大隅半島においても、鹿屋、ほかのことと比べていいと思います。その観点から、やはり、質問が前後しますが、T P Pの問題ですが、前回の答弁の中に、T P Pが決定されると、159億6,000万円ほどの損失が曾於市は見込まれると。せめて、100億円でも150億円でもそういう状況であるならば、どうしても、今の段階、見据えては、T P Pに反対し切れなかったという段階も考えて全力投球をしなけりゃいけないと思いますが、その中でも、先ほどの市長の答弁は、畜産部門が生産実績の中で75%占めてると。これは数字わかりますが、一方のほうの耕種部門をどうしても30億じゃなくて、まあ、ちょっと上げにゃいかんという状況です。いろいろそりゃあります。けど、それに対する先ほどから言ってる意気込みちゅうのは、やっぱり、農家に見せていかにゃいかんと思いますが、耕種部門について、今後、何か対応策がありますか。

○市長（五位塚剛）

この曾於市は、全国の中でも九州の最も南に近い本土になるわけでございますから、当然、気候的にも非常にいいところでございます。広大な田畑も持ってますし、また、いろんな形での農作物ができます。ただ、心配なのが、台風の上陸地でございますので、やはり、この自然の台風に打ち勝つための農業をしないと、最終的には立派なものをつくっても手取りが少ないという状況があります。

今、いろんな畑かん事業含めて推進品目を推しておりますが、現実には、農家の所得をふやすという意味では非常にまだ厳しい分野がありますので、やはり農家の所得をふやすという意味で、今ある里芋からカンショからゴボウ、ピーマン含めた全ての作物について付加価値を高めた農業の展開、それと、これは加工場を含めてです。

それと、畜産については今後高齢化していきますので、生産農家を育成するため

に、生産農家はもうトラクターとか梱包機とか、そういう農機具はもう使わないで飼料を宅配できるような、そういうシステムをつくって生産農家の軽減を図って、同時に肥育農家に安定した供給ができるような、そういう体制づくりが必要じゃないかなと思っておりますので、今後、経済課また畜産課を中心として、農家の所得をふやすような体制を検討したいと思います。

○17番（迫 杉雄議員）

当然、農家の収入を一生懸命考えた農業と、なかなかどこも一生懸命やる割には農業じゃもうからないということがついておるわけですが、今日までやってきたまんま、強いて言えば、耕種部門で言えばもうサツマイモかというわけですが、一方から言えば大根もあるわけですよ、そういう類いから米もあります。

市長は平成22年の12月の一般質問で、米を沖縄に売る考えはないかと、前市長に詰め寄りました。私はそれを引き継いで次の年の3月には、似たような全く同じ気持ちで質問をしているわけです。とりあえずサツマイモやらカンショやら大根はさておいて、米についてマニフェストでも何か出してあったですかね、その具体的な内容を答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市は米をつくっている農家もたくさんいらっしゃいます。ただ残念ながら、米をつくっても採算が合わないのが今の現状でございます。しかし、曾於市の水田というのは非常に米の美味しいものがとれますので、米が採算が合わないからと言ってつくらなくなったら、大変な荒れ地になっていきますので、これは守るべき必要があるというふうに思っております。そのために市としては、今後水田を荒らさないためにも米はつくっていただいて、その米の売り先を見つけたいと思います。そのためにJAの方々、また米を中心につくっている方々とも相談をいたしました。で、沖縄、また島の方々と米を販売している方と、今、相談しながら、この曾於市で米をつくって、その米を向こうのほうに船を使って販売できないかということは今、何人かで相談しておりますので、ここ1年ぐらいの間にそういう組合をつくって、できたら実現をしたいなというふうに思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

米で議論をするわけですが、確かに米はもう、言葉で言うなら銭にならないなあ、ですよ。けどやり方一つで農家の収益になるわけです。現に来年度から減反廃止に向けて、18年度に向けて、今度はもうつくり放題になれるんだと、一方ではいろんなあれがっていますが、まず米を見れば、今後はとればとれるほどよと、そうなるとうちでも市外・県外に持ち出す方向づけは、これはいい考えだし、それをやれば農家に元気が出るんじゃないかなと思っておりますが、沖縄という相手にし

ますと、沖縄とそういう類いをやってもらえば一ついいんじゃないかと。海は隔ても、近々オープンするはずの山中貞則顕彰館についても、沖縄に行けば、それはもう全県民が知らん人はおらんというくらいの人物です。そこに今度は地元の曾於市から米が行くとなると、何かのきっかけ、交流が始まるんじゃないかなと、私はそういうふうに見ていますが、この議論をする前に平成22年の12月のまま引っ張って、市長が公約、マニフェストに載せてるから、かなりの方向づけがあるんだなと思ったところで、今から準備するのであれば遅きに失したじゃなくて、やる気と答えを見せてもらいたいと思います。

ぜひ頑張ってもらいたいんですが、あと米のことですが、今、言いましたように2018年度に向けての減反廃止と、この中で先日の11月27日の新聞に載りました。みんな知っている。そしておまけに私たち、私は所管の建経ですが、建経の議員よりもほかの農業委員の人やら、ほかの組織分野の人たちのほうが、この件については知っているわけですね。新聞の内容を読んでも、やはり先ほどの答弁に出ましたように正月明けになるのか、国からの指示がなければ議論もできないと、この言葉はそれでいいのか、私は行政に停滞とか、やっぱり行政にはスピード感がなければいけないとかいう考えを持ってますので、さっきの答弁でまだ何も指示がないから議論を進めていませんという答弁でしたけど、もう一回、今、私が投げかけた分で正月明けから予算編成をする段階からこの議論をするんですか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、政府が閣議決定をしておりますけど、具体的にはまだ細かいことは指示が出ておりません。宮崎県は大方の内容で一定の説明会を開いているみたいですが、残念ながら鹿児島県は開かれておりません。

ただ、それが決定されたからといって、来年の事業にすぐに影響があるわけではありません。しかし、国の考えというのは、このTPPの問題を基本として、将来の農業を大手の企業参入を前提として、小さな農家はやめなさいというのが今の国の基本的な考えで、TPPを推進しております。それがされたら私たちのこの曾於の農業は壊滅的な状況に陥ります。また米の問題も同じでございます。そういう意味では非常に重要な問題をはらんでおりますし、食用米は少なくしていくという国の方針でございますので、今、減反の政策でお金をあげる中で転作を推進しておりますけど、そういうのも廃止という方向で進みますけど、危険があるなあとというふうに実際は感じておりますので、国の施策を見ながら、市として何ができるかというのは、十分検討していきたいと思います。

○17番（迫 杉雄議員）

今回、決定、発表されている中に日本型直接払いという制度もありますが、やは

り14年度に創設するという事は、14年度ちゅうたらもう次ですよ。その問題やら、また農地維持支払とか資源向上支払というのは、各市町村と協議を結んでという項目が書いてあるわけですね。そうするとやっぱり14年度にはそういうのは確実に動き始めるんだと、それをまだ国から何も出てきてないからまだ協議してませんと。それはいたし方がないことだけど、まあ再三言いますが、やっぱり行政にはスピードがなければいかんと思いますが、再度、今後、完全に年明けになると思いますが、26年度の予算との兼ね合い等は何も考えてないんですか。今、答弁の中に宮崎県はということでしたけど、それと並行して語られるべきじゃないかなと思いますので、再度答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

この米の政策について、具体的にこうなさいというのがまだはっきりしていませんけど、担当課が一定の今後の方向性はわかっておりますので、担当課長から説明をさせます。

○経済課長（富岡浩一）

ただいま市長が申し上げましたとおり、詳細についてはいまだ決定をしておりません。全体像という形で進むべき方向性というものが、今のところ示されているところでございます。

具体的に数項目申し上げますと、今まで減反に協力した人が米をつくった場合は、反当1万5,000円の支給がございましたけれども、これは議員もおっしゃいましたとおり、これが半額ということで、平成29年までの時限措置というようなことになるということでございます。

また、今、議員もおっしゃいました日本型直接支払い制度でございますけども、これにつきましては農地、現在の農地・水の後継事業といったような部分もございまして、それにつきましては、まだちょっと単価等は変わる可能性がございましてけれども、継続はされるという。それと中山間の直接支払いあるいは環境保全型農業の直接支援については、従来どおり行くということのようです。

それから、今まで転作というようなことで、戦略作物でございまして麦、大豆、飼料作物、WCS用の稲、こういったものにつきましては、交付単価も一応現行どおりでいきたいというようなことのようにございます。

それと米価の変動補填交付金ということで、これは米の価格が生産額を下回った場合はそれを、その差額を補填するという制度でございましたけれども、これにつきましては、26年度からは廃止するというようなことが大まか決まっているということで、農水省のホームページ等から調べますと、このような方向性が打ち出されているということでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

今、議論も答弁も途上だということは重々わかっていますが、やっぱり我々議員、議会、また所管にしる、まだもうちょっと突っ込んだ議論をしなければいけないと思っておりますので、また今後にかえたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時11分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○17番（迫 杉雄議員）

続けます。やはり農業振興を語る中で、特に耕種分を言いますが、今後、奨励すべき農産物はどういうものが考えられるか。曾於市内のことですので、現状の中で考えられるもの、植えつけ面積、生産量が多いからじゃなくて、全体的に今後の問題を答弁を求めたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

今、全体的に耕種部門で面積を占めているのが、カンショでございます。それはなぜかということ、やはり台風に大きな影響が余らないということと、カンショについては、地元の都城の霧島酒造やあらゆる焼酎会社に供給ができるという、それがあります。

しかし、カンショづくりもさほど手取りは大きいわけではありませぬので、カンショにかわるいい根物の作物ができれば、転換できるのではないかなと思っております。そういう意味では、里芋、単作ゴボウ、ゴボウも相当、財部町あたりで拡大はされておりますので、そういう根物関係の台風に強い大根等含めたのを推進したいなと思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

現在、作付面積の多いところですが、一つは角度を変えて大隅半島から日本の食料基地を目指すという観点から、大隅半島にない、まだ名前が上がってきてない、面積等が少ないのに、ユズは当然ですね。ユズはもう九州一ということですので、作付が。あとショウガもないんですよ。

まだ曾於地区のほうで、隣の志布志、松山等と末吉がつながっているだけで、そのほかの地域にない作物等をやはり力を入れ、今までやってきているものは、

それなりにまたどんどん伸ばす必要が、一つのやる気になるじゃないかなと思うのですが。

そこらあたりで先ほどの米輸出といたしますか、沖縄に見出すことや、できますならばカンショについても、カンショは輸出が聞いておりますが、どう見ておられますか。

○市長（五位塚剛）

ショウガについては、北部畑かんの事業の作物選定の中に入っております。

ただ、ショウガは非常に栽培が難しい状況でございます。病気が入りやすいのといろいろありまして、今、だからショウガについても加工を一部の農家が推進しておりますので、加工まで手がけて付加価値を高めていくという方法もあると思いますので、ショウガは今後、推進はしていきたいと思えます。

カンショの輸出ということでございましたが、品種によっては輸出ができないものもありますけど、やはりそのあたりは曾於市でとれたいろいろなおいしいカンショというのがありますので、そのあたりをまた検討はしたいなというふうに思えます。

○17番（迫 杉雄議員）

今後の検討ということで、何がどうという答弁ではないわけですが、やはりこのショウガにしる、ショウガは隣の松山町あたりがいいのをつくっているし、また今年には特に病気が入らなかったという事例も聞いているところで。

あとカンショについて、大隅地域から輸出が、県下10トンのうちの5トンが出ていると、ここにデータを読めば載っていますが、そういう類いも先取りというわけではないんですけども、農業振興のためにはどしどしやってもらいたいと思えますし、一方、農林業の木材もこの木材も出ている、宮崎を通じて出ているというようにいろんな形がありますが、TPPを語るのであれば、そこまでやはり目を向けてやってもらいたいと思っております。

今後の意気込み等も、もう一回答弁を求めたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

サツマイモ農家で、法人化してカンショを東南アジアに輸出しようという計画があるようでございます。

こちらからつくった農作物をアジア諸国に輸出した場合に、今度は向こうのほうで技術力を高めて向こうで栽培して拡大をするというのが当然予想されますので、これはまた貿易の関係、カンショを含めてそれが可能であるのか、そのことが心配されますので、農家が相談があればそういう方向づけも大事だというふうに思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

次に、今後の曾於市の農業振興に対する取り組みですので、やはり町を挙げて、また当局を挙げて一生懸命やっつけていかなきゃいけないと思っております。

次に、3番目の通告ですが、角度を変えまして、公共施設についてということで、市が所有する市有財産もしくは未利用地、これについて今日までも努力はされてきておりますが、やはり今後、年々抱える未利用地、もしくはそういう類いの市有財産が毎年ふえるわけですね。

これを逆にスリムになるといいますか、対応する方向を計画を立てにやあいかなと思っておりますが、午前中も再三出たフラワーパーク跡地等の面積についてもかなりの広さだし、またそれ以外のものを私は言っているんですが、未利用地、未利用施設についての対応、ただ市民が払い下げてくださいと、待っているのではなくて、打ち出すべきではないかと思っておりますが、見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今までの議会の決算で、議会のほうから市が持っている財産の有効活用ということで、処分できるものは処分しなさい、また貸し付けできるものは貸し付けしなさい、そういう意見が出ておりますので、ひときわ、そのことを受けとめて指示をしております。

この間、全て見直しをして価格も設定をして、売却できるものは売却できるようにしております、今回は八合原の科学飼料研究所の隣が売却ができました。また、高原病院の隣接地は売却で出しておりましたが、なかなか買い手がありませんでしたので、高原病院から駐車場として賃借いたしてほしいということでありましたので、売却の申し出があったら、すぐに返してもらうという条件で、とりあえず賃借料をいただくことにいたしました。

そのようにして、1円でも多く市の財源になるように、売却できるものは売却をしたいと思っております。

また、今後の課題でございますが、市のいろんな公共施設がありますが、その公共施設の、例えば学校の屋上にメガソーラーを設置して、その使用料をもらうという方法もありますので、今後そのような形ができれば、有効活用として市の一般財源の補填を検討していきたいなと思っております。

○17番（迫 杉雄議員）

今、答弁にありますように前のめり、言葉で言う、ちっとでん早う進めていってこそ、健全財政に向かっているんだという意気込みがとれると思っておりますが。

あとは、農道では残地的なものは余り見受けませんが、市道に関して、残地的なものはあると思っております。市道の段階で捉えてるんだったら、大まかな答弁説明

でもいいですけど求めたいと思います。

あわせまして、旧清寿園跡地についてはどういう見解を持てばいいのか。今までいろんな、平成7年だったですか、移転が。それ以降にやっぱり、議論の中には出てくるけれども、なし崩しになっております。できるもんなら筋目を通して対応すべきではないかと思えます。管理もされておりますから、管理をとにかく言うわけじゃないんですが、そこの件について答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

旧末吉町にありました清寿園の跡地は、面積が約5,000m²、5反歩あります。

これについては、市としても有効活用しようということで検討をしました。売却できるのかなというふうに思っておりましたら、建設課のほうで、今あります法楽寺住宅が近いうちに建てかえをしなきゃならない、そうなったときに建てかえ位置をどこにするかといった場合に、あそこが一番ふさわしいのではないか。当然、法楽寺住宅を建てかえるためには、その入っている方々を移転させなければなりませんので、そういうことを考えた場合に、新しく向こうに市営住宅をつくって、場合によっては今度は法楽寺住宅を新たな処分対象とする。

そういうことも含めて、具体的に皆さんたちにお示しをしたいなと思っております。

○建設課長（高岡亮蔵）

市道の残地等につきましては、工事をする中で残地を生じる場合がありますが、全体的なちょっと数量という数的なものというものは、ちょっとつかんでおりません。

道路の中心線等が変わりまして、路肩等が広く残ったりとか、そういった形での残地が多いんですけれども、その売買とかという形での問い合わせは今のところありませんけれども、事務所を一時的に建てたいとか、そういったことでの短期間の賃貸借は若干あるところでございます。

○17番（迫 杉雄議員）

今、建設課長の答弁で、市道に関してはないと、広い面積がないということですね。

あと、その類いで市民から要望があれば、先ほど市長の答弁にありました価格設定等も必要ですが、即処分するということには変わりはないと思えますので、そういう形で進めながらほかの地域や場所もやっていくというふうに受けとめたいと思います。

最後に、教育長に確認をしておこうかと思って、やはり末吉中学校の標柱、あれは私が立場から言うて、古いものにいろんな思い出や歴史があるということに関し

て、必要ないと、切ったと、というような教育長の指示だったんですか、それだけを確認して終わりたいと思いますが。

やはり古いものの中に文化やら、強いて言いますと教育やら、さっきから言いますように郷土愛やら、愛校があると私は思っていますが、あえて今回切り捨てたのは、とっていけばよかったのですが、とっているんじゃないでしょうかね、その確認で終わりたいと思います。答弁を求めます。

○教育長（植村和信）

古いものを切り捨てたという表現じゃなくて、一応、教育宣言の町はもう終了しているというようなことで、それにそぐわないものは一応外して、残す必要があるものは資料室とか、何かそういうことを考えなきゃいけないんじゃないかな、私も何月何日取り除きなさいという指示をした覚えはちょっとないところでございますが、当然流れに沿って、必要であるかどうか判断をして取り除いていったところじゃないかと思いますが。

例えば、曾於市が誕生したときに、大隅町、末吉町というような表現があったものを次々曾於市に変えていったような、そんな状況じゃなかったかなと思っているところです。邪魔だから切り捨てたということではございませんので、流れに沿っているか沿っていないかという判断だったと思っております。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

議長、もう一回確認。いいですか。

教育振興宣言のまちは曾於市に必要ないと、再三こう聞こえますが、今後、社会情勢が教育情勢がどう変わろうと、教育振興宣言と高々な旗が必要ないと受けましたので、質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○16番（久長登良男議員）

今回実施されました市議会議員選挙では、市民の皆さんの温かい御支援を賜り、

当選させていただきましたことに衷心より御礼を申し上げます。また、選挙戦を戦う中で、市民の多くの皆さん方の意見や要望等を聞くことができました。このことを財産として、議会活動に生かしていきたいと再認識いたしました次第であります。

さて、先月通告をいたしておりました一般質問として、市長の政治姿勢についてと財部の街の活性化対策及び人口対策、福祉対策について伺います。

まず、市長の政治姿勢について伺います。

曾於市も合併して8年が経過して、人口も4万人を割っている今日、議会も議員定数を削減してきました。市当局も職員の大幅な削減をして努力されていることは、承知いたしています。副市長の2人体制でなく、1人体制は考えられないか伺います。

次に、鹿児島県が進めようとしている体育館建設を大隅半島に誘致しようと、大隅半島の市町長は県に要請されたが、五位塚市長はなぜ参加されなかったのか考えを伺います。

2項目めとして、財部の街の活性化対策についてであります。

市役所、財部支所周辺は、町の中心部としての有利な立地にありながら、路地が狭いなど、道路などのインフラ整備ができていないため、一旦、空き家になるとそのまま放置される状態にあります。このため、街中心部のインフラ整備など開発の要望もあるが、市長の基本的な考えを伺います。具体的には、都市計画等による開発及び宅地分譲による開発は考えられないか伺います。

3項目めとして、人口対策について伺います。

ここ8年で、市の人口は約4,000人、年に500人ずつ、人口減少が著しい現象を食いとめる手だてがあるのか、考えを伺います。また、企業等の誘致及び既存の企業の育成などをどのように考えておられるのか伺います。

4番目の福祉対策について、年金で入所できる施設の開設の考え方と今後の見通しを伺います。また、介護施設に入所されている低所得者に対する補助金の見直しは、考えられないか伺います。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

久長議員に対して、お答えしたいと思います。

市長の政治姿勢について、①副市長の1人体制は考えられないのかという質問でございます。

合併時から、職員の人数が約120人減少し、現在347人です。25年度当初は352人です。大隅、財部支所の職員数は、市民サービスを進める上からも困難な点が出ております。副市長の役割は、各課全体の事業の推進や職員の配置の問題、事業のプ

プロジェクト体制、また、末吉のクリーンセンターの維持管理費などを含めて、協議をしなければならない問題が山積しております。そういう意味では、当面は2人体制で市政発展に努めていきたいと考えております。

②県が進めようとしている体育館建設を、大隅半島の町長が誘致を県に要望された。五位塚市長は参加されなかったようだが、その理由を伺いたいということでございます。

鹿児島県が進めている体育館建設については、まず、県民の合意が得られていないというふうに考えております。また、県民全体が利用する目的であれば、地理的な条件、宿泊施設、交通面など議論しなければならない問題がたくさんあると考えます。曾於市としては、その検討もしておりませんので、参加していないということでございます。

財部の街の活性化対策についてという中で、財部支所近辺は空き家も多く、路地も狭いため、開発の要望もあるが、市長の基本的な考えを伺いたいということでございます。

財部支所近辺につきましては、財部支所を中心として、住宅や商店が立ち並び、市街地を構成しておりますが、近年、空き家、空き地が目立っていることは認識しております。特に、支所前の市道と県道2号、都城隼人線に挟まれた区域が目立つようですが、この地域については路地も狭く、県道2号から支所を結ぶ道路の新設等の要望もあると聞くところです。開発の要望もあるとのことですが、住民の皆様の声を確認しながら、財部の市街地の活性化にどのような方策が適切なのか、今後検討してまいります。

②都市計画による開発は考えられないかということでございます。

この地域の都市計画につきましては、区画整理事業や街路整備事業による整備が考えられますが、区画整理事業につきましては、道路等の公共用地の確保のための減歩や移転等を伴うことから、十分な住民の総意がないと事業として取り組むことは難しいと考えております。街路事業につきましては、新地橋方面から畠中橋へ真っすぐ抜ける新地通線が、古くから都市計画決定がされておりますが、これにつきましても、住宅地を横断し、多くの移転等を伴うことから、今に至るまで整備ができないところです。今後、都市計画事業を含めたさまざまな方向から、財部の街の活性化対策については検討してまいります。

③宅地分譲による開発は考えられないかという質問でございますが、財部町につきましては、これまでも「きらめきタウン」や、「ほたるヶ丘ニュータウン」の宅地分譲を行い、実績が上がっているようです。都城市の市街地に隣接しておりますので、地の利を生かした方策として大変有効な方法であると考えておりますが、市

街地中心部の宅地分譲は難しいと考えております。

人口対策についてでございますが、①人口減少が著しいが、減少を食い止める手だてがあるのかを考えを伺いたいということでございます。

日本全体の人口は少子高齢化で、どこの自治体も人口減少で苦勞されてるようです。特に、地方の市町村はさらに減少が進むと思います。曾於市も、合併時の4万4,000人から3万9,500人になっております。約4,000人の減少です。生まれる人数より亡くられる人数が約2倍となっております。市内転入より転出のほうが多いので、数字的にも人口が減少いたします。曾於市の人口増対策が、私の大きな施策の一つでありますので、宅地分譲事業、子育て支援事業、企業誘致事業など最大限努力をしたいと考えております。

②企業等の誘致及び既存の企業の育成をどのように考えているのか伺いたいということでございます。

若者を市内に残すためには、農業を含めて企業誘致が大きな課題であります。私は、曾於市を宣伝し、農作物、畜産の企業誘致を進めていきたいと思っております。そして、市内にある既存の企業の規模拡大に対しても支援を進め、雇用の場をふやす努力を考えて、その努力を進めてまいりたいと思っております。

4の福祉対策でございます。

①年金で入所できる施設の開設の考え方と今後の見通しを伺いたいということでございます。お答えいたします。

年金で入所できる施設の開設の考え方につきましては、自宅等では自立した生活が困難な高齢者で、家族等の支援がなく、年金収入等が少ないために、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設には入所できない方々を対象にした市単独の老人ホームの開設であります。

今後の見通しといたしましては、老人ホームを整備する場合は、平成27年度から平成29年度までの第6期老人福祉計画及び介護保険事業計画に明記する必要がありますので、曾於市の介護保険事業計画策定委員会に示される今後の介護認定数や待機状況等の推移を見るとともに、財源対策等も考慮しながら検討をしてまいります。

②介護施設に入所されて、低所得者の補助金の見直しは考えられないか伺いたいということでございます。

低所得者の介護施設入所者に対する負担軽減対策としては、ことしから認知症対応型グループホームの負担軽減を行っているところであります。少ない年金収入で、特別養護老人ホームなどに入所されている場合もありますので、グループホームも含めて総合的に検討する必要があると思っております。

以上で終わります。

○16番（久長登良男議員）

今、市長のほうから答弁をいただいたわけですが、その中で、まず1番目についてから順次質問をしていきますので、明快な答弁をしていただきたいと思います。

まず最初に、1番目の副市長の1人体制は考えられないかということの質問の中で、今の事業を推進する中では、曾於市のクリーンセンターあるいはいろんな問題等を抱えているから、2人体制でいきたいという答弁のようでしたが、鹿児島県19市20町4村の43自治体の中での、副市長2人体制は何自治体あるか調べていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

今、この手元には資料がありませんが、担当課でわかっていたら報告させます。

○総務課長（大窪章義）

鹿児島、指宿、薩摩川内、霧島だというふうに確認しております。

○16番（久長登良男議員）

私も、こういう一般質問をするわけですので、全部連絡をとって調べたところ、私のほうから言いますが、鹿児島県の19市の中の10万人以上というか、そういうところの大きな市が2人体制ということでされております。鹿児島市が60万6,890人口を抱えておりますので、これも2人体制、2位の霧島市12万7,000人いますので、ここでも2人体制ですね。それから、3位は鹿屋市ですが、10万4,000人いらっしゃいますが、ここは1人、4位の薩摩川内市9万9,250人、これも2人体制、それから3位は始良ということですが、ここは1人体制、それから出水も1人、日置も1人という、ここはもう、5万人を超えております。それから、4万人以上では、奄美が4万5,600、それから9位の指宿市4万4,000、ここが2人体制ということで、鹿児島県では、4自治体が2人体制ということで大きな自治体が2人体制をとっているようでございます。あと、3万人のところは南九州市、曾於市と同じ類似団体、人口的には、そういうところが1人ということのようでございます。

曾於市が10番目、人口規模としては、ここが2人体制でいいのかなというのも考えたときに、私も先ほど言ったように、選挙戦をずっとしていく中で、市民の声としては、議員を26名からもう、8年目で20名という形に6名減っております。

先ほどありましたとおり、職員も120名減少し、そういう減少をしながら、市民の負託に応えながら日々努力されていることは、私も職員の方々の努力は買っておりますが、その中で、副市長が依然として2人必要なのかなということを問われたものですから、それに率直に答えていくためには、市長みずからの答えというものを聞いて、私も答弁しなければいけませんので、今回そのような形で2人体制が果

たして必要なかどうか、その必要性というのが、先ほど言われたその点だけで必要なのかなというの、疑問視する点があるわけですので質問をしているわけですが、再度この点について、先ほど私が申し上げました鹿児島県内の自治体の推移の中から勘案しても、それが妥当というふうに市長は思っているのか、再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

県内では、いろいろな自治体があるわけでございますけど、1人副市長体制をとっているところ、場合には1人体制をとりながら部長制をとっているところ、いろんな形があるわけでございます。

私は、副市長を2人置くというのは、3町が合併して8年目を迎えたところでございますが、多くの市民の中にまだ、この合併によるいろんな問題点を抱えて、市民の中には不安の声もあるようでございます。やはり、財部、大隅の方々が、末吉一局集中になったために、いろいろ心配をされているような状況でありますので、やはり、3町の市民の声を十分聞きながら、今後、10年後、20年後の曾於市をどのようにつくっていくかという意味では、この4年間に大きな、私は転換になると思います。

そういう意味では、クリーンセンターも約18年たちまして、これを建てかえるのか、このまま修理をしながら毎年億単位のお金をつぎ込んでやっていくのか、場合によっては広域的な参加をするのか、こういう問題を含めて、いろんな施設が老朽化をしておりますので、その財源的な裏づけ、また農業の振興のために何が必要なのかということ、再度、担当課を中心に、副市長を中心にやはり進めていく重要な時期に来ていると思いますので、2人体制ということをお願いをしたいなと思っております。

○16番（久長登良男議員）

8年たって、均衡ある発展というの望まれているというふうには聞いておりますが、その場合に2人体制であると、市長は末吉だから、今度は財部、大隅の立地条件、いろんな内容を知っている方をということになりますと、財部と大隅からの2人体制というのは考えられなかったのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

一番いいのは、私が末吉ですから、財部から1人、大隅から1人というのが理想的でございますが、人を選ぶ場合は、それなりにふさわしい人が必要でございます。残念ながら、そういうふうにはベストということで努力はいたしました、残念ながらそういうふうにはなりません。人事の提案については、18日に議員の皆様方にお示しをしたいなというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

市長の意向は、2人体制で今回は提案するという事で認識すればよろしいですね。

○市長（五位塚剛）

はい、そのとおりです。

○16番（久長登良男議員）

続きまして、2番目の問題でございますが、先ほどの答弁によりますと、県が進めている体育館は、県民の合意が得られていないということのようで答弁をされましたが、宿泊施設、いろいろな面から参加しなかったということですね。

そしたら、市長判断で、この大隅半島の首長の組織から、陳情は市長の判断でやめられたということに理解すればいいわけですか。

○市長（五位塚剛）

そのような陳情も相談ありませんし、また、具体的に県から曾於市にどうかという相談ありませんので、それには参加していないところでございます。

○16番（久長登良男議員）

大隅半島の首長が団体となって県に要望されたということで、私もテレビは見てなかったんですが、ちょうど選挙期間中ということで回ってみますと、市民の方々から曾於市だけが参加されていないということで、市長みずからがそれに参加されなかったのか、その大隅半島の首長から曾於市は外したのか、どっちかなということで聞かれたものですから、その真意はどっちだったのか、自分でそこに参加されなかったのか、あるいはそっちの団体の、大隅半島の首長から、もう曾於市の市長はもうそれに、陳情には呼ばないがという、どっちだったのかお伺いしたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

この問題については、先ほども答弁いたしましたように、大隅半島の市町村からも要請はありませんし、また自分からも断ったあれもないし、また、曾於市に持ってくるということも、全く議論をしておりませんので参加しておりません。

○16番（久長登良男議員）

そしたら、今、聞いてみますと、曾於市は村八分みたいな感じで、大隅半島の首長からはされたというふうに理解してもよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

村八分かどうかわかりませんが、県のですよ、県の施設をつくるのに、県がはっきりした姿勢を、方針を持たないのに、それをどうこうという議論はできないと思います。やはり、県がどういうふうな体育館施設をつくるかということに対して、

県民を交えた議論をせずに、財政的な裏づけを示さずに、今回のような提案をされるから県民の中から大きな批判があったのではないのでしょうか。それが根本だと思います。

○16番（久長登良男議員）

大隅半島はそういうことではありますが、霧島市、それから始良市、いろんなところが誘致合戦をされたというふうに聞いておりますが、これは県のことから、地域にそういう施設を誘致するということによって、そこの地域が潤ってくるんじゃないかというふうに市民の方々は思っているし、そういう声があったものだから、そういうところにはやっぱり参加して、大隅半島の、近くにそういう施設を誘致していく運動は進めたほうがいいんじゃないかというふうに言われたものだから、私は直接、市長の判断を聞かんと、あやふやなことでは答弁ができませんので。そういう形で、ほかの地域もやっぱりそういう、首長が参加をしながら誘致合戦を進めているというふうに伺っておりますから、曾於市もそういうふうに参加していただいて、誘致には参加するべきではなかったのかなというふうに、そういう要望等がたくさんありましたので、お伺いしているところであります。

ほかのところはもうそれとして、今後も、そういういろんな要望等には大隅半島の広域の中では参加しないというふうに思っているのか、その都度、その都度対応していくというふうに理解するのかお伺いしておきます。

○市長（五位塚剛）

このような、特に総合的な体育館、スポーツ施設というのは、県民のための施設であれば、やはり地理的な条件を県が示すべきだと思います。それは、鹿児島県は薩摩半島と大隅半島に分かれます。場合によっては、出水、薩摩川内市、向こうから参加しなきゃなりませんので、やはり鹿児島県民が総合的に利用できるのは、どこが一番利便性がいいかということと、宿泊等の施設、また施設の土地の問題も含めて、やはりその基本的な考えが示されていないわけですので、私がどうこう言う問題ではありません。

また、今後、大隅半島の市町村のいろんな要望活動について参加しないのかということですが、基本的には曾於市民にとって必要ないろんな運動は進めて、積極的に参加したいと思います。この間も、国に対しての陳情、要望についても、一緒に参加しておりますし、鹿児島全体の市町村としても、必要なものは堂々と積極的に参加したいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

体育館の問題につきましては、宿泊施設とかいろいろそういうアクセス道路、そういうもの等が言われましたが、誘致してしまえば、それに付随して県が道路を入

れたり、あるいは、人口等がそこに、いろんな大会等があれば収容する施設等も自然とできてくるんじゃないかなというふうに思います。というのは、そういう誘致して、おかげでそのまちがまた形態が変わってくるというものもありますので、まずそういういろんなことを整備してから、整えてから誘致ということも一方ではあるかと思いますが、一方ではそういう施設が来ることによって、その地域が潤ってくるんじゃないかなという反面もあるんじゃないかというふうに思いますので、その見解がまた大分違いますが、私はそういうふうに思うところであります。

再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

この、体育館建設の問題は、伊藤知事が上海に職員を県費で1,000万出すという、この問題から発生をいたしまして、大変な批判を受けました。その後、鹿児島市のドルフィンポートのところに今のある施設を壊して、そこに体育館をつくるという計画を発表いたしました。鹿児島市は、それを支援をするということでございましたが、これが事実上頓挫する状況になりまして、今、そのような問題が地方につくという話が出ておりますけど、まさに県民の税金をどのように活用するかということについての、県の中での議論が非常に不足していると思っております。

そういう意味で、手を挙げればつくれる問題ではありませんし、その県の内容も全く私たち市にも要請も資料もありませんので、残念ながらその議論に参加する状況ではありません。

○16番（久長登良男議員）

体育館施設は、県の事業ですから、ここで市長とどうこうということを議論しても始まりませんので、これでやめますが。

続きまして財部町の街の活性化でございます。この問題につきましては、私が3月の一般質問の中でも、取り上げて質問をしたわけですが、市長は7月に当選され、今、職務を遂行されておりますが、その間、私が3月に一般質問した内容等を今度、通告しましたので、目を通されたのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

当然ながら、議員の皆さんたちが市長に対して質問されるわけですので、目を通して、関係の担当課と協議いたしました。

○16番（久長登良男議員）

3月の中で、池田市長も、今、五位塚市長が答弁された内容等を、同じようなことを答弁されております。そういうことでされておりますが、この中で一步でも、その地域の状況というのを認識されていることは、ここに議会で答弁された内容でわかっております。あと、各課にこういう事業を取り入れた場合に、地域の方々の

理解が得られなければ進まないということに、もうわかっておりますので、地域の何かそういう、一步踏み出した行動というか、そういうことをアクションを起こされたのかどうかですね、指示されたのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回、久長議員から通告がありまして、それからこの間に地域住民に集まっていたいて協議したことはありません。しかし、これは、財部町の街づくりを進めていく上でも非常に大事な問題提起でございますので、今後十分、財政的な問題、また特に、あの近辺も高齢化されてる方が非常に多いですので、その人たちが家を移転してまで新しい区画整理を望むのか、そのことも十分お聞きしながら、しかしどうしたら財部の街づくりができるかということ、検討は積極的にしたいなと思っております。

○16番（久長登良男議員）

あそこの地域の方々に、地主さんとかそういう方々に、まず、どうされますかということ、交渉しないと前に進まんと思えます。まず、いろいろ頭の中で幾ら考えちよつても、その地主さんに話をすることによって、私は市が買収されるのであれば、もう売りますよとか、空き家だからもう誰も帰ってこないから処分をしますよとか、いろいろそういう話が、いや私の場合はここにまた住みたいから、古くなっているけどそういう区画整理でもされるとまた建てかえをすること、いろいろな話が出てくるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういうのを進めないと、前に進まない。いつまでも考えておつては、全然進行しないんじゃないかなというふうに思うところでもあります。前の答弁の中にも、25年度から見直しに係る準備等に入り、手をつけるようになっておりますので、その中で検討してまいりたいということで、都市計画については25年度から見直しをするということで、ことしの25年度ですから、ことしのうちに見直しをするようになっているわけですので、そういう形を踏まえて地域住民に見直しをするって、絵に描いたばかりでは、これはいけませんので、地域住民のことを話を聞いて見直しをして進まなければいけないと思っておりますので、その内容等を十分、地域の人たちに発信しなければいけないと思えますが、今後、市長はそういう取り組みを強い意思を持って、取り組む意思があるかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市政のあり方というのは、やはり住民の声を大事にするというのが、基本だと思っております。特にこういう事業は、財産の問題が非常に大きいものであります。また、国の補助事業を持ってきても、市の財源も相当必要になります。同時に、区画整理の場合は減歩が発生いたしますので、下手したら30%近い土地の減歩が出て

きたり、また事業に対して清算金が発生いたしますので、そういうことができるのかという非常に大きな問題もあります。都市計画事業で行った場合に道路をつくるということはできますけど、当然、それに対して建物を移動しなきゃならないという問題も出てきますので、どの事業が財部のこの地域に合った事業なのかというのを含めて、少なくとも25年度中には1回、地域住民の声を聞いて検討したいなと思います。

○16番（久長登良男議員）

合併して8年経過する中で、末吉は大体街というのはわかっております。店があって潤いが若干あります。大隅も八合原のところは街という形になっております。財部というのは、県道2号線から小学校の県道2号線沿いが昔は街という形になっておりましたが、今、店屋を営んでいらっしゃる方は五、六軒かなあというふうに思うところであります。

そういうことで、空港は宮崎空港も鹿児島空港も非常に1時間内外で行ける財部の街に位置しているわけですが、車通りが多い中で財部の街はどこやろかいという形で、非常にそういうことも言われます。駅はちゃんとした立派な日豊本線の中に財部駅もあるわけですので、非常に交通便はいいところにありながら、街のその形態をなしていないという実態でありますので、あそこを若干、改善していきますと街らしくなってくるんじゃないかなというふうに思うところであります。

そういうところで街というのは、人間で例えると、顔に位置するんじゃないかなというふうに私は思っております。そういうことで、通る人たちが町並みがきれいであるとちょっと寄ってみろかいという形になります。寄ってみろかいということになって、また行ってみろかいということをするように仕向けるのがその町の活性化にもつながるし、次は住んでみようかという形になりますと、そういう相乗効果というのが生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので、この区画整理をどうしてもやり遂げていただくように要望しながら、この問題は終わらせていただきたいと思えます。

何か、答弁があれば出して、ないですか。そしたら次に入ります。

3番目です。人口対策でございますが、人口対策につきましては、これは12月の4日の初議会のときに、市長が人口の問題と農業問題を2つの問題を言われて、挨拶の中で述べられたのを記憶しておるところであります。今回はあんまり長くなるといけませんので、人口対策だけを掲げておりますが、人口対策につきましては、一番最初に答弁されたように年々少なくなっております。というのは、高齢化が進んでくるとそれだけ亡くなられて人口減少です。そうしますと、高校卒業されますと、また都会のほうへ行かれるということで、そういう亡くなる人口と出て行く人

口のほうが多いということで、生まれる人口が少ないということで、自然的に減少しているのが曾於市の実態ではないかなというふうに思うところであります。

これを、どのように減少を最小限食いとめていくのかというのを伺いたわけですが、その中で、かねがね市長がそういう減少をここに述べられました。再度どのようにすれば最小限食いとめて、人口の創出につながっていくかというのを伺いたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

人口をふやす対策というのは、どこの自治体も苦勞している問題でございます。しかし、私たちのこの地域の近くで三股町がありますけど、三股町は人口は減少はせずふえているわけでございます。その理由は何かといいますと、都城市との関係で三股町が都城市に勤める人たちのベッドタウンになっております。同時に、若い人たちが、都城に家をつくるより三股のほうにつくったほうが非常に土地も安いし、暮らしやすいという話をお聞きいたします。そういう意味で言ったら、曾於市は都城市の隣の市でありますので、条件的にはできないことはないと思っております。

そういう意味で自然動態からいたしましたら、生まれる人数より亡くなられる方が現実多いわけですので、手を打たなかったら毎年のように人口が500人前後ずつ減ってまいります。ですから、私はこの曾於市に若い人たちが、人口をふやすための政策として、まず働く場所、雇用の場をつくるということ。そして、結婚して子供が生まれつくりやすいような環境をつくるということ。それには、保育園の提言、支援等また高校を卒業するまで、曾於市は医療費は無料で非常にありがたいんだという、こういう問題。あと学童保育、学童保育も曾於市は相当進んでおります。これをさらにもうちょっと充実をさして、支援を強化して曾於市全体が子育てしやすいまちづくりという意味で、もっとこまめな施策をしながら、農業の新規参入も含めて取り組みを進めて、人口をせめて減少しないような対策を進めていきたいなというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

今、三股町を例に挙げられましたが、財部の県境のところ。ここも非常に都城からの人たちの住宅の関係でつくっていらっしゃる方もありますが、そういうことで、宅地分譲あるいは活性化住宅は本校区にあんまりそぐわないかと思いますが、宅地分譲等があれば、曾於市でまた、そういう考えていただければ、県境のあたりは山とかそういう原野なんかをしていくと、都城のほうからの編入というか、転入者が来るんじゃないかなということもあります。

それと農業問題も言われましたが、農業も地方に行くと非常にイノシシとか猿と

かあるいは鹿そういうもので、農業をしにくくなっているというのも実態であります。そういうことを踏まえながら、対策というのがまた考えられるんじゃないかなというふうに思うところでございますが、具体的に何をどういうふうにするというのがあれば、お聞かせしていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

一昨年からでしたか、企画のほうで国の事業をとりながら、曾於市内の空き家対策調査をいたしました。相当な住宅の空き家があります。やはり、これは曾於市としては、曾於市の財産ですので、この空き家を有効活用する必要があると思っております。ただし、これは本人の私有地の財産でありますので、その家族の方々とよく相談をして、借家として提供できるもの、もう売却してもいいという方々のそのあたりを地元の不動産業者とタイアップして、そこに行政が入って全国にこの曾於市の空き家に居住ができるような支援をして、人口をふやしていただく、そして同時に新規で農業をされたいという方々に対しても、市が独自支援をしたいなと思っております。

例えば、畜産農家の畜舎があいているところがいっぱいあります。お金をかけないでそういう方々の建物を借りていただいて、それによそからの新規で農業をやりたいという方々に提供して、地元の生産の指導をしながら若者に畜産を振興してもらおう、そういう意味でのいろんな手だてがありますので、これは担当課やらまた市民の皆さんたちの御意見を聞きながらやりたいと思っております。

それと先ほど出ました宅地分譲事業については、前市長にも財部が済んだ後は、柳迫地区にぜひ、してほしいというお願いをしておりましたら、それが財部が終わりましたので、次期は柳迫地区が一番条件がいいですので、まずそこから始めて、また必要なところについては、随時、宅地分譲も進めていきたいなというふうに思っています。

○16番（久長登良男議員）

次に、企業誘致と既存の問題とちょっと人口増とも関係があるものですから、ここに書いたところでございますが、農業を言われましたが、農業の中で加工する施設、企業そういうものも一次加工ぐらいはせん、もう青果とかあるいは、そういうとれたものを、市場という形でもなかなか価格が安定しないというのもありますので、安定した価格があって、農家が潤いが出てくるというのもあるんじゃないかというふうに思っていますので、その企業誘致を絡めた農産物のそういう企業等の誘致というのの考え方ですね。そういう農畜産物からのという加工は考えていらっしゃるのか、いろいろアイデアを持ってらっしゃいますのでお伺いします。

○市長（五位塚剛）

私も、この曾於市を發展させるためには、その基盤は農業振興だというふうに思っております。曾於市内にとれる農作物は数多くありますので、その農作物を付加価値を高めた加工所建設というのは大きな課題だと思っております。そのために、できるならば、今、深川の給食センターの跡地が今閉鎖しておりますので、ここには一定の器具もそろっておりますので、できましたら加工される方々をグループをつくって、ここで一定の加工品をつくっていただいて、また農作物の作付から研究をしたいなと思っております。

同時に、それがまた拡大をしてこの曾於市に全国からここの農作物を生かす加工の会社が誘致できたら、それも推進したいなと思っております。それができなかった場合には、JAさんとなんかも含めて市も支援しながら、加工組合の大きな立地というのも一つの手だろうというふうに思っております。

それと、内村の工業団地には横山食品さんがいらっしゃいますが、非常に好評でありまして、また、地元のカンショを利用した規模拡大をしたいということでございますので、市としても企業が工場を増築したいという要望がありますので、それら等も含めて支援をして、地元の雇用を推進を支援をしたいなと思っております。

○16番（久長登良男議員）

今、農産物のいろいろな取り組み等を聞いたわけですが、私はこの前、大川原の悠久の森がありました。あそこに悠久の森の前の日にも行って見たところ、鹿児島市から若い女の人たちが四、五人で来て、ずうっとあそこを散策をされながら見ていらっしゃいました。それから悠久の森の日も行って、2,000人ぐらい参加があり、また後日もずうっと行きますと、バスが二、三台とまって、大型バスが悠久の森まで行きよったですが、年な人たちが、年金をもらうお金持ちの人たちであろうなと思って、見ておったわけですが、そこでせっかく財部の悠久の森を散策されるのに、何か曾於市でできたそういう加工品とか、土産品をここでいつときでもあそこに売れば、販売すれば、これはみんな買って、帰いやつとになあという自分なりに思っていたところでございますが、そういう形を考えたときに、ぜひ、そういう加工を、曾於市でできたものを曾於市で加工し、それを販売するというのが一番いいのではないかなという。

新聞紙上を見ても、いろんなところでそういう取り組みをされ、成功されて大きくなっている、そういう第三セクターというか、企業を女の主婦の方々がつくって成功された事例もたくさんあるようですから、そういうものの発掘というか、そういうものを進めていったならばどうかなあというふうに思うところで、このような通告もしておったわけですが、再度そのような取り組みというか、そういう決意があればお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

今、財部高校の子供たちが独自にユズを使って、かるかんをつくりました。また、紫唐芋を使ったかるかんをつくりました。非常に立派な商品を財部の道の駅とタイアップしてつくっていただきましたけど、曾於市にはそういう子供たちを含めて、できる人たちがいっぱいいらっしゃいます。そういう方々の知恵を生かしながら、今言われたように特産品を開発して、本当に同じ市に3つの道の駅があるというのは、非常に珍しいところでありますので、各3つの道の駅が本当にいい意味で競い合って、曾於市の特産品の販売を含めてPRできるようになればいいなと思っておりますので、それについては最大限の支援をしたいと思っております。

○16番（久長登良男議員）

最大限の努力をされることを大いに期待しまして、4番目の福祉対策について伺います。

まず、1番目の年金で入所する施設につきましては、これはことしの4月当初予算にグループホームに対する補助という形で1,512万円計上され、1日600円の30日、70名の1,512万が計上されておりますが、非常に喜ばれていると思うわけですが、この内容等がまだ浸透してないのではないかなというふうに思うところがあります。

こういうのもPRというか、こういうのもしておりますよというのをぜひPRをしながら、進めていただきたいというふうに思っておりますが、この中でグループホームの施設が11ある中でずっと対象が書いてあります。それと小規模多機能という形ではありますが、このほかに個人的に家を改造して、そこで入っている人たちもいらっしゃるわけです。そこには対象になっていないということでもあります。そういうのを踏まえたときに、そういうのも対象にならないのかなというふうに思うところではありますが、このグループホームと小規模老人多機能のやつだけが対象ということですが、個人的にされているものは何か規制があるのかなと思って、財部にも何か所かあるみたいですが、その内容等をちょっとお聞かせしていただきたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

グループホームについての支援は、もう皆さんも御存じのように鹿児島県でも初めてこういう支援を始めました。非常にこれはいい支援だと思っております。それで支援者については、市としてももうつかんでおりますので、施設と連携取り合って支援は十分できているというふうに思っております。

また、個人の介護施設といいますか、それについての支援というのは全く私もつかんでおりませんでしたので、もし担当課がつかんでおったら答弁させたいと思

ます。

○保健課長（大休寺拓夫）

グループホームに対する支援でございますが、これは先ほど議員がおっしゃられました小規模多機能については、対象にはなっておりません。グループホームの入所者に対して、年金80万円以下の非課税の方についてのみでありますので、今、市長が申されました担当課のほうでは、このグループホームの担当者会というのがありますので、その中で説明をして全入所者にはわかっていただいております。

ただ、広報等で一般市民に向けてのこういうものやっていますよというもの自体ちょっと不足しておりましたので、もっと広報等していきたいと思います。今、一般住宅とか高齢者住宅なんかもあるわけですが、それらについては、今回これは以前からしたかったんですけども、国庫補助がついておりませんでしたので、大変な金額になりますから、それが保険料21%で済みますので、その国庫補助に乗ったということで始めたところでもあります。

ですので、もしそういう補助事業等がつけば、そういったのも検討していきたいと思っております。

○16番（久長登良男議員）

今、通告4番目が1と2とか一緒に質問をしますので、そういうふうに御理解をしていただきたいと思います。なぜこういうことを言ったかと申し上げますと、今、課長が言ったように、こういうのもあるんだということを市民の方々は知らないのではないかなと。その中で、市長選挙のときに年金で入所できる施設の開設ということでありましたので、回ってみますと、もういつごろこういう施設ができたのか、もうあたいげも入れないかたっどんなあと、というようなことを言われましたので、その中でそういうホテルみたいな施設ではなくて、そういう家を改造したような金額の安い施設があれば、そこで見てもらえばいいんだけどという要望等がたくさんありましたので、その中で市長のマニフェストの中に年金で入られる施設というのを言われますので、いや施設に入るとこういうのもあるんですよということでは、申し上げておったところでもあります。

そういうことで、年金で入れる施設というのが、これが、めどとしていつごろ、どういう形で開設されるのか、どういう形でまた市がするのか、あるいは業者の方が年金で入る施設を市のほうでバックアップしていくのか、その考え方だけをお伺いしておきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

この問題は、市長選挙の中での私のマニフェストの一つでございました。それは、やはり市民のお年寄りの方々の要望として、自分の将来を考えた場合に、孤独死と

というのが非常に多い状況でありますので、できたら自分の年金でも入って、周りの方々と一緒に楽しく老後を暮らしたい、場合によっては、野菜畑がそういうところであれば野菜をつくったりとか、カラオケをしたりとか、いろんな楽しみをしながら自分の人生を全うしたいという声が相当ありましたので、このことを政策の一つに掲げました。

ただ、現実的に市が年金で入れるような老人ホームができるかという点、これは非常にハードルが高いです。ですから、今、市内の中にも民間の方々が相当グループホーム含めてつくっておりますので、そういう方々と市が支援しながらできるものか、また、そういう民間の方が独自で経営される場所いっぱいありますので、そこが年金でも入れるような老人ホームというか、そういうのをしたいという方もいらっしゃいますので、そういう方々と十分検討しながら、また財政的な裏づけを含めて十分検討してしかなるべきときに、また皆さんたちと相談をしたいなと思います。

○16番（久長登良男議員）

年金で入れる、年金もピンからキリまでであると思います。月に30万もらう人もおれば3万しかもらわない人もいるし、幾らを基準として考えていらっしゃるのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今言われましたように、年金収入の方も場合によっては10万以上もらっている方もおられます。国民年金の場合は2カ月に1遍、五、六万しかもらえない方もいらっしゃいます。そういう意味では、できたらやっぱり低所得者の方々が安心して入れるようなことも検討しながらしたいと思いますが、今、先ほど言っていましたように、財源的な問題とか、またほかの施設と競合はしないのか、また民間の方が手を挙げられている方々があれば、そういう支援も含めて総合的に検討して皆さんたちに示したいなと思っております。

○16番（久長登良男議員）

先ほど、言われましたグループホーム、そういう施設に入って野菜を植えたり、一緒に過ごしたいというそういう要望もあるかもしれませんが、深刻な事態として、回ってみますと、認知症です。若い人が認知症にかかった場合には、もう大変だということと言われました。というのは、元気でありますので、若いうちに認知症にかかりますと、今度は徘徊するわけです。どこに行くかわからん、24時間見ちゃかんないかんという。夜に出て行ったり、そういう人たちの悩みというのもあります。

そういうものを見たときに、そういう人たちを早く、施設とかそういうものに入れたいという要望等があります。そういうときに、年金で入れる施設であれば、豪華な施設でなくてもいいんですけどこのことを言われるわけですので、そこを十分考

えながらしていかないといけないのではないかなと、私も思うとこでした。というのは、元気なときに野菜をつくれたり何なりするときには、近所隣で自分のうちで庭があれば、近所隣と仲よくすれば結構できると思います。

というのは、今、社協のほうでも進めておるサロンとか、いろんな形があります。そういうのをしますと、みんなにこにこしながら来ていただいて、話をしながら食事をし、そして帰るという。また、次はいつだろうかというのも当てにしながら過ごされますので、そういう元気で自分がことをしがいない間は、自分のところが一番いいということを皆言われます。そういうことができなくなったときの施設というのが、一番大事ではないかなというふうに、深刻になっているのは、そこだというふうに私は思っております。その対応というのを十分考えてあげるのが市の役目であろうというふうに思うところでしたので、私にも強くそういう回っていく中で言われました。

そういうのを考えたときに、いつでくったろかいなというのもありましたので、今回、通告をしながらマニフェストに載っておりますので、お伺いしているところではありますが、そういうことを踏まえて先ほど申し上げました補助を見直しというのは、600円じゃなくてこれを700円にして、100円上げることによって、またその人が大分楽になるんじゃないかなというのがあるわけです。100円あるいは200円アップというのを、この場合は国、県の補助もあるようですから、こういう補助があれば、それだけ上げて自主財源というのが少なく済むんじゃないかなというふうに、こういう制度に乗っかけた補助というのであれば、私なんかは歓迎するわけですが、自主財源ばかりの持ち出しでありますと、大変という形になります。

そういう形でこのような国、県の国庫補助があるものについては、どしどし検討し、こういう施設があれば、そういうものにも補助をしていくというふうに考えていらっしゃるかどうか。再度お伺いしておきます。

○市長（五位塚剛）

グループホームへの支援というのは、鹿児島県で初めて曾於市が始めました。やはりこれをするに当たって、担当職員がそれなりの勉強をして補助事業として引っ張ってきたわけですから、やはり職員がこの財政的にどうしたらいい事業を取り入れることができるかということ、大いにまた勉強していただいて進める必要があると思っております。今言われた100円ふやすという問題も総合的な事業との関連がありますので、今即答はできませんけど、まだ認知が入ってしまって帰れないという方々のためにも、手だてが必要だと思っております。

そういう意味では、地域アドバイザー、また民生委員の方々がいろんな形で協力をしていただいて、やはり市と連携を取り合って一人でも多く市民の命、暮らしを

守る手だては、行政として責任を持って進めていきたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

福祉というのは、今、高齢化社会ですから非常に大事になろうというふうに思っております。こういうことで、曾於市に生まれ育って曾於市で最期をいい一生を過ぎたなあという政策を進められることを大いに期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時39分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

大きくは3項目について質問をいたします。

明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、三州カントリーの閉鎖と本市の対応についてを質問いたします。

11月の初め、三州カントリーの突然の閉鎖を聞き、寝耳に水とはまさにこのことであり、大変驚かされた次第であります。

三州カントリーは、昭和60年の開場以来、曾於市の名物コースとして県内外より利用者も多く、南九州でもよく整備された唯一の本コースとして親しまれてまいりました。最近では、各ホールごとの手入れも行き届き、曾於市にゴルフ大会やプロを招いてのオープントーナメント、市民とのふれあい三州祭りや各種コンペの開催等、積極的にイベントが開催されております。経営努力と同時に、集客等にも最善の努力をされ、年間には4万人の来場者があり、県内のゴルフ場の中でもトップクラスにあり、来場者数あわせて経営内容も大変よいというふうに聞いておりました。

そのような矢先、突然の閉鎖で耳を疑ったところです。また、会員に対しましても詳しい閉鎖の理由もなく、一方的に預託金と年会費を返還するとのことであり、経営者、オーナーに対し憤りさえ感じるところであります。

そこで、質問の第1点であります。突然の閉鎖に至った理由は何なのか。

2点目の質問であります。閉鎖を知ったのはいつで、当局はどのような対応をされたのか答弁を求めたいと存じます。

3点目の質問であります、65名の従業員の解雇と今後の対応についてお聞きしたいと存じます。

最後に、市長が11月28日に上京されまして、オーナーの石原社長と面会したとのことですが、存続についてどのような話し合いがなされたのか、話された内容について具体的にお聞きしたいと存じます。

次に、ペット専用の焼却施設について質問をいたします。

最近、愛玩動物、ペットを飼われている家庭がふえており、家庭によっては家族の一員として飼われ、室内で育てられているケースも多くなっております。また、独居老人やお年寄りの話し相手として心のケア、癒やしのよりどころとしてペットを飼われている家庭もふえていると聞きます。

しかしながら、反面、ペットが死亡した場合の処分に困惑されている家庭も多いと聞きます。今まで家族同様、一緒に生活したペットであり粗末にできない。かといって、民間の火葬業者に頼むと高くつくとのことであり、何とか市で焼却してほしい。そのためのペット専用の焼却施設をつくってほしいとの要望も多く聞いたところでもあります。

家庭内に敷地、裏山でもあれば埋葬することも可能であります、最近の家庭は砂利敷きだったり、セメント敷きであったりしてペットを埋葬する場所等もなく、大変苦慮しているとのことでもあります。特に、お年寄りの方からのペット専用の焼却施設の必要性について強く要望をお聞きしたところでもあります。

そこで、質問の第1点であります、犬・猫・ペット専用の焼却施設を設置してほしいとの市民の声を多く聞いておりますが、見解を求めたいと存じます。

次に、ペットの死体処理についての問い合わせは、市民課が担当になるかと思えますけど、何件ぐらいあるのかお聞きしたいと存じます。

最後に、路上で死亡した犬・猫を含めた動物の処理は、どのようにされているのかお聞きいたします。

最後に、今回の市議選における市長の選挙姿勢についてお聞きいたします。

今回の市議選は定数20名と、2名削減の中で大変厳しい選挙戦であったと思っております。ここにいらっしゃる議員の方々も、私同様厳しさを実感されながら選挙戦を戦われたものと思っております。

選挙期間中、多くの市民の皆様から対話を通じて市に対する御意見や御要望等聞くことができました。そうした市民の皆様の声を実感に受けとめ、今後の議員活動に生かしていきたいというふうに考えておるところであります。

今回の市議選、市長も関与され実感されていることと思っておりますが、今回の厳しい市議選をどのように受けとめられたかまずお聞きしたいと存じます。

10月初めぐらいだったと記憶いたしておりますが、諏訪方面、棚木、胡摩、入佐の数名の有権者の方から私のところへ連絡をいただきました。内容を申し上げますと、五位塚市長が特定の候補者を連れて、随行して選挙運動しているが、それでいいのかといった内容の電話でありました。まさか、「見間違いじゃあないですか」と聞き直しましたが、その有権者の方の話では「間違いはない」との返事でありました。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、市長は特定の候補者を当選させる目的で、選挙応援と一緒に随行して回ったそうではありますが、それは事実であるか、はっきり答弁いただきまして私の壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

海野議員の質問に対して答弁をしたいと思います。

まず最初、三州カントリーの閉鎖と本市の対応についてということの中で、①突如の閉鎖に至った理由は何かということですが、この間石原代表と会いまして、総合的に判断しますと、メガソーラーの事業の展開を視野に置かれた閉鎖だと伺っております。

第2、閉鎖を知ったのはいつで、当局はどのような対応をしたのかということですが、10月28日、三州カントリークラブの理事会において閉鎖の説明が会社側からあり、その後、理事会においてゴルフ場を「守る会」が設置されたと聞いております。

私に閉鎖の情報が入ったのは、10月末日だと記憶しております。

11月5日に三州カントリークラブの「守る会」の方においでいただき、対応等について協議をいたし、存続に向けた要望をしていたことが決定され、曾於市内外のゴルフ愛好者、役所関係者等を対象に署名活動を実施いたしました。それで、5,200名の署名が集まりました。

その間、三州カントリークラブの顧問弁護士と面会の日程調整を行い、11月の28日に東京に行きまして、三州カントリークラブのオーナーであります石原理事長と面会し、存続の要望をお伝えしたところでございます。

3、従業員の解雇と今後の対応についてということですが、従業員の方々は11月末日、30日をもって解雇されたと聞いております。社員数は、正社員33名、臨時社員20名の合計53名、シルバー人材センターからの派遣がありますので、約65名から70名だと思っております。

現状といたしましては、三州カントリークラブの存続をお願いしている状況ですので、これからの対応かと思っております。

次に、市長は11月28日に上京し石原社長と面会したとのことであるが、具体的な

内容について示せということでございますが、面会時の内容は、まず初めに存続の署名及び曾於市・県知事・守る会、3者による存続要請書を石原社長へ提出し、閉鎖した場合の曾於市への影響等を説明いたしました。石原社長からは、三州カントリークラブを取得をした経過、その後の経営状況等を説明され、太陽光発電メガソーラーに切りかえる手続を進めていることと、それと、11月末日をもって閉鎖することを明かされました。

そこで、存続に向けた方法を検討をするため12月いっぱい時間をいただけるようお願いをし、了解を得て現在に至っているところでございます。

2のペット専用の焼却施設についてということで、①犬・猫・ペットの専用焼却施設を望む声があるということでございますが、イの中で、ペットの死体の処理についての問い合わせは何件ぐらいあるのかということで、今年度は3支所合わせて9件の問い合わせがありました。昨年度は約20件ほどありました。内容については、今までかわいがっていた犬または猫が死んでしまったが、どう処理したらよいかといった内容が主なものでございました。

ロは、道路で死体となった動物等はどのように処理されているのかということでございますが、道路上の動物の死骸につきましては、市道につきましては建設課及び建設水道課、農道につきましては耕地課及び産業振興課で対応しておりますが、死骸等について連絡があった場合は、職員が出向き回収し、クリーンセンターでの焼却といった方法で処理をいたしております。

国道や県道の場合は、それぞれの道路管理者に連絡しておりますが、同じような処置がなされているというようなことでございます。

3、今回の市議選における市長の選挙姿勢についてということで、①市長は今回の市議選をどのように受けとめたのかということでございます。

今回の市議選挙は、御質問がありましたように定数が22名から2名減になりました。立候補された皆さんは、一票一票を争う大変厳しい選挙であったと理解しております。

また、7月の市長選挙後でもあり、フラワーパーク建設等の問題、また副市長人事の問題もあり、全体として市民の関心が高かったというふうに思っているところでございます。

②市長は、特定の候補者を当選させる目的で一緒に随行して回ったそうであるが、それは事実かということでございますが、私は、市長選挙に立候補するに当たり、私の後継者は財部出身の宮迫勝氏であることを発表しておりました。私が市長に当選をしたため、私が今まで行ってきておりました農家の軽油免税の手続、また、赤旗日曜版の配達、集金の引き継ぎのため、私の支援者でありまた後援会の方々の中

心に、その仕事の引き継ぎの挨拶を、「来ました」ということで訪問をしたところ
でございます。

以上で、終わりたいと思います。

○15番（海野隆平議員）

まず、三州カントリーの閉鎖と本市の対応についてということで質問をさせていただきます。

11月23日の南日本新聞によりますと、ゴルフ人口の減少と昨今の不況により毎年
数千万の赤字の経営を余儀なくされているというふうに書いてありました。

私自身、三州の関係者と経営状態について話をする機会も多くありましたが、確
かに不景気下にあるが、たゆまぬ経営努力により他のゴルフ場からすると、利用者
も多く経営状態はいいというふうに聞いておったところであります。

そこで、再度お聞きしますが、その経営状態、三州の、実際はどうであったの
か、市長もある程度聞いてらっしゃると思いますので、御答弁いただきたいと存じ
ます。

○市長（五位塚剛）

会社の経営の状況については、当然ながら税務署に決算書が出されております。
その内容を見る限り、非常に、6年前から経営を引き継いで管理費がかかって、こ
の石原さんみずからがその赤字の補填をしながらしてきたということの説明であり
ましたが、会計上は赤字の状況になっておりました。

○15番（海野隆平議員）

会計上は赤字の状況であったというようなことでありますけど、ゴルフ利用税、
それから固定資産税、従業員の所得税と、年間どのぐらいの税収があったのか、ま
あ、全協である程度話もありましたけど、特にゴルフ利用税の過去5年間の推移、
これについては財政課のほうで一応把握されてるというふうを考えておりますけど、
一応、状況についてちょっと教えてください。

○市長（五位塚剛）

単純に報告いたしますが、年間4万人の方々在三州は利用されております。ゴル
フ利用税が、毎年1,500万円の利用税が今入ってきております。固定資産税は、全
ての面積に対して建物ゴルフ場としてその税金が約1,000万円入ってきております。
合計で2,500万円です。あと、70名近い従業員、シルバーの方々の市に対するあら
ゆる税金等が500万円と考えた場合に、全体としては3,000万円の影響額があると思
っておりますけど、過去5年間のゴルフ利用税については、財政課のほうでこの
5年間を述べたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

それでは、お答えいたします。

5年間ということですが……。

○15番（海野隆平議員）

3年間ぐらいでいいよ、3年でいい。

○財政課長（池之上幸夫）

そうですか。22年度が1,661万1,000円、23年度1,534万2,000円、24年度1,526万2,000円でございます。

○15番（海野隆平議員）

ゴルフ利用税が大体1,500万程度入ってきてたんだなあというふうに思うとこでありますけど、三州カントリーがもし閉鎖となった場合、約、今説明があったとおり3,000万という、3,000万円ですよ、全て入れて。税収がなくなるわけでありまして、その影響についてどのように感じておられるのか、市としては大きなこれは痛手だろうというふうに思うんですけど、その影響額についてどのように考えておられるのか答弁いただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市内にいろいろな企業があるわけですが、70人近い雇用の場というのは大きいほうでございます。

一つは、雇用の場がなくなるということ。仮にゴルフ場が閉鎖した場合は、メガソーラーということで計画されておりますけど、固定資産税は若干ふえるかもしれませんが、全体としての収入は大幅に減る状況でございます。

それと、三州ゴルフ場は海野議員もよく御存じのように霧島方面、鹿屋方面、特に都城方面の方々、地元の方々を含め非常に愛好者が多いところでございます。コースがすばらしいということで評価を受けております。

そういう意味で、農家の方々を含め、地元の皆さんたちを含めて三州ゴルフ場がなくなるということは、そういう財政的な面も大きいですが、私たち、青年たちが仕事の合間を見てゴルフを楽しみ、その後地元の居酒屋で食事をしていろいろ元気をつくるという意味でも、非常に地域活性化のためにも大事なことであるということ強く言われております。

それと、約3割が大体地元ですけど、残りの7割から8割は市外からの利用者でございますので、この曾於市に市外からの観光客と申しますか、そういう交流人口があるという意味では非常に大事な施設でありますので、また、先ほども議論にありました2020年の国体において、県から少年・少女の国体のゴルフの会場として内定も受けておりますので、これが存続できるとなくなるのは大きな損失になると思っておりますので、これはできたら存続をどうにかして守りたいというのが今の

状況でございます。

○15番（海野隆平議員）

市長も存続について今強い話をされたわけでありまして、固定資産税の免除と
というようなことも考えるだろうと思うんですけど、利用税は国や県との関係があり
ますので、ちょっとこう、なかなか厳しいですけど、無理ですけど、ゴルフ、固定
資産税の免除を条件にしてでも、これは存続を図るべきじゃないかなというふう
に考えますけど、その辺はどのように御検討されたんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回、突然の閉鎖が言われました。普通であるならば、この間の経営状況を見て、
施設の運営が大変だから市としても協力していただきたいよという要請があれば、
当然ながら一定期間の固定資産の免除もしながら、続けていってもらおうというこ
とも一つの案でございましたけど、残念ながらそういう相談がありませんでした。

結果的に突然のことですけど、今後存続ができるというふうになった場合には、
そういう固定資産税の一定期間の減免を含めて、存続に対して支援ができるよう
には検討の一つだというふうに考えております。

○15番（海野隆平議員）

市長が三州の閉鎖を知ったのは10月下旬であったというような答弁でありまし
たけど、当局はなぜもっと早く情報収集等、そして存続について行動を起こさな
かったのか、11月の末には上京をされてるわけですけど、特に県との関係とか、それ
から国との関係とか、当然相談に行って何らかの対策を講じなきゃいけないけど、
市は、県はどういった対応を考えているのか、国との関係、そこ辺は何か動きがな
かったようなふうに思っておりますけども、どのような対応をされたのか、県と国
には。答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この問題を知ったのは10月の末でございます。本当にびっくりしたところでござ
います。それで、私たちは市としてこのゴルフ場の実情をつかむ必要がありますの
で、市としてもそれなりの努力をいたしました。

先ほども申し上げましたように、三州ゴルフ場の理事会がありましたので、理事
会の中で発表された後に私たちも知ったわけです。ですから、その理事会の中で
どうしても存続してほしいという「守る会」ができましたので、その方々を呼んで
どうしたら守れるかということを協議いたしました。この三州ゴルフ場のオーナー
というのは大きな資産家でありまして、簡単にいく問題ではありません。

同時に、1,000名近いゴルフ会員の方々に「11月30日をもって閉鎖をいたします。
ゴルフの会員権については清算をいたします」ということを発表されておりました

ので、このことも大きな課題でありましたので、この問題をすぐに解決するのは非常に困難な状況でございましたけど、5,200名の署名と、また伊藤知事のほうもどうしても存続してほしいということで名前を出していただきまして、大隅の振興局長が代理で、私を含めて「守る会」と担当課と一緒に出向きまして、誠心誠意存続のための時間をくださいということで1カ月間だけ時間をもらってきました。

そのことで今、各団体と協議をしている最中でございます。

○15番（海野隆平議員）

伊藤知事も話をされたわけですね。それで、伊藤知事に対しましても、いわゆる三州カントリーの状況とか現在の対応については詳しく話をされましたか、話をされたのかな。答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私は、直接伊藤知事とはゴルフ場のことについてはちょっと話ができておりませんでしたけど、担当課のほうでいろいろお願いをいたしましたら、本来ならば伊藤県知事も一緒に同行してお願いをするところではございましたけど、会議の都合でできなくて、大隅の振興局長と一緒に同行して、気持ち的には知事も全く存続するという意味は同じでございます。

○15番（海野隆平議員）

従業員のことでありますけど、先ほど答弁があったとおり正社員が33名、そして臨時社員が20名と合計で53名というようなことで、ただ、シルバー人材からの関係がありますので、約65名から70名いらっしゃったというようなことでありますけど、派遣社員は別として、やはり従業員とか、臨時社員もそうですけど、やはり解雇となると大変な問題であるわけではありますけど、再就職とか、就職の相談窓口とか、そういったことも考えられると思いますけど、その点についてはどのような対応を考えているのか答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

石原さんという方は、もともとゴルフに対しては熱い思いを持っている方でございます。この間、子供たちのゴルフ振興のために1億円の寄附もされまして支援をされてる方でございます。

また、自分の傘下にある会社に100以上のゴルフ場も経営されてる方でありまして、ゴルフそのものが否定されてる方ではありません。やはり、スポーツの振興、ゴルフの愛好者でもありますので、その気持ちは十分理解できるというふうに思っております。

ですが、今回会社を倒産をさせて処分するというようなことは全く考えておられません。そのために、従業員に対しては3カ月間の給与の支払いをされまし

た。また、ゴルフの会員の方々についても100%返すということで、そういう意味では非常に誠意のある方だと理解しております。

○15番（海野隆平議員）

存続については何回ももう話をされておりますけど、先ほどの答弁では5,200名の署名が集まったというようなことでありますけど、当然その署名を持って上京されたというふうに思っておりますけど、その署名を石原オーナーが見られたときにどのような反応をされましたか。

いろいろ先ほど、ゴルフに対して熱い思いがあるというようなことも答弁があったわけですが、署名を見て「ああ、これは何とかせないかな」というようなことでもあったのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

地元の市民の皆さん、また、ゴルフ会員の皆さん、その熱い思いを、5,200名を添えて署名をお持ちいたしました。それについては真摯に受けとめていただきまして、通常は短時間で会議を打ち切るところですが、1時間半にわたる協議をしていただきまして、私たちの気持ちを十分酌んいただきました。そういう意味では、一定の気持ちは通じたいというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

12月5日でしたか、全協での説明では、存続については約6億5,000万相当の金額は必要との説明でありましたけど、会員の預託金の返還、また土地の買収等を含めると、約13億5,000万相当の額が必要ではないかなというふうに聞いておりますけど、実際はどうなのか、ここんどこちょっとはっきりと御答弁いただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、海野議員がお話があったように、ゴルフの会員権が約1,000人いらっしゃいます。平均で70万としたときは、7億円のゴルフの会員権の返還が発生いたします。しかし、この会員権については、いつ返すということは明記されておられません。当然ながら、新しく存続ができる施設団体ができれば、その引き継ぎをお願いすれば、ゴルフ会員権はそのままいいですよという方も大部分いらっしゃるというふうに聞いております。どうしても今回、清算をしたいという方については、当然ながら返還をするのが義務だと思います。6億5,000万という数字は、石原社長が取得した費用にこの間投資をしたお金が、加算された金額が6億5,000万ということで、これについては、また、上京して一定のお願いをしなきゃならないなというふうには思っております。

○15番（海野隆平議員）

6億5,000万は、石原社長がこれまで投資した金額だというふうな説明でありますけど、それについても一定のお願いをしたいというようなことでもありますけど、具体的には一定のお願いとはどういうお願いをしたいということですか、答弁求めます。

○市長（五位塚剛）

今の環境の中で三州ゴルフ場を守る方法は何かと言いますと、やはり私はこの曾於市におけるゴルフ場を守る曾於市民の熱い思いだと思います。それと、ゴルフ場を利用されている、今までの曾於市のこの三州に来られた多くの人たちの願いが一つにまとまれば私は可能だと思っております。しかし、そのためには曾於市が何らかの形で責任に入っただき、それに地元の企業が一定の出資をしていただいて、そして、会社をつくって地元の銀行に出資といいますか、融資をしていただいて、そのお金を持って交渉して、それで、新たな事業をその組織が進めていくというのが一番いい方法ではないかと思っております。それが今この短時間の中で守れる最大の方法ではないかなというふうに認識しております。

○15番（海野隆平議員）

緊急な案件でありますけど、この件につきましては、三州カントリーの存続に向けまして、当局といたしましてもいろいろな協議をしているというようなことでもあります。市としては、第三セクターをしき、等も考えているんだというような説明でもありました。銀行支援も含めて検討しているというようなことでもありますけど、それには再編計画、利用計画、そして融資計画と一連の計画が必要なんです。そうなった場合、一応先ほどの答弁では12月いっぱいというような答弁でもありましたけど、この12月いっぱいの中で果たしてできるのか、非常に私は厳しいと思うんですけど、答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

正直なところ、この問題が急に生まれて3カ月、半年間の余裕があれば十分議論を尽くしていろいろ計画ができるわけですが、残念ながら1カ月間しか時間がありませんでした。ですから、私たちは同時並行的に対策会議を開いて、資金計画、融資計画、事業計画を今策定をして、大方これに賛同する企業の方々を今募って、それが確定をすれば、当然また今度の金曜日に東京のほうに夜出向いて行って、交渉して一定の方向づけを含めて了解が得られれば、また、それを前提として議会の皆さんたちといろいろ協議して、前向きに進めていきたいという考えでございます。

○15番（海野隆平議員）

当然、先ほど答弁があったとおり、いろんな利用計画、事業計画、融資計画必要なわけですが、一定のそういったまとまった考え方を上京しなければ、た

だ行っても蹴られるだけでしょう。だから、それを考えたときには当然この計画等について、また、状況等についてまとめていかなきゃいかんわけですけど、できるんですか、果たして。そこもう本当にその上京するまでには、時間がないわけですけど、もうある程度まとまっているんですか、再度お聞きします。

○市長（五位塚剛）

本当にこの問題というのは、曾於市にとって大変な問題でありまして、ピンチでございます。しかし、今のこのピンチをチャンスに変えられる、また、いい意味での問題であります。今、5,200名の署名から、また数千名の署名が今、広がっておりますので、基本的には市民の皆さんや、またゴルフ愛好者の方々、地域を守りたいというそういう人たちが立ち上がって、この三州ゴルフ場を守ったということが実績があれば、全国に曾於市のこのような取り組みがいろんな意味でPRになって、曾於市発展につながるのではないかと考えておりますけど、時間はありませんけど、最大限の努力をして上京したいと思っております。

○15番（海野隆平議員）

三州カントリーの閉鎖は、曾於市そしてまた鹿児島県にとりましても、あらゆる分野で大きな痛手というふうに考えております。ゴルフの愛好者だけでなく、市民も三州カントリーの存続を強く望んでいるところであります。何としてでも閉鎖を阻止し、存続をしていただきたいわけではありますが、市長の決意のほどを再度お聞きいたしまして、この項の質問を終わりたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

非常に大変な課題でありますけど、議員の皆さんたちがバックアップしていただければ、これは十分市民の皆さんたちも理解を示していただけていると思っております。そういう意味で、先ほど申し上げましたように非常に厳しい状況でありますけど、最大限の努力をして、三州ゴルフ場が残るように最善の努力をしたいと思っております。

○15番（海野隆平議員）

続きまして、ペット専用の焼却施設について質問いたしますけど、市内の動物病院によりますと、最近ペットを飼う家庭が増加しているというふうに聞いております。あわせて、ペットの処理についての問い合わせ等も多いというふうに聞いてるところでありますけど、家族同様のペットであれば粗末にできないとのことであるわけであります。都城市の民間業者を紹介しているとのことでもありますけど、処理代も高く、できれば市独自の対応はできないかなというふうに要望される方が非常に市内には多いというふうに聞いておるところであります。こうした曾於市内でのペット処理の現状をどのように受けとめておられるのか、ある程度話は聞いてらっしゃると思っておりますので、御答弁いただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

都城市に1つ、また高城に1つ近隣にあります。猫1匹当たり約1万5,000円の埋葬料がかかるみたいですけど、焼却料が。そういう意味では、自分のペットをちゃんと埋葬したいという方は、そういう民間の業者をお願いしてるようなんですが、行政としてペットの焼却場をつくってるところは私もちよっと知りませんが、現状としては、今そういう市としてつくる計画はないところでございますが、また、そのことについては、検討はしてみたいと思います。

○15番（海野隆平議員）

お隣の都城の清掃公社ですけど、一般廃棄物処理とは別にペット専用の処理場を設けて処理しているというふうに私は聞いているところでありますけど、この実態は御存じでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私は、知らないところでございます。

○15番（海野隆平議員）

知らないという答弁でありますけど、都城の清掃公社によりますと、毎日10体ぐらいの焼却希望があり、20体から30体をまとめてペット専用の焼却炉で焼却してるというふうに聞いてるところであります。処理料金は、1体につき500円です。年間には、3,000体ぐらいを焼却しているとの説明であったわけではありますが、今のところ、処理代は都城市民のみを対象としているというふうに聞いてるところであります。隣市でもありますお隣の都城でありますけど、こちらからお願いするというか、都城市に受け入れはできないものか、受け入れてもらえないものかどうか、要望してみたらどうかというふうに思いますけど、これはまた市長同士の話し合いになろうかと思えますけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私も今初めてお聞きいたしましたので、そのことが可能であるのか、担当課を通じて協力要請といいますか、そのお願いできないかしてみたいと思います。

○15番（海野隆平議員）

前向きに検討するということでしたので、これ以上は質問しませんけど。

最後に、高齢化社会とともにペットの愛好家もふえておりますけど、あわせてペットの処理についても市民の要望がふえてるんだということだけは、御理解いただきたいと思えます。曾於市といたしましても、処理施設を含めて、今後検討する必要があると思えますので、十分御検討いただきたいというふうに申し上げまして、この項の質問を終わりたいと思えます。

次、続きまして、3番目の今回の市議選における市長の選挙姿勢についてを質問

いたしたいと思います。これは、もうはっきり言いまして事実であったというふう
に受けとめていいわけですね。

○市長（五位塚剛）

はい、そうです。

○15番（海野隆平議員）

それでは、いつごろ何日間ぐらい一緒に随行して、選挙運動だろうと思いますけど、私はもう。これには、そういうふうを書いてありませんけども、随行して選挙運動されたのか、答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私も非常に公務が忙しいものですから、多分日曜日の日だったと思うんですけど、2回から3回、宮迫さんと一緒に私の赤旗の読者の配達と集金の引き継ぎやら軽油の免税の組合もありまして、私の後援会でもありますので、後をお願いしますという形でついまいりました。そういう状況です。

○15番（海野隆平議員）

市長、あなたは、全立候補者が当選を目指し真剣にしのごきを削っているときに、ある特定の候補者を当選させる目的で、しかも市長という立場を利用して、今までの自分の選挙区を随行して回る。このような行為は、市長として私はあるまじき行為じゃないかなというふうに思いますけど、自重するべきじゃなかったかなというふうに考えますけど、答弁求めたいと思います。いかがでしょう。

○市長（五位塚剛）

ついこの間、参議院選挙が行われました。あのときに自民党の安倍晋三首相の自民党のポスターが張られております。自民党を取り戻すということで、堂々と日本の総理が選挙の運動をされておるみたいですよ。おります。また、総理も参議院の選挙の中で、いろんな全国を回りながら、特定の候補者の支援を堂々とされております。橋下大阪市長も自分の地域の回りを含めて、市議選挙を堂々として応援されております。

要するに、首長は、自分の政策、考えを広く市民に理解されてもらうため、また議員の方々には市長の考えを理解していただくために、支持される方々を広くつくる必要があります。それは、議会で信任を受けないとこれは政策が実現できないわけですので、首長は基本的には政治活動、選挙活動も認められております。そういう中での一つの活動として行いました。

○15番（海野隆平議員）

私は、何も法的に云々とか選挙運動云々じゃなくて、あなたはまだ7月に当選されたばかりなんですよ。そりゃ理屈はわかるんですよ。ただ、市民は常にあなたの

行動を注目してるんですよ。市長職は選挙運動ができるほど暇なのかと、市民に思われますよ。市長職は、土日も公的な仕事が多いというふうに思っておりますけど、まさか公的な仕事をそっちのけで選挙運動に随行して回ったんじゃないでしょうね。そこら辺は私も定かじゃないけど、答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市長になりまして、もう非常に忙しい毎日でございます。土日もいろんな行事が入ります。そんな中で、私の後継者として指名をしておりました宮迫さんに対して、自分の後継者を、行って紹介をするというのは、私の責務でありますので、当然ながら最低限、限られた時間を訪問いたしましたけど、市民の皆さんたちに心配をされるようなことがあったということは、これは申しわけないなと思っております。御理解をいただきたいなと思っております。

○15番（海野隆平議員）

謝罪の弁があったわけでありまして、歴代の市長で市議選で、まあ県議選とかそれは別として、市議選でこのような行為をされた市長はどなたもいらっしゃらなかったというふうに私は思っております。失礼ですが、あなたは市長としての自覚がちょっと足りないんじゃないかなち、私は思うんですよ。いまだに一議員としての感覚でいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、まあ、もう市長ですからね。しっかり自覚してやっていただきたいわけですが、答弁がありましたら答弁してください。

○市長（五位塚剛）

先ほども申し上げましたが、日本の国家は今、安倍晋三さんが総理大臣で自民党の首相でございます。さきの衆議院選挙でも、自分の選挙の中で堂々と選挙運動されております。これは、やはり自分の政党を含めて、自分の支持する人をたくさん応援するというのは、もうこれは当たり前のことでありまして、基本的には市民の皆さんたちに迷惑かけない形で市長としての責任は感じておりますので、限られた時間だけ行動させていただきました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

7月の市長選挙では、無所属で出馬され、当選されているわけですよ。あなたは、今までの同僚議員の質疑に対しまして、あくまで無所属として市政に臨みたいというふうにおっしゃっておるわけでありまして、無所属であるならば、どの議員に対しても公平、公正でなけりゃいかんというふうに思うわけでありまして、今回あなたの応援されたのは、あなたの後継となる日本共産党の方ではないんですか。言ってることとやってることとは全然違うじゃないかと思っておりますけど、いかが

でしょう。

○市長（五位塚剛）

私が市長選挙に立候補する前提は、私の後の市議選の候補者をつくるというのが大きな前提でございました。そのために宮迫さんに私の後継者としてお願いをいたしました。後継者とお願いをするというのは、市民の声を十分聞いて市民のために働く議員をつくることでございます。当然ながら、私は共産党の員でございまして、私の活動を今まで支えてもらっていた人たちの後継者といいますか、つくるのと同時に働いた活動の引き渡しをするためにお願いに回ったわけですので、それは私の当然な任務だというふうに思っております。

しかし、私を支援される議員の方々については、私も電話相当で頑張ってくださいというメッセージも送りました。それは、それなりの当然な私の責務だと思っておりますので、市長としての基本的な考えはそういう状況でございます。

○15番（海野隆平議員）

本日は、傍聴の方もまだいらっしゃいますけど、あなたがこのような行動をとられるようでは、あなたの考えにいつまでたっても歯どめることはできんとですよ。やはり、我々は、やっぱあくまで無所属と、あなたは無所属なんだよということで当選されてるわけですから、当然そういった行動をとるのが当然だというふうに私も思ってますので、だから、さっき言ったとおり特定の候補者を連れて回るということは、これは非常に私なんかはやっぱりあなたの存在意義を疑いますよ、正直言ってですよ。何か、もう一回釈明あれば釈明してください、しっかりと。

○市長（五位塚剛）

今回、市長選挙戦いしましたが、前池田市長は無所属ではありましたが、35年の歴史を持つ自民党員でございます。池田市長の選挙事務所は、自民党の選挙事務所と合体でございました。結果的に、あれを見たときにどういうふうに市民が思うのか、全く同じじゃないかなと思っております。私は、一共産党員として、自分の後継者をお願いいたしましたので、当然最低限の任務として紹介をして回るわけですので、それは限られた範囲の行動だというふうに理解していただきたいと思えます。

○15番（海野隆平議員）

先ほど、前市長の話が出ましたけれども、池田前市長は、公認じゃなくて推薦を受けられて自民党推薦という形で、堂々とポスターにも推薦ということで出ているんですよ。無所属で推薦を受けましたと、書いてあったでしょ。

（「それはいいですよ」と言う者あり）

○15番（海野隆平議員）

うん、そういうことですよ。あなたは7月の市長選挙では無所属で立候補されて

るわけでありまして、無所属とはどの党にも偏らない、そして属さないというのが一般的な考え方だというふうに思っておりますけど、しかし、今回の市議選では共産党党员である特定の候補者を当選させる目的で、一緒に随行までして応援しているわけでありまして、このような何度も申し上げますけど、このような行為を見る限り、何か無所属とは言えんでしょう。もうはっきりしているわけですね。市長として軽率じゃなかったかなというふうに思うわけでありまして、何か答弁があったら答弁してください。

○市長（五位塚剛）

選挙で公認を受ける場合もあります。推薦を受ける場合もあります。今回は、私は市民の会の皆さんたちが推していただきまして、無所属で出てほしいという要請を受けましたので、無所属で出ました。ただ、共産党员というのは、私の生き方の問題でありまして、そのことが私を支えている私の哲学でございます。それは、弱い者の、人のために、また市民のために奉仕をするというのが非常に私の生き方と合致しておりますので、私の後継者を指定して一定の支援をするというのは、私の役目でありましたので、最初わずかな期間でしたけど、時間を割いてそのような行動をとったところでございます。

○15番（海野隆平議員）

何度話をしてももう堂々めぐりのようですけど、あなたは7月の市長選挙でフラワーパーク事業に反対する市民の会からの要請を受けて、無所属で立候補をされたというふうに受け取ってますけど、しかし、このような行為は無所属の市長のやるべき行為ではないというふうに私は受け取っております。無所属とおっしゃるなら無所属としての行動をとるべきであったと。いわゆる道義的なことを言うわけです、簡単に言えばです。市民は常にあなたを見てるんです、あなたの行動を、一挙手一投足を。

だから、しっかりした考え方のもとでやってもらわんと、やっぱりこういったことがあるようでは、市民もやはりあなたに対して、それで私のところに電話が来るんですから、来るわけですから。何しよったろかいち。みんな疑問に思うわけですから、そこら辺はしっかりかじ取りしていただきたいなこう思いますけど。何度も、堂々めぐりになりますので、もうこれ以上質問しませんけど、何かあれば最後御答弁いただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市長としての行動は、非常に大事だと思っております。そういう意味で、私は基本的には住民の暮らしを守るために精いっぱい努力していきたいと思っておりますけど、後継者を育てるという意味での一つの私の行動でございましたが、市長になれば当

然予算を含めて、議員の皆様方に提案をして承認をしていただかなければ、それは一つの議決としてなりません。当然ながら議決をしてもらうためにも、私を支援していただける議員の方々を一人でも多くつくるというのも、これは市長の役目でございますので、基本的には今後もまた議員の皆様方に御迷惑かけないように真摯に受けとめたいと思います。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日17日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時38分

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月17日

(第5日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成25年12月17日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 一般質問

通告第5 今鶴 治信 議員
通告第6 八木 秋博 議員
通告第7 九日 克典 議員
通告第8 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 岩水 豊	2番 渕合 昌昭	3番 泊ヶ山 正文
4番 上村 龍生	5番 宮迫 勝	6番 今鶴 治信
7番 九日 克典	8番 伊地知 厚仁	9番 八木 秋博
10番 土屋 健一	11番 原田 賢一郎	12番 山田 義盛
13番 大川内 富男	14番 大川原 主税	15番 海野 隆平
16番 久長 登良男	17番 迫 杉雄	18番 坂口 幸夫
19番 徳峰 一成	20番 谷口 義則	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植 村 和 信
総 務 課 長	大 窪 章 義	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木 佐 貫 育 穂

税務課長	吉川俊一	耕地課長	吉田誠得
市民課長	久留守	建設課長	高岡亮蔵
保健課長	大休寺拓夫	水道課長	福岡隆一
福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次	会計管理者・会計課長	中山浩二
農業委員会会長	森岡俊弘	監査委員事務局長	高橋和弘
農業委員会事務局長	切通宏		

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○6番（今鶴治信議員）

6番、今鶴です。議長の許可を得ましたので、私は大きく4つの項目について、市長、農業委員会長に質問をいたします。

まず第1に、東部畑かん区域の末吉町南之郷石之脇地区で畑かんのパイプライン、直径70cmの本管が破損して、市道の陥没や水田への土砂の流入など大災害となりましたが、

①その原因究明はどうなったか。

②その後の復旧状況はどうなっているか。

③水田にかなりの土砂が流入しているが、その除去と補償はどうするのか。について、市長に質問いたします。

次に、高原病院の移転について。

①高原病院が隣接する末吉中央公民館の敷地に移転を希望する陳情書が、6月定例議会に出されていましたが、この件に関して、五位塚市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

②高原病院が郊外に移転した場合の、地域医療や商店街への影響をどのように考えておられるかお伺いします。

第3の項目として、9月の定例会で、私が通告外の質問で、途中までしか質問できませんでしたので、改めて、市長が大隅町に所有される畑の貸付地について質問をいたします。

①その後、貸付地については、正式に農業委員会を通して契約を結ばれたのか質問いたします。

②農地の規模拡大をするための経営基盤強化法による取得に問題はなかったのか

質問いたします。

4番目の項目として、市長と農業委員との兼務について。

①私も、地元の農業委員の協力委員として、農地の荒地調査と現況の植えつけ品目調査を行いました。市長は何日調査をされたのかお伺いして、私の壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

今鶴議員にお答えしたいと思います。

東部畑かん石之脇地区の本管破損についてという中での、①原因究明はどうなったかということでございます。

管の破損は10月4日に発生し、翌5日には国、県、市、改良区合同での現地調査を実施しております。その後、原因究明のため、学識経験者等で構成された漏水調査委員会が設立され、2回の現地調査が実施されています。

同委員会によりますと、強化プラスチック複合管の接合部のゴム輪がずれたことから漏水が発生し、管の破損に至ったということです。

しかし、施工から既に22年経過していることや、設計施工での不備は確認されなかったこと、地震等の外力も確認されなかったことから、原因を特定するには至らなかったとの報告を受けております。

②その後の復旧状況はということでございますが、10月4日の漏水発生以降、10月17日から応急整備を実施し、11月4日からの市道の仮通行へつなげています。また、11月12日には管水路の通水量を40%にした暫定復旧を図り、11月と12月のお茶の防霜に対応をしております。

市道の本格復旧に関しましては、年度内に完成される予定と聞いております。市といたしましても、国、県、土地改良区と協力して、監視体制の強化等に努めてまいります。

③水田の土砂の除去と補償はどうするのかということでございますが、土地改良財産である本管の管理については、平成19年に、九州農政局と曾於東部土地改良区との協定が締結されております。協定に基づき、水田の土砂の除去と補償は東部土地改良区で施工し、施設所有賠償責任保険で対応をいたしたいと思っております。

災害発生後、10月10日に、建設業者と現地調査し、復旧工事費を算出しております。その後、保険会社との協議を重ねており、工事着工は12月13日の予定です。農作物の被害額については、市の農林業技術員連絡協議会に調査を依頼し、平成25年度災害報告用単価表に基づいて算出しており、同じく保険で対応する予定です。

2、高原病院の移転についてという中での、①高原病院が隣接する末吉中央公民館の敷地に移転したいとの計画があるが、市長はどのように考えているかとの御質

間でございます。

医療法人参篤会高原病院の方から、平成25年2月21日付で、前市長に土地所有に関する要望書が提出されております。それを受けて、平成25年3月12日に商工会末吉支部、JAそお鹿児島、末吉町商店街研究会の連名で、市長と議会宛てに陳情書が提出されております。

議会のほうは、継続審議の上、審議未了になったところです。市といたしましては、末吉中央公民館の施設については、市民の生涯学習を初め、いろんな行事、会議がなされております。また、教育委員会の分室にもなっております。病院側からの要望内容は十分理解ができるのですが、すぐには結論が出ないところがございます。

②高原病院が郊外に移転した場合の商店街への影響をどのように考えているのかという質問でございますが、末吉市街地の中心部には市役所、中央公民館、小中学校、高校、警察署など多くの公共機関があり、また、医療機関についても多く存在しております。また、これらの施設にはふれあいバス、思いやりタクシーなどが巡回しており、病院等の利用にも合わせ商店街を利用したり、施設の職員が利用するなど商店街活性化につながっております。

高原病院は、末吉中心街に位置する総合病院であり、患者さんや面会の方、また、職員の方も多く、その購買力は大きいと考えられます。したがって、仮に、移転されるとなると、近隣の商店街への影響は大きなものになると思われま

3、市長の農地の貸付地についてという御質問で、①その後、貸し付けについては、正式に農業委員会を通じて契約を結んだのかという質問でございますが、9月議会で質問がありました私名義の畑は、大隅町の川床近くにあります。3年前までは、私の母が飼料を植えておりましたが、田方の方が貸してほしいとの要望があり、貸すことにいたしました。

9月以降、農業委員会での契約もお話しいたしましたが、いつまで借りるかわからないということで契約は結んでおりません。

次の質問事項、3の②農地の規模拡大をするための経営基盤強化法による取得は問題なかったのかの項目につきましては、後ほど、農業委員長より答弁させていただきますので、先に、質問事項の4の①につきましてお答えしたいと思います。

4の①ですけど、荒地調査と現況調査はいつされたのかということでございますが、私の担当地域は光神地域から胡摩地域でしたので、9月の14日、15日、10月5日に協力員と3日間、調査をいたしました。

以上で終わります。

○農業委員長（森岡俊弘）

市長の農地の貸し付けについてと、②の、農地の規模拡大をするための経営基盤強化法による取得は問題なかったかということについて答弁いたします。

農業経営基盤強化促進法では、農業経営改善計画の認定制度として、規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化等の認定農業者の支援を強化しています。

御質問の農地の規模拡大をするための経営基盤強化促進として取得した農地であり、また、認定農業者であることから、農業委員会としては、去る6月の総会で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に反しないと判断し、許可いたしました。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま、市長、農業委員長より1回目の答弁をいただきました。2回目の質問を、項目ごとに質問してまいります。

まず、東部畑かんのパイプライン破損事故についての説明がございましたが、市道を含めた被害額の総額は幾らになるか質問いたします。

○市長（五位塚剛）

当初は、3,000万を超えるのではないかとという予定をいたしました。その後、いろいろな調査をいたしまして、畑かん事務所、また、建設課、いろいろ協議もして、最終的な金額はまだ確定になっておりませんが、状況は耕地課長から答弁させたいと思います。

○耕地課長（吉田誠得）

まず、市道に関する工事でございますけれども、大体、1,900万ほどかかるというふうに算出しております。あとは、水田の土砂の除去、これに関しまして620万円でございます。作物等の被害でございますけれども、大体38万円ほどというふうに算出しております。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

市道、水田の土砂、また、作物等の補償額は、今、説明されましたが、今回の、この事故におきまして、そのパイプの復旧工事費は今回は関係なかったのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、先ほども説明いたしましたように、本管の、つなぎのジョイントの部分からパッキンの一部によるずれが生じまして、そこから水圧が漏れて、最終的には、市道のアスファルトを崩して行って、その水圧で200m近い市道が破損したという状況でございます。

今回の費用についても、その部分の取り替え工事もいたしまして、そのことも含んでいるというふうに思っております。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま、それに含まれるということで市長の答弁がありました。最終的に、その費用はどこが負担して支払うのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この事業は国営事業でいたしました。当然、事業が完了した後、地元の土地改良区が、後の維持管理をする契約を結んでおります。しかし、今回の状況を見る限り、地元の土地改良区には責任がないわけですので、大部分が、国が責任をもって復旧工事をし、また、損害補償をするということでございます。

○6番（今鶴治信議員）

国がほとんど見るということであるということですが、今回、10月4日に発生し、翌5日に、各関係機関が調査されたということですが、東部土地改良区に契約として移管されているということで、今回、この事故が発生して、市長に第1報が入って、その後、どのような、この件に関しての対応をされたかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この事故が発生して地元の住民から連絡がありまして、担当課を中心に、耕地課、建設課、また、畑かん事務所の関係の方々、集まってお話しして、まず最初に、畑かんの施設管理をしている職員の方が止水栓バルブをとめて、水をとめました。その後、そのような形でみんな集まってお話しして、協議をしたところでございます。

同時に、有線放送等を通じて、地域住民の方々に状況をお伝えいたしまして、通行どめの対策と警察による地域住民への通行の状況を説明いたしました。その後、地元民との説明会を開きまして、話し合いによって、いろいろな要望が出されたので、その要望に沿って、手順を踏んで、今、先ほど報告しましたような状況で進んできたのが現実でございます。

その間、私も地元出身の国会議員の方々とも連絡取り合って、国に対しても早急な対策をお願いするようにはいたしまして、都城の畑かん事務所を含めて、いろんな方々にお願いをして、国のほうも早急に、こういう形での復旧事業をしていただいたというのが状況でございます。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま、修理事故の経過及びその後の対応について、詳しく説明がございました。

今、都城の畑かん事務所及び地元の国会議員とございましたが、この地元の国会議員といわれると森山衆議院議員でございますか。

○市長（五位塚剛）

この破損事故が起きまして、すぐに、森山裕先生の事務所の方も駆けつけていただきまして、いろいろとお話をしたところでございます。同時に、事務所にも、また、翌日お伺いして、国に対しても早急なお願いをしたところでございます。

また、11月には、農水省に出向きまして、このことのお願いもいたしましたところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

先ほどの、復旧状況のところの答弁で、管水路の通水量を40%にした暫定復旧を図りと説明がございましたが、まだ、本管まではつないでいないという説明なんですか。

○市長（五位塚剛）

ジョイントの部分がグラスファイバーのつなぎ目でございます。

今はそういうつなぎはしません。しかし、20年前はそういうつなぎの部材を使っているようでございます。当然、調査をいたしまして、また、取り替えをいたしまして、通水テストをいたしました。当然ながら、配管の中に土砂が入っている可能性もありまして、まずつないで、ほかに漏水の状況がないのか、また、管の中に詰まりがないのか、そういうことを40%からずっと上げていって、最終的には、100%問題がないところまで確認がされたようでございます。

○6番（今鶴治信議員）

今回は、古いタイプも22年が経過しているということで、古いタイプの接続部分だということでございましたが、地元、石之脇地区を初め、今、東部畑かんはもう終了しております。そして、現在工事中の北部畑かんが本管理設工事を、今、どんどん進めているところでございますが、やはり、こういう事故がありますと、今まで、安心してそういうことは絶対ないということで、パイプライン近くの住人も不安を抱いていなかったんでございますが、今回のような、このような大災害が起きると、とても、こういう事故がいつ起きるか、人間がやることだから100%確実じゃないことで、不安があると思いますが、今後、この地域にかかわらず、ほかの地域に対する、この事故を教訓とした対策はどのように図られておられるかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

このような事業は、国が主体となって国営事業で行っております。ファームポンド配水池からのメイン配管、本管工事は国営事業でございます。また、枝管については県営事業で行っておりますけど、今は、ジョイントはフランジ式の締めつけタイプで行っておりまして、また、必ず耐圧テストを全て行っております。それで、

一定期間の1カ月ほどの耐圧をして漏水がないという確認のもと、引き渡しが行われているようでございます。

国も、このような事故が二度と起こらないように、十分気をつけて施工をするという御約束ですので、今後はあってはならないというふうに考えております。

○6番（今鶴治信議員）

先ほど、いろんな関係機関に市長みずから要望をされたとお聞きしましたが、当初、九州農政局の畑かん事務所におきましては、本工事が先ほどのように終了して、もう既に土地改良区に受け渡しているのです、九州農政局というか、そちらのほうには責任はないという説明があったとありましたが、この件に関しては事実でございますか。

○市長（五位塚剛）

どこに責任があるかというのは、最初にお答えいたしましたように、非常に難しい状況でございます。設計上のミスなのか、施工上のミスなのか、また、その部品がメーカーの不良なのか、いろいろ、全ての面から農水省も調査をいたしましたけど、どこが原因で、最終的に、どこの責任で今回起きたということが確定ができなかったというのが事実でありまして、農水省が、九州畑かん事務所のほうが責任がないということは確認しておりません。

○6番（今鶴治信議員）

私も、その日に現場まで行って、地元の人意見を聞いたとございました、前もって、その接合部分のどこから水がにじみ出たというか、漏水がある程度あったと聞いておりましたけど、これに対しては、ほかのところでございますけど、日ごろより、そういうところの調査とか、何かあったときの連絡先とかいうのは、徹底して指導とかそういうことはされていないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

パイプラインの通っているところが、場合によっては県道、市道、農道であります。農道の場合は、場合によっては砂地でありますので、仮に、漏水が起きれば一番弱い部分のほうに水圧が出てまいります。ただ、今回のような、アスファルトで舗装された部分の地下の1m以上の中で管が埋設されておりますと、上層部に出てくるといのは非常に難しいことでございます。長きにわたって少しずつ出てきたかということもこれはわかりません。

そういう意味で、仮に、今後そのような状況があったら、必ず、市やら、また、畑かんの事務所等に連絡してもらえば、すぐに対応はしたいというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

今回は、一部のハウス園芸農家のところには、水がとまると影響があったかと思

いますけど、幸いに、大して水をたくさん使う時期じゃなく、また、ファームポンドにも貯水されておりましたので、それで、しばらくは対応ができましたが、もしこれが、春先の晩霜が心配されるお茶の芽が出る時期であったら、大変な被害が出ていたのではないかと予想されますが、こういう、どこが原因かわからないということもございしますが、こういうときの場合は、もう、どういう補償をされるのか。今回、水田でも相当な被害だったんでございしますが、受益面積が相当、差がありますので、そういう場合の対応についてはまだ検討されていないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

幸いにいたしまして、今回は、今鶴議員が言われましたように、水をちょうど使わない時期でありましたので、農家にとっては不幸中の幸いという状況でございました。しかし、時間的に、この事故が起こった時間も、住民が通行をしない時間でありました。仮に、ちょうど住民の方々がここを通行中であつたならば、大きな人災が起きる可能性もありまして、大変、結果的に心配をしたところでございました。そのことを含めて、農水省のほうも、このことについての、大きな事故といえますか、被害がなかったということを大変、胸をなでおろしているというのが実態でございします。

同時に、先ほども報告いたしましたように、農作物の被害については、保険というのも掛けておりますので、そういう対応と、また、二度とこういう事故等が起こらないように、市としても、国、県に対して要望は強めていきたいというふうに思っています。

○6番（今鶴治信議員）

大体、早急に対応ができて、私も選挙期間中ではございましたが、あそこを利用しておりましたので、前もって確認に行つて、早い復旧ではなかったかとは思っております。

しかしながら、二十何年前の工事であるということで、現在は、また、そのバルブつなぎ接続部分が改良をされているということでございしますが、ほとんど東部畑かん地区のパイプラインはこの接合で行われてると思っておりますが、そのところの原因ははっきりしないんでしょうけど、その接合部分の構造上の問題があるとしたら、早急にちゅうか、定期的に、そういうところも超音波調査とかいうんですけど、そういう調査をすべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

つなぎのところは、塩ビの接着剤を塗りまして、ゴムのパッキンを接着しているわけですけど、基本的には、設計、施工、耐圧テストを含めて、また、施工した会社と瑕疵責任の契約がありますので、一定期間以内に、そういうようなことが起き

れば施工したところにも施工上のミスということで責任が問われるわけですが、20年以上を経過しておりますので、そのことも、基本的には発生しておりません。

しかし、現状において、短波による漏水検査というか、それは現実的には、非常に難しい問題であると思います。仮に、今後そういう問題が発生したときは、先ほども言ったように、早急な対策をとると同時に、今は、それにかわるフランジ式のつなぎにかわっておりますので、今後はそういう問題は発生しないというふうに説明を受けております。

○6番（今鶴治信議員）

五位塚市長もいろんな方面から、早急に努力されたということで。しかしながら、私が聞いたところでは、先ほど五位塚市長のほうからもございましたが、地元の森山衆議院議員が、結局、農林水産省にかけ合って、早急に、トップダウン式に指示があつて、今回は、こういうふうに対応できたのではないかとも思っております。

しかしながら、どうにか、人的被害もなく、今回はよかつたのではないかと思っております。今後、なかなかこういう予期できぬ事故でございましたので、今後とも、これを教訓にして対応していただきたいと思っております。

続きまして、第2項目の高原病院の移設問題について質問をいたします。

この陳情書は、市議会議員選挙前でもございましたが、私も所属していた文教厚生委員会に付託された事案でもございました。その中で、高原病院の事務長さん、また、各関係者の商工会の皆さんにも意見を聞いて、なかなか、市の施設である中央公民館を移転して、そこに病院をつくるということで、早急に答えが出ずに継続審査になっておりましたが、9月の委員会のときも選挙を控えているということで、まだ、決断を出すには及ばず審議未了になったところでございます。

その中で、市長も認められているように、高原病院が地域医療として、地元のために相当、いろんな面で役に立っている病院でございます。そのとき、病院の事務長からの説明によりますと、利用者が年間約5万5,000人程度いらっしゃる。月に換算して4,600人、1日当たり月25日としまして184人でございます。職員が230人おられるそうです。約7割が曾於市の住民である。また、曾於市の住民でなくても、仕事帰り、そういうときにでも、商店街で買い物をされる可能性は非常によくあるということでございました。

また、入院患者のお見舞いに来られる方、いろんな点から、先ほど、交通手段としましてもふれあいバス、思いやりタクシーなど、病院のバスもですけど、利用されて、地域の住民の本当の医療機関として大事な施設でございます。

このことで、私の委員会の中では、郊外に移設する希望があるということで、市

のほうからも、空洞化になるおそれがあるということで、できれば近くにというお話もあったということで、陳情を出されたというふうにも受けとられないでもないような感じもありましたが、この件に関しまして、簡単にいかないことをごさいますけど、市長とされましたら、どうお考えか、市長の考えをお聞きしたいと思いません。

○市長（五位塚剛）

高原病院の果たしている役割というのは、曾於市民にとって大変ありがたい医療機関でございます。また、地元の商店街を含めて、利用される住民が買い物をしていただいたり、いろんな形での役割を果たしていることについては、本当にありがたいというふうに思っております。

ただ、今の中央公民館については、曾於市の事業計画では移転をすとか建てかえをすとか、そのことについての議論がされてなくて、計画がありません。当然、高原病院さんが末吉の中央公民館を買収して、あそこに建物を建てるとなると、必然的に、市の財産である中央公民館の移転費用まで見なきゃならないという問題が発生するだろうと思えます。

そういうことで、先日、高原病院さんのほうに、このことについてのお話をいたしましたら、現状としてはなかなか難しい状況でありますので、理事会を開きましたら、当面は、今の現状のままで4、5年は推移を見守りたいというのが全体の意思でありましたということでしたので、また、市として協力できるところは協力はいたしますけど、そういうお話をしたところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

ただいまの説明で、病院側も大きな費用がかかる。そのときの説明では、仮の話でございますが、中央公民館をどっかに移設される話があって、その跡地を利用させていただくことがあるならば、五、六階建ての病院を建設して、その最上階に、人工透析の人のベッドをつくって、100床ぐらいにして、今、現在は3交代ぐらいにして、57人ぐらいの患者さんがおられるということで、自分のところで対応できない分は、ほかの都城などの医療機関に利用されているので、十分、一番すばらしいところの、景観のいいところを準備して利用していただければということと、また、築50年ぐらい経過しているということで、老朽化されて、まあ、つなぎつなぎで、本当は安全上も問題がある。また、駐車場なども少ないということで、多分、患者さんの中には、中央公民館の駐車場を利用されている人もいらっしゃると思っております。

この件に関しては、市が、中央公民館が、私たちも中央公民館も調査しまして、相当数の人が生涯学習の場などで2万人を超すぐらいの人が、夜間が中心でござい

ますけれど、利用されているという説明も教育委員会からございました。

相当の影響がございますが、今、市長からのお話で、五、六年は見合わせるということでございましたので、この前、陳情があったときは、早急に何か移転されるような話でございました。

もし、そうなった場合が、本当に、街が、商店街がシャッター街になるんじゃないかというおそれがあり、相当心配したとこでございます。

先のことではございますが、市長として、地域医療としての高原病院に限らず、ほかの病院もございますが、総合的な医療を考えて、中央公民館も、そのときの商工会の人たちの話では、私たちの生活の死活問題であるということで、もし、大体、大ホールのほうじゃなくて、下の部屋を使うということでございましたので、今度、いきいき健康センター、また、文化ホールを、あの辺をちょっと改修するというか、開放すれば、中央公民館の役目は十分果たせるのではないかと思います。今回の件は、そういう五、六年先でございますけど、そういう対応は、市長として考えられないかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

末吉の中央公民館の管理は教育委員会でございます。教育委員会のほうで、末吉の中央公民館を老朽化して建てかえなきゃならないという議論がまだされておられません。

今鶴議員が今言われましたように、市が建てかえの話が出たような状況でございますけど、まあ、そういう話も私自身聞いておりませんし、前市長が考えられたのか、それもわかりません。現状としては、今の中央公民館はそういう役割がありますので、その役割は重要視したいと思います。

ただ、最終的には、総合的に、中央公民館の新たな建設というのが発生したときは考えますけど、まず、大隅町の中央公民館、高原病院を含めて、まだ先にやるべきものがあるのではないかとというのが今の現状でございます。

○6番（今鶴治信議員）

この件に関しては、先ほど市長より答弁がありましたように、もうしばらく検討課題であると高原病院側の答えがあったということでございますので、以上で終わります。

3番目の項目について質問をいたします。

この件に関しましては、私も9月の定例議会に一般質問で、通告なしで質問したところがございますので、御迷惑をかけたこととおわびいたします。

しかしながら、あそこで農業委員会事務局長が答えていただければそうでもなかったと思うんですけど、途中で通告がということで私の質問がとまったということ

で、いろいろな方がインターネットを見ておられたり、また、今、市長がかわられたということで、傍聴者もたくさんいらっしやって、何か問題があったのではないかという感じで、私にもいろいろと問い合わせがありまして、そういうことではないんだけど、ちょっとどういうことがあったか聞きたいとこでしたということで、今回、もう1回、通告をしまして、質問をさせていただきます。

この前の質問で、私がする経緯になったのが、まず最初に、渡辺議員に、一般質問におきまして、五位塚市長が、どういう内容だったか、私もよくは覚えていませんけど、内容の中で、農地はあるけど大隅町にあるだけで、貸付地でありますと答えられました。

その後、また、同僚の久長議員が一般質問の中で、9月8日は何の日でありますかという市長に問われたとき、桑の日であると答えられました。そして、自分も桑を栽培されているという答弁でございました。そこで、私も休憩中に気づいたのでございますが、かなり、渡辺議員が何か怒られて、何で自分の質問のとき、その桑畑のことは出なかったのかと詰めよられておられました。

次の日の朝でしたか、議会開催の前に、五位塚市長がおわびと訂正で、実際の経営面積について説明をされました。というところで、てっきり、私は農業振興という項目がありましたので、そこで、ちょっと聞いてくれないかという程度のことでもございましたけど、もう今回、改めまして、ここでもまだ正式に契約は結んでいない。また、いつまで借りられるかわからないということで結んでおられないけど、3年前に、市長のお母さんが牛をされているんでしょうけど、飼料を植えておられたけど、貸してほしいということではありますが、こっちからではなくて、先方のほうから貸してほしいという要望であったのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

五位塚から白毛に抜ける右側がちょうど大隅町でございます。川床の一部ですけど、私の父が持っていた農地を私がそのまま相続したわけでございますけど、3年前までは母が牛をやっておりましたので、それはつくりながら、私も加勢に行っておりました。

だから、もう牛をやめましたので、飼料畑として残っております、田方の方ができたら貸してほしいという要請がありましたので、いいでしょうということで貸したところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

その貸付地の面積はどれほどでありますか。

○市長（五位塚剛）

2筆あります。大隅町中之内中迫の805の1が3,034、806の1が2,393、合わせて

5,427m²、5反4畝になります。

○6番（今鶴治信議員）

これは、お母さんが飼料を植えていらっしやっただけでしょうけど、私名義とかだから、これは市長の所有になっているんですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁しましたように、私の父の物だったのを、私に相続をしましたというふうにお答えしましたので、よく聞いてください。

○6番（今鶴治信議員）

その件には失礼いたしました。

5,427m²の土地を貸し付けられているということで、先ほど、またもとに戻りますけど、どういう質問だったかわかりませんが、渡辺議員が質問されたときは、全ての経営面積に答えられずに、久長さんのときに、桑畑もあるという答えられたことについての、市長の記憶は、どういうことでこういうふうに答えられたか覚えておられたら、質問いたします。

○市長（五位塚剛）

何を私に聞きたいのか、前もって、今鶴議員、聞いてもらえば詳しく教えたいんですけど、私の持っている農地をたまたま飼料畑として貸してほしいということでありましたので、貸しました。

ただ、農業委員会を契約して通すと、相手の方は85歳のお母さんでございます。その息子さんが一緒に経営されておりますけど、加治木からかけてきておりまして、住所が加治木でございますので、その方にはできないところでございます。

そのため、また、私が田方の近くに約7反歩近くを、また幹旋をいたしましたので、この間。ですから、いつまでもここを借りるかわからないということでしたので、契約はしませんということでしたので、この農地は今のまま貸しているところでございます。

また、私のこの農地を、どうにかどうしても借りたいとか、また、私なりの計画があればそれなりに、また、事業を進めるつもりでございます。ただ、そのほかに農地はないんですかということをお聞きされましたので、畷ヶ山に農地を取得いたしました、桑を植えましたということをお聞きいたしました。

それは、私の、自分の人生プランとしている中で、この曾於市にユズや、また、ほかの農作物にかわる何かをどうしてもつくり上げたいという思いで、桑を植えて、桑を洗って、蒸して、乾燥させて、パウダーにする。その桑茶をつくって、曾於市の新たな振興策にするために計画をしたわけですけど、市長になる予定ではありませんでしたので、桑を植えました。

結果的に、市長になってしまいまして、大変忙しい状況の中で、今年も桑を確保を、今、いたしました。まず、自分でやってみて、これならいけるなという確信が持てましたら、広く市民の方々に、農家の方々に桑を普及したいなというのがありましたので、そういう経過の中で出てきた状況でございます。

○6番（今鶴治信議員）

これから、順次、私が疑問点を聞くのでありますが、一応、確認をしているところでございますので、質問したことに答えていただきたいと思えます。

一応、市長は、今、市長になられて7月ですので、やむを得ないことではございますが、これまで、五位塚空調設備を経営されながら、認定農家の認定を受けられております。私も認定農家でありまして、5年に1回、農業経営改善計画認定申請書を申請いたします。

この中で、5年後のことではございますが、市長が前回、いつ出されたかはわかりませんが、先ほど、桑の話がございましたけど、5年間の間に、そういう経営的なものは変わってきますけど、今は、実際は貸付地と、私が有線放送等でも流されてますので、言葉をつけておりますけど、闇貸付地でございます。

五位塚市長は、農業委員も、私がやっているときから一番長きになってやっておられ、今までも一番長い経験をされている農業委員でもございます。その方が、3年前と書いてありますので、3年前にお母さんが出て、出来ずに貸したということで、契約も結んでいない。八十何歳でも結べないわけではないんですが、この土地が5,427m²あると。

そこでちょっとお伺いいたしますけど、今の経営面積、それと作物的なものをちょっとお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私は、今、田は自作地が667、借入地が1,399、畑は借入地が8反歩、自作地が今度の桑なんかも含めて2町歩でございます。そういうことで、水田を外園のところを借りてつくっております。今の川床は飼料畑として貸しております。そのほかに、少ないですけど、2反歩近くユズも植えております、自分で。今年も収穫をいたしました。約9反歩の桑を植えております。現状はそういう中で、以前はカンショをグループをつかって、つくっておりました。残念ながら、カンショは赤字でございましたので、カンショづくりはやめまして、別な形での、こういう農業になっております。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま、詳しく経営面積についてお伺いをいたしました。3年前から貸付地があるということで、この面積が5,427m²でございます。

ほかに、説明がございましたけど、私も農業委員をしていた経験上、借りているほうで闇、闇という言葉が悪いですけど、農業者年金とか高齢者で、契約を結べない借入地はほかにはございませんか。

○市長（五位塚剛）

そういうのはございません。

○6番（今鶴治信議員）

あと、この桑畑を6月のときに購入されまして、それ以前にも、やっぱり経営基盤強化法で土地を取得されたと聞いたことがございますが、その桑を植えられている畑かどうかわかりませんが、6月分とその以前に買われた月、何年の何月ぐらいでもいいですけど、その面積等お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

たまたま、私も資料持ってきたからよかったものの、質問する場合は前もって出してもらえばありがたいなと思っております。

私が前に取得したのは、平成24年の4月の25日に、農業経営基盤強化法で深川の畷ヶ山に、9,300の1、3,163m²、約3反歩を取得しました。これについても、とし、桑を植えております。

○6番（今鶴治信議員）

その、25日の後の、購入された面積は幾らですか。

○市長（五位塚剛）

25年度の6月の25日に取得したのは、深川の同じ近くで、6,123というのが、だから、合わせて約9反歩と言ったのでございます。

○6番（今鶴治信議員）

というところで、大体の私の聞きたいところを言っていただきましたが、そこで、闇の貸付地である、この5,427m²には、桑は何か植えられなかった事情があるんですか。

○市長（五位塚剛）

私が何を植えようが、何をつくろうが、今鶴さんにお答えする必要はないとは思いますが、聞かれましたのでお答えしますが、ここは東部畑かんの、一応地域にはなってるんです。ただ、道路から2mぐらいちょうど下がったところなんです。

そういうところで畑かんにした場合に、水を引くとなったときに、今、田方の方に契約を結びますと、当然ながら、契約を結んだ借主の方が、畑かんの契約を結んでしなきゃならないんです。だから、飼料の方でしたので、そういうお話をしましたら、わざわざ契約まで結んで、その畑かんの事業費を払うということはできませんというのが一般的な考えなんです。ですから、闇小作と言われましたけど、闇小

作にもいろんな事情があるわけですので、それはそのときの状況に応じてやるわけです。

また、私の場合によっては、桑の振興の中で桑を植える可能性もありますけど、今のところは考えておりません。

○6番（今鶴治信議員）

別に、私も畑かんのことを聞くわけではなかったんですけど。そしたら、お伺いしますけど、その桑を、今度、新植されたところは、畑かん施設がついている、北部、多分、先ほどは東部畑かんと答えましたけど、北部畑かん区域ではないかと思うんですけど、今度、桑が植えられるところも北部畑かん区域で、畑かん施設をつけられる予定があるということですか。

○市長（五位塚剛）

今度取得したところについては、畑かんの計画はないようでございます、今のところ。

○6番（今鶴治信議員）

ちょっと畑かんのほうにそれてしまいましたけど、市長が畑かんのことを言われたので。

そこで、私がこの前のときも最後にとまったとこでございましたが、経営基盤強化法による取得は、買った本人もでございますが、売主にも恩典がございます。それは、これから、農地を集積する人のために、農地が集まりやすいということで、経営基盤強化促進法ということで、そういう便宜が図られていると思いますが、この恩典につきまして、農業委員会事務局長でもいい、会長でもよろしいですので、お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

私も詳しいんですけど、あえて指名がありましたので、会長か局長、答えてください。お願いします。

○農業委員会事務局長（切通 宏）

御答弁申し上げます。

農業経営基盤強化促進法と申しますけども、これは農地のことでありまして、安心して農地を貸せる仕組みとして整備されたものでございまして、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために目標を明確にし、計画的に、規模拡大や生産方式の改善、それと経営管理の合理化を進めていこうとする農業経営者に対して、農用地の利用を集積するというものでございまして、特に、農業経営改善計画の認定制度であります認定農業者が主でありますけども、また、それを含める農業生産法人等があらうかと認識いたしております。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

恩典についての説明がございませんでしたので、五位塚市長のほうで説明ができたら。

○市長（五位塚剛）

農業委員会のこういう形での基盤強化法で、斡旋で売買をすれば、売り手の方については所得税の免除をされて、また、嘱託登記ができるわけでございます。そういう意味では、農家にとっては、大変ありがたいメリットでございますので、私たち農業委員会としても、認定農家の推進を、経済課と一緒に推進しているのは実情でありますので、今後の曾於市の農業の発展のためには、そういう担い手をつくるためには大変いい制度じゃないかなというふうに思っております。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま、市長が全てを認識されてこれをやっておられます。

私が伺いますが、仮に、この農業経営基盤強化法の農地の売買に関する項で、個人の場合です。これが、経営基盤強化法第18条第3項第2号のイにつきまして、権利の設定を受ける者の、農作業が150日以上従事していることが認められること。そして、第2、全部効率利用要件、これも経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のロ、現に所有、または借入している農地を耕作放棄していないこと。農業機械、労働力等の保有状況及び通作距離等を勘案し、全ての農地について効率的に耕作することが可能と認められること。この大きな条件をクリアして、また、認定農家であること。というところに関して、先ほど、農業委員長が、今回の経営基盤強化法による農地の取得は問題はなかったという答弁がございました。それは、書類上、そういうことでございます。

しかしながら、先ほどから市長が言われているように、3年前から、3,034m²及び2,390、5,427m²の使わない土地を持っておられて、そして、6,123m²と三千何m²の土地を、桑を植えられるということで購入されました。

私は、だから、この前、農業委員会事務局長にお聞きしたかったのは、こういう、普通の人ならまだしも、五位塚市長は長きにわたり農業委員をされておる。そして、先ほども、農業経営基盤強化法の利点についても詳しく説明をされるほどで、熟知されております。

先ほど来、議事録にも、渡辺議員のときでも残っておりますが、闇小作を解消すべき農業委員が、理由はともあれ、合法的に結ぼうと思えば83歳の方でも、農地法第3条でも結べます。ということもされずに、結局、闇小作、貸付地と私もお言葉をやわらかくしておりますけど、闇貸付地でございます。

この闇貸付地を認めながら、経営基盤強化法により2回も土地を購入されております。これは、農業委員会の事務としては、実際の書類上、上がってないからわからないことでやむを得ないことと思いますが、この件に対して、市長の、やはり道義的、やむを得ない事情は私もわかります。

しかしながら、やはり、市長たる者は筋を通して、職員に見せなくちゃいけない立場と思われませんが、この件に対しての自分の行動におかしさはなかったかということをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

農地の取得をする場合は相手もありまして、相手の方からどうしても、私も少し借りておりましたので買っていただきたいという願いもありました。それで、ちょうど、桑の自分の構想がありましたので、ちゃんとその計画書を認定農家の申請の中でも更新がありましたので出しまして、また、取得の場合も、これもちゃんとそういう目的に沿って出しました。

私の農機具も、トラクターとこの桑の耕運をするために、また、新たに耕運機も購入いたしました。また、草を刈るための、そういう機械も、また今回、購入いたしました。この間、私が忙しいときは、農家の方にアルバイトしていただいて、今、手助けしていただいているわけでございます。

いろいろな理由の中で、そういう農業委員会を通ってない小作というのが相当あります。基本的には、農業委員会を通せるものは最大限努力をしたいと思っておりますけど、農業者年金の関係とか、また、借り手貸し手の諸条件によって、農業委員会を通ってない農地の賃借が相当ありますので、今後、一農業委員として、そのあたりはまた努力をしていきたいと思っておりますけど、ただ、私の場合は、農業委員会の総会で、農業委員の方々が、問題がないということで承認をしていただいた案件でございますので、問題はないというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

先ほどから、私も先ほども言いましたけど、この闇の貸付地がないから何の問題もなかったわけでございます。

この件に関して、農業委員会事務局長に、もし、この貸付地があったら、総会で通ったものであろうかというのを質問したところ、通告なしということでこの前はできませんでしたが、今回、農業委員長、事務局長も答えにくい事案でございますので、そこまでは聞きませんが、相当、五位塚市長が農地法、農業経営基盤強化法を熟知されて、私は五位塚市長の人柄を信じて、そこまでは悪意はなかったと思っておりますが、しかしながら、とる人がとったら、農地法、経営基盤強化法で有利に取得するために、この貸付地はあえて契約を結ばずにおいて、そして今、

今もまた結べるわけですが、今もまだ結んでいない。ということは、みずから、私ども、後の方にも、農業委員の兼務についても質問がありますが、やはり、こういう質問をするときも、市長が農業委員会に入っておられたら、農業委員会会長、その下に働いている農業委員会事務局長が答えにくいこともあると思うんです。

また、そういうこともございませぬかもしれませぬけど、ないかもしれませぬけど、市長がしているところのやつを現地調査に行って、これはいいという報告をされて、総会で、また、それに異を言う人はいないんじゃないかと思うんですけど、その点に関しても、どういう考えをお持ちかお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

私は、公選で選ばれた農業委員でございます。その任期は来年の7月まででございますので、基本的には、前回もお答えいたしましたように、農業委員としての役目を全うしたいというのが、今の気持ちでございます。

農業委員会とこの市長部局というのは独立した機関でありますので、農業委員会が指摘したことは、当然、それは真摯に受けとめなきゃなりませんけど、そのように農業委員会の中でも、活発な議論がされておまして、農業委員会の合議制の中で、市長部局にも意見を具申しておりますので、正当な活動を農業委員会はしているというふうに思っております。

ただ、市長部局として、今度は、農業委員会に、あれをしなさいとか、これをしなさいという、そういうこともまたできない独立した機関でありますので、私は一農業委員として活動しているのが実態でございます。

○6番（今鶴治信議員）

忙しい中で、市長が農業委員と兼務されていることに、本当、敬意をあらわすところもあります。私も農業委員をやっておりましたので、市会議員になったときに、しばらくは任期中は兼務しておりました。しかしながら、任期が終わった時点でほかの人に譲った経緯もございませぬ。その点に関しては、理解するところであります。

しかしながら、もう経営基盤強化法で通ったものを、もとに戻すことはできないと思っておりますが、事実上、もう議事にも残っておりますが、5,427m²の闇貸付地があつて、経営を規模拡大する人に便宜を図られる経営基盤強化促進法による農地の取得を2筆されたという、この事実にもう変わりはございませぬ。

この件に関しましては、以上とします。しかしながら、市長みずから、こういう農業委員も兼務されて任期中ということでございませぬが、闇小作をなくす努力、また、みずからしないとほかの農業委員、また、ほかの農家の皆さんがそういうことに協力していく体制はとれないんじゃないかと思っております。

先ほどから市長は、自分のことがあるから、言いわけじみて聞こえますが、そういうやむを得ない事情があるというのは、私も農業委員しておりますのでよくわかります。荒地を出さないというためにも、そういう場合もあると思いますが、しかしながら、市長みずから、やっぱり、襟元を正して、見本を見していけないと、この本会議は、インターネットで全国に流れております。どういう意見を持たれる人がいるかは、その傍聴者、そのインターネットを聞いた人の判断にお任せします。

○議長（谷口義則）

ここで、今鶴議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時26分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○6番（今鶴治信議員）

次に行こうかと思っていますけど、もうちょっと聞き漏れたところがありましたので。

先ほど五位塚市長よりいろいろ説明がございましたけど、実際、この農業経営基盤強化促進法に基づく規約の中に、こういう文がございます。

農用地利用集積計画による農地の売買・貸借の事務に関する項で、市町村が作成した計画書を農業委員会の決定を経て公告することにより、計画書に記載された内容に基づき法的な効力が発生し、売買や貸借が行われます。なお、なおですね、ここが問題です。なお、公告後であっても、計画に定められた条件が履行されなかった場合や受け手の要件を満たしていなかった場合等は、計画は無効となり売買・貸借の法的効力は失効します、という項がございます。この件に関しまして、答えにくいとは思いますが、先ほどの私の一連の流れの中で、もう総会で過ぎたことではございますが、農業委員長、事務局長どちらでもよろしいですが、この闇貸付地が市長みずから認められているのがありまして、この項に違反することはないか伺います。

○農業委員長（森岡俊弘）

先ほどから、市長から答弁がありましたように、条件、設定を行うにも借り手が高齢ということや期間が不明確ということもありましたので、そのままの状況でございました。今後、市長からの申請があるかと思っておりますので、そのときに応じて、今後、農業委員総会で対応していきたいと思っております。

それと、自作農地については、農業委員会としては実態の把握もできない状態でございます。各地区農業委員会から対象者に対し、農業委員会に正当な手続を行うように指導しているところでございます。今後、このような事例があるかとは思いますが、総会において十分検討していきたいと考えます。

以上です。

○6番（今鶴治信議員）

ただいま、農業委員長より明確な答えがございました。しかしながら、売った人の事情もでございます。しかしながら、市長は実際このことに関して市長もちょっと手続上のあれに、問題は疑いを、世間から見ても疑いを持たれるようなことをしたということに対して、市長はどう思われるか意見を伺います。

○市長（五位塚剛）

市民から疑いを持たれたというふうには思っておりません。また今回、経営基盤強化法で取得した農地は、桑を植えますというふうに申請をして認められております。もし、今鶴議員がこの後時間がありましたら、現地に連れて行って確認をしていただきたいと思っておりますけど、もしそういう余裕があれば、何の作物を植えているかというのは自分で判断してもらえば事実だというふうに思いますので、問題ないというふうに思います。

○6番（今鶴治信議員）

この件はやめようかと思ったんですけど、ちょっと市長の答えが別な方向だったので、そういう意味じゃなくて、買われたところに桑を植えられたのは購入目的としてそうございましょうが、その買う前の受け手の要件がそういう闇の貸付地があった、これが記載されていなかったから、先ほどより農業委員長も問題なく総会を通ったということで、それに対しては1回1回、五位塚市長にかかわらず、調査するのは事後的なことでわからないんです。ということで、今回9月の定例会の一般質問で、市長みずからが貸付地があるとおっしゃって、契約はされていない。高齢であるにもかかわらず契約は結べるわけで、その契約をもし5,000m²で、買われたのが6,000m²、同じぐらいの面積です。だから先ほどより私が気になったのは、その土地は不便だからといって使われなかったわけだけども、桑を植えられないわけでもないし、ただそこら辺がその10aぐらいならちょっと効率が悪いというのもわかるけど、5,000m²というのは農地取得の下限面積を大幅に超える面積でありまして、この5,000m²の貸付地があった場合はっきり聞いたほうがいいので、農業委員長、総会でこの経営基盤強化法にほかの委員から意見は出なかったものか、質問いたします。

○農業委員長（森岡俊弘）

この件については意見は出ておりません。

○6番（今鶴治信議員）

そのときのことでしか言えませんので、しようがありません。しかしながら、私が先ほど言っているように、5,000m²の闇の貸付地があつて、新たに6,000m²を経営基盤強化法で買われたというこの事実は覆すことはできませんので、以上でこのことに関してはちょっと長くなりましたが、最後に農業委員との兼務ということで、私もしましたが市長も忙しい公務の中、3日間協力員と一緒に調査をされたということで、先ほどより、この間、市長の14、15日のこの連休で時間はあれだけど、時間的にしたこともそれはずっとじゃなかったかも知らんけど、市長の公務のほうは支障はなかったものですか。

○市長（五位塚剛）

市長の公務というのは、基本的には会議等やら決裁をするもの、またいろいろなところに出向いて挨拶をしたり、いろいろあります。基本的には時間の拘束はないんです。ですから、私が何時に出勤しようが何時に帰ろうが、これは市長と特別職はないんです。ですから、今回はやはり公務に差し支えのないように、夕方の4時くらいから回りました。そういう意味で、なるべく市長の公務とは支障のないように調整をいたしまして、いたしたところでございます。

○6番（今鶴治信議員）

忙しい中、農業委員と市長の職務をされるということで、本当頭の下がる思いでございます。ということで、十分健康に留意されて、これからも頑張ってくださいと思います。

以上で、私の通告による質問を終わりますので、これで終わりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、八木秋博議員の発言を許可いたします。

○9番（八木秋博議員）

通告に従いまして、一般質問2項目を取り上げてまいります。

まず第1項目、公園計画中止跡地利活用についてであります。さきの9月議会で

否決され、今定例会に再提案された跡地検討委員会を、五位塚市長はどのように位置づけてられるのかお伺いいたします。

せんだっての統括質疑等からの市長の答弁ニュアンスからは、単なる参考意見聴取としての扱いというように捉えられますが、広く市民に訴えて、聞いて、答えを求めるといことは市民のコンセンサス、同意を得るといことになるとと思いますが、今回の跡地検討委員会の設置がどのような意味を持ち、どのような力を持つものかお尋ねいたします。

また、五位塚市長の思惑から政争となった一連のパーク等は、どれも当初より検討の中から除外し、土地処分という条件等を付するおつもりなのかお尋ねいたします。市長は今現在、土地の処遇に関しましては白紙であるとおっしゃっておりますが、既に約3町歩もの土地が私有地となっているという現実があります。検討委員会は、参考にするということからもその答申を待つまでもなく、市長の心の中には何かしら構想が既にあるものとお見受けいたしますが、もしあるとすれば、概略何であるのかお尋ねいたします。

総務常任委員会で、補正予算にて可決されております跡地検討委員会が、もちろん本議会に諮られますが、もし組織されましたらいろいろ吟味なさると思いますが、前市政でフラワーパーク等が推進されていた平成25年2月の第1回定例会の一般質問において、大隅町のぎんなん農家のイチョウの木の移設を問題提起し、いい感触を得ていたものでありますが、このぎんなん農家の救済措置的意味からも、再案、再提案したいと思います。跡地検討の一つとしてお考えいただくよう提案するものであります。また、その名称だけでも、我が曾於市が最も近い境遇にある鹿児島市観光農業公園を参考にできないものかあわせて提案し、市長の所見を求めます。

次に、曾於市イベント市民祭について質問してまいります。本年度11月9・10日に開催されましたそお市民祭が、合併経過年数と同じ9回を数えておりますが、ここで改めてその意義を問います。また、本年は悪天候にさらされましたが、各年の観客数はいかほどかお尋ねいたします。さらに、経費はいかに推移しているのか、また、直接経費の数字に出てこない職員動員数とその処遇、待遇はどう扱われているのかお尋ねいたします。そして、このそお市民祭における人件費を含む総費用に対して、全市民の活性効果をどう捉えていらっしゃるか、市長の率直な見解を求めます。

また、行政主導で行われる実行委員会当局の各年の反省会、あるいは見直しはどのような形で行われているのか公表願います。

最後に、毎年11月のこの時期の開催と末吉一辺倒という開催場所が妥当とお思いか、その理屈をお伺いして1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

八木議員にお答えしたいと思います。少し、今の質問の中で若干内容が違う部分もありましたけど、質問通告要旨の内容で一旦お答えをしたいと思います。

公園計画中止による跡地利用についてということで、①跡地検討委員会の権限、検討内容はということでございますが、検討委員会は市民の意見、提案を広く求める委員会であります。検討委員会の意見を伺い、最終的には市として判断したいと考えております。検討内容といたしましては、跡地の有効活用のための提案をいただきたいというふうに思います。

②市長の構想は概略何かということでございますが、広く市民の方々の意見を伺い、本市にとって最も有効な活用方法を探ってまいりたいと思います。検討委員会の予算提案の質疑でもお答えをいたしました。投資をした予算を回収し、そして市民の雇用の確保や、地域活性化につながるようなものがあればありがたいというふうに考えております。

大隅町のイチヨウの木移設は考えられないかという質問でございますが、今の時期、高岡の小学校のイチヨウの木とか、非常にイチヨウの木が一番輝いている時期だというふうに思っております。跡地に移設したらさぞ映えるものだと想像ができますが、現時点では考えていないところでございます。

④が、鹿児島市観光農業公園を参考にし、大隅版はどうかという質問でございますが、確かに食・農・観光への理解等が深まる事業だと思いますが、現時点では考えていないところでございます。

2のところの、曾於市イベントの市民祭についてということで、①そお市民祭の意義、生い立ち、狙いはということで、そお市民祭は合併の平成17年度から開催し、ことしで第9回目を開催したところでございます。合併と同時に曾於市の農林業、商工業、伝統芸能、芸術文化など、地域に根差した文化等を発表し、また児童生徒、市民の学習発表、健康増進、触れ合いの場として開催することを目的、狙いとしております。

②各年の観客動員数はということでございますが、2日間で、平成24年度約8,000人、平成25年度は6,000人と推計をしております。このようなイベント事業は天候に大きく左右されまして、市の職員を初め、関係団体は大変心配しているのが実情でございます。

③経費（予算）の推移はということでございますが、平成23年度の経費は、収入で1,482万9,493円、支出は1,413万9,250円、平成24年度の経費は、収入が1,187万1,258円、支出は1,057万5,247円でありました。

市からの補助金ということでございますが、平成23年、24年度はそれぞれ930

万円でございます。平成25年度は920万円で10万円減額でございます。平成25年度は、決算はこれからでございます。

④職員動員と処遇はということでございますが、本庁勤務の職員を中心に動員をお願いしてあります。処遇はほかのイベントと同様、振り替え休日に対応しております。

⑤費用対効果をどう見るかということでございますが、農林商工業、学校、文化団体等、数多くの出店等をいただいております。舞台発表、またメインとなります歌謡ショーは、多くの方々に楽しんでいただいているものと確信をしております。費用対効果も十二分にあると思っております。

⑥反省会、見直しはどうしているのかということでございますが、毎年反省会を開催し、総括も行い、次年度への改善点等も行っております。ことしの総括についてはまだ反省会を実施しておりませんが、昨年ことしと雨にたたられ、幾分観客数も例年に比べ少なかったような気がいたしますが、足元の悪い中、多くの方々が楽しんでいる様子は主催者として満足のいく市民祭だったと思っております。

⑦開催日（時期）及び開催場所は妥当かということでございますが、時期、場所については妥当と思っております。今まで11月の第2土曜・日曜日で進めておりますので、市民の意識の中で十分わかっておりますので、日にちは変えないほうがよいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため八木議員の質疑を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、八木議員の一般質問を続行いたします。

○9番（八木秋博議員）

市長の答弁をもとに、数点質問してまいります。

まず、跡地検討委員会のことなんですけど、池田市政での候補地選定委員会ではその答申がそのまま決定され、さまざまな問題を生じたといういきさつがございますけど、今回、委員会に関して、現在、昨日の一般質問の同僚議員からの答弁かれこれで、市民・企業から現在提案がある、市民あるいは企業から提案があるという

この提案を、委員会への判断材料として委員会に提供し、委員会からは参考意見として受けるという回答だったんですけど、それにお変わりございませんか。

○市長（五位塚剛）

検討委員会を募集いたしましたところ、その中に市民のいろんな方々の思いといえますか、いろんな発想があるみたいでございます。その考えというのも参考にしたいし、またこの間、市外の企業からも誘致の相談もありましたりとか、またメガソーラーの会社からもぜひ進出させてほしいという声もありますし、そういうものを含めて、検討委員会にはこうなったときにはこうなりますよと、一定の判断材料としては、資料として出したいと思います。そのあたりを議論していただいて、最終的には検討委員会の大方の意見というのが当然まとまるでしょうから、それを参考にしながら、最終的には市として、市長として判断をしたいと思います。

○9番（八木秋博議員）

昨日の答弁を聞いていますと、投資した税金回収とかあるいは負の遺産、あるいはその利用価値の問題等が出ていましたんですけど、財源問題、あるいは森林法からくる利用価値の問題です。これが出てくると思いますが、施設の用途変更というのは、もうゼロでしょうか。用途変更、例えば土地の売却を含めての処理だけで、用途変更を、例えば施設に関しての用途は考えられませんか。

○市長（五位塚剛）

パークゴルフ場、フラワーパーク、この事業が前市長のもとで提案をされましたけど、24年度の予算を繰り越しをして測量会社に測量をしていただいて、また事業の設計をいただきました。そのことと、あと約32haの土地について買収の交渉がされてきて、大方、土地が市と契約ができて登記が市に直ったものについては支払いをいたしましたけど、しかし事業の内容についての基本的な畑の農業委員会に対する転用とか、また森林法に関する開発行為の申請とか、そういうのがまだできておりません。当然ながら事業内容が確定をし、最終的にはそういう手続等もしなければなりませんけど、最終的にどの事業をするかということが決定をした後に、いろいろ転用の問題を含めて進めなきゃならないというふうに考えております。

○9番（八木秋博議員）

市長の言葉尻をちょっと考えていたんですけど、どの事業をするかということは、施設設備ということはもう考えないということですね。それからいくと、現在保有している土地の売るか貸すかだけの問題でしたら、委員会が必要ですか。検討委員会が必要でしょうか。

○市長（五位塚剛）

必要だというふうに思います。というのは、貸すか売るかの問題じゃなくて、場

合によっては昨日も答弁いたしましたように、仮に企業が入ったときに企業は排水路を含めて、またある程度の段差がある土地造成をして、その状態で売却していただいたほうがありがたいというのが、これは企業の一般的な考えです。だから、そのことがいいのかどうかということを含めて、最終的には検討委員会でいろんな問題提起をしながら議論していただいて、やはりこういう事業について、市民が市のこういう事業に対して参加をするというのが非常に大事なことだと思います。そういう意味で市民の皆さんたちにも、私たち行政のいろんな事業に参画をしてもらうという意味での検討委員会でありますので、いろいろ簡単にはいかない問題もありますけど、必要な資料は全て出しながら検討していただきたいなというふうに思います。

○9番（八木秋博議員）

わかりました。市民参加ということで、手順を踏むということは理解します。

次の、市長の構想は概略何かということ質問しとったんですけど、答えにならなかったんであれですけど、以前、五位塚市長は議員時代、数年前、阿蘇街道での漬物センター覚えていらっしゃいますか。これを提案なさったことがありますよね。加工まで含めて販売まで、こういう構想は今も温めていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

阿蘇の麓に観光バスがとまる漬物工場というのがあります。特にキムチ会館といいまして、非常にキムチを中心とした漬物をつくっております、大変な好評といえますか、得ております。ですから、特に大隅町は白菜の非常に立派な野菜をつくっておりますので、そういうのを生かしながら曾於市でも、曾於市に合ったキムチ漬けというのができればいいなというのはありますけど、具体的にはまだそういうのは考えておりません。

○9番（八木秋博議員）

具体的には考えていないということでしょうけど、言い出しっぺではちょっとまずいんで、まず温めている部分があって、昔そういう提案というかヒントがございましたら、この跡地問題に関しても、はなからその設備用途変更は考えないじゃなくて、広く大きく考える必要もあろうかと思えますんで、よろしくしたいものです。

次に、大隅町のイチョウの木移設の問題なんですけど、当初の質問の中で検討内容はなっておりますけど、これは検討条件だったんです。その条件の中で先ほど言った森林法とか財源の問題、そういうやつもあると思うんです。現在の土地だけでしたら起債も起きないでしょうし。

それと、開発の問題でも例えばメガソーラーでありまして、三十数町歩全部メガソーラーが入るということもないでしょうし、あるいは今何か提案が来ている製

材所に関しましても、全土地をそういうことにはできないと思うんです。それからすると、まあひとつ考えてみようかというような御意見が欲しいんですけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

大変発想が素晴らしい提案だと思っております。大隅町でイチヨウの木を植えてぎんなんをとるという施策があったようでございますけど、結果的に今それがうまくいっていない状況の中での、そのイチヨウの木を利用したまちおこしという提案だと思っておりますけど、イチヨウの木を移植するのに相当な費用もかかるだろうと思っておりますけど、やはりこの場所にそういうのが必要かどうかというのはまだ議論しておりませんが、この胡摩地域というのは、この間議論いたしましたように、周りが特産施設が約20近くあります。そういう意味では、夏場、また雨期の時期にいろいろとハエやいろいろな問題が発生しますので、人を呼んで観光を呼ぶというのは、結果的には後々心配されますので、観光客を呼ぶような施設はなかなか現実的にはならないのではないかとこのように思っております。またそのイチヨウの問題については、また議論する場があればいろんな形で議論はしたいと思っております。

○9番（八木秋博議員）

そうですね。大隅町のぎんなん農家、これは本当に困っていらっしゃるんです。本来は、これは県を含めた行政主導で行われた失敗作の一つじゃないかと思うんですけど、本当は賠償問題まで発展するんじゃないかという感じなんです。これには跡地問題、跡地検討に限らず、救済措置とか考えてほしいんですけど、市長いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

大隅町のイチヨウぎんなんのこの問題については、過去どういう事業で取り入れたか私もまだ詳しくはわかりませんが、大隅の農家の方々が取り組んできた経緯があるわけですので、結果的にうまくいっていない状況があるようでございますけど、また新しい体制のもと、農家の声を聞きながら、また生かせる部分があれば生かしていきたいし、市としても支援すべきものは当然前向きに検討はしたいと思います。

○9番（八木秋博議員）

では、4番目の鹿児島観光農業公園を参考に大隅版はどうかということで出しておったんですけど、現時点では考えていないところですよという答弁の要旨がございましたけど、ぜひ参考にしてほしいということなんです。開園して1年経過しています。内容は、見せる豚舎もございます。五位塚市長は見られましたですか。あるいは執行部の方、企画課長とか行って見られましたでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この施設は、鹿児島市の喜入町にあるようでございます。またそのほか吉田とか、ほかのところで場所によって観光農園的なものがあるようでございますけれども、残念ながら私はその現地を見ておりませんのは事実でございます。

○9番（八木秋博議員）

百聞は一見にしかずですので、ぜひいろんな部分で曾於市の参考になろうかと思っておりますのでお勧めしておきます。

この跡地利用問題について、ちょっと感じたことを市長のほうに提言申し上げますけど、五位塚市長は御出身が法人の社長でございますし、創業者です。なるほど損益に関しましてはかなり敏感なところがございましてしょうけど、余りに収支にこだわっておりますと、ややもすると公共福祉がおざなりになったりとか、あるいは住民サービス、経済効果、こういうものに影響する部分もございまして、ひとつその自重する部分は自重していただきたいと思っておりますけれども、どうお思いでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私も18で東京に行きまして、28で帰ってきました、約30年間冷暖房の会社を興してきました。市長になったということで会社の経営は譲りましたが、中小企業であろうと会社経営は、利益を求めながら運営するのは当たり前だと思っております。しかし、公共的な施設の場合は利益優先ではございません。地域住民の福祉や教育、文化を含めて必要なものは当然ながら市が投資しながら、市民のいろんな文化を高めるという意味でも大事なものだと思っております。

○9番（八木秋博議員）

わかりました。

では、次にまいります。曾於市イベント市民祭についてなんですけど、先ほど答弁の中で、市民祭の生い立ちあるいは観客数、経費、それと職員の処遇かれこれ答弁がございましたですけど、決して市民祭を否定したりけちをつけたりの質問でないということをごくぐれもお断りしまして、ある市民の声を代弁いたしまして述べます。思いやりそお市民祭は、旧末吉町のための、本庁職員による歌手をメインにした娯楽興行であるとやゆされられましたけど、市長の感想、反論がございましてしょうか。

○市長（五位塚剛）

3町が合併をして、新しい曾於市がスタートしたわけですけど、そのときに合併した旧町ごとに何か一つ残そうということで、いろんな取り組みがされた経緯もあるようでございます。財部の場合は財部町で体育祭を開いております。末吉はこう

いう形の市民祭を残すという形だったんだろうと思います。大隅町は大隅町なりの努力をされてやられておりますけど、今言われるような歌謡ショー的な、あるのは当然でございます。今回は歌手の香西かおりさんがいらっしゃいました。なかなかテレビでは見ることはありますけど、直接自分たちの目の前で香西かおりさんの歌を聞く歌謡ショーを見るというのは、市民にとっては大変必要なことではないかと思っております。そういう意味では、天気の関係もありましたけど、ちょうど香西かおりさんがステージに立って歌い始めましたらほとんど午前中も含めて雨がやままして、そういう意味では多くの市民の皆さんたちが楽しんでいただき、それなりの賛同もいただけたんじゃないかなというふうに思っております。

○9番（八木秋博議員）

先ほど観客の数字もちょっと発表になりましたですけど、果たしてそれが多かったから、少なかったからというのは、盛況だったか不況だったかというのはちょっと判断できかねますけど、祭りが官民一体になっているんだろうかというような疑問はあるんです。確かに、職員の方は一生懸命やっていらっしゃると思います。恐らく11月弥五郎どん大会、市民祭あるいは流鏝馬、あるいはウォーク大会、恐らく11月に休みのなかった職員もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、総務課長どうですか。おおよそ、そういう方いらっしゃいましたでしょうか。

○市長（五位塚剛）

11月は今、八木議員が言われたように、各町全体の中でいろんな行事がされました。その行事を成功させるために、一番裏方で頑張っているのが市の職員でございます。とりわけ本庁の職員は、全体をまとめる意味でも大変苦勞をかけたなと思っております。基本的には職員については、土日出た方々については、スケジュールに合わせながら代休をとるようにお願いしております。そのあたりは基本的にはそういう指示をしておりますし、休みがなかなかとれなかったという方もいらっしゃいますけど、基本的にはそういう形で市の職員には協力をお願いしております。

○9番（八木秋博議員）

職員の方の御苦勞は本当にお察し申し上げますけど、反省会はやっていると、見直しもやっているということなんだろうけど、ちょっと工夫してほしい部分もあるんです。官民一体と申しましたですけど、主催も後援も市、これはどうかなというように感じなんですけど、もう少し民間力も取り入れればもっとおもしろい市民祭ができるんじゃないかとそのように考えますけど、市長どうでしょう。

○市長（五位塚剛）

今回の市民祭は市が主催でございますが、商工会を通じて各種企業の方々、いろんな方々に御協力をいただきました。また、JAさん、またいろんな病院等含めた

いろんな施設の方々についても御協力いただいておりますけど、今言われたことは大変大事なことでありますので、官民一体となった取り組みを重要だと思っておりますので、今回の反省会の中で来年度に向けた内容についての中で提案はしたいと思っております。

○9番（八木秋博議員）

では、最後の開催日、時期及び開催場所について妥当である、日は変えられないという回答でございましたですけど、少し疑問点を申し上げます。3日に弥五郎どんがございます。実質は弥五郎どんといっても3日だけじゃないんです。4日、5日まで例祭がございます。弥五郎どんは5日まで立っております。その後、6、7、8、3日あけて県下三大祭りの後、曾於市を挙げての市民祭をする。これはいかなもんかと思っておりますけど、市長、本当、率直な感想をいただきたいと思っております。それこそ保存会の会長にもなっていられませんか。

○市長（五位塚剛）

弥五郎どん祭りは、県下の三大祭りの一つとして大変なにぎわいでございます。曾於市をPRする大イベントでございます。今回は雨に少し打たれましたけど、それでも大変なにぎわいでございました。この弥五郎どん祭りを別な日程に変えるというのも、これもまた難しい話でございます。先ほど言いましたように、この市民祭も11月の第2土曜日・日曜日ということで、旧末吉町から町民祭との関係でなっております。今まで続けているわけですけど、今言われるような時期の問題は、たまたま松山の祭りとも一緒に重なったりして、いろいろと同じ時期になると思います。この年間の行事を見たときに、果たしてどこがいいかというのは大変苦労するのが実情でございます。今言われたいろんな問題を含めて、時期等のことも含めて、また担当課のほうでも議論はしたいと思っておりますけど、現実には非常に市民の皆さん、また職員の皆さんいろんな方々に御協力していただいているわけですけど、現状は今の状況だというふうに思っております。

○9番（八木秋博議員）

市民祭である以上は全員参加、全員参加とこれは拘束じゃないでしょうけど、が、基本であり理想だと思っておりますけど、大隅の方が弥五郎どんの後、市民祭に行くかという数える方しかいらっやらないと思っております。財部の方もちょっとは足が遠いのかなという感じがしております。恐らく観客数を6,000から8,000とか数えてらっしゃいますでしょうけど、この中で大隅の方が幾ら、財部の方が幾らという仕分けはしてらっやらないでしょうけど、恐らくかなり少ないんじゃないかと思っております。その時期的にもあります。弥五郎どんの後、我々も保存会実行委員会になっていきますけど、弥五郎どんの看板のところには市民祭の立て看板がある、これは愉快

なことじゃないんです。外部から見ても、市民祭と弥五郎どんは一緒やんどかいというような疑問点もつきます。本当はみんなが参加できるということになれば、一工夫ほしいような感じがします。先ほど市長が言ったように、弥五郎どんを変えられたらそうなのでしょうけど、変えられません。3日の日はおはら祭りもありますけど、これも変えられませんですよ。でも市民祭はもう少し工夫して、もうちょっとどうかできかなあというような感じがします。そうすると大隅町にも行くだろうし、財部町にも、例えばその場所も末吉町一辺倒じゃなくて、恐らくみんな周知してないと思うんです。財部の方も、市民祭ちゅうのは末吉であったんさいなあというぐらいで、1回ぐらい、持ち回りとまでいわないですけど財部で市民祭をやりますよ、大隅町で市民祭をやりますよというようなことがあれば、皆さん、ああ、そお市民祭なんだなということで認知すると思いますけど、最後に市長のあれをお願いします。

○市長（五位塚剛）

今、市民祭が栄楽公園を中心に行われております。体育館の中では、教育委員会を中心として、絵画から木工品を含めていろんな取り組みをされております。そういう意味では曾於市の大きなイベントになっておりますけど、会場の問題、また駐車場の問題、いろいろとありますけど、この持ち回りというのも一つの案だろうと思っております。そのことも含めて、反省会がありますのでそういう声があるということをご提案して、最終的には市民の皆さんたちが本当に納得して、また参加できるような市民祭というのが必要になってまいりますので、当然、今後5年10年先のことも見て、一番いい方法のあり方というのを、当局としても十分検討はしたいと思っております。

○9番（八木秋博議員）

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、九日克典議員の発言を許可いたします。

○7番（九日克典議員）

7番、九日です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき3項目について質問します。

五位塚市長も就任5カ月を迎えようとされております。農業委員との兼務で、業務多忙と察し申し上げます。公約の早期実現という看板もお見受けしております。

議員も11月17日、選挙の洗礼を受け20名の定数となり、私も市民の立場に立った視点で、曾於市の発展のために市民の負託に応えるべく、その重責を痛感しているところであります。

夢の持てる、明るい、元気な曾於市を目指して、さらに努力をしてまいり所存でございます。

それでは、1つ目に農業振興について質問いたします。

つきましては、先般の市長選において、五位塚市長の7つの公約の6番目に、農、畜産を守るため加工施設建設が上げられ、所信表明の中でも、最大限の努力を進めるとあります。

また、その中で普通作については、どの作物も価格の低下で農家の所得が落ちている。よって、大根、ごぼう、里芋、ニンジン、レイシ、カボチャその他の作物を含めて加工施設をつくり、デパート、スーパー、生協などと契約し、農家の所得をふやす事業を展開していく。そのため、工業団地に加工施設企業誘致か、あるいは、農家市民参加型の第三セクター方式を含めての加工施設等進めていく決意であると述べられております。

農産物は付加価値がつけにくいとの印象を持っている方もおられます。加工による付加価値の向上やブランド化の推進により販売額の向上が図られ、農業所得の増大に通じ、農業の持続的発展が図られることは明白であります。

よって、公約に掲げられています多品目の作物の加工施設の建設時期等、具体的な構想をお伺いいたします。

また、2015年オープン予定の大隅加工技術拠点施設との連携支援等は検討されているかお伺いします。

2番目に、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場の公認コース建設の構想はないのかお伺いします。

戦後生まれの、いわゆる団塊の世代が定年を迎え、前期高齢者、後期高齢者になりつつあります。しかし、高齢化社会の中、地域内において中間層として、地区のリーダー、まとめ役として活躍されております。

パークゴルフやグラウンドゴルフを通じて、仲間づくり、話し合いの場と鋭意努力されて、地域の活性化、村づくりに貢献され貴重な存在と言えます。気軽に手軽にできるコミュニティースポーツの場を団塊の世代に提供をしていただきたい。

また、公認コースの競技となりますと、全国の愛好家の関心の的となり交流人口の増、市民の健康増進と多世代間交流による地域づくりを目指す新たな拠点となります。建設構想はないか、お伺いします。

3番目に、三州カントリークラブの存続についてお伺いします。

先般、新聞で報道されましたが、12月1日よりゴルフ場正門入口に立入禁止の立て札が多数立ち閉鎖されております。広大な土地と美しいグリーン、立派なクラブハウスが閑散とし寂しい限りであります。今は冬場で草木も伸びませんが、来春になると草木が茂り、立ち、荒れ果てた姿が想像されることは、もう、明白であります。

景観上の問題、また荒れ地になるとイノシシ等の鳥獣の被害も予想される場所でもあります。

メガソーラーにしてもしかり、ゴルフ場は全面に設置することは不可能であります。荒廃した土地が出現するのは目にも明らかであります。

先祖伝来の土地を手放し開発された三州カントリークラブ、難産の末に誕生いたしました。何としても存続を希望するものであります。雇用の面でも、働き盛りの七十数名の方が解雇されております。

つきましては、これまでのオーナーとの交渉経過、また閉鎖は本市にとって甚大な損失と考えますが、どのように捉えられているか。

さらに、跡地に太陽光ソーラー設置のお考えがあると報告されていますが、本市へのメリットはいかかなほどなのか、市長の意見をお伺いし、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

九日議員に対して答弁したいと思います。

まず最初、農業振興ということでございますが、①市長公約に農畜産を守るため加工施設を建設するとあるが、具体的な施設概要の構想を聞きたいということでございますが、市内の農産物の中で、市場に出せない野菜等の付加価値を高められるよう、漬物加工を中心とする施設を整備したいと考えております。

当面は、深川共同調理場、給食センターですけど、この跡地を利用して考えており、軌道に乗りましたら、企業の誘致、場合によっては第三セクター方式も視野に入れて、常時雇用型の加工施設を整備したいというふうに考えております。

②建設時期をいつごろと計画されているかということでございますが、今年度から26年度にかけて、まず女性グループや加工グループ、あるいは食品加工へ興味のある方々の希望者を募って組織づくりから始めたいと考えております。

組織ができましたら、加工の指導者を招き、試作販売をしながら時期を見て、27

年度以降に加工場の稼働ができるように計画したいと考えております。

また、曾於市観光特産開発センターとも連携しながら、新しい加工品の研究・開発を進めてまいりたいと思います。

③県の大隅加工技術拠点施設との連携支援等、検討されているかということですが、県の大隅加工技術拠点施設については平成26年度中に完成する予定であります。

加工品の試作、研究、開発、流通技術等を支援いただける施設と聞いておりますので、有効に活用させていただき、新しい曾於市の加工品の開発に努めてまいりたいと考えております。

次に、パークゴルフ、グラウンドゴルフ場の建設についてという中での、競技人口はふえていると思われるが、公認コース建設の構想はないかという質問ですが、この問題は徳峰議員にもお答えいたしました。グラウンドゴルフ場建設については、市の財政状況等を考慮しながらその対応と協議は、今後進めていく考えでございます。パークゴルフ場建設については、これからになると思っております。

愛好者の声、組織ができてきているのか、そのようなことも含めて、今後、検討は重ねてまいりたいとは思っています。

次に、三州カントリークラブの存続をという中での、①オーナーとの交渉経過について伺いたいということでございます。

昨日、海野議員にも申し上げたとおりでございますが、11月28日に上京いたしまして、存続のお願いをいたしました。

経営状況が思わしくなく、閉鎖し、太陽光発電、メガソーラーに切りかえる計画と伺ったところでございます。

存続に向けた方策を関係者等と、今、検討をしておりますが、12月いっぱい、また、結論を出せるように努力をしたいというふうに思っております。

②閉鎖は本市にとって甚大な損失と考えるが、見解を伺いたいということでございます。

これも海野議員に回答いたしました。九日議員のおっしゃるとおり、多大な損失があるというふうに思っております。そうしたことから含めて、どうしても存続ができるように、精いっぱいの努力をしたいというふうに思っております。

③敷地にメガソーラー設置を計画とのことであるが、本市としてのメリットはあるのか伺いたいということでございます。

仮に、存続がうまくいかなかった場合に、石原社長は、この間、投資した費用を含めて、メガソーラーにしたいという考えでありますけど、一定のその規模にもよ

りますが、固定資産税は幾分かふえる見込みだというふうに思います。

ただ、メガソーラーの場合は、数人は管理に対して雇用があると思いますけど、全体としては、雇用は生み出せませんので、どちらかというと、市にとってはデメリットのほうが多いというふうに思います。

以上でございます。

○7番（九日克典議員）

平成20年3月に曾於市の受益面積1,000haの曾於市東部地区畑地かんがい営農ビジョンが策定されております。

また、平成25年12月には谷川内ダムを水源とした受益面積2,052haの曾於市北部地区畑地かんがい営農ビジョンも案が示されました。平成26年3月ごろには、一部通水が始まるということでございます。

露地品目ではサツマイモにかわる路地野菜としてカボチャ、ごぼう、サツマイモ後作での水利用品目として大根、白菜、キャベツを推進品目に位置づけられております。

ショウガの推進については、昨日の議論の中で取り組みがなされるという結論が出ております。

サツマイモと露地野菜の輪作体系の確立、露地野菜の新品目の導入、茶の防霜対策、飼料作物の自給率向上など畑かんの水を利用した、収益性の高いかつ収量の増が期待できる営農の展開であることは事実であります。

市長は、大根、ごぼう、里芋、ニンジン、レイシ、カボチャ、その他の作物と多種の品目を加工し、付加価値をつけて農家の所得向上を図る施設の建設をしますが、規模はどのくらいと考えておられるのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

ただいま、九日議員が指摘がありましたように、北部畑かんでは、東部畑かんに加えて、特にショウガなど含めた作物が推進されようとしております。

当然ながら、青果用でJAを通じて、また直接、農家の方々が市場に出す方法含めて、出す物も相当多いと思っております。ただ、青果用の場合は、そのときの市場の価格状況によって大変、変動があります。当然ながら、私は、農家の所得を守るために契約栽培を推進しながら、1円でも多く農家の手取りをふやすというのが基本でございます。同時に、まだまだ、農作物として消費できる作物がいっぱいありますので、それについては、同時並行的に、最初から加工というものを前提として進める必要があるというふうに思っております。

規模的な状況はまだ計画しておりません。しかし、成功させるためには、その下積みが大事だと思っております。たまたま、深川小学校の隣の共同調理場の給食セ

ンターが、全く、その施設を含めて残っておりますので、この場をお借りいたしまして、地元の方々、加工の人たちに呼びかけて、皆さんで知恵を出し合っていて、商品加工していただいて、そして、一定方向づけができれば内村工業団地に企業誘致をしたり、場合によっては、第三セクでそういうのを立ち上げるということを含めて検討したいと思っておりますけど、当然そのことは議会の皆さんたちに詳しく説明して、議会の皆さんの承認を得る中での推進になるだろうと思っております。

○7番（九日克典議員）

当市には、今、深川の給食センターの再利用ということが、今、提案されましたけども、昨年ですか、大隅の農産加工センターそれからメセナ住吉の交流センター、総合センターの生活改善施設とありますが、これにまた、新たに同規模の深川給食センターへは大体そういった形での設置ということになるでしょうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内には、いろいろな加工施設があります。深川にも研修センター、諏訪にも加工センターがあります。文化センターの中にもあります。大隅町にもあります。財部にもあります。

今のこの状況を見ますと、みそづくりから、いろんな加工が計画されておりました、順番待ちのような状況であるようでございます。当然、そういう場所は皆さんの目的がありますので、その場は使えないので、できたらこの深川の給食センターの跡地に、将来の曾於市の加工場をつくるための一つの場として、中に冷蔵庫を含めていろんな施設が残っておりますので再利用しながら、そこから、まずスタートするのが一番経費のかからない方法だというふうに考えております。

○7番（九日克典議員）

今の答弁によりますと、今の大隅の農産加工センターも見ますと、加工できる面積というか、その部分は大体4分の1程度しかないんです。あとは研修室とかそういったもので、非常に、この、農業者がつくってきた産物をとても加工できる広さじゃないと思っております。そうなりますと、やはり農業者のための施設ではなくて、加工グループのための施設づくりというようなふうに捉えてもいいんですか、伺います。

○市長（五位塚剛）

大隅にいい施設ができました。これは当然、大隅町の八合原にそういう施設がなくて、また集会施設もありませんでしたので、総合的な中であの施設ができました。当然ながら、一農家が持って来て加工するというわけにはいきませんので、加工グループを中心とした大隅の加工施設になっていると思っております。

農家の場合は、当然ながら利益を追求する組織ですので、農家独自でされる方もありますでしょうけど、市としては、将来の、今後の曾於市発展のための加工場施設ということで問題提起しながら、できる形で確実に進めていきたいという考えでございます。

○7番（九日克典議員）

その加工者の利用を云々言っているわけじゃありませんが、やはり新しい農産物を製造する場合には新しい機器、特殊な機器が必要だと、そのためには自治体がつくったその施設を利用したり、そういった高価な機器を利用して新しい商品を開発する、そういった特産品のノウハウは、もう一番、この加工をされている方々が一番持っていると思います。

そういったもので、磨きをかけられて将来の大規模な、私としては大きな規模の加工センター建設、農家に。後ほど触れますけども、大隅拠点施設では300kgの原料を処理できる能力の施設もつくるといふふうにありますので、ぜひそういったものの充実も大事かと思えます。

そういうことで、市民への施設、機器の利用、こういったものは、やはり、深川研修センターも同じ考えだといふふうに理解してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

深川加工センター、研修センターは農家の方々、加工組合、一般の市民の方々がみそをつくったり、甘酒をつくったり、お菓子をつくったり、いろいろ計画をされているようでございます。それに農家の方々の加工を持ってくるといふのは無理がありますので、今まである施設については、今までの利用者の方々が利用していただければありがたいなと思えます。

だから、深川の学校給食センターの跡のところについては将来を見込んだ、そのための準備的な施設として、十分な加工品開発として支援できるというアドバイザーもいらっしゃいますので、進めていきたいなと思っております。

○7番（九日克典議員）

加工特産品開発の基本は原料の確保だと言われております。この原料の確保については、やはり、集出荷するJAとの連携が大事じゃないかなと思えます。こういった連携との将来的に向かった打ち合わせというか、話し合いというのは持たれているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、市長になりまして、JAさんの総会とかいろんな会に出席をさせていただいたことはありました。それで、私の政策、マニフェストも発表する機会がありましたのでお伝えいたしました。

市としては、農家の所得を上げるために、曾於市をPRするために加工施設を将来は確実につくっていききたいという中で、JAさんとも協力をし合いながらやっていききたいということをお願いしてあります。

以上です。

○7番（九日克典議員）

大隅の第一選果場は集出荷予冷施設が来年の3月に建設予定と聞いています。当市としても1,400万円の補助を出しております。総額2億3,528万円という額の事業費であります。ここでは担い手農家35軒で、大型農家は白菜、キャベツ、カンショを生産されております。

白菜にしても、ほとんどこの地区での出荷というか、生産が主であるようであります。キャベツにしてもしかりであります。カンショについても曾於市内では1,300haの中の300haを平成30年度の計画では、取り扱いが計画されているようであります。

こういったところの、予冷施設との関連を利用したこれからの加工施設との原料との供給の考えというの、ぜひ関係所課と連絡取り合って、今のうちから取り組んでいったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ただいまの御質問は、今回、補正でお願いをいたしました大隅町の南工区の貯蔵施設だというふうに思っております。2億近い事業でございまして、国が1億そしてJAが1億、市としても対象外のを1,500万の支援をして、保冷施設ということでございますが、特に、大隅町の南工区は白菜含めたキャベツまたカンショを通じたいろんな大型農家がたくさんありまして、残念ながら、それを貯蔵する施設がなかったということで、農家の長年の願いでありましたので、今回そういう要請がありましたので、市としても支援をするわけですけど、将来的には大隅町の白菜を付加価値を高めるという意味では貯蔵施設を利用した形での加工品というの、先ほど出ました八木議員が質問しましたキムチ漬けということも含めて、将来的には一つの案だと思っておりますので、検討はしたいなと思っております。

○7番（九日克典議員）

市長の所信表明の中の2ですね、その他の作物ということが言葉が出ております。これは何を指されているか、示されているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

所信表明でその他と言ったのかちょっと私も記憶がありませんけど、今回はショウガが出ておりますが、ショウガも、今、ある農家の方がショウガを加工して、かつおぶしをまぜて味つけした商品をつくっております。私も試食いたしました、

大変いい味でありまして、これは、特に広めることができるなというふうに思っております。

またタカナにしても、農家の方々は、またいろんな形で自分で加工してるみたいでございます。タカナの、こしょうを入れた独自の加工品とかそういうのもできると思います。

私がおの他というふうに上げたのは、多分、桑のことを言っているのかわかりませんが、今後の支援策としては、桑茶をつくって広めていきたいという思いもありましたけど、加工品という意味ではないと思うんですけど、いろんな農作物があります。特に、サツマイモについても、青果で出すものと、場合によっては、今何人かの農家の方が焼き芋をつくって出しているみたいでございます。だから、この曾於市でとれたサツマイモの焼き芋というのを場合によっては売り出しも検討をしているところでございます。

○7番（九日克典議員）

市長も御多忙で、非常にあれでしょうけど、この所信表明の中に、はっきり書いてあります。その他の作物ですね。

私は今、先ほど触れられましたが、桑の葉、この桑の葉の推進も考えているというふうに聞きましたものですから、桑の葉の先ほど出ましたパウダーですか、パウダーまでやっていくと、洗浄してパウダーまでつくって行って、広めていくと。まずは自分が研究してやっていくんだというふうなことを、私も、それも一つの加工品かなというふうには捉えています。

それから、ユズも一つの作物、加工品じゃないかなと、作物じゃないかなというふうに、私は捉えておりますが、市長はどういうふうに考えますか。

○市長（五位塚剛）

都城の加工される方が、曾於市からユズを買い取りまして、そしてこしょうを地元で植えて、それでユズごしょうをつくっておられます。

本来なら、曾於市で独自のユズごしょうをつくれればいいと思いますけど、一部つくっておりますけど、もっと現実的に、曾於市に合ったいろんな加工品ができると思います。残念ながら、ユズは九州で最も多い生産量でありながら、ユズ農家は全体で1億に満たない売り上げの状況でございます。加工品を含めて約3億近いわけですけど、やはり、高知県の馬路村は、小さな村の農協が三十数億の売り上げをしております。ユズ1つで三十数億の売り上げをするということは、私たちも学ぶべきものがあるというふうに思っておりますので、今後、この加工品の中でユズも同時に入れて、ユズの加工品も精いっぱい努力したいというふうに思います。

○7番（九日克典議員）

ユズも冷凍庫、メセナ末吉のほうに300トンの冷凍庫を築いたわけですが、やはり、このユズの本液がはけなければいけないわけですが、そういった意味で私は一つ曾於市としても感心だなあと考えたのは、ユズの本酸飲料をJAに依頼したというふうについて、11月24日、悠久の森ウォーキング大会がありました。そのときに300名近い方のアンケートを審査してやったところ、まあいいだろうと、B品でやったところ、これがいけるんじゃないかということをお聞きしたわけでは。

やはり、今、飲料水では本酸飲料が一番売れてるということ、あと2番目にコーヒ飲料が売れてるというデータを、こちらのほうにいただいております。

そういった意味では、非常にこの発売が6月ごろになるかなあというふうにお話も聞いておりますが、このユズの本消費が伸びていくことを、非常に期待しているわけでは。

そして、やはりこの、今、ユズ生産されている農家、市長も先ほど言われたとおりユズを生産されています。今、100町歩という限度、それから新植は認めないというようなことですが、やはりこの飲料関係等が伸びていった場合は、この100町歩というラインは、市長、考えはどうですか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

ユズは、今、末吉を中心とした農家の方々が組合をつくって生産しているわけでは、この間の幼木がここ数年で大きくなってきます。出荷量も倍に、1,600万トンになる予定でございますので、そうなったときにユズの出荷先を含めて、非常に心配しているのが現実でございます。

そのために今回、市が応援してユズの本蔵庫をつくって定期的に出せるような体制づくりにしたわけでございますので、当然そのユズ果汁の売り先、またユズの本果の売り先、ユズの本加工した食品の本加工づくり、総合的に進めないとな新植をふやすというわけには現実的にはならないんじゃないかなあと思っております。

当然、行き先は大きくもう見えたときは希望のある方には勧めるときが来るのではないかとお思っております。

以上です。

○7番（九日克典議員）

だんだん成木になっていくと収量等がふえてくるということもありますし、また高齢化に伴って樹木の管理、こういったものも非常に懸念されることでもあります。放っておくとどんどん上に伸びていって、収穫が大変なことになるということでは、ぜひこういった対策も、ユズの本会員である市長も検討を十分させていただければなというふうにお思います。

次は米の問題ですが、新たな水田政策の内容が固まっております。2010年に民主党政権が、減反に参加した農家の作付面積10 a 当たり 1 万5,000円の補助金を配る今の仕組みを、戸別所得補償制度として導入したわけであります。

しかし、4年たった今、米減反は5年後の2018年度をめどに廃止すると、補助金は7,500円へ半減する。廃止にあわせて28年度から支給をやめると、主食用米から飼料用米、米粉用米への転作を促す補助金は2014年度から拡充するとあります。

曾於市では、こういった飼料用米、加工用米の植えつけというものが拡充するものかどうか、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、各町含めて農家がたくさんいらっしゃいますし、また兼業の方々、サラリーマンでも自分ところの水田がありますので米をつくって食べて、また子供たちに送ったりとかいろんな形で努力をされているところでございます。

ただ、米で生産量をふやし、価格の見合う米づくりができるかといいますと、残念ながらできないのが現実でございます。当然、だから国の施策として主食用の米を減らし、それにかわるものの減反政策が長年行われてまいりました。それに対して補助金をやりながらの政策でございましたが、新たな政策で補助金も長期的には廃止をするという見通しでございます。その先はどうなるのかというのはTPPと同じで、強いものが日本に入ってきて、企業が農業に参入するということが準備されているんだろうと思っております。そういう意味では大変な問題に発展いたしますけど、基本的には曾於市の農地を守るために米づくりの方々には、それなりに努力していただいていい米つくっていただき、場合によってはこの曾於市からおいしい米を沖縄やら、ほかのところに輸出できるような体制づくりも、今後は検討したいと思っております。

○7番（九日克典議員）

もちろん畜産の町ですから、飼料用米はそれなりの自給飼料が確保できるわけですのでいいわけですが、この中に米粉用米、米ですね、こういったことの転作も推進されております。

そうなった場合に、やはり加工施設としては、この米粉用を使った、米粉を使った加工品の開発、新たな開発というのも一応提案されて取り組んでやってはどうかというようなことを考えています。

今、昨日の迫議員の中にも話がありました沖縄への米の販売、たしか22年の議会で市長が議員時代に質問されたことが、ちょっとコピーしてきましたけど、あります。

その中で、ちょっと読まさせていただきますと、「沖縄県を中心に独自ルートで曾

於の米の販売を進めるべきではないか」というその質問がされております。そして近くの志布志港から米を沖縄に販売したらどうかということで、市長の取り組みはどうなっているかということで、3年ほど前のことですが、市長からはきのうの回答の中で売り先、JA、米農家、米販売業者と協議して1年以内に実現したいとあります。

この独自ルートというのを、ちょっと具体的にあれば話していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○市長（五位塚剛）

22年度のときは、池田市長に対して、曾於市の米を販売する考え方として、沖縄のほうやら島のほうにしたらどうかというお願いをいたしました。

現実的にはまだ実現しておりませんが、私は曾於郡の民商の会長をしておりまして、沖縄また島のほうに民商の仲間がおりまして、米を販売されている経営者がおりまして、ですからその方とお話しして、曾於市には、本当においしいお米があるんだけど、ぜひ取引をしていただけないでしょうかというお願いいたしました。そうしましたら、特に沖縄とか島のほうは米が取れてもおいしくないということで、ほとんど本土から輸入をしているのが実情でございます。当然、こちらから送るとなった場合に経費のことを含めて検討しなければなりませんので、そのことを含めて採算が合うような取り組みをするためには、向こうのほうとよく協議をして販売先を確保して、少しずつ展開をしたいなと思っておりますけど、やはり最終的には農協さんやら、また大型の農家を含めて組織づくりが基本だろうと思っておりますので、その中には支援はしたいかなあと思っております。

○7番（九日克典議員）

確かに市長が質問された22年産の米は下落しております。非常に出穂時期における高温障害における一等米が22.4%あったということです。このときの仮渡金が5,100円であります。21年が6,100円、23年は6,250円、去年の24年が7,000円、で、今年は6,200円という仮渡金の額がおおむね決まっているようであります。また追加払いについては24年、25年、まだ決まっていないという情報をいただいております。

確かにこういった非常に不作だった時期であったわけですので、市長も、この時期は米をつくる農家がいなくなるんじゃないとか、非常にそういった懸念をされて質問されたという経緯を記憶いたしておるところであります。

次に入ります。

やはり、市長が議員時代に質問されたことを申し上げますが、曾於市は、牛、豚、畜産の町が主体であるということはもう言うまでもないことでございます。そうい

うことで、市長はの中で加工ですね、ハム、ソーセージ等の手づくり加工の食品なり体験的施設はできないのかという質問をいたしております。

この点はどのように考えておられるかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

私は一議員として、曾於市の農畜産物の発展を目指す立場から、特に地元ナンチクという立派な工場がありますので、そこと提携してハムづくり、またソーセージづくりをして見学ができるような、そういう施設ができたなら非常にいい意味で進むのではないかと提案をいたしました。

その後、今、ナンチクさんが今の、前のところから今のところに加工施設をつくり直して販売まで含めた立派な施設ができました。これはナンチクと私が協議したわけじゃありませんけど、ナンチクのほうで長期的な計画の中で実践されたようでございます。

また、今、大隅町の弥五郎の里、道の駅で大成畜産さんが大隅町で生産された豚を中心とした加工品を販売されております。今、この企業の方々からできたら手づくりハム、ソーセージができるような、また見れるような施設をぜひともやりたいという要請もありまして、今、場所等ができるかということを検討しておりますけど、市民のために、また大隅町の農土家市を初めそういう道の駅が活性化して、市政の発展のためになるのであったら支援は考えているところでございます。

○7番（九日克典議員）

当時の池田市長は、今の農産加工センター、メセナ住吉交流センター、総合センターの生活改善室で、ナンチクさんからの技術提供なり、そういった指導が得られれば取り組んでもいいということを回答がされています。

市長はどのような考えですか。

○市長（五位塚剛）

何にしても、やる気のある人がしない限り失敗をすると思います。やはり成功をさせるためには、どれだけやる気の意欲があるか、で、技術的にそのことをナンチクさんやいろんな方をお願いしたいということがあれば援助はしますが、これは基本的にはその過程が大事だと思いますので、そういうしたいという方々があれば、やはりそういう長期的ないろんなことを含めて、やる気がないと、これは簡単にはい、しなさいというわけにはいかないだろうとは思っています。

○7番（九日克典議員）

今、市長はナンチクの非常勤役員さんでいらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

ナンチクというのは市も出資している、いわば第三セクター的な会社でございます。

す。市長はナンチクの非常勤の役員でございますけど、まだ前市長池田市長が役員でありまして、私は役員ではありません。

○7番（九日克典議員）

ナンチクの取締役会で当然、五位塚市長は非常勤役員になられると思うんです。その当時役員であったならばナンチクとの話し合いができる、私はまだ一議員であってナンチクとは交渉はしていない、相談もしていないというふうに言われております。そのために役員であられる市長が非常勤役員になったら、こういったナンチクと一緒に取り組みをされるということは自由だと思いますが、どう考えますか。

○市長（五位塚剛）

ハムとかウインナーをつくるとした場合は外部との空気を含めてハエとかいろんな意味で、衛生的に完備しなければできないようでございます。ですから大隅の加工センターでハム、ソーセージをつくるとしたら、新たなそういう衛生上の施設をつくらないと現実には難しい部分があるんじゃないかと思っておりますけど、仮に私が役員会で承認されたときは、そういう地元からの要請とかいろいろあったら、一役員としてナンチクに技術指導がお願いできませんでしょうかということはあるというふうに思います。

○7番（九日克典議員）

このハム加工の体験施設の中の体験なんかを、市長は子供たちに畜産の町としての活性化を図るため食文化を含めて大事であるというふうに意見を言われております。

この気持ちは、やっぱり変わらず同じ気持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

全国的に、テレビを見ますと、やはり道の駅とかいろいろな物産展ではやっているところはどこかというところかといいますと、やはり体験加工をさせることができる場所、同時に、場合によっては自分で加工したハム、ソーセージを外でバーベキューで食べさせながら、それで観光を呼ぶというところ、場合によってはそれによって、また別ないろんな肉と一緒に買ってもらうという、そういう新たな展開をしているところが非常に成功しているようでございます。

私も、できたらそういう体験的な加工ができる施設ができて、自分でつくったハム、ソーセージを屋外で炭火焼で焼きながら地元の牛肉、黒豚の肉を食べて、食味してもらうということは非常にいいことですが、現実的にそれが今できる状況ではありませんけど、そういうまた展開がきたときは支援をしたいなあというふうに思います。

○7番（九日克典議員）

また、所信表明の演説の中で加工施設企業の誘致か農家市民参加型の第三セクター方式というのを述べられています。こういったものの内容を企業方式なのか、ちょっと具体的な話を、説明を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

一番いいのは曾於市の農作物を受けていただいて、独自でいろんな加工をしていただいて日本全国に発送して売ってもらう、そういう農産物加工施設の企業が来てもらえれば非常にありがたいと思っております。それは、また、それなりに努力をしたいと思っております。

同時に、小さな漬物を含めた加工というのはいろんな方法がありますので、それについては農産物加工の組合をつくって農家にも入っていただいて、場合によっては市も支援しながら第三セクของบริษัทをつくって、それが大きくなった場合は国の補助事業を取り入れながら、内村工業団地がまだ相当土地として余っておりますので、その中でそういう施設ができたらありがたいなと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで九日議員の一般質問を一時中止して10分間休憩をいたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、九日議員の一般質問を続行いたします。

○7番（九日克典議員）

昨日の一般質問の中にもありましたが、企業の誘致についてをお伺いします。

市長も、前の議員時代に平成22年、企業の誘致は簡単にはいかないと、しかし人口をふやしていく上にも誘致が必要であるというふうに述べられております。

そして、数限られた職員の企業誘致への取り組みをさせるためには一定の研修が必要であると、そういうことが大事である、そして特別な研修をさせなければいけないというふうに述べられています。

この5カ月間の中で、この職員に対する特別な研修というのはあったでしょうか。またその内容はどんなものかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

一般質問で企業誘致についての項目がなくて質問されるわけですけど、私が答える範囲でいいなら答えますけど、議長よろしいですか。

○議長（谷口義則）

いいですよ。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

それじゃあ、お答えしたいと思います。

企業誘致は、非常に大事な問題でございます。曾於市の人口をふやすためにも若者を、高校を卒業した後、曾於市内で働ける雇用の場をつくるという意味でも企業がないと若者は出てまいります。将来、また一定期間、都会に出た人たちがUターンして、この曾於市に帰ってきたいと思っても企業がないと帰ってきません。人口をふやすためには、また、この曾於市に若者をふやすためには企業誘致は基本だと思っております。

そのために、今後、企業誘致のための施策を私は職員と一緒に、どういう形が一番いいのか、企画のほうでも相当企業誘致、企業回りをいたしていますけど、場合によっては、職員を、専任の職員を設けてやるとかいろんな形で努力はしたいなあと思っております。

○7番（九日克典議員）

それでは、通告外で非常に申しわけありませんが、この加工品の中で企業の誘致という文字が出てきたものですから、そういった質問をさせていただきました。

大隅加工技術拠点施設の問題でございますが、回答のとおり平成26年度中、2014年度に完成する予定であるということで、鹿屋の串良インターチェンジそこの近くにできるということでございます。そのセンターの役割として、今述べられたとおり、加工品の試作、研究、開発、流通技術等支援していただく非常に立派な施設であるというふうに述べられております。

前池田市長もこのプロジェクトメンバーに入られておられて、前もこの質問を取り上げたところでございます。

加工にとっては非常に製品ができた場合の鮮度なり品質保持、長期保存、長距離輸送時の品質劣化防止の研究とか、こういった非常に大きなことを研究する、また技術指導される場所でありまして、また東九州自動車道が完成しますと非常に近い地点にあると思っております。そういったことで、将来の加工センターの建設のための非常に技術の高い職員を育成するためにも、この研究施設に市長は職員を送る考えはないか伺います。

○市長（五位塚剛）

この事業は、県が進めております事業でございます。面積的に4,047m²で、串良の細山田のものの県の施設の中にできますけど、テストプラントとって加工ライン試験、実験施設が1,703m²で、1次加工した品物を粉末にしたり乾燥したり

冷凍したりカットしたりするラインがあります。もう一つは加工開発実験施設ということで1,256m²、1次加工したものを再度2次加工する開発、製品の開発試験ができる施設でございます。

それと流通技術実証施設ということで480m²、品質の保持、長期保存の研究機器ということであります。

それと企画の支援施設ということで1,508m²、マーケティング活動支援、相談窓口、研修会の開催等ということで、市の職員について、いろいろ農家から、いろんな、また加工の問題が出てきたときにはお願いをして研修はさせたいと思います。

○7番（九日克典議員）

非常に貴重な体験施設ですし、また新しい技術を非常に学べる、提供してもらう場所であると思いますので、こういった熟練した技術者の指導者の育成も非常に大事なことではないかなと。そのことがひいては、いい商品開発になり農家の産物に付加価値を高められた製品ができ上がり、また先ほどから言いますように、東九州自動車道の開通なりそれから高規格道路の開通によって、志布志からの輸出というような大きな問題に発展することを希望して、そういった意味で取り上げたところでございます。

次に、パークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の公認コース建設の構想はないかということでございますが、市長の、大変失礼ですが、市長はパークゴルフとグラウンドゴルフの違いは御存じでしょうか。

○市長（五位塚剛）

グラウンドゴルフとパークゴルフの違いというのはスティック自体も違いますし、パークゴルフはゴルフに同じようなホールを用いて、決まったコースの中で打数を決めて打ち込んで行くものでございます。またグラウンドゴルフは数人で競技しながら自分の点数を何打で入れるかということが出来る競技でありまして、大変お年寄りやらまた若い人たちにも人気があるスポーツだというふうに思っております。

先週の日曜日は、山田のパークゴルフ場に行ってまいりまして見学させていただきましたが、大変なにぎわいでした。おとといは、ちょっと時間とって福山のパークゴルフ場も見学させていただきました。そちらのほうは余り人はいなかったようでございますけど、特に高齢者を中心にいろいろ楽しんでいるスポーツゲームであるなあと思っております。

○7番（九日克典議員）

おっしゃるとおり、昭和57年に鳥取でグラウンドゴルフは生まれたそうです。グラウンドゴルフ、字のごとく学校のグラウンド、土の上でやるグラウンドゴルフで

あったと。

そして、58年には北海道の幕別町というところでアレンジして、またこのパークゴルフが発祥したということで、このパークゴルフの発想は、公園ですね、パークですから公園。この公園には立入禁止の柵が設けてあったりして、なかなかその公園で遊んでいる人がいないと教育委員会の方が見られて、そこに芝生の中に穴をあけて、そこでゴルフを、20cmの穴をあけてゴルフを始めたというようなことが発想であるようでございます。

今、非常にこのグラウンドゴルフが多いのかパークゴルフが多いのかということとはちょっと数的にはつかんでおりませんが、手軽で気軽なスポーツであるということは御承知のとおりであり、子供から大人まで非常にあらゆる世代、多世代の方が楽しんで交流として、またコミュニティスポーツとして楽しんでいるのが現状であろうと思います。

近くには今、先ほど言われました山田のかかしの里パークゴルフ場があります。ここのホール数は64で長さが2,562m、面積が7万5,480m²とあります。入場者は年間6万3,000人から6万5,000人と聞いております。曾於市からの利用者も非常に多く、利用料が安い500円です。こういったことで採算的には赤字であろうかと思っておりますけれども、非常に健康増進、皆さん楽しんで和気あいあいとしている交流の場じゃないかなというふうに考えます。

またこのコースも今、現在6コースあるのが、また2コース増設の計画もあると聞いております。

私は、7月の市長選において市長の公約を見させていただきました。この中には今でもありますとおり、これが公約だったわけですが、13億円フラワーパーク建設反対という言葉は見えました。しかし、この中に選挙期間中にグラウンドゴルフなりパークゴルフという言葉が一言もちょっと私の耳には入らなかったような気がしております。

そういった意味ではパークゴルフの、また市長の所信表明の演説のこの原稿の中にもフラワーパーク事業として出ております。パークゴルフというのは後づけされたような気がいたしますが、正式名称だったから後づけ、パークゴルフというのを後づけされたのか、その点の市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

13億円かけましたこのパークゴルフ場、フラワーパーク事業については早々としてこの事業は中止ということを訴えいたしました。

グラウンドゴルフについては、何回も言われるように、議会としても陳情を採択しております。特に末吉の方々が大きな大会をしようと思っても大会するような会

場がないということで、困っているということでの採択もありましたので、基本的にはこの間、答弁いたしましたように、グラウンドゴルフについては場所等やいろいろなことも考えて多目的な広場としての施設ということで検討したいなというのは思っております。時期とか場所とかいろいろな問題については、全く白紙でございますので、今後十分、組織なりがありますのでそういう人たちの意見も聞きながら、総合的に検討はしたいと思えます。

パークゴルフについては、述べましたように、曾於市内の方々もかなり山田のほうに利用されているようでございます。また福山のほうにも行っていらっしゃると思います。また場合によっては指宿までバスで1泊どまりで行っているというふうにも聞いております。霧島にもあります。そういう意味では、非常に愛好者もふえているように思っておりますけど、実際どれぐらい利用されているというか、愛好者がいるか、数字が全体、全然まだ見えませんので、そういう方々の声やいろいろな聞きながら検討といえますか、今後の課題だと思いますけど、13億円のこの事業は胡摩地域は観光客を呼べるような状況じゃないので基本的には白紙に戻して、また今後いろんな形の検討するという意味での状況でございます。

○7番（九日克典議員）

この選挙戦で13億円フラワー建設反対というものは公約として出されました。胡摩地区にはこのパークゴルフ、グラウンドゴルフ、フラワーパークこれはもう絶対白紙に戻してつくらないということはもう言明されております。

そこで、市長は日ごろより住民の声を大事にするとされています。選挙戦もありまして、今よく聞かれますノーサイドですね、そういった意味で、前池田市長はフラワーパーク、パークゴルフ全てつくるといふことの発案者でありました。そういった方々の市民の声も、このパークゴルフといったものが建設というものに含まれていたんじゃないかなということは、市長はどのように分析されておられますか。

○市長（五位塚剛）

池田市長を支持された方もたくさんおられますので、支持者市民の中にはグラウンドゴルフ、パークゴルフをつくってほしいという願いがあったということは、これは否定はできませんし、そういう声もあるだろうというふうに思います。

○7番（九日克典議員）

またさきに返りますけども、今、全国大会で先ほど言いました幕別町、北海道。ここでは親子・夫婦大会だとかファミリー大会、レディースカップ、シルバーカップ、学校ごとの対抗戦とか高区ごとの対抗戦、非常に地域の活性化につながる行事をやっております。そして、活性化が図られています。こういったことも、ぜひ、このパークゴルフを中心にした競技というもので活性化が図られている自治体もあるん

だということを、よく、市長の今からの、今後の検討の中に、お願いしたいと思います。

時間がなくなりますけど、市長、このパークゴルフの維持費についてはどのように考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

山田のパークゴルフ場は当初300円でスタートいたしました。そのために利用者も一定ありましたけど赤字でありまして、500円に値上げをいたしました。500円に値上げをした途端に、口蹄疫が発生し、新燃岳が発生し、急激にまた利用者が減りまして大変厳しい状況であるようでございます。施設によっては、やはり利用者の数と経費という意味では、最初の投資したお金がどれだけ返ってくるかというのがありますけど、基本的には、一旦パークゴルフ場は整備すると後の芝の管理だけになりますので、それほど維持費はかからないと思いますけど、全体の雇用の人数とかいろんな問題がありますので、どうだということは、ちょっと言えないところでございます。

○7番（九日克典議員）

前のフラワーパーク建設事業のときの試算をいただいておりますが、入場者を3万7,500人、利用料を500円で試算されています。管理費が2,218万6,000円ということで334万6,000円の赤字だと、維持管理費がです。

後ほどまた言いますけども、三州カントリークラブは89haあるそうです、敷地面積が。そこを10名の方で十分管理が賄えると言われております。そういった面で山田なんかについても7町歩ぐらいですから、そんなに人数はかからない、ほとんど機械でやるわけですから、維持費はかからないんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういった経費面でも維持費はかからないんだという認識のもとで取り組み方をお願いしたいと思います。

次、グラウンドゴルフですが、きのう、徳峰議員さんがもう質問してありますので重複するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思いますが、2020年の開催の国体の公開競技とした四半的と一緒にお出しになったということですが、教育長より回答がありました。

市民の要望であり陳情も採択されております。関係者との協議を進め総合振興計画で進めていく、そして末吉町のどこかに協議するとの市長の回答だったかと思えます。もちろん団体の公開競技用候補となりますと公認のコースの建設となります。総合的多目的に使える有効活用できる場所にあるとすると市長からの説明がありました。早期の取り組みを考えられているかお伺ひします。

○市長（五位塚剛）

多分、今のお話は国体のためのグラウンドゴルフの公開競技のことだろうと思うんですけど、市として教育委員会で手を挙げたけど、現実はそのいうふうにならなかったということでありまして、三州のゴルフのことを言ってらっしゃるわけじゃないんですよ。

○7番（九日克典議員）

はい。三州カントリークラブについては、また少年のゴルフ大会ということで申し上げますけども、その分ではありません。

ただ、そういった国体の公開競技となったら、もう早く施設を早期につくるべきじゃないかなと思うんです。後から、後づけで、それはどうにでもなることですけど、やはりあるんだということのアピールも大事じゃないかなというふうに私は考えたものですから、そういった早急的な早く市民の声も要望もありますし、陳情等も採択されておりますから、やはりそういったものは早急に取り組むべきじゃないかなというふうに考えて申し上げたところであります。

こういったところで、多目的な広場というものと書かれた市長の考え方であります。

以前、市長は、花見の時期だったですか、焼肉大会を開いたらどうかということも質問されました。こういったもので多目的なところで、グラウンドゴルフなりパークゴルフなりやった後に焼肉大会のイベントとか、私も米沢に行ったとき、たしか4,000円か、1人4,000円、5,000円でもおいしい肉だったら来るんです、市民は。県外からでも、どこからでも。そういったもののイベントの開催にも使えるわけですので、そういったこともあわせて、グラウンドゴルフを先につくっても、またあわせてパークゴルフもつくっていただくと、愛好家呼び観光客を呼ぶ絶好のチャンスだと思われるわけでございます。

一方的に申し上げましたが、早急な取り組みをお願いして終わります。

次に、三州カントリークラブの存続をということで申し上げます。

きのう、海野議員が質問され重複すると思われませんが、よろしく申し上げます。

三州カントリーは、以前、九州一の来場者があったということも聞いています。7万人ほどの来場者があったというような有名なコースであります。全盛時は50名以上のキャディーの雇用があったそうです。平成24年の来場者数は3万8,595名と市内利用者が約24%、市外利用者が76%という説明を受けています。建設の経緯としては面積89haとありますが、当時の地権者の80%が地元深川地区民であり、先祖伝来の土地を地域の活性化のためということでやむなく売り出した、売り渡した経緯があります。

途中、当時の町長や農業委員会長が逮捕をされるという事件も発生し、難産の誕

生であったということも、皆さん方御承知ではないと思いますが、そういった経緯もありました。

しかし、地域住民にはこの三州カントリークラブとのトラブルは、ほとんど聞いておりません。市内の多くのゴルフ愛好家からも慕われてカントリークラブの閉鎖は耐えがたいものが私自身にはあります。市長は5,200名の署名でオーナーと話し合いをされたとの説明がありましたけれども、12月21日に上京し再度話し合いが持たれるということが、きのう説明がありました。その中で2020年には国体で少年のゴルフ大会開催の打診があったとの説明もありました。

そういったことや、一定期間の固定資産税1,000万円、きのうには、相談がなかったからこういった話はしなかったというふうに私は受けとめましたけれども、今度は市長のほうから免除してもいいですよというようなことを、オーナーに会われたときに提案されてはいかがでしょう。この1,000万の免税をしても、ゴルフ利用税が今まででいきますと1,500万ありますから500万円は残るわけです。そしてまた雇用も、それだけまた返ってきて雇用も生れるわけですので、ぜひ石原オーナーと話される時、こういった利点と、それから交通アクセスでも高規格道路が高城のインターチェンジと結ばれます。そうすると熊本、宮崎から10号線の平塚のインターチェンジ、五十町のインターチェンジに早く、早い時間に来れることになります。そしてまた東九州自動車道が完成しますと鹿屋なり志布志からも、そういった面のアクセスも非常に便利になって、三州カントリークラブの利用率は高まってくると、こういったことも、ぜひオーナーとお話される時に説明を、十分に説明されて説得する材料にしていいただければなというふうに考えておりますので、決意のほどをお願いします。

○市長（五位塚剛）

貴重なアドバイスありがたいと思っております。

今1,000万円の固定資産税を減免しますから、引き続きゴルフ場を存続しますという状況には、残念ながらならないと思っております。この間の投資したお金とゴルフの会員権を清算したその金額をもとにしたメガソーラーを、かわるものを、それに該当する額のものをつくるというのが、今のオーナーの考えでございます。ですから、基本的には、今言われましたこのゴルフ場の長い歴史がありますので、土地を提供された方々また地元の方々、今ゴルフをこの間利用された方々、いろんな方々の思いが三州ゴルフ場を残してほしいということでございますので、その思いを精いっぱい伝えたいと思います。

またこの間、三州ゴルフ場の、市にゴルフ税として当初から約8億円の入金があります。また税金としても2億円超える税金が市に入ってきておりますので、そう

いう意味では三州ゴルフ場が市に与えた影響というのは非常に大きいと思っております。今後のこともありますので、どうしても残していきたいという強い気持ちで再度交渉したいと思っております。

○7番（九日克典議員）

もう御承知だと思っておりますけれども、石原オーナーの経営される株式会社平和、この子会社が環境社会への取り組みとして再生可能エネルギーの積極的な活用ということで、群馬の工場でこういった太陽熱の器具等を製造しているということも頭の中に入れて交渉をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時08分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○1番（岩水 豊議員）

今回、初めての質問に際し、議長の許可をいただきましたことを感謝申し上げます。

さて、今回の市会議員選挙において初の挑戦となりました。市民の皆様の大きな御支援のもと、この壇上に立たせていただきましたことを深く感謝申し上げます。今後、市民の皆様のお意見、御示唆を参酌し市政発展のために頑張ってまいります。

今回の選挙で、市内各地を隅々まで見てまいりました。本市には、まだまだ大きな課題も山積しています。多様な御意見を伺う機会でもありました。今回の質問は、市民の声の一端を市長に伺うものであります。

さて、質問に入ります前に、本市の現状は合併後人口が4万人を切り、高齢化率も35%となっているところであります。少子高齢化の解消に即効策はないものと感じています。経済復興、子育て環境整備、就業場所の確保など喫緊に取り組むことで道が開けるものと思っています。

一方、国政に目を向けますと、アベノミクスの効果が都市部を中心として、今後地方へと広がってきているように感じています。26年度には消費税が8%となり、経済の先行きの不安もあると感じています。さらに、消費税のアップに伴い各種施

策が公表されていますが、本市への影響は今後の行政において、いかに国策予算、すなわち補助事業、交付金事業などの採択を受けるかであり、そのことが社会福祉、公共事業、経済対策、教育環境整備へとつながるものであります。

さらに、国では臨時交付金の配分が決定されています。また、地方自治体の固有の予算である地方交付税の配分方法、交付金算入額の見直しもされています。

以上、若干触れましたが本市を取り巻く環境は大きく変化していくし、今こそ環境整備に、経済対策に取り組まなければなりません。

それでは、通告に従い質問してまいります。誠意ある回答を望みます。

まず1番目、学校教育環境の現状と整備について伺います。

市長は、ホームページの市長の挨拶で、今後の市政はのところで「私は将来の人口増対策として、子育てしやすいまちづくりに力を入れます。若者の雇用の確保、安心して結婚、出産できる環境づくり、保育園、幼稚園の入園料の補助、高校卒業までの医療費の無料化を進め、定住のため住宅の建設も積極的に進めていきます」と述べられています。医療費の無料化については今後の課題として、子育て環境、すなわち現状の学校の教育環境整備は喫緊の課題であります。楽しく、健やかな教育環境整備があつてこそ将来地元に戻る環境ができるのであります。

さて、本市には3つの中学校と20の小学校がありますが、次の4点について伺います。

①として、現在、市内の小中学校の耐震化の現状と今後の計画についてはどのようなになっているか伺います。

②として、小中学校の一部で老朽化が進んでいるが、本市の現状と今後の対策と改築の予定についてはどのようなになっているかを伺います。

③として、学校隣接地の立木等による日照不足など、教育環境への影響が懸念されているところもあります。対策、対応は早急にする必要があるが、現状と今後の対応を伺いたい。

④として、学校関係予算の充実は児童生徒育成のためにも重要と考えますが、学校の要望等に十分配慮した予算となるようにすべきであるが、市長の見解を求めます。

大きな2番目といたしまして、市営住宅の管理状況について、定住促進や低所得者の住宅確保のために、公営の住宅は必要不可欠のものであります。現時点での入居者の高齢化も進んでいるし、共働きの方々も多く居住されています。住居に関して自己責任で管理するのは当然であります。公営住宅の管理責任はやはり市にあることは周知の事実であります。高齢化対策として取り組む必要があるとの声もあります。したがって、年間を通じた市営住宅の管理、整備は計画的にされていなく

ればならないものであります。そこで2点ほど市長の見解を伺います。

①といたしまして、市営住宅居住者の高齢化が進んでいる地区や住宅周辺の整備の必要な地区があります。排水路の整備や除草作業などの現状と今後の計画、考え方を伺いたい。

②として、老朽化した市営住宅の居住環境の現状をお示してください。また、住みやすい環境にすべきであります。市長の見解を伺いたい。

3番目に、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例による大学進学祝金贈呈事業について伺います。

今の日本国においての大学進学率は非常に高くなっています。多くの生徒が専門学校、短大、大学へと進学しています。本市では、高校卒業と同時に就職していく生徒もいらっしゃいます。大学進学と就職する生徒、家庭への支援の格差があるとの声もありますが、ここでは置いておきたいと思います。

現在の公立大学を含め自主運営となっているところがあり、入学に際しての準備金が多額になっているのが現実であります。本条例で支援することは有意義な一面があるでしょう。そこで、制度を拡大をすべき事案であると考えますので、以下の2点について伺います。

①といたしまして、市内、市外の高校進学状況について、過去3年程度が、どのようになっているのかお示してください。

2番目に、大学等進学祝金贈呈事業の対象高校を市内、市外を問わず支援する考えはないか、所見を伺いたい。

以上で、壇上よりの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

お答えしたいと思います。

質問事項1の学校教育環境の現状と整備についてと、3の市内高等学校総合支援対策事業の項目は、後ほど教育長より答弁していただきますので、先に質問事項2の市営住宅の管理状況についての項目から答弁させていただきます。

まず、①の住宅居住者の高齢化が進んでいる。周辺の整備、除草作業などの現状と今後の計画、考え方についてですが、市営住宅及び市有住宅につきましては、現在、1,206戸を管理しており、そのうち古くなり使えない空き家等を除く1,068戸に2,084名の入居者がいるところですが、市全体の高齢化とともに市営住宅等の入居者の高齢化も進んでいることは認識しております。

住宅周辺の整備につきましては、現在、曾於市公営住宅等長寿命化計画にのっとり、段差をなくすバリアフリー化や手すりの設置などを進めるとともに、トイレの水洗化や三点給湯器等の施設整備も進めているところでございます。

住宅周辺の除草作業等につきましては、入居者個人や団地等の共同作業による定期的な管理もお願いしております。また、樹木の管理等につきましても、低木等につきましては入居者に管理をお願いしております。その他、高木の管理や入居者では対応できないことにつきましては、市でその対応をしております。

今後の計画、考え方につきましては、現在、古い団地の建て替えを順次進めており、それに伴う住宅周辺の環境整備などにより、管理等の負担の軽減も図っております。

しかし、全て市で対応できるわけではなく、入居者の皆さん方の協力が欠かせません。入居者の状況等を考慮しながら、市としましても臨機的に対応したいと考えております。

②老朽化した市営住宅の居住環境の現状を示せということでございますが、老朽化した市営住宅につきましては、多くがその耐用年数を超えており、その躯体や設備の老朽化が進み、汲み取り式のトイレなど低い設備水準や住戸規模の狭さなどの問題を抱えているのが現状であります。

そのような住宅につきましては、曾於市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止や建て替えを進めることとしており、合併後でございますと、財部町の鳥越団地、中須団地、末吉町の湯之尻団地、大隅町の下岡団地等の建て替えを行っており、本年度からは大隅町の桜ヶ丘団地の建て替えに伴う基本設計に着手したところです。

そのほか、個別の補修等については適宜対応しておりますが、建て替え等を前提としていることから大きな改修等を行わないところです。今後も国の補助制度等を活用しながら、住環境の整備に取り組んでまいります。

あとは、教育長から答弁をさせたいと思います。

○教育長（植村和信）

それでは、学校教育環境の現状と整備についてということで、4点ほどお尋ねでございます。

まず、①についてお答えいたします。耐震化について現状は、また、今後の計画、行程を伺いたいというようなことでございます。

耐震診断第2次診断の結果、構造耐震指標と言われる、いわゆるI s値でございますが、0.7未満となり震度6強の大地震に対して大きな被害を受けると判断された建物については、補強や改築が必要となるところです。

本市では、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された小中学校施設51棟に対し、平成20年度、21年度で耐震の第2次診断を実施したところであります。その結果、11校24棟においてI s値が0.7未満となったところであります。

耐震化の現状については、現在整備中の財部中学校屋内運動場を含め、8校18棟

で耐震化が完了し、1棟については解体を実施したところです。

今後の計画についてですが、平成26年度において柳迫小学校屋内運動場の地震改築、平成27年度において檜小学校屋内運動場の地震改築及び大隅北小学校特別校舎の危険改築事業を実施する計画であり、これにより耐震化が完了する予定でございます。

②の小中学校の老朽化が進んでいるが、本市の現状と今後の対策の予定はということであります。

中学校の建物においてはほぼ整備が終了しているため、小学校の建物について現状を説明いたします。改築の目安となります建築後40年を経過している校舎が24棟で全体の51%、屋内運動場が3棟で13%となっております。耐震化に伴い構造躯体の安全性は確保されつつあるところですが、改築の済んだ学校を除き、老朽化対策が十分に進んでいない状況にあり、非構造部材の落下や随所で老朽化による機能低下、安全面での不具合が生じている状況にあります。

今後の対策としましては、従来の事後保全型管理では抜本的な解決にならないことから、予防型保全管理へ転換を図り、中長期的な整備計画に基づく整備が必要と思われま。平成21年度に策定した曾於市教育振興基本計画で、平成26年度に学校整備計画を策定する計画となっており、まず基本計画の策定に向けて着手したいと考えております。

③で、学校隣地の立木等により、日照不足など教育環境への影響が懸念されているけれども、対策、対応を早期にする必要があるが、今後の計画はということであります。

一部の学校において、確かに、隣地の立木等による日照不足が生じている学校があります。南側に大きな山が迫っている敷地にあっては、具体的な解決策がなかなか見出せない状況であります。市有林については、早急に対応を検討してまいりたいと考えております。なお、学校においては隣地の樹木の問題より、学校敷地の樹木が高く、大きくなり隣接の民有地、道路等にせり出し、日照不足や交通等の障害になっているところが多くあります。また、枯れ木の落下や倒木によって児童生徒の安全を脅かす状態も数多く見られます。

今後の計画としましては、このような学校敷地内の高木について、年次的に伐採等を進めていきたいと考えているところでございます。

④でございますが、学校関係予算の充実は、児童生徒育成のためにも重要と考えているが、学校の要望等に十分配慮した予算となるようにすべきではないか。市長の見解ということでございますが、協議してございますので、一応こちらで答えま。

学校予算については、これまでも確保、充実に努めているところであります。ソフト面では、教育振興消耗品、教材備品、図書備品等の配分予算において、県下19市の中でも平均以上を計上してもらっているところであります。

また、平成20年度から学習指導補助員及び特別支援教育支援員を配置し、少人数学級や特別支援学級における教育の充実を図るとともに、平成22年度には市内全学級に電子黒板を配置し、ICT教育の推進など、学習環境の整備に努めているところであります。

一方、学校からは、施設の老朽化等に伴うハード面の要望が多くなっているところです。耐震工事や改築事業等国庫事業以外の全く市費のみで実施されていた修繕や工事に係る費用は、平成18年度から24年度までで3億3,600万円ほどとなっているところです。学校の要望を配慮することも大事であるというふうに考えておりますが、まずは非構造部材の転落防止など児童生徒の安全面の確保を最優先に、予算を編成、要求していきたいと考えているところでございます。そして、その後に国庫事業を活用した中長期的な整備計画を策定して、学校整備を図っていく予定でございます。

3番目の市内の高等学校総合支援対策事業についてということで、2点ございました。

まず、市内、市外の高校進学状況についてということでお答えをしますが、平成22年度でございます。中学校卒業生において高等学校への進学者が391名、市内に残りました生徒が144人の36.8%、市外に進学した生徒が247名の63.2%であります。

平成23年度は、332人の進学者に対し、市内が123人の37%、市外に209人63%です。平成24年度、361人の進学者に対し、市内に144人の39.9%、市外が217人の60.1%という状況でございました。

②が、大学等進学祝金贈呈事業の対象高校を市内、市外を問わず支援する考えはないか、所見を伺いたいということでございますが、高等学校総合支援対策事業における大学等進学祝金贈呈事業については、あくまでも平成26年4月に開校する曾於高等学校と平成28年3月をもって閉校する末吉高校、岩川高校、財部高校の県立3高校の支援であり、その他の高校に対しての支援は考えていないところであります。

このことは、さきの9月議会定例会で慎重審議していただき、議決をいただいたところであります。

以上でございます。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、通告に基づいて1番目から2回目の質問をさせていただきます。

まず、学校教育環境の現状と整備についてということで、耐震補強計画、これについては平成22年3月に出されております教育振興計画の中で、数値目標として26年度完了とうたってありました。それが今の回答を聞きますと、27年度までかかるということで伺っておりますが、これに至った経緯をお答えください。

予算面についてですので市長のほうから。

○市長（五位塚剛）

各学校の状況を見ながら耐震化を図ったところでございますが、予算については、補助事業をもらえるものともらえないものがありましたので、そういう状況の中で推移してきました。基本的には、耐震化事業ですので補助事業をもらっておりますけど、ずれたことについては教育長のほうからお答えさせたいと思います。

○教育長（植村和信）

ただ今、市長のほうからございましたとおり、財政的な面とかそういう点で1年延期して平成27年度までにとということになりまして、急がなきゃならないものからということで、27年度に残った分を後に回したところでございます。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

私が一番懸念しているところは、そこなんです。目標は立てられます。何の仕事にしてもそうではありますが、数値目標ということを立てられて、クリアしなかったということについての反省、それと数値目標というのがあくまでも絵に描いた餅になるような形では、市民に対して申しわけない部分があると思いますし、市長は今度7月になられたばかりですので、今までの経過としての取り組みについては承知しないところはあったかとは思いますが、私としては、市長が就任後の挨拶の中で述べていらっしゃる、定住促進とか若者が安心して子育てできる環境づくりなどを踏まえた上での取り組みということで、こういう面についてはもう少し詰めていただくことと、いかにこういうふうなおくれるかということについて見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

耐震化計画に基づいて事業計画をいたしまして、県を通じて国に補助事業の申請をするわけですけど、全体の国の予算も限られておりまして、全て申請どおりに予算がもらえるわけではありませんので、当然ながら危険性の多いところを優先しながら進めておきますけど、計画通りに進めるというのは非常に基本だと思っておりますので、今後努力はしたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

努力されるということで評価いたしますが、補助事業、まあ交付金事業等の取り組みですね。例えば、中央への陳情を踏まえ、どのような活動を今なさっていらっしゃるかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市長になりましてこの間、国に対して国交省ですね。建物を含めて道路づくりからいろいろ予算の獲得に参りました。また、農水省のほうにも畑かん関係の予算の獲得とかいろんな形で参りました。あと、学校関係は、文部省関係を含めて、財務省を含めていろいろお願いしなきゃならないところでございますけど、それは県を通じて一定の計画を立ててお願いしておりますけど、引き続き国に対しての予算要求は進めていきたいと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

私は文科省の関係のことで今お伺いしているところなんですが、いかに地元選出の国会議員の方を御相談したりとか、今までやっていたような取り組み方ということも頭に入れて、主義主張の違いはあるかとは思いますが、こういう取り組みというのをこれからも十分地域住民のためにやっていただきたいと思っております。

この1点目については、一応27年度までにできるということですので、ここまでに置いておきますが、今後のそういう活躍を御期待するところです。

2番目の小中学校の一部老朽化についての話でございますが、22年度の教育振興計画の中で数値目標として26年度に中期計画の策定とすることによって書いてあるんですが、まだ、現状の把握とか、それと踏まえて後の、これも国策予算の獲得活動というのが非常に大事になってくると思うんですけど、こういう面を計画的に、そしてまた国の有利な事業等を導入するなどして早期の完了を目指すと、先ほどの目標では26年度が27年度になっておりますが、今回については目標数値を辛くした上で、そしてそれよりも数値目標をクリアするような形の取り組みを期待しているところであります。

今後のその辺の計画性について、どのようになっているかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

教育予算については、教育委員会のほうで学校の現場の状況を把握しながら、危険度の高いところから進めているわけですけど、特に26年度は柳迫の体育館を建てかえるということで、今、25年度は設計を委託いたしまして、それがほぼ完成しますと事業を新年度に出したいと思っております。またその後、檜小学校の体育館の問題等出てまいりますけど基本的には計画的に予算が獲得できるように、また関係機関、また地元選出の国会議員の方々ともお願いしながら努力をしたいと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

慣れない一般質問でありますので、どうもテンポが速くて抜けたりするかと思います。前後するときにはお許しください。

それでは、今の2番目の老朽化対策については、今後一層の早目の計画と、現状の把握というのが大分必要になってくると思います。その辺をいかに早く集約して、いかに早く予算獲得の活動を行なうかということが、市民に対する我々の義務でありますし、市長の当初の方針にありますように、そこのところを十分酌んでいただきまして早い時期の着工にできるように取り組んでいただきたいと思います。

3番目の学校隣接地の立木等による日照不足の問題であります。教育長が話された、私が事前に教育委員会のほうに御相談に行ったりしてますので、御存じの、私の地元であります月野小学校の件であります。一日中、日の当たらない教室がありまして、市有地の伐採でもすれば幾らかでも改善されるんじゃないかと思っております。また、周りの民地については交渉なりしまして立木の補償とかいうような方法とか、もう少し視野を広く持った対応をしていただきたいと思います。この辺についての見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

月野小学校のところは周りが山に囲まれておりまして、高木がありまして、それが全体として日陰をさしているようでございます。学校からの要望があり、また、地元からの要望がありましたら民間人の許可をいただいて日陰がささないように、そういう努力は今後していきたいと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

検討とか今後努力とかいうことではなくて、私といたしましては、地元といたしまして御期待するところは、肯定的にいつまでにしていただけるかというところをもう少し検討をしていただきたいと思います。それについて、また後答弁をお願いいたしますが、それとあわせて校庭の排水が悪いと。それでまたグラウンドとしての機能をなさない学校等があると伺っております。現状を把握されている部分がありましたらお答えください。

○教育長（植村和信）

確かに学校のほうからも、そういう状況で急いでほしいというような状況でございますが、先ほどから話をいたしておりますとおり、緊急なるものから順位をつけて対応しているところでございます。できるだけ早く手がつけられるように検討はしてまいりますが、検討とかそういうことではないということではございましたが、状況がございましたので御理解をいただければと思います。

○1番（岩水 豊議員）

なかなか、地元の人たちから言わせると理解が得られないです。一昨年、市長と語る会がありまして、そのときも父兄の方からそういうお話が出ていました。それからもう2年たっておりますが現状のままです。やはり、校庭が石が散乱していると、あくまでも造成の段階で、グラウンドをつくった、校舎をつくった段階で、グラウンドとしての機能を有さない、ただの広場というような感覚でつくられておりますので、どうしても日常的に小石が出てきています。学校の管理者である校長を初め父兄の皆さん方、日々小石を拾ったりとか、排水についても父兄の方がボランティアで一生懸命対応なさっていらっしゃいます。これについては、私も十数年前からそういう話は伺っております。昨年度の体育祭のときに市内で同じ日だったと思うんですが、雨が上がって、ほかの地区では花火が上がって体育祭が開催されておりました。しかし、月野校区との合同体育祭については水はけが悪いので、できずに月曜日になってしまいました。そしたら参加者が非常に少なくなって子供たちにも大変な思いをさしたなと思っております。できましたら大した予算はかからないと思っておりますので、どうかこういうのについては教育予算だけではなくて、一般財源の環境対策予算等を交えて対応するというような考えはないか伺います。

○市長（五位塚剛）

運動会の予定が雨によって延期されたということで、大変御迷惑をかけたなと思っております。現状は私もまだ見ておりませんので、学校関係を調査する機会がありますので、ぜひ対応を考えてみたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

早急なる対応をお願いします。大して予算はかかりません。その先ほどの日当たりの問題についてもしかり、これについても地元から、学校を初め地域の方々からも声が上がってきております。それが、今まで置いてあったような状況になっております。こういう体制が前へ進まない現状ではなかろうかと思うんですけど、そういう体制について御意見をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市長になったばかりで、そういう市民の声がまだ私にもまだ伝わってない部分がありましたので、教育委員会のほうで十分つかんでいらっしゃると思います。当然、必要な緊急性のあるものについては、新年度予算の今審議が始まりますので、その中でそれなりの予算が、要求があれば私のほうも十分検討はいたします。

○1番（岩水 豊議員）

教育委員会のほうで、そういう私が言うのは、かゆいところに手が届くような教育基盤、特に子供たちは文句言いません、そういう環境に対して。親は言います。グラウンドゴルフ場をつくってほしい、パークゴルフ場をつくってほしいとかいろ

いろ出ます。しかし子供たちは絶対そういうことは言いません。与えられた環境の中で一生懸命頑張っております。しかし、周りから見てそれがほんとにいいのかということ考えた場合、連絡体制と、もしよければその他の学校ではこのような事案はないのかお伺いします。

○教育長（植村和信）

はい、先ほどから述べておりますとおりほかの学校も、やはりこういう似たような課題がたくさん上がってきておまして、現状を見ながら急ぐものからということなものですから、わかっていながら、また、限りあるものの中でやっていかなきゃならないという厳しさの中で、なかなか順番が回ってこない学校が出てきたりしている状況でございます。何とかしなきゃということでございますので、さらに予算等の枠を広げて早急にできるように努めてまいろうと思います。

○1番（岩水 豊議員）

くどいようですが、そういう細かい問題であります、子供たちはものを言いません。文句言いません。ぜひその辺の対応をもう少し市全体として、執行部全体として現状の把握と、そして計画的な対応をお願いいたします。予算があつたらしますとかいうことではなく、年次的に、計画的にやらなければならないことだと思っております。いかにそれを進めるかで子供たちの環境も変わるし、そういうことで定住促進、若者たちが子育てしやすい環境づくりという、市長が述べられているところの原点に返ってくるのではないかと思います。もう少しそこは突っ込んだ回答はいただけないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市といたしましては、学校の問題については教育委員会が学校の声を聞きながら、予算を含めて提案するわけでございます。それと同時に、議員の皆さんたちも文厚の皆さんたちが各学校を調査をいたしますので、当然ながら学校の要望等も聞いておりますので、その中で、また委員会で要望等も出てまいります。そういうことを含めて、緊急性、また学校教育上どうしても不可欠なものについては、市として、当然ながら支援するのは当然のことですので、そのことについて協議をして、必要ならば予算をちゃんと取りたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

来年度の予算にそういう面の対応というのは、市長は考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

予算の提案の仕方ですけど、当然、今年1年間学校運営をずうっとやってきた中で、学校運営上支障があるものについては、緊急を要するものは補正を出して対応したいと思います。ただ、基本的には新年度の予算に入れてもらうように教育委員

会のほうが建設課を通じて一定の見積もりをとって、それで予算枠というのを獲得するわけですので、その段階で、予算が出てこない、要望が出てこない、市長としても予算化ができませんので、基本的には教育委員会と建設課を含めて十分協議をして予算化に努めたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

来年度の予算に十二分に配慮されることを期待しております。

それでは、次の4番目の学校の要望等を十分に配慮した予算となっているかということですが、平成24年度の教育委員会に関する事務管理及び執行の点検評価報告書によりますと、外部評価委員の評価、意見で耐震補強ももちろん大事であるが、他の施設（トイレ等）も改善が必要であると報告されております。これについて、具体的内容をお示しいただけないでしょうか。

○教育長（植村和信）

耐震化のほうを中心に進めているわけですが、先ほどから申し上げておりますとおり、老朽化のほうも大変進んでおりますので、トイレとか、そういう一部が思わぬ壊れて不都合になって、修繕を要するような状況等がちょこちょこ出てきているというような状況でございまして、そういうものは、まあ耐震は時間もかけて高額な費用もかかりますけれども、突然に出てきた不都合等のことについてはそういうのを急ぐんじゃないかということで、当然、持っております修繕費等で対応はしているんですが、これもなかなか件数が多くて、補正を組んだりして対応している状況でございます。

○1番（岩水 豊議員）

耐震補強ももちろん大事であるが、他の施設も改善が必要であると、私はこれは補強の問題だけではないんじゃないかなと思っております。今、一般的となっている洋式化や、洋式化等のトイレの水洗洋式化、男女別などというようなことを含めて、今この社会のニーズにはあった家庭環境、そういうのを踏まえた上で、もうそろそろここにもありませんが、洋式化等を本所にもないようですけど、小学校等にそういうトイレの水洗洋式化というようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

公的な施設ということで公民館、文化センターは市役所を含めて、今、洋式化を年次計画をもって今進めているところでございます。当然、小学校、中学校もそういうニーズにあった状況にきておりますので、それももう既に計画されていると思いますので、具体的なことは教育長から答弁させます。

○教育長（植村和信）

これももう今、家庭のほうではほとんど洋式というような状況でございますので、先ほど議員から出ましたとおり時代の生活にマッチしたものに変わっていかなくやけないと、これも残念ながら年次的な計画でしか進められないんですけども、年次的に、それから、もう一つ課題になっておりますのは、自分たちのころはなかなかそういう配慮までしてもらえなかったんですが、だんだん学年が進んで上になってきますと、男の子たちが小用は簡単にできるんですが、家庭で済ましてくるしつけになっているんですけど、やっぱりそのときの体調の状況で大のほうを必要となったりしたときに、周りの目がありましてなかなか入りにくいと。体に非常にぐあいの悪い状況ながら我慢をしているような状況等もあるんだというようなこと等にも、いろいろ気を配らなきゃならない状況がありますので、もうその大、小をわからないように、女子はわからないですけども、男子ももう大と小とを兼ねた洋式にかえていったらそういう心配も要らないんじゃないかなということも兼ねて、進めていけたらということで順次計画を今見通しているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

私の一番嫌いな言葉は、順次していきますとか検討しますとか言われますが、市内にたった23校しかない学校であります。たった23校であります。小規模校を含めてです。これに計画は立てられないんだろうかと、いつまでにする、何年先までにするとかいう、そういう計画は先ほどの問題も含めて立てられないのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

学校からの要望というのは、ことし要望して実際にもう完成したもの、しかし、また新たに要望が発生することもたくさんあります。ですから、重要性和緊急性また前から要望しているものについては随時計画持って、教育委員会のほうでも建設課と関係機関と協議して予算化して対応しております。基本的には、全て要望あったものを何年度までに全てやりきるということについては、これは簡単に言えるものではありませんけど、基本的には必要なものについては、当然、学校教育に関して必要と認められたものについては、これは市立の学校でございますので、市長としては責任を持って教育委員会と対応したいと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

私は、市長の就任の挨拶の中で出ている言葉については、私も感銘いたしております。私も将来の人口増対策等を踏まえた子育てしやすいまちづくり、先ほども申しましたけども、安心して結婚し出産できる環境、子供を育てる環境づくりというのはほんとに必要だと思っております。

どこにも増して子供の環境を整えるということが、将来の曾於市を支える人をつ

くることであり、また、その子供たちが曾於市に帰ってくるという状況になると思います。ですので、いかに私たちがお互い子育てしたときの状況を踏まえ、いかに親に負担がかかっているかということも踏まえ、学校の除草作業しかり、もう校区上げて学校の周りの、周辺の除草作業をする地区もあります。ほんと危険な箇所をしているところもあります。

やはり、これは市としてそういう実態を調査し、市として責任を持つ、今市長が言われた市立であります。市として責任ある対応をとるためにも現状の把握と、そういう年次的な、一年間にいつはどういう作業をしないといけない、いつは木の伐採をしないといけない、いつはまた除草をしないといけないとか、そういうのを踏まえた計画というのをぜひ教育委員会を中心に、そして教育委員会としても予算のほう伴えば、どうせ執行部のほうにお願いするはずでございます。そうした場合、どうしてもここでとまってしまう。どこかで調整してしまっても上まで上がらないと、そういうところが出てきます。教育委員会だけの問題ではなく、市長部局としてもやはりそういうところを配慮して、公約でうたってあります。どうしてもこれは、私、市長が4年の間にすると思いますし、今言われるような回答が返ってくることには若干の不満を持っております。もう少し突っ込んだ形での、今補正が出ている分についても一般財源からのケースがたくさんあります。ですから私にしましては、どうせならこういう事業に、子供たちの、市長の公約ですので、公約守っていただくことが我々も大事だと思っております。こういうことについて反対する人たちはいないと思います。どうか、そういうところを踏まえてやっていただきたいと思っております。

その中でもう1点ございますのでお願いしますが、通学路の街灯の管理です。今、市内には街灯がたくさん設置されておりますが、通学路が長く、途中暗いところがあったりしております。調査し新設しなければならないところがあると考えておりますが、把握しているか、また計画、行程等わかれば教えていただきたいと思いません。

○市長（五位塚剛）

子供たちには小学校、中学校含めて、学校に行く通学路というのを指定しております。その通学路が場合によってはクラブ活動したときに暗いところがあるようでございます。当然ながら教育委員会もそのことは把握をしております。それで、必要のところ、危険性のあるところ、また地元から要望のあるところについては、街路灯設置、防犯灯設置というのを推進しております。当然ながら予算の枠もありますので、随時進めていきたいと思っておりますけど、そのほかに地元からの要望があった街灯についての市からの補助というのもありますので、またそのあたりは地元の自

治会と相談していただいて、地元でできるものは協力していただいて、また、教育上どうしても必要なものについては、市のほうで設置は進めていきたいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

そうですね、言われるとおりです。ただし、設置した後の日常の管理です。あちこち通ってみますと、通学路等についてる街灯について、もう切れかかっているとか、もちろん切れてるとか。対応が切れてからかえるというような、地元からぱかぱかするよとか、切れたからかえてくれと言われてから、委託されてる業者の方が1基ずつかえていってる現状にあります。非常に効率の悪い、また委託を受けてる業者の方にしてもらった1基かえて数千円の作業だと思います。これも採算に絶対合わない作業をなさってらっしゃいます。できましたら、こういうのも先ほど申しました年次的な計画を立て、ざっと考えりゃ蛍光灯何年もつのと、使っている時間はわかるわけでございますから、その辺を踏まえて計画、行程を示してほしいと思います。

その辺についてのお考えをお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

旧町ごとでいろんな通学路の街灯設置がありました。市になって新たに設置した通学路の街灯もあります。水銀灯もあります。設置した後、担当課でその保守を含めて維持管理費というのが実際されていない部分がたくさんあるようでございますので、やはり照明器具ですので、一旦点検して問題ないかということも今後必要だろーと思います。建設課を含めて担当課と今後協議して、必要なところはもう対応を進めていきたいなと思います。

○教育長（植村和信）

ただ今、市長のほうからの答弁にもありましたが、教育委員会、ほかの建設課などのお力を借りながら進めていかなきゃならない点が多いですので、うまく連携しながら後手に回らないように頑張ったいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

私がそれ言いますが、これから計画を立てて定期的に管理するというような方法等を取り入れるというようなことはないんでしょうか。ただ、今は切れたらするというような対応です。ではなくて、普通、我が家でありましたら茶の間の電気が暗くなってきたら、かえようかというのが普通だと思います。辛抱しててもぱかぱかしたらすぐかえますけど、できましたら、こういう児童の安全を守るためにも計画を立てて、計画的にやるというようなことはお考えは、教育委員会でしょうか、市長でしょうか、ないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

一般的には、街路灯、防犯灯というのは暗くならないと点灯しない仕組みになっております。当然、昼間に点検をするとすると、暗くなるシステムに手動的にしてやらないと、つくのかつかないかというのがわからないわけです。だからそのことも含めて、また傘ふたにいろんな虫がいっぱい入っているのが現状でありますので、そういうことも含めて、担当課と計画的にできるかというのを詰める必要がありますので、新年度の予算の中に入れられるように努力はしたいと思っております。

○教育長（植村和信）

今、市長のほうからありましたとおりですが、もう1点は、行政だけでということではなくて、やっぱり地元のほうも自分たちの子供を安全に育てなきゃなりませんので、気をつけながら、気づいた情報は早目に届けてもらうという、両方で力を合わせてやっていかなきゃならない面もあるんじゃないかなと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

私が言うのは、今言われる子供たちの安全のためと、また委託を受けている業者の皆さん方の苦労も踏まえた上でお願いしているところでありまして、中小零細な電器店の皆さん方が献身的に、蛍光灯をはしごを使って危険な作業をしながらかえているのが現状です。

ですから、そういう方々が協力的にやっていただくためにも、できたら、まあ5年たったらかえるとか、6年か、蛍光灯の寿命あるでしょうけど、そういうような形で事前に対応するようなことも検討していただきたいと思っております。

これについては答弁結構でございますが、その辺をお含みおきいただいて計画を立てていただければと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで、岩水議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 4時08分
再開 午後 4時17分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○1番（岩水 豊議員）

先ほどの街灯等の件についてであります。民間では計画を立てて実施するというのが基本になっております。どこでもですが、対応、対応というような形ではなく、できたらそういう街灯等については、年次的な計画、照明灯についても耐

用年数等あります。そういうのを踏まえた上で、もう少し住民の生活環境を守るという意味で、その辺を強く要望してこの問題についてはお願いということで、次に入らせていただきます。

市営住宅の管理状況についてでございますが、現在、高齢化が進んでいるということ認識しておりますということの答弁をいただきましたが、生垣が、大体1 mから1 m50の生垣が、5 m、6 mとかになっている住宅等が、私の月野のほうの市営住宅にもあります。どうしても高齢化している方々等にとっては伐採もできません。ましてや、伐採した木の処分もできないというような状況にあります。こういうことについては、年次的な点検を常時して対応していただきたいと思いますが、その辺の年次的な計画等について、どのような方法をとっておられるかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

公営住宅については、先ほども述べましたように、小さな植木とか一定のものはそこで住んでいらっしゃる方々について、協力していただいているもの、どうしても生活上支障が起きて問題があるものについては、要望があれば建設課のほうで対応して取り組んでいるところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

2 mの生垣が5 mになってるんです。これは私としては、市のほうが適切な管理、現況調査をしていない現状だと思います。これについて、今、市長の答弁を伺う中では、どうも矛盾する分があると思います。もう少し現状把握という面をついてどのように思いますか。2 mの木が5 mになっているんです。それが管理されている状況であるかどうか、行政側としてです。その辺についてもう一回お伺いします。

○市長（五位塚剛）

2 mの生垣が5 mになっているということでございますが、そのことが地元の方々から、大変日照の関係とかいろんな問題で不便を来たしているということで、当然ながら建設課のほうにそういう苦情等が来ていけば、建設課としても十分対応して対処すると思っております。担当課長に答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

生垣等の低い低木についても、住民の方々への管理をお願いいたしておりますが、そういったことがなかなかできない部分もあつたりしまして、そういった大きくなってしまったという状況のようでございます。私どもとしましては、住民の皆さんからそういった要望があれば、もうできるだけ応えるようにしておりますけれど、こちらから積極的に点検するということは、少し欠けておっていたようでございますので、またそういうところにつきましては、改めていきたいと思っております。

○1番（岩水 豊議員）

そこらです。ですから計画的に毎年整備、管理をするという認識が欠けているんじゃないかと感じます。どうか、行政の中にその辺を取り組んでいただきたいと思いますけど、この辺の取り組みについては十分にしたいと思いますと思います。

時間の都合もありますので先を急ぎますけど、これについては来年度からの予算、また政策の中に実行されるというような考えでよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

住宅の係は大隅、末吉、財部別々でございますので、住宅の管理係の方が定期的に住民の暮らしを守る上では巡回するのも大事だと思います。そのあたりで、どうしても市としてそういう生活に支障があるというのが認められるようだったら、当然、そういうのは市としても管理をして予算とっていききたいというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

ということは、計画的に整備、管理をするということによろしいわけですか。

○市長（五位塚剛）

今、岩水議員が言われましたけど、現実、市の当局はその認識に立っていないわけですので、そういう要望があるのか、あれば当然市の職員は出向いて住民の声を聞いて、必要ならば予算をとるわけですので、その全ての施設を定期的に回って、先に市から全て予算とってするということはまだないわけですけど、ほんとに住民の生活に支障を来たしてあるのであれば、それは当然ながら予算をとるべきだというふうに思います。

○1番（岩水 豊議員）

わかったようなわからないような、私は認識を持っているところですが、はっきり申しまして。できましたらやはり定期的に管理するという考えです。先ほど言った2mの木が5mになるということは、そこ3カ月、半年でなったわけではありません。これについては、やはり定期的な管理がされていない証拠であります。こういうことが私が回った、選挙期間中に市内を回っていきますとあちこち見られます。これは、やはりトップダウンということで、市長がそういうような見解を持って、就任の挨拶の中で言っている定住のための住宅建設をするということも含め、住みやすい環境をつくるということは非常に大事であります。今、現状としてはもう雨樋にまで覆いかぶさっているというのは何箇所も見られます。そういうことを踏まえてもう少し、住んでる方はそれなりに一生懸命努力されてます。そういうのは、自分の生活の周りですので掃除をしたりということを踏まえてやっていらっしゃいますが、行政側として、どうしてもこういうことを計画を持つと。年次的に管理するという計画、認識を持つということで、どうかトップダウンでそういう管理をするような方向にもっていけないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

住宅の周りの生垣というのは、場合によっては外部から中が見えないような一つの方策でもあるし、防風林的な役目もあります。ただそれが住民生活にいろいろと支障を来たしているのであれば、市としての管理責任がありますので、今後調査をして必要ならばちゃんと対処したいと思います。

○1番（岩水 豊議員）

市長の就任挨拶の公約ですので、ぜひこれについては期待しておりますので実施のほうお願いいたします。来年度の、とりあえず1年経過を見させていただきます。私も今回初めて市議になりまして、この席に立たせていただいているわけですが、初めてこういう場で私としてはお願いするわけでありまして。どうか予算等については執行部側の責任であります。予算を確保するというには。

我々としては市民の声をいかに行政に反映させるかということが重要な役割だと思っております。そういう意味で市民の声だということを踏まえて、期待している市民の方がいらっしゃって市長になられたわけでございますので、ぜひその辺は十分理解して、やって進めていただければと思います。

老朽化の市営住宅について建て替えると、これは年次的な大きな計画がなされてるんでしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

合併いたしまして市の管理する市営住宅、市有住宅、まあ所得制限なしの住宅等いろいろあります。当然、古いものから年次的に、計画的に、また3町公平に計画をしております。

○1番（岩水 豊議員）

公約の実現を踏まえて、十分やっていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、3番目の曾於市県立3校総合支援対策事業による大学進学祝金の件についてであります。先ほど報告いただきましたけど、約6割の方が市外の高校に通っていらっしゃいます。これを踏まえてであります。今現在の学校に通ってる子供たちについては、こういう事業があるということを前提に言っているわけでもないし、市内、市外を問わずに、趣旨は3校支援ということで合併後の、統合後の高校支援というのを踏まえておるということであります。ここを市外の生徒たちも同じような条件で贈呈事業を取り組むという考えはないでしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

この事業については、スタートは、来年度から曾於高校が末吉高校に併設してスタートいたします。2年後にはほかの、旧の3校の高校が閉鎖をするということで、

曾於高校に地元の子供たちを残し、頑張っていたきたいという目的で始まったこととございます。これについては9月の議会で前議員の方々が中心になりますけど、このことについての内容をお示していただき、そして議論していただきました。基本的には、曾於市の今ある既存の高校と新たにスタートする曾於高校を対象とした事業であります。残念ながら、曾於市内から都城を含めたほかの学校に行く方々にも支援ができればいいんでしょうけど、財政的な負担もありましてそれは考えていないところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

支援については、我々が考える側であります。支援を受ける側としては、市内の今現在通ってる高校生、市外に市内から通ってる高校生、私は高校生として何ら変わりはないと思うんです。そういう中で時限的なこれは事業です。それについて考えれば、その間だけでも市外、市内を問わず対応するというようなことはできないものではないでしょうか。公平性をかう意味でもです。

○市長（五位塚剛）

旧町時代に、財部高校は、特に財部町として財部高校を存続させるために独自で支援事業をしておりました。大隅町も大隅町なりの岩川高校に対する支援も考えていたと思うんです。そういう意味では、地元の高校が定員割れになって、結果的に優秀な生徒が全て市外からそちらのほうに行くとなると、やはりこれは大きな問題でありますので、この曾於高校でも大学にもちゃんと行けるんだという、またスポーツを含めて曾於高校でも立派な成績で、場合によってはオリンピック選手にもなれるんだというような、そういうことも含めて将来的には支援するものでありますので、財政的に許すわけではまいりませんので、基本的には今の残っている高校と曾於高校を前提とした予算であります。

○1番（岩水 豊議員）

取りあえず県立3高校の支援事業ということで、今、私お願いしているところがありますが、これについては市内、市外を問わず子供たちに関しては、今の発言から何うところによりますと、考えますと、市外の高校と市内の高校に通う子供たちでは差別するという意味でしょうか。

○市長（五位塚剛）

高校に行くのは本人の意思ですので親と相談して市外の、場合によっては西高とか都城工業とか商業とか行くのは本人の自由ですので、そのことについて教育上差別するということは全く考えておりません。差別じゃないです。

○1番（岩水 豊議員）

時限的な取り扱いになっているような気がするんですね、これは。それについて、

今、想定しているのはわずか20名前後だろうと、想定しているというような話も伺っておりますが、たった2年間のことでありますし、できましたら誰が見ても差別のない、子供たちに、また父兄に支援するという意味で、我が曾於市からはこういう補助事業があるんだよというような形での取り組みということを考えられないものか、再度伺います。

○市長（五位塚剛）

このことについては、新しい曾於高校ができるということで、高校からの要請、また教育委員会の中での議論がありまして、この支援事業を今回議会にお願いしたわけでございます。曾於市から市外に行く高校生に対して差別をするという考えは全くありません。教育委員会の審議の状況を教育長から答弁させます。

○教育長（植村和信）

この県立3校の閉校までの段階の支援、それから曾於高校が開校しての支援ということでございますが、地元に残すための支援策でございます。したがって、この曾於高校の卒業生が卒業していくまでにはかなりの時間がありまして、その間にまた市外に、今まで同様たくさんの生徒が市外の学校に入学するようでは、曾於高校としては大変ピンチでございます。ですから残っている2年間で、こういう地元の高校に行く人は、こういうすばらしい支援策があるんだよということを、いち早くわかっていただいて、そして地元の高校に残ってもらうという、そういうための支援策でございますので、とにかくほかの学校もそれはしてあげたいんですけども、ほかの学校までしますと曾於高校に残る可能性が非常に少なくなってまいりまして、今までと同様であろうと。もうこんなにたくさんの支援もしてもらって、そして特に文理科がピンチであります。

今のところ希望では文理科を売りにしなきゃならないのに、文理科は難しいんじゃないかなということで希望者が、難しいものでしょうが、市外の学校ほどすぐ実績が出せるんだろうかというようなことで、自分の夢が果たして文理科でうまくいくんだろうかというような心配もあるようでございまして、なかなか手が挙がっておりません。そういうことも含めて地元で経済的な支援も受けながら、そして密度の濃い、レベルの高い教育が受けられるんだったら、これは地元でいいじゃないのということで、何が何でも曾於に1校、高校を守っていかなきゃならないという支援策でございます。

○1番（岩水 豊議員）

私が言うのは、今の高校に通っている子供たちの件で。もう1回確認したいんですが、教育長、3高校総合支援事業というのは時限的なものではないのでしょうか。

○教育長（植村和信）

この3高校については閉校までということで、それが曾於高校ではずっと引き継いでいかれるということですから、県立3高校については時限的ということになりますが、自然的に閉校していくわけですから、御理解していただけますか。

○1番（岩水 豊議員）

時限的な取り扱いになっているわけですので、その2年間、そうですね2年間です、2年間ですので2年間の間だけでもそういう対応をとっていただいて、曾於高校についての対応というのは条例で制定されているような形で進めていくというのは非常にいいと思うんですが、私9月議会にはここにおりませんでしたので。この12月議会から来ておりますので、ですから発展的にここを改善できないものかということでお伺いしているところであります。その辺についてもう1回お伺いします。

○教育長（植村和信）

さっき説明しましたとおり、みんなに同じようにしてやれるのが一番理想的なんですが、そうすることによって曾於高校への目がどうしても向かないと困るということで、やっぱり逆に曾於高校に行く人にはよくしてあげますよというようなことを狙って地元の高校を守りたいというような支援策でございますので、ここを同じようにしてしまつたらなかなか向かないんじゃないかなと。そういう視点から最初は曾於高校の卒業生からということであったんですが、周知できなくて曾於高校への進学者、最初のスタート時点で曾於高校に目が向かないと困るというようなことで知恵を絞ったところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

市長も同じような見解でしょうか。

○市長（五位塚剛）

岩水議員は、今度12月議会からですから、経過がわからないんだろうと思いますが、教育長が述べましたように、この事業は新しくできる曾於高校を支援するための事業でございます。また議会のほうからも、残った3校についても支援をすべきじゃないかということで、こういうような支援策を時限的にいたしましたけど、当然ながら、ほかの学校に行く子供たちにいろんな支援もしたいわけですが、新年度だけでも約1,500万の新たな一般財源を伴うという意味で、これは大変な決断でございます。ほかの高校に行く方々を時限的にというわけにはいかないところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

内容については、考えのお互いの通じ合わない部分があつての回答というような気がします。私の考えとしましては、曾於高校を支援するということについては何

分問題ありません。しかし、その曾於高校以外の、今の現在の3校を支援するというのであれば、これが曾於高校の支援につながるということなのか、冷静になって考えてみれば、逆を言えば必要ないんじゃないかと。同じように時限的な形とするのであれば、子供たちを上为学校に進学させる父兄の方たちの経済的な負担というのは非常に大きなものがあります。そこを踏まえて考えれば、その間だけでもそういう方法をとるということが、非常に私としてはいいんじゃないかというような見解を持っております。その辺について、私としては何かこう差別された気がいたします。

入学時には彼らはわかってないわけです。わかっていたら岩川高校に来たかもしれません。そういう状況ではないと。ただし曾於高校の支援については、何ら私も、非常にいい支援策ではないかと思えます。

今の状況を踏まえ、もう少しそういう面を改善するということができないもんかということ、私としてはお願いした次第であります。その辺について最後にお考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

曾於高校は来年の4月から1年生がスタートをいたします。2年生と3年生は今の末吉高校、岩川高校、財部高校で2年、3年を勉強いたします。ですから同じ曾於の子供たちを市内にある3つの高校を同じく支援をするという意味で、また将来的に来年の1年生の後にまた子供たちが曾於高校につなぐように支援を考えた政策でありまして、ほかの都城とか牧之原とか有明とか志布志とか、そういう高校に行く子供たちに時限的に2年間支援をしたらどうかということのようでございますけど、財政的な状況もありましてそのことはできないところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

堂々めぐりになるようでございますので、この辺で質問を切らしていただきますが、市長の就任の挨拶でありました人口増対策、若者の雇用、安定した安心して結婚し出産できる環境づくり、保育園の入園料の補助等いろいろありますが、いかに住みやすい市をつくるかということでは同じだと思っておりますが、ぜひこれからもその公約の実現に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

今回最初の質問でしたが、職員の皆さんの誠実な回答に感謝いたします。

今後とも市民目線で、市政発展のため是々非々で議論していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、明日18日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

————— . ——— . —————

散会 午後 4時44分

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月18日

(第6日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成25年12月18日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 一般質問

通告第9 宮迫 勝 議員

通告第10 大川原主税 議員

通告第11 坂口 幸夫 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 岩 水 豊	2番 湊 合 昌 昭	3番 泊ヶ山 正 文
4番 上 村 龍 生	5番 宮 迫 勝	6番 今 鶴 治 信
7番 九 日 克 典	8番 伊地知 厚 仁	9番 八 木 秋 博
10番 土 屋 健 一	11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛
13番 大川内 富 男	14番 大川原 主 税	15番 海 野 隆 平
16番 久 長 登良男	17番 迫 杉 雄	18番 坂 口 幸 夫
19番 徳 峰 一 成	20番 谷 口 義 則	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二

参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植 村 和 信
総 務 課 長	大 窪 章 義	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得

市 民 課 長	久 留 守	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	会計管理者・会計課長	中 山 浩 二
		監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	切 通 宏

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○5番（宮迫 勝議員）

私は、共産党議員団の一人として、次の4つの項目について質問いたします。

まず1つ目は、秘密保護法案についてであります。

安倍政権は、12月6日深夜に、秘密保護法を成立、強行いたしました。

政府が勝手に特定秘密を指定し、その漏えいに厳罰を科す秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し、言論、表現の自由など、国民の基本的権利を破壊し、国家安全保障会議の設立と一体で、戦争への道を推し進める希代の悪法であります。国民主権、基本的人権、平和主義の原則を踏みにじる点では、明らかに憲法違反であります。

国民は、何が秘密にされているかもわからないまま、情報から遮断され、どうしても知りたいと秘密に近づこうとすれば、情報漏えいの共犯にもされかねません。

そして、秘密保護法の適正評価では、公安警察による個人の情報収集がやりたい放題になり、役所や病院などは情報の提供を求められれば拒むことができません。交友関係、病气、飲酒、借金など、特定秘密に携わる公務員本人はもちろん、家族、親戚、友人、知人まで徹底して調べられます。

残念ながら、同法案は、強行成立されました。

この秘密保護法は、市職員も、市民も処罰の対象になってしまいます。市民生活を守る責任者として、市長はどう考えるかお尋ねします。

2番目に、曾於市の人口増対策についてお聞きします。

合併してから8年、曾於市の人口は大幅に減少しています。曾於市発展のためには、人口増対策が急務であります。

そこで、①池田市政のもとでも人口増対策が取り組まれてきたと思いますが、五

位塚市長としての独自の対策があるのか伺います。

②人口が減る原因としては、高校を卒業すると同時に、大学進学や就職のために市外、県外に出ていくことが挙げられます。対策としては、働く場所の確保が大事であります。雇用の確保、農業後継者の確保についてどのように考えているのか伺います。

③何といても、一番の対策は、安心して結婚でき、安心して出産できる環境づくりが欠かせないと思います。しかし、不安定な職業や、給料が安いとなかなか結婚まで踏み切れないと思います。そこで、安定した収入を得るための対策を何か考えているのか伺いたい。

そして、安心して出産できる環境整備、お産ができる病院や小児科等含む、についてお尋ねします。

育児休暇や出産休暇をとりやすくするために、市内の企業への働きかけや、啓発等についての考えを伺いたい。

大きな3番目として、三州ゴルフ場の撤退についてお尋ねします。

突然の撤退であり、市民を含め、多くの方がびっくりしているところであります。

そこで1つ目は、三州ゴルフ場の撤退で、曾於市にはどのような影響が出るのか。

2つ目には、いつごろこの事実が判明したのか。何らかの撤退理由等の説明があったのかどうか。

3番目には、曾於市がこの事実を知ってから、どのような対策をとったのか。

④今後の対応策について、市長の考え方を伺いたい。

大きな4番目として、高齢者の福祉対策についてお尋ねします。

全国的に、少子高齢化が進み、また生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相が大きく変化してきています。高齢者を取り巻く環境は、社会的孤立、経済的な困窮、低所得、権利の擁護などなど、とても厳しいものがあります。これらの問題解決について、基本的な考え方を伺いまして、私の壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員に対してお答えしたいと思います。

まず、秘密保護法案について、同法が成立されましたが、市職員も市民も処罰の対象になってしまう。市民生活を守る責任者としてどう考えるのかという質問でございます。

12月6日未明にかけて、自民、公明両党が中心になりまして、国家秘密保護法案を強行採決いたしました。

マスコミの世論調査でも、7割がこの法案に対して反対の声が非常に上がってお

りました。

公務員を初め国民は、何が秘密かわからない中で処分されるおそれがあります。市長としては、憲法違反とも言えるこの法案を審議時間も短く、政府与党の数の力で押し切るやり方は、とても民主主義国家とは言えないと思います。

また、国民の知る権利を抑え、言論を弾圧する戦前の国のあり方を感じ、大変心配をしております。

次に、曾於市の人口増対策についてという中で、①市長の今考えている人口増対策はどのようなものかという問いでございます。

人口増対策の事業として、地域振興住宅、住宅取得祝金、第三子出産祝金等の事業を今実施しております。

曾於市に根をおろしていただくには、雇用、住環境、医療、福祉、教育といった、数多くの要因が考えられます。これらの課題を克服することが人口増につながるものと考えます。

2、高校卒業相当の年齢になると人口が減ってきている。対策としては、働く場所の確保が大事だが、雇用の確保、農業後継者の確保について、どのように考えているかということでございます。

宮迫議員のお考えのとおり、雇用の場の創出が先決だと考えております。働く場所を都会に求め、出ていっておられる生徒さんもたくさんおられます。また、進学をされる生徒さんもふえていると思われま。働く場所さえあれば、ふるさとへ帰ってくる方もあると考えます。

農業におきましても、農業で生活ができる環境づくりが必要不可欠と考えます。その環境を整備することにより、農業後継者の確保、新規就農につながるものと考えております。

曾於市においては、新規就農者支援対策事業及び青年就農給付金事業を活用し、後継者確保に努めてまいりたいと思います。

曾於市の人口増対策について、3、安心して結婚、出産できる環境づくりは欠かせないと思うの中のイで、安定した収入はというところでございますが、仕事に従事し、安定した収入を得ることは、結婚につながる大きな要因の一つと考えております。

ロ、安心して出産できる環境、産婦人科、小児科の整備、育児休暇や、出産休暇のとりやすい環境づくりも大切だと思う。市内企業への働きかけや、啓発等についてどのように考えているかということでございます。

結婚し、安心して出産・子育てのできる環境づくりは最も必要な人口増対策だと思ひます。

本市においては、近隣の医療機関と連携を図り、安心して出産できる環境づくりに努めております。

近年、出産後働く女性の方が多くあると聞いております。

法律によると、育児に関する規定等はあるとのことですが、出産前後の母体保護、子育て支援に対しても本市として積極的に取り組むことが肝要かと思っておりますので、機会あるごとに企業の方々に啓発していきたいと思っております。

大きな3、三州ゴルフ場の撤退についてということで、①三州ゴルフ場の撤退で、曾於市に対してどのような影響があるかという質問でございます。

本市における影響は、ゴルフ利用税の減、市民税の減、交流人口の減、地域経済の停滞等が考えられます。総体として1年間に約3,000万円の影響額があると考えます。

2、いつごろこの事実が判明したのか、三州ゴルフから何らかの撤退理由等の説明があったのかという質問でございますが、この間、いろいろと報告いたしましてありますが、10月末に閉鎖の情報を得ました。三州ゴルフから直接、撤退理由等についての説明はなかったところでございます。

3、曾於市がこの事実を知ってから、どのように対策をとったのかということでございますが、まず最初に、存続に向けた署名活動を展開し、11月の28日に要望書を持参し、東京に出向き、社長といろいろと交渉し、お願いをいたしました。

4、今後の対応策についてということで、市長の考え方はということでございますが、これについても、この間、各議員の方々に一般的な状況は報告しておりますが、三州カントリークラブは、曾於市にとって唯一のレジャー施設であります。友人知人・企業間等の交流の場であり、市内外から数多くの方々に親しまれ、利用されている施設でもあります。

今後、「守る会」の方々や各方面の方々の意見等を伺い、存続に向けて積極的な支援を行う考えであります。

大きな4、福祉（高齢者）対策についてということで、少子高齢化が進み、また生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相が大きく変化してきています。高齢者を取り巻く環境は、ということで、①社会的孤立の問題、②経済的困窮者、③低所得者、④権利擁護等として、とても厳しいものがある。これらの問題解決についての考え方ということで、本市は、今後ますます少子高齢化が進行していくことが予想されており、長引く景気低迷の影響により所得の低下や、核家族化の進行による家族や地域の連帯感の希薄化などにより、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなっていくものと認識しております。

社会的孤立、経済的困窮、低所得化、権利擁護のほかにも、虐待や犯罪被害、認

知症や精神疾患に起因する各種トラブルなどの問題が増加している現状にあります。

これらの諸問題を解決していくには、「関係機関が連携した支援体制の構築」と、「家族や地域の絆が深まるような施策」の両側面による検討していくことが必要であると考えております。

高齢者の尊厳を保持しながら、可能な限り住みなれた地域で暮らし続けることができるように、今後検討をしてみたいと思います。

あとは、2回目以降の答弁にお答えしたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

では、2回目の質問に移ってまいります。

まず、秘密保護法についてであります。

今、市長がおっしゃったように、確かにこのやり方は民主主義国家のやることとは言えません。ましてや、言論を抑圧、弾圧するようでは本当に戦前に返るのではないかと危惧されます。

ちなみに、青森市の鹿内市長は、12月4日の議会でこのように述べております。「現憲法のもとで、特定秘密保護法案の必要はないと考える。私は、特定秘密保護法案に反対です」と明確に言っております。兵庫県尼崎市の稲村市長は、12月5日の議会で、「本当に将来にわたり我が国の民主主義の根幹を揺るがすことはないかと言えるのか、確信を得られない法案だと思います。現在の内容、並びに審議状況での法の制定には、私は反対の立場でございます」と明言しております。さらに福井県の西川知事は、12月4日の県議会で「秘密保護法案について、恣意的運用の懸念がある。十分に慎重に審議する必要がある」とこう表明しております。これは、法案が通る前の意見でありました。しかし、12月6日の未明に安倍政権はこれを強行成立いたしました。しかし、全国的に国民は、この法案が成立した後もジャーナリスト、弁護士、学者、映画人など、多くの国民が反対の声を上げています。

日本共産党は、国民と共同して悪法撤廃まで頑張ることを表明いたしまして次の質問に入ります。

人口増対策についてお伺いします。

これについては、先日の久長議員での質問であらかた、もう、答弁がされていますので、重ならないようにしていきたいと思っております。

そこで、2番目の高校卒業と同時に人口が減っている、このところをお聞きします。

確かに、働く場所があれば、高校卒業しても地元で働ける、そして大学卒業して帰ってきてまた就職ができると思います。農業においても、農業後継者としてできればいいんでしょうけども、今の実態としては、なかなか働くところがない。この

ために県外に出ていくのではないかと考えております。そこで、新しく企業誘致です、これについての考え方を伺います。

○市長（五位塚剛）

人口をふやす対策というのは、いろいろありますが、やはり基本は若者が働ける雇用の場というふうに思っております。

企業誘致というのは、今大変厳しくて、地方自治体によっては、鹿児島県内でも薩摩川内市みたいに企業誘致するために一般会計予算を、3億円を、補助金を出すから、ぜひ市内に来てくださいという、そういう取り組みが全国各地で起きております。市といたしましても、企業誘致には各課を中心にして、1社でも多く曾於市内に企業が来ていただけるように、積極的に今後も努力してまいりたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

前回の久長議員との質問と重なりますので、重ならないように質問していきますけども、安心して結婚でき、出産できる環境づくり、このためのイの部分ですね。安定した収入を得るために、やっぱり最低賃金の確立とか、これをもう少し引き上げる必要があると思います。これについての市長の考えはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

最低賃金については、鹿児島県は幾ら、宮崎県は幾らということで、これは決められております。基本的には全ての企業も最低賃金のことについては、会社、雇用者といいですか、理解されていると思います。

ただ、残念ながら、1時間当たりまだまだ700円前後という低い金額になっておりますので、一般的には、1,000円を要求があるのが声ですので、市といたしましても、市内の業者等になるべく賃金を上げていただくようお願いはしたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

最低賃金1,000円というのは、今、共産党も含めて、全国的に要求しているところでもあります。1日8時間で8,000円、これで、最低1,000円であっても、都会ではやっと生活できるような状況だと思います。ぜひこの点も、少しでも時給が引き上げられるように努力してほしいと思います。

次に、安心して出産できる環境づくりの中での小児科とか、またその他、病院関係ですね。今、曾於市は、中学卒業まで医療費が無料、来年の4月以降は高校生までできるようですけども、お母さん方の要望としては、窓口での立てかえ払い、これが改善できないかと、こういう要求がありますけども、これについてはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

病院の窓口で医療費の支払いをするときに、実際は今、自分で支払いをして、後で精算する方式になっております。これは、九州では鹿児島県と沖縄だけでございます。ほかの宮崎県を含めて、福岡、いろいろと現物支給ということで、最低、もう払わないようになってはいるんですけど、これはなかなか伊藤知事が決断をいたしません。各市町村のほうから鹿児島県もそのような形にしてほしいという要望もあるのですが、現実には伊藤知事が「はい」と言わない限り、これはできないわけですけど、引き続き、市長会を通じて、その要望は強めていきたいというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

子育て支援をやっぱり標榜する曾於市、まして九州では鹿児島と沖縄だけだと聞きました。ぜひ、市からも伊藤知事に宛てまして、早く全国的な窓口での立て替え払いがなくなるように要望していただきたいと思います。

次に、三州ゴルフ場の撤退についてお伺いします。

これも前日の質問の中で大方聞いていますので、私は、4番目の今後の市の対応策についてお伺いします。

今後、「守る会」の方々や、各方面の方々の意見を伺い、存続に向け積極的な支援を行う考えであるとの答弁です。今後、「守る会」という、この「守る会」のメンバーと、それから、積極的な支援の中身をお尋ねします。

○市長（五位塚剛）

今回の三州ゴルフ場の閉鎖は、突然のことで、私たち市当局も、また市民も、ゴルフ愛好者の方々も本当に驚いているのが現実でございます。

11月30日をもって閉鎖ということで、現実にはもう閉鎖をいたしました。そのことを受けて、三州ゴルフ場の理事会があります。その理事会のメンバーの中から存続をしてほしいという声が上がって、その方々を中心に「守る会」というのが、要するに三州ゴルフ場を存続するという意味での「守る会」ができて、その方々が中心になりまして、市も一緒になりましてその署名活動をいたしました。それを持って、石原社長の、この閉鎖する理由が何なのかということをお聞きいたしました。

結論は、この間投資した個人のお金を回収し、また、ゴルフ会員権の精算をするという、その費用を太陽光メガソーラーを設置して、それで精算をするんだというお考えであったようでございますので、できましたら存続ができるようお願いしたいということで、したところでございます。

今後については、「守る会」を中心にして、市としてまた何ができるかということをお協議しておりますけど、最終的には、これは簡単にいくものではありません。

けど、新たな組織を立ち上げて、そこが引き継ぐという前提でお願いをしていきますけど、金額的に大きなものがありますので、銀行等の支援ができないか、そのあたりを含めて今詰めているところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

三州ゴルフ場の待ってもらっている期限、12月いっぱいだと聞きましたけども、残りがあと12日ですね。この間にある程度の意見を持っていかないと話ができないと思いますけども、もしこちらがある程度のまとまった意見を持っていかない場合は、相手との話、交渉はどうなるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

石原社長との話し合いで、この問題を市として前向きに検討しますので、12月いっぱい時間をくださいということをお願いして帰ってまいりました。帰ってきた後、関係機関やら、また地元の建設業の方々にも入っていただきまして、どうしたら守れるかということを一一定協議いたしました。最終的には、石原社長さんが私たち地元に残してもらえる方策としては、市がこの問題に関与して、また地域住民と一緒に第三セクของบริษัทを立ち上げ、それに銀行が融資をしていただいて、十分やっつけられるということが見通しができれば、そのことを前提として今度の土曜日に上京して、お願いをする予定でございます。

○5番（宮迫 勝議員）

先日の質問の中で、総額13.5億円になると聞きました。大変な額であります。これを早急に支援できる会社とか、それから融資できる銀行の、仮にそういう方向に行くとして、感触はどうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、非常にデリケートな問題でございまして、一番いいのは13億5,000万円をそろえて、譲り受けさせてくださいと言えば、確実にオーケーという筋が出るとは思いますけど、それはどの企業でも簡単にできる問題ではありません。

ですから、当然私たちもこの間の三州ゴルフ場の経営の状況を分析をいたしまして、また、私たちが仮に市も入って第三セクでやるとなった場合に、十分いけるかということも分析をいたしました。そのことを前提としたら、いろいろと努力をしたら十分黒字経営になるということも分析をいたしまして、銀行とも、融資ができないかということも今、相談をしているところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

今言ったことが順調に進んだ場合に、どうしても市民の同意を得ることが一番大事だと思います。でないと、フラワーパークの二の舞になるのではないかと、私はとても危惧しております。そこで、残り12日の間にこの市民の同意を得るためには、

どのようなことを考えているかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

この残りの日にちで市民の同意を得るといのは、難しいというふうに思っております。

基本的には石原社長とお願いをして、引き続き市民のためにも、またゴルフ愛好者のためにも、曾於市の発展のためにも存続のほうが非常に市民も期待をしているということをお願いをしたいと思います。ただ、期間がありませんので、お金をすぐそろえることはできません。

あとは、誠意を持って3月の議会まで議会とも相談をして、いろんな形で協力してもらわなきゃならないということもお願いをして、基本的には三州ゴルフ場をメガソーラーにしないために市として最善の努力をしたいと思いますというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

今おっしゃった三州ゴルフ場を存続させたい、これはきのうの九日議員の質問でもそういう強い要望での質問がありました。しかし、何といても金額が大きいです。ぜひ、市民と議会の、本当、同意を得られるように努力されることを強く望みます。

次に、大きな4番目、福祉政策についてお伺いします。

確かに今、高齢者を取り巻く環境は厳しくなっております。この中で、社会的な孤立、独居老人を含めて、御夫婦2人とも高齢が進んでいる、もしくは年金が安いなどの経済的な困窮、そして、いろんな権利的な侵害、例えば生活保護をもらっているんだけど、それが周りに知れて、そのことを言われて、なかなかいづらくなっている、こういう問題もあります。こういう問題に対して、民生委員の役割、これが私、非常に大事だと思うんですね。

それと、次の2回目のほうにも移っていくんですけども、市としては、社会福祉協議会や、それから民生委員、こういうとことの連携をどのように考えているのか、お聞きします。

○市長（五位塚剛）

お年寄りを取り巻く環境というのは大変厳しくなっております。お年寄りの暮らしを守るというのも行政の役目でもありますので、平成24年度から市としましては、訪問専門員をつくりまして、各支所に1名ずつ3名をお願いして、週1回高齢者訪問をいたしているところでございます。現在の対象者は、約72名でありまして、まあ、いろいろ……

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

民生委員の関与のことになりましようかね。

(「はい」と言う者あり)

○市長（五位塚剛）

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る目的としてある団体でございますけど、常に民生委員の方々が地域訪問しながら、皆さんたちの声を聞きながら、いろいろと要求に沿った支援活動をしております。民生委員の役割というのは非常に重要な組織だというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

確かに民生委員の方の役割というのは非常に大事なものがあります。しかし、残念ながら、民生委員のなり手が少ない、ちょっと体調を崩して民生委員をやめたいんだけど、後継者、後になる人を探すのが大変一苦労だと聞いております。この大事な民生委員をつくっていくためには、何かもう一つ工夫が必要じゃないかと思えますけども、市長は何か考えているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

民生委員の改選の時期にことし来まして、3町の新しい民生委員を委嘱したところでございます。

長年頑張ってこられた民生委員の方が今回退任をされましたけど、その後継者をつくるということで、大変苦労いたしました。

現実には、民生委員の仕事というのは、事実上ボランティア活動でございます。そういう意味では、一定の時間的な余裕のある方と、また一定の支援をできる知識の持った方々が中心になるわけですけど、なかなか人材が厳しいというのは、どこの地域でもそうです。

今後、民生委員を育てるという意味では、研修等も行いながら、また、民生委員の方々の負担軽減も同時に進めながら、今後市としても努力はしたいと思えます。

○5番（宮迫 勝議員）

次の民生委員を育てる、発掘するためにも、今のうちから作業を進めていただきたいと思っております。

先ほどおっしゃいました24年度からの見回り活動、たしか3人ほど見守り専門の方がいらっしゃいます。この24年から活動されて、この効果はどのように上がっているかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

24年度から市としても、いろいろな要望がありましたので、専門的な訪問、まあ、指導員といいますか、専門員を各町1人ずつ配置いたしました。

対象者は若干ずれがありますけど、今、72名の方が対象となっております、効

果は、民生委員の方々の、いろんな声を聞きながら、そして、ひとり暮らしでなかなか外に出られない方々を中心にしてお聞きして、また悩み事とか、要望とか、また買い物等とか、いろんなことを含めてお聞きして、場合によっては民生委員の方々と協力しながら、孤立しないような状況で指導もしながら取り組んでいるところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

今、効果のほどを聞きました。大変いいことではないかと思っております。これは引き続き続けていただきたい。

ただ、各町に1人だと、どうなのかなと。この見守り隊の専門の方が負担にはならないのかなと思ったけど、この点のふやす方向は考えてないんですか。

○市長（五位塚剛）

この問題もいろいろ議論して、各町に専門員を置いたわけですけど、この周りに地域包括センターもありましたり、また、アドバイザーの方もいらっしゃるし、まあ、決して十分だとは思いませんけど、基本的な考え方を担当課長から答弁させます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

現在の訪問専門員につきましては、3名でございしますが、月14日の勤務で、今72名、登録は78名ですけども、30名以内を限度として、今回っております。1週間に必ず1回、回りますので、それぐらいの人数しか今対応できないという状況でございしますが、場合によっては、その14日の日数の問題、あるいは人数の問題、いろいろあるかと思えますけれども、余り訪問専門員がたくさんの人を見守っていくということになりますと、地域での見守り活動もしてもらっております、そういう活動を阻害するおそれも若干あるかなというふうに思えますので、さらに大きな災害が起こったときには、その方の避難支援なんかをするのに、1人がたくさんの人を見守っていると、いろいろ問題が出てくる可能性があります。そういうことをいろいろ考えまして、今後、いろいろと検討していきたいと思っておりますが、現在のところは、14日で週1回の訪問ということにしているところでございます。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

いろんな意見を取り入れて、改善できるところがあればいい制度にしていただきたいと思います。

次、4番目の、社会福祉協議会が行っているアドバイザー制度の状況や効果をどのようにしているか、これをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

現在、在宅福祉アドバイザーは、市の社会福祉協議会から678名の方が委嘱をいたしております。1,929名の対象者を、地域を回りながら見守っているのが現状でございます。

○5番（宮迫 勝議員）

福祉アドバイザー、私も自治会長をしているときにお願いされまして、仕事があるからなかなか難しいからと最初は断りました。しかし、どうにかしてかかわってくれということで、3年間の自治会長のうち、2年間だけ引き受けました。なかなか仕事をしながらのアドバイザーを引き受けるというのも大変難しいものがあります。せっかくいい制度なので、このアドバイザーですね、これもやっぱり市民の方に広く訴えていけばどうかなと思っております。

それと、自分で自治会長なりアドバイザーを経験した中で、高齢者の方が、何かあったときにどこに連絡したらいいのかなというのがありました。

先日も、11月26日の未明に県道2号線、これは5時半ごろでした。トラックが停まって、高齢者の方が歩道で座り込んで血を流していましたので、交通事故かなと思って駆け寄りましたら、交通事故ではなくて、道路に倒れたので救急車を呼びましたということでした。近くの方が、84歳の女性の高齢者の方が倒れて、額を打って血を流していると。救急車が来たんだけど、身元が確認できない、家族に連絡とれないから、なかなか搬送ができないということでした。こういうときに、私はまだ知らなかったんですけども、何かいい方法はないかなと思ってました。そして、命のバトンというのがあったみたいです。これは私は後から知ったんですけども、課長にお尋ねしますけども、命のバトンというのをちょっと説明していただけますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

命のバトン事業といわれるものにつきましては、末吉地区の民生委員児童委員協議会が実施している事業でございます。

バトン、筒状のものに連絡先、緊急連絡先とか、あるいはかかりつけ医等の情報を入れまして、それを冷蔵庫に保管している。で、家で、例えば気分が悪くなって、言葉が出ないときに、支援者が中に入ったときに冷蔵庫をあけてそこに連絡をする。あるいは救急車も当然でしょうけども。そういうのが命のバトンという事業でございます。これは、平成25年度におきまして末吉地区での民児協のほうに取り組んだ、社会福祉協議会を行っております共同募金の助成事業を利用、活用しました事業でございます。

これとはまた別でございますが、財部地区におきましても、今年度、緊急連絡シートという、これは冷蔵庫の表に、マグネット式だと思いますが、それで張りつけるものでございます。内容的にはほとんど同じでございますが、これにつきましては、財部地区の各校区社協さんが独自に取り組んでいただいているというものでございます。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

末吉と財部ではこの取り扱いが違ったんですね。

私もちょっとこれ知らなくて、たまたまこのときに隣の自治会長さんに電話しましたら、冷蔵庫に張ってあるよということで、鍵がかかっていたんで、警察の方に入ってもらって、確認して、連絡をとって、病院に搬送できました。

私が知らないのもちょっと認識が足りなかったんですけども、もっとこのことを広く市民が知り得て、いざというときに誰でも対応できるように、命のバトンに統一するのか、それか財部みたいにやってもいいし、もっと広く市民が利用できるような体制にしたらいかがかなと思うんですけど、この点はどうでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほどの命のバトン事業、それから、緊急連絡シートにつきましては、それぞれ平成25年度からそれぞれの住民の意識の中で、協議の中で生まれまして、自発的に実施していただいているところでございます。当然、市としてそういうふうに取り組んでいくということは非常に大事なことだというふうに思いますが、住民の中から生まれた事業でございますので、そういう意識を阻害することのないように、こちら支援しながら、全市的にそれが広まっていけばいいというふうに思っております。

以上です。

○5番（宮迫 勝議員）

新聞の切り抜きを皆さんに配付しましたけども、こういうことってのはなかなか地域の住民の方に尋ねにくいんですね。でも、曾於市には今紹介したような命のバトンとかいう、緊急連絡のシステムがあります。こういうせっかくいいシステムがあるんで、これを広く市民の方に知っていただいて、利用してほしいなと思っております。

次に、5番目の買い物支援、その他の日常の困り事の解決、これについてお尋ねします。

このようなことについて、どのように取り組んだらよいかと市長は考えているか、

お尋ねします。

○市長（五位塚剛）

高齢者で、街に近い人はそれほどでもないと思うんですけど、農村部でひとり暮らしの方といたら、ふれあいタクシーに乗れる方は、そのバスを利用して街まで買い物するとか、いろいろできるわけですけど、なかなかそういうこともできない独居老人の方もいらっしゃいますので、今後は、そういう方々の支援も行政としてできないかということは検討課題だろうというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

紹介しますと、シルバー人材センターでも、ワンコインのサービスで、草刈り、もしくはそういういろんな、雑用といたしますか、これらの仕事を請け負っております。そして、社会福祉協議会でもほっとサービスってのがありまして、こちらのほうも有償でサービスがあるそうです。こういうサービスをなかなか知らないために、利用されていない方が多いそうであります。せっかくつくったいい制度、サービスなので、もう少し市としても、高齢者の方に、こういう制度がありますよということをお知らせしたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

社協のほうで、そういうすばらしい制度があるということでございますが、当然社協だよりも出してありますし、また、民生委員の方々もたくさんいらっしゃいますので、その方々と連携とりながら、お年寄りを訪問したときに、そういう制度がありますよということを啓蒙する必要があるんじゃないかなと思います。

また、JAさんが今、特に組合員を中心としてですけど、農村部を回りながら、預金の引き出しができるように、また、JAのAコープの商品を一緒に積んで販売ができるようにというのもしまりました。大変いい制度だというふうに思います。

将来的には、曾於市には3つの道の駅がありますので、この道の駅の農作物、また肉等なんかを含めて、農村部のお年寄りの方々に宅配ができないか、そういうことも一つの政策として考えておりますので、また機会がありましたら提案をしたいかなと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

行政任せではなくて、私たちもいろんなアイデアが提案できたらいいなと思っております。

最後に、5番目、健康で病院にかからない高齢者の健康づくりについては、どのようなお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

高齢者の方々の健康を守りながら、また、命を守っていくというのは、行政の大

きな役目であると思っております。

40歳から特定健診を含めて、健康診断事業もやっておりますけど、なかなか受診率が低いのが現実でございますので、受診率を高めるために、新たな施策も今後検討していきますけど、やはり、高齢化時代に入りましたので、お年寄りの方々が病気をしないために、健康であるためには、できたら地域に出ていっていただいて、ゲートボールとか、いろんな形で地域の方々と触れ合いの場を持っていただいて、健康であるような生活をしていただくように、市としても努力はしたいなと思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

確かに、ゲートボール場に来ている高齢者の方は、笑ったりしゃべったりして、非常に元気であります。私は、やっぱり寝たきをなくす、これが一番ではないかと思っております。今言ったいろんな方策を出し合って、寝たきをなくしていく、これが最大の福祉ではないかなと、ひいては病院にかからないことで国保の高騰を抑えられる、私はこう思いますけども、市長はどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、宮迫議員が言われたように、それが基本だというふうに思っております。

26年度から新しい事業も検討しておりますので、担当課長から報告をさせます。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えします。

新しい事業というのはちょっとまだ予算化はされていないんですが、一応うちのほうでやっているのは、とにかく高齢者の方の健康づくりとしては、筋力アップというのが一番の重きを置いております。

幾ら年をとられても、筋力は何歳からでもまた鍛え直すことができますので、そういうものが血行の促進とか、あと、関節の保持とか、非常に役割が大きいものですから、介護予防の点、あと、地域支援事業の一点、あと、いきいきサロンとか、そういう社協のサロン等も活用しながら、高齢者の方々に地域の一番近いところの集会施設とか、そういうものを利用しながら、募集をしているところです。

確かに効果は出ております。来られた方については、現状保持が一番大事なんですが、それ以上に、筋力アップのほうも上がっておりますので、確かに——年2回ほど評価もしております。そういうことですので、我々としては、さっき市長が申し上げたとおり、健康診断をまず受けていただいて、その中から、特に必要な方に御案内をしておりますので、そういうものに積極的に参加していただいて、筋力アップしていただければ、健康づくりにつながっていくものと思います。

あと、26年度の新しい事業については、また、当初予算編成時期ですので、予算

の状況を見ながら、また3月のほうで提案をしたいと思います。

○5番（宮迫 勝議員）

一般会計から国保会計への支援というのも、もう限度があるのではないかと思います。なるべく、今言ったような事業を展開していただいて、健康で長生きをしていただく、こういう施策をしていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、大川原主税議員の発言を許可いたします。

○14番（大川原主税議員）

議長の許しを得ましたので、一般質問をいたします。

初めに今回の市議選、定数削減の中、大変厳しい、難しい選挙戦でありましたが、市民の多くの御支援をいただきこの場に立てますことを、改めて感謝の気持ちでいっばいあります。

さて、今回私は、市民体育祭の充実のためにはということで一般質問をさせていただきます。

合併して8年が経過して、旧町の閉塞感漂う状況に、財部にもっと元気を、町に活気がない、寂れる一方じゃないかななどの声をお聞きしながらも、何か新しくイベントを取り組むにしても、これもなかなかエネルギーの要る、しかも継続できなければ意味がない、であれば旧町の時代から長年取り組まれ実施されてきた町民体育祭、現在市民体育祭として開催されている内容の充実を図ることで、地域の活性化を促進できるのではないかと。実行委員会でもいろいろ企画をいただき、最善の努力が払われ運営されておりますことに敬意を表する次第ではありますが、すなわちもっと多くの市民参加のもとに、幼児から高齢者までの全ての方々を対象に参加を募り、楽しい一日を過ごすことができないか。そこで4点につき、市長並びに教育長の所見を求めます。

①今回初めて市長として参加され、挨拶もされましたが、どのような感想を持たれたか。

②過去5年間の参加者数はどのように推移しているか。

③市内中高生の参加はできないか。

④高齢者の参加促進策はないか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、大川原議員に対してお答えしたいと思います。

市民体育祭の充実のためにはということで、①市長は参加してどのような感想を持たれたのかということでございます。

10月27日日曜日8時30分より、財部城山総合運動公園において、「そお市民体育祭 i n たからべ」が行われました。

当日は天候に恵まれたたくさんの方の参加があり、開校式を初め、各競技が盛大に行われました。

合併になってからも財部町が独自にこのような運動会を開いておりますが、地域活性化のためにはほんとにありがたいことだと考えております。

このあとは全て教育長に答弁させます。教育長も本会議の場では最後になるかもしれないので、余り追及はしないでください。

○教育長（植村和信）

それでは、最後になるようでございますので、かみしめかみしめお答えをしたいと思います。

まずは、市民体育祭の充実のための件でございますが、過去5年間の参加数はどういうお尋ねでございます。

市民体育祭については、合併協議会で全市的な規模での体育祭はできないが、財部町町民体育祭を引き継いで実行委員会形式で開催することになり、今日までに至っているところであります。

ここ数年は「そお市民体育祭 i n たからべ」として、レクリエーション種目を中心に開催しているところであります。また、広く市内からの参加を呼びかけておりますが、末吉町柳迫小校区、大隅町は大隅北小校区からの参加者がふえてきているところでございます。

では、5年間の参加人数を御報告いたします。種目ごとの延べ人数でございます。平成21年度2,084名、平成22年度2,194名、平成23年度1,920名、平成24年度1,944名、平成25年度2,532名であります。

③市内の中高生の参加はできないか。本年度の「市民体育祭 i n たからべ」でも、市内の各小中学校及び高校へ参加申込書を発送いたしまして、スポーツ少年団や部活動での参加依頼を行ったところでございます。

本年度は、小学生はもちろんのこと財部中学校吹奏楽部、野球部、サッカー部、柔道部や財部高校のボランティアクラブ、教職員等がチームをつくって参加してくれました。

来年度の開催時期につきましては、実行委員会で既に10月26日に決定しており、早い時期から市内の各小中学校、高校への呼びかけを行うことにしております。方法としましては、次年度当初に開催するスポーツ少年団の代表者会議や、校長、教頭会での呼びかけ等を考えております。市内全ての地域からの参加がふえていくように努力をしてまいりたいと思っております。

最後に④でございますが、高齢者の参加促進はないかということでございますが、本年度の市民体育祭は25のプログラムで構成して実施いたしました。

そのうち、高齢者が参加しやすいレクリエーション的な競技として、種目として「輪入れ競争」「ホールインワン」、これはグラウンドゴルフ競技、それから「ピン倒し」「金輪まわし」「玉入れ」の5種目で実施しました。おかげさまでこれらの競技には単位老人クラブが3クラブ、地区公民館が7公民館、自治会が5自治会参加しているところでございます。

このほかグラウンドゴルフ協会からも参加しており、参加しやすい競技が多いのでまた参加したいという声が聞かれました。

今後も実行委員会において、さらに高齢者の参加促進について検討することになっております。加えて、早い時期から市内全域の広報啓発をいたしまして、盛り上げていければと思っております。

以上です。

○14番（大川原主税議員）

ただいま、答弁をそれぞれいただきました。

この財部の町民体育祭あるいはこの市民体育祭につきましては、旧財部町の郷土史の中でもその中身内容あるいは意義についてうたっているところでございます。

歴史をひもときますと、昭和56年度の流れも書いてありますけれども、昭和56年度はマンモス体育祭ということで開催されたということでございます。

競技出場者6,000人、応援者2,000人ということで、8,000名の方々、大体町の人口の半数以上が参加をしたというような内容になっているところでございますが、途中流れもいろいろ書いてございますが、平成5年度は御案内のとおり、8月1日の豪雨によってその年は、アンケートなんかをとりながら、結果として中止をされたわけですが、よく平成6年度から、「きらめく財部」のタイトルのもとに再び開催の運びとなり歓喜の声が響き渡ったという。

町民体育祭は、町民の心のよりどころとなり、毎年11月3日に実施、当日は各集

落のテントが所狭しと張られ、競技内容はもちろん応援等も盛大で、「伸びゆく財部」「きらめく財部」の活力のもととなっているというような記述もあるところでございますけれども。市長のほうからは、地域の活性化のために非常にありがたいことだというふうに答弁をいただいたところでございます。

また、教育長のほうからは5年間の参加人数の関係が書いてございますけれども、大体毎年2,000名前後の参加者を見ているわけでありましてけれども、今年度のこの市民体育祭につきましても広報誌の中で2,500名という記載がございました。当然、実行委員の皆さん方の働きかけといいますか、その努力によっての内容だというふうに思いますけれども、当然、この参加者が以前から減ったということについては、当然、少子化等も考えられるかというように思いますけれども、このことについて教育長がどういうお考えをお持ちですか。

○教育長（植村和信）

スタートは、合併協議会で語られましたとおり、財部町民体育祭を引き継いでということで、財部町のメイン行事というような形でスタートしたと思っておりますが、それではだんだん人口の減りや社会教育の関係団体等の関係者数が減ったりすること、あるいはちょっとマンネリ的な面が見え出したこと等で、少し減り始めたところであつたろうと分析しておりますが、そこで、これはちょっと困ったことだということで、実行委員会を中心にもうちょっと積極的にということで、末吉、大隅町にも呼びかけて、やはり市民体育祭的な要素を強めていかなきゃいけないんじゃないかなということで関係者の努力がございまして、ことし再度右肩に上がってきたところであろうというふうに分析しております。

以上です。

○14番（大川原主税議員）

この流れの中で今年は、今年もといいますか、柳迫校区の公民館の皆様方も参加をしていただき、また大隅北校区の方々も入場行進に参加をしていただき、花を添えていただいたところでございます。いろいろと、今言われたように、旧町外あるいは市民、市内、まあ、全域とまではいきませんが、市内の方々にも声をかけたということでございまして、柳迫校区の皆さん方や大隅北校区の皆さん方に対しては、ほんとありがたかったというふうに思っているところでございます。

以上のことで、毎年こういうふうに盛り上げていただくわけでありまして、この市民体育祭がもたらす青少年に対する教育的効果をどのように教育長は評価されているか、所見を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

青少年、学校を中心にあるいは家庭を中心に学習、学びをやっているわけでござ

いますが、学んだものを地域でいろいろと発表させてもらったり、あるいは地域から学校でできない学びをさせてもらったりということで、大変やはり子供たちにとって大事な活動の場とっておりますが、学校の状況等で、学校単位で出れない状況でございますので、部活動であるとかスポーツ少年団、そういう形での参加にはなっておりますが、たくさんの子供たちが出てそれぞれ役割を果たしながら、大変ありがたい活動の場として捉えて頑張ってもらっているところでございます。

以上です。

○14番（大川原主税議員）

今年度は、昼食時間のアトラクションに、鹿児島実業高校の新体操部が演技の披露をしてくれたわけですが、これについても実行委員会のほうで協賛金等を募られて、その経費を賄ったといたしますか、手当をしたというような話を聞いているところですが、この昼のアトラクションについては、市長、ごらんになりましたですか。

○市長（五位塚剛）

アトラクションについては、ちょっと私は見ておりませんが、その後、大隅北校区の創立の会がありましたので、そちらのほうに出向いたところでございます。

○14番（大川原主税議員）

それじゃ、教育長、ごらんになったのであれば、所見を賜ります。

○教育長（植村和信）

私も午前中おまして、ちょっと昼からは所用のためにおりませんでした。やはり、人を集めるためには競技だけでなく、こういうふうには体育振興あるいは生の文化等が味わえるような場面も設定していいんじゃないかろうかというようなことで、前向きに考えておりましたので、その成果が2,532名の中にも出たものと。これはさらに工夫をしながら、欠かせない場面になるようにまた指示等をしているところでございます。

○14番（大川原主税議員）

せっかくのアトラクションだったんですが、誰かごらんになってる方、社会教育課長はごらんになりました、所見をお願いいたします。

○社会教育課長（中峯健一郎）

当日、鹿児島実業の新体操部の方々が来られて、非常にすばらしい演技をしてくれました。日ごろは、テレビで最近、ここ数年見ることができるんですが、生で見るとその迫力ってのはすごくて、来ていた市民の皆さんを初め、特に小中学生、高校生には大きな影響を与えたんじゃないかと考えております。

○14番（大川原主税議員）

結構、市民の中からも「何時からやったっけな」とか問い合わせがあったように聞いておりました、先ほどからあるとおり、競技を見たり参加することもですけど、特にこの最近話題のそうした注目のスポーツなりそういったアトラクションに触れるということも、とても大事なことはなかったのかな、結果的には非常によかったんではないかなというふうに思っているところでございます。

昨日から、まあ、よく話が出るんですけども、旧大隅町の県下三大祭りの弥五郎どん祭り、そしてまた末吉の市民祭と、こうよく比較されるんですけども、旧町財部には、今のところ市民体育祭——しかないという表現はまずいのかもしれませんけれども——割とそういった大きなものと比較すると、町民あるいは市民の中からも、財部はちっと、あれが足りないんじゃないかみたいな話をよく聞くわけですけども、市長、これについてはどういうふうな判断をお持ちですか。

○市長（五位塚剛）

財部の方々が地域活性化をどうしてもやりたいということで、合併後もこのような取り組みをされてることについては、大変ありがたいというふうに思っております。

今、一つの行事を成功させるというのは、もういつのときでも大変苦労してるのが実態でございます。

また、全国的にはいろんな行事もあるんでしょうけども、引き続き財部の皆さんたちがいろんな形で検討していただいて、財部を中心にしながら、また曾於市全体を巻き込むような行事等に広がっていければありがたいなというふうに思います。

○14番（大川原主税議員）

市長のほうからもお認めをいただきますように、決して行政サイドだけの問題じゃなくて、まさに自助の部分といいますか、みんなで知恵を出しながら一つの行事、祭り事を成功させていく、そしてまた継続できるように取り組んでいくということがとても大事だというふうにも、私自身も思いますし、またその中で曾於市内の均衡性といいますか、バランスといいますか、そこあたりにも配慮した中で、もっと市として取り組みを強化することはできないのか、そのことを、市長にお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

財部は、このほかに悠久の森を生かしたウォーキング大会とか、中谷校区の豊作まつりとかいろんな形で行事に取り組んでおります。で、ほかの大隅、末吉もそれなりの行事がありますけど、大体行事がされるのが、10月から11月のこの時期ですので、ほんとに毎週何かが行われているという状況でありますので、ほんとに大変だろうというふうにも実際思います。

そういう意味で、全てこれは主催される団体がありますので、その人たちの御意見を尊重しながら、市として支援ができることについては市の職員も含めて、またいろんな形での支援はしたいと思いますけど、その皆さんたちの団体の運営を尊重したいと思います。

○14番（大川原主税議員）

ただいま、市長のほうから主催団体とのやりとりもしながら、人的あるいはその内容等についても支援をしたいというようなことでございます。

考えていきますと合併して8年、あと2年もしますと10周年が来たり、記念の10回大会とかいろんな形で一つの祭り事が契機を迎えるといえますか、そういう状況も想定をされますんですが、そこいらについての思っているのは、具体的にほかの行事等についてもそういう記念のといえますか、折り目、節目が来ようかと思うんですが、そこあたりについての認識といえますか、所見を承ります。

○市長（五位塚剛）

節目で10年の節目とか20年の節目とかいろいろあると思うんですけど、それは基本的には主催者がどういうふうな取り組みをするかということで目的を持ってされるでしょうから、その辺はそれとして尊重したいなと思います。

○14番（大川原主税議員）

前向きな答弁をいただいておりますけれども、とにかく地域の活性化のためには主体的に取り組む、そういった団体といえますか、当然今から、NPOといえますか、そういう非営利団体も出てまいりますでしょうけれども、そういった意味で地域の活性化のためにはどうしてもそういう立場での努力というのが大事になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう意味では支援をお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、少子化がもたらした形といえますか、少子化というのが大きな要因でこういう状況も想定、実際、今の状況もあるわけですけども、ただ先ほどから高齢者の健康維持増進とか、そういった話も出てまいりましたけれども、高齢者の参加促進ということで、先ほどいろんな内容的なプログラムの内容についてお示しいただきながら、そして検討していくということでございましたけれども、幸いにいたしまして、校区それぞれの公民館につきましても社会教育課の中で、「元気だそお」の事業があつたり、そしてまた、校区の社協もおかげさまでいろんな意味で活発に動いておられます。そういう意味では、そこあたりとの連携といえますか、そういったところがほんとにまた違う意味で地域の核になっていくんじゃないかなということも期待をするわけですけども、そこいらについての認識、あるいはそこいらに対する期待というもの、所見をお願いいたします。

○教育長（植村和信）

おっしゃるとおり、町の元気は公民館活動にあり、というふうに捉えております。したがって、「元気だそお」事業等を核に据えてやっておりますが、これは普通はいろいろ補助金を出す場合にも、最後に人口割というのがつきまして、やはり人口の多い地区が有利になるように考えられやすいですけれども、この曾於の「元気だそお」事業だけは逆になっておりまして、町から遠い地域にもたくさん出そうというようなことで、いろいろ配慮した事業でございます。

そういうことで、「元気だそお」事業でも、お互いがいい活動を見出したときには、そこにお互い視察あるいは研究的な公開、そういうことで、お互い交流も深めようということで、なかなか定着した人口増は難しいですが、交流人口の増をということで、行ったり来たりしながらということで、今幾つかの公民館等ではそういう交流が始まったところでございますので、これを財部の体育祭に向けれる点もあるんじゃないかなということで、また公民館の役員の皆様ともいろいろ検討していく必要があるのではと思っておりますのでございます。

以上です。

○14番（大川原主税議員）

ひとつ、そういった環境整備といいますか、それぞれの方々が参加しやすい環境整備ということでは、なお一層の努力を求めたいというふうに思います。

活性化については、やっぱり人々が集うこと、参加することが、それと、しかもそれが継続されることが大事だというふうに思いますが、市長の見解を求めたいというふうに思います。

○市長（五位塚剛）

活性化にはいろんな取り組みがあるわけですが、特に財部町は、金田君、中崎兄弟を初め、3人のプロ野球の選手を生み出しております。これは非常に光栄でございます。

また、中谷の近くで見上さんという方が有名なキャンピングカーをつくり出しております。非常にこれはまた地域活性化、全国の注目の的になっております。

また、山有の山村さんの事業というのは、日本国内初め、世界的な事業展開をしているという意味で財部町の出身の方々が、大いな活動をしておりますので、そういう方々の協力もいただきながら、今ある財部のいろんな事業にぜひ生かしていただいて、またそれを核としていただいて、曾於市全体を巻き込んで都城、霧島あたりからも参加できるようなことを、ぜひ皆さんたちで検討していただいて、頑張っていれば、ありがたいなというふうに思います。

○14番（大川原主税議員）

市長から、非常に人材の関係も披露していただきまして、そういう意味では誇りに思わなければなりませんし、そのことを大事にしながら、それをまた一つに地域のいろんなものの柱に据えて、今後の活性化に頑張っていけたらというふうに思います。

最後に市長の、先ほども若干触れていただきましたけれど、どうしても3町の均衡性、バランスという考え方でいきますと、こういった事業の面におきましても、今後とも引き続き御支援をいただきたいというふうに思います。

最後に答弁をいただいて終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（五位塚剛）

各3町で取り組んでいる事業というのは、その地域の皆さんたちがいろいろ考えて、知恵を出し合って取り組んでる事業ですので、市としては精いっぱい支援と協力をしたいなというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、坂口幸夫議員の発言を許可いたします。

○18番（坂口幸夫議員）

さきに通告いたしておきました3点につきまして質問いたします。

まず1点目、市道笠木・かんじん松線並びに土成・柳井谷線の道路改良についてであります。地元の道路行政についての質問ということで、非常に我田引水的な面もありますが、今回の市議会議員選挙においても、この地域住民の切なる願いであると改めて実感いたし、強い要望もあり、市民の声をくみ上げ、一般質問いたすところでもありますので、御理解いただきたいと思っております。

この市道2路線は、私の地元であります笠木校区内において地域住民が毎日通勤、通学等に利用している重要な市道でございます。

また、近くには食鳥、アヤベという大きな企業もあり、地域住民だけではなく、市内外からも大勢の方が利用されている道路でもあります。

私も議員となつてからは、この2路線の事業の促進、推進にも携わってきております。この2路線の中身等については私も理解し、市当局の2路線に対する取り組

みもある程度は評価しているところでございますが、余りにもその進捗が遅いということをつくづく感じております。このことは、地元の皆さんも同じ思いであります。市長も、この路線への地域住民の並々ならぬ熱い思いは、十分認識されていらっしゃると思うところであります。私どもの住む地域の中でも、特に高齢化率の高い集落が両市道に点在いたしております。

人間が安心して定住できる要因の一つに、私は、道路の整備もあると強く思っております。若者がふるさとに定住するためにも、道路整備は欠かせません。高齢化率の高い自治会の皆さんの足は、自分で運転する車しかありません。そのことを考え、現在の両市道の現状を見たときに、安全面においても大変心配であり、早急の道路整備が必要であると強く感じております。

山間部に生まれたのが悪かったという思いを抱かせないためにも、五位塚市長の格段のスピーディーな両路線への道路整備への取り組みを期待して質問いたします。

①に、平成25年度予算の入札予定と工事の概要をそれぞれ示していただきたいと思っております。

②に、平成26年度予算編成についての両路線への考えを示してください。

③に、両路線の現状と今後の対応についての市長の考えを示していただきたいと思っております。

次に、2点目であります。市長の選挙公約について質問いたします。この件につきましては、私、9月議会においても一般質問いたしました。五位塚市長の大きな目玉として市長選挙を戦われ、市民の夢が膨らみ、五位塚市長が誕生された大きな礎となったところであると思っております。

9月議会においての市長答弁は、選挙公約については、予算財源内訳実施計画等については、深い対策会議は行っていないとのことでありました。市長当選後間もなく5カ月が過ぎようとしております。また、予算編成時期にも来ていると思うことであり、質問いたすことであります。曾於市民は、夢膨らむ市長選挙公約に大変な期待を持っております。市長就任間もなく5カ月を迎えようとしておられます。新規公約の実現へ向けて今日までの対策、協議はどうなっているのか、また、平成26年度当初予算で新規公約の予算が計上されるのかお尋ねいたします。計上されるのであれば、予算と財源内訳をそれぞれ示してください。

また、市民は公約をいつ実現されるのか非常に興味と関心を持たれておられます。公約実現へ向けての計画を市民へいつ周知されるのかお尋ねいたします。

次に、3点目であります。高齢者の選挙投票の現状について質問いたします。本年11月17日執行されました曾於市議会議員選挙の投票率は、約68.5%でありました。

また、4年前の市議会議員選挙は73.9%であり、選挙があります。選挙がスター

トする前は、4年前の市議選と比べて大変な市民の関心もあり、熱気も感じたところでもあります。しかしながら、選挙が終わり、投票率の数字を知り、余りにも低いと感じたのは私ばかりではないと思っております。

私は、今回7日間の選挙戦の期間、市内一円を回りました。想像を超える高齢化に驚きました。選挙カーが来るのがわかり、道路まで出てこられ励ましの言葉をかけていただきましたが、話をしてみれば、投票所までの足がないということで、本当に相当な数いらっしゃるのが現実であります。

さらに今後、高齢化が進む中、中山間地域でみずからの移動手段を持たない選挙人が、投票所へ出向くことが困難になることが予想されます。

五位塚市長は、今回の市議選の投票率をどのように分析されているのかお伺いいたします。また、高齢者の投票状況をどのように認識されていらっしゃるのか考えをお聞かせください。

最後になりますが、市としての独自の助成策を講じて、市民の選挙への関心を高め、投票率をアップする考えはないかお尋ねいたしまして、演壇からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

坂口議員に対してお答えしたいと思います。

1、市道笠木・かんじん松線並びに土成・柳井谷線の道路改良についてという中の、1、平成25年度予算の入札予定と工事の概要を示せということでございます。

まず、笠木・かんじん松線につきましては、平成25年11月14日に入札が行われ、株式会社渡辺組大隅本店が落札されております。

契約日が平成25年11月20日、契約額は3,552万1,500円です。工期につきましては平成25年11月の21日から平成26年3月20日となっており、工事の概要につきましては、笠木側の水田部分の盛り土区間を施工する計画で、延長が143.7m、ブロック積み84m²、水路工280m、補強盛り土工延長30m、高さ7.8m、盛り土3,380m³となっております。

次に、土成・柳井谷線につきましては、平成25年12月12日に入札を行っており、川原建設株式会社が落札されております。

契約日が平成25年12月17日、契約額は1,900万5,000円です。工期につきましては平成25年12月の18日から、平成26年3月20日となっており、工事の概要につきましては柳井谷側の上馬渡橋と市道市吉・田尻線間を施工する計画で、延長200m、水路工198m、舗装工1,130m²、L型擁壁工26m等となっております。

2、平成26年度予算について、両路線への考えはという質問でございますが、26年度予算につきましても笠木・かんじん松線を社会資本総合整備事業で26年度も継

続事業として実施する計画であります。

事業内容は、来年度からの工事区間が、既設道路部分の大幅な切り下げが必要となるため、26年度は既設道路へのすりつけ等を考慮しながら、本年度工事に引き続きカーブ区間のショートカットの工事と用地補償を行う予定です。

土成・柳井谷線につきましても、過疎対策事業で26年度も継続事業として実施する計画であります。事業内容につきましては、柳井谷線側の市吉・田尻線との取り付け部分の工事と、馬渡側の用地補償を計画しております。

3、両路線の現状と今後の対応について市長の考えはということでございますが、両路線の現状についての考えですが、笠木・かんじん松線につきましては、現在整備中の笠木から市吉の区間が、特に路面の状況も悪く、急カーブや急勾配の箇所が多く、通行に支障を来しておりますので、まずはこの区間の整備を急ぐべきだと考えております。

土成・柳井谷線につきましても、現在過疎対策事業で整備中ではありますが、幅員の狭い箇所、見通しの悪い箇所等も多く、危険箇所を優先しながら年次的に整備を進めていきたいと考えております。

市長の公約についてということで、①新規公約の実現に向けて、今日までの対策はどうなっているのか、②平成26年度予算で新規公約の予算は計上されているのか、③計上されているのであれば、予算と財源内訳をそれぞれ示せ、④公約実現へ向けての計画を市民へいつ周知されるのか。ということでございます。

①公約に掲げましたことについては、9月議会で答弁したとおり、任期中に実現したいと考えているところですが、公約以外のことや各課で所管する事業、また新たな行政課題などは職員とともに協議した上で、最良の方法を職員に指示しているところでございます。

また、少子高齢化の進行や人口減少対策、産業振興対策、教育環境の整備、防災・減災対策、生活基盤整備などの喫緊の行政課題は、山積みであると考えており、公約とあわせてその他の行政課題についても総合的に判断し、予算措置を行っていききたいと考えているところでございます。

②平成26年度への新規公約の予算計上につきましては、18歳到達年度末までの医療費の無料化や、保育料等の段階的な負担軽減を行いたいと考えているところでございます。

③予算の財源につきましては、国県等の補助金がないものについては一般財源で対応していきたいと思っております。

④公約実現に向けては、それぞれの課題ごとに協議を行い解決していきたいと考えておりますが、市民との懇話会も実施し、計画の内容に対する意見や要望等を伺

いたいと考えているとでございます。

また、検討した結果は予算となってあらわれますので、毎年度、予算の議決を得られました後に、市報等で市民の皆様に周知を徹底していきたいと思っております。

3、高齢者の選挙投票の現状についてということで、①今回の市議選の投票率をどのように分析されているのかということでございます。

平成21年11月15日に行われた前回の市議会議員選挙は、有権者数3万4,799人に対して投票総数が2万5,729人で、投票率は73.94%となっております。今回の市議会議員選挙の有権者数は3万3,325人に対して投票者数2万2,830人、投票率は68.51%で、前回の市議会議員選挙と比較しますと5.43%の減少となっております。

投票率の低下を分析することはなかなか難しいことですが、特に若年層における政治に対する関心の低さが一つの大きな要因じゃないかと考えております。

②高齢者の投票状況をどのように認識されているかということでございますが、今回の選挙における65歳以上の有権者は1万3,894人で、そのうち投票者数は1万364人となっております。投票率は74.59%でありました。曾於市全体の投票率と比較しますと6.08%多くなっておりますので、高齢者の年齢層は、ほかの世代と比較して政治的関心が高いことがうかがえます。

③市として独自の助成策を講じて選挙への関心を高め、投票率をアップする考えはないかというのを質問でございます。

市独自で助成策を行う考えはありませんが、現在、高齢者の方々への対応といたしましては、入り口に段差がある投票所では簡易スロープの設置や人的介助による対応をしております。

また、投票記載台に掲示してある立候補者の名簿をできるだけ大きくし、老眼鏡や車椅子を設置するなど、選挙において投票環境の改善に努めております。

さらに、投票率の向上を図るため、病院や施設などで投票できる不在者投票や期日前投票、郵便投票の制度等につきましても、選挙のある月やその前月の広報誌、あるいは自治会へのチラシで周知を図っております。

今後も、選挙管理委員会や、明るい選挙推進協議会と連携しながら、投票が公明、適正に行われるよう政治意識の高揚を図り、広報活動を通じて投票率の向上に努めるとともに、投票所のバリアフリー化などの、高齢者に配慮した投票環境の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため、坂口議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、坂口議員の一般質問を続行いたします。

○18番（坂口幸夫議員）

当席から再度質問させていただきます。

道路行政については、非常に前向きな答弁をいただいたと思っております。これで終わろうかと思うんですけど、それじゃいけませんので、再度質問させていただきます。

市長、この両路線を通られたことがありますか、まずそこからお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

実は私は、水田を市吉の過ぎて、上のほうに食鳥に上るところの、あのカーブのところの左側に入ったところが、私が小学校のときまでの水田でございました。だから、あの道路が悪いというのは、小さいころから私も知っておりまして、坂口議員が言われる、よく卵が割れるような大変な状況でございました。その後、この間いろいろと市長選挙やら、また、たまたま仕事の関係等も含めて何度も通っておりまして、状況はよくわかっております。

また、柳井谷・土成線は、特に坂口議員の地元のほうに通じる道路ですので、そのこともよく存じております。

○18番（坂口幸夫議員）

非常に現状を熟知されてるというふうに理解いたしました。私はこの両路線については、地域住民のほんとに切なる願いであるというのは、五位塚市長も御存じだと思っておりますが、市長が今度交代されました。それ以前の池田前市長のときも、地域住民はほんとに熱い思いで陳情されておりました、何回も。そういう中で、ようやく振興計画とかそういう中で予算も上積みになって、これからというときに交代されたわけですね。そういう流れの中で、市長がこの両路線に対しての思いというものが前市長と変わらないぐらいの熱い思いがあるのか、地域住民も大変な心配だろうかと思って、この辺の確認の点でも私は質問いたしました。そのようなところを、気持ちをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今回の市議選挙では、特にどの方もそうですけど、地元の人たちのいろんな声を聞いていらっちゃって、それを受けて当選されてられておりますので、当然なが

ら住民の声を実現するためには、やはり道路をよくするのは基本的には当たり前のことですので、引き続き、池田前市政から計画的にこの事業は進めておりますので、ただ、なるべく早く完成したいというのは思っておりますけど、予算の関係、また特に坂口議員がよく御存じだと思っておりますけど、大隅町というのは、もういっぱい手をつけなければならないところがありまして、公平に予算はつくって、計画どおりに進めていきたいなと思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

では、笠木・かんじん松線のほうから話をさせていただきたいと思いますが、非常にこの地域の方々は道路の改良に非常に熱心でございます。そういう中で、なかなか先に進まない。進まない理由は何があるかという、いわば登記の問題、相続の問題、保安林の問題、そういうのが、予算が計上されてからわかるというような現状なんです。だから、職員の方々がかわったときの引き継ぎですかね、それがうまくいってないというような状況も私は感じております。そういう中で、今回こういうことを計画されておりますけど、次年度も、そういう工事が進まないような状況に陥ったら大変なことなんです。今までそういう例があるんです、市長。

だから、その辺のところは工事の予算を立ててから、保安林でした、登記の問題がありました、それがあったんです。だから、それを言われても市民は、地域住民は納得しないんです、プロですから。そのようなところはどうか、今後の事業の中で。

○市長（五位塚剛）

今、市といたしまして、未登記の市道、農道いっぱいあります。特に合併前にそれが多くございまして、実際事業がもう完了しているのに、実際市に登記ができてないという状況もあります。だから、今農道を含めて、市道は、計画あるものについては早く地域住民と計画については合意をしていただいて、事業開始する前にそういうことがトラブルが起こらないように指導しております。今後ともそういうのは先に、相続ができないということがないように、登記がちゃんとできるようにそれは指示をしたいと思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

事業を進めていく中で、そういうトラブルがあったときは、即地域の役員さん、そういうのができてらっしゃいますので、説明していただきたいと思っております。そういうことで、トラブルって事業がおくれたことは、地域住民は納得しないです。ぜひそういうことがないような指導というものをお願いしたいと思っております。

それから、笠木・かんじん松線は、市吉の八木商店、中村商店ですか、あそこま

ですが今のこの社会資本整備総合交付金事業という形の中で計画されてるんです。そのあとの五位塚市長の五位塚へ上る蕨谷川床の3差路から、あの上までは、全くどういう事業でやるかまだ計画もなされてないと思うんです。それをこの今、笠木・かんじん松線の事業の中でやってる間に、残された区分をどういう事業でやるか、着手していただきたいんです。過疎でやるか辺地債でやるかいろんな話は聞きますけど、そこまで下までおりてきて、そら今からよ、という時、空間の年ができるんです。私は、早期完成を求めて、みんな地域住民がいるんですから、その中で事業が途切れることなくうまく事業の変更を持っていただきたいんですが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市道を整備するというのは大事なことでございます。新しく道路をつくるというのは、土地の買収からいろんな意味で無理な部分もありますけど、今ある曾於市内の市道の整備というのは基本だと思っております。まあ、そういう意味では市吉のあの八木商店のあの下から五位塚までの間は全く今計画がされておられません。しかし、諏訪方面から食鳥またアヤベの会社のほうに行く方々、また学校に通う先生たちを含めて一つの通勤のルートになっておりますので、これは大事なことです。しかし、計画にのせないというのはいけませんので、担当課のほうで計画があるか答弁させたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

今、その笠木から市吉に向けて780mの下りの部分ですね、そこを一生懸命やっております。現道が今の路面より下がっていくもんですから、今現在のところ、法面の処理等を中心に工事のほうもしております、なかなか実際の路面の改良とまでいっておられませんので、なおさらちょっと工事の進捗が見えないところであるのかなとは思っております。

この笠木・かんじん松線は、その780m区間についてはできるだけ急いで施工のほう頑張りたいと思いますけど、その後、そのあとの残された区間につきましては、今検討しておりますのは、辺地対策事業等の導入ができるんじゃないかということで、検討はしておりますので、その今の780mが済んだ後は、そちらのそういった事業を利用しながら整備を考えたいと思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

市長、私が言いたいことは、笠木・かんじん松線の今のこの事業が橋のところまでなんです。それが済んでから新しい事業を見つけるんじゃなくて、同時に辺地債、過疎債、辺地債のほうがいいと思うんだけど、そういう事業に着手してくださいということをお願いしているんです。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

坂口議員の、地元の道路をよくしたいという気持ちはあるんですけど、ほかの議員さんもいろんな要望たくさん持っておられますので、全体の状況を見ながら緊急度の高い、また交通のアクセスの状況を見て、また危険度を含めて、そのあたりは財政課とも協議しなきゃなりませんので、一番いい事業は何かあるかということを含めて今後検討をしてみたいと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

市長、笠木・かんじん松線は、笠木から、市長の生まれたところは五位塚ですよ、そこまでの線なんです。この笠木・かんじん松線は市吉で終わるんじゃないんです。そこを冷静に考えて、延ばすような事業を計画してくださいということ言ってるんです。ぜひそういう形で計画をよく練っていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

坂口議員が冒頭に我田引水じゃないということをおっしゃったので、十分そのことは理解しております。やはり地域住民の声を聞きながら必要なところを、また同時に危険性の問題、交通量の多いそういうところを含めて検討はしたいと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

ほんとに地域住民は大変な熱い思いを持っていますよ。五位塚市長、市民の声くみ上げてくれますがね、違いますか。そういう意味でぜひ前向きな計画をやっていただきたいと思っております。

土成・柳井谷線も大変な道路状況です。まあ、ほんとに、市長は一回ぐらいしか通ったことがないと思いますけど、何回も通ってらっしゃいますか。どうですか。

○市長（五位塚剛）

私も市長選挙を戦うに当たりまして、約4カ月間、3町をくまなく回りました。特に坂口議員の地元のあそこは、梅井から出てきまして、向こうの269に抜ける道が大変狭い道路で、またアスファルトも非常に悪い状況であります。ただ、あの269まで出るまでの距離というのが非常に長い状況でありまして、これはまず補修できるところからやりまして、長期的に計画を持ってやりたいなと思っております。この間何度も一応足を運びました。

○18番（坂口幸夫議員）

土成・柳井谷線の中でも、一番、まあ、気の毒という言葉は悪いかもしれないですけど、渡集落、ほんとに269からどれだけ入るのかな、1.5kmから2kmぐらい入ります。ほんとに車の離合もできないような状況で、あそこには自動車屋さんもいらっしやいましたけど、やはりいろんな便利が悪いということで、移転されましたよね。だから、そういう中で住んでらっしゃる方も高齢化になっていらっしやって、

大変な道路改良にも熱い思いを持っていらっしゃいます。

あの269から2車線が入っていますよ。あれができてからもう15年以上たつと思いますけど、先に入っていないんです。だから、そういうところの現状もですね、市長、わかっただいて、我田引水ではありませんけど、市民の声なんです、これが。もう一回お願いします。土成・柳井谷線、渡集落の皆さん方の思いについて。

○市長（五位塚剛）

議員がおっしゃるとおり、大変、車が離合ができないような状況、また周りの木が大変生い茂っておりまして暗いところでございます。かなりまたカーブもあって、渡集落の近辺というのは、非常に道路が狭いなというのはもう強く感じております。そういう意味で、先ほど課長が言いましたように、やっぱりどの事業にのせられるかそういうことを含めて、何せお金が財政が豊かであればすぐに皆さんの要求にですね、できるんですけど、国県の補助事業等も限られておりますし、また市の持ち出し等も当然出てきますので、全体的な財部、大隅、末吉、均衡ある事業をしないとけないと思います。しかし、緊急度の高いところから計画的にしていきたいと思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

道路の整備ができれば、後継者も帰ってくることも予想されます。また、若者も帰ってくるのが予想されます。やはり道路の基盤整備というのが、一番のその地域、自治会が活性化につながる一番大きな要因だと思っております。

土成・柳井谷線、景清を過ぎたら、上がって行けば市長の五位塚に行きます。笠木・かんじん松線も上って行けば、市長の五位塚に行きます。もう笠木・かんじん松線は、東九州自動車道のアクセス道路として考えてもいいと思っております。そういう意味で、笠木、土成・柳井谷線、諏訪地区、光神、それから市長の生まれ出身である五位塚へ抜ける大きなかけ橋、虹のかけ橋になるんじゃないですか、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私の生まれ在り所、五位塚から大隅町に出るためには、いろんなルートがありまして、自毛に抜けるあの道路からまた産業道路を通りましてのルートやら、いろいろ改良がされております。

また、通山から大隅町までの無料の高速道路も走っておりますし、いろんな形で利用はありますが、しかし市民の声もありますので、それはちゃんと計画的に予算をつけて、皆さんがほんとに生活しやすい基盤整備をするというのは、市の役目でありますので、努力したいと思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

努力されるということで、大いに努力していただきたいと思っております。

先ほどは卵の件を言われましたけど、卵どころじゃなかったんですよ、今度の選挙のときは。あの上の看板がとれやせんとかいぐらいの振動があったんです。ぜひ、そういう振動をなくして、事故のないような早期完了への努力をしていただきたいと思っております。1番目については、前向きな努力を要請いたしたいと思っております。

それから、市長の選挙公約について。市長、大変でしょう、どうですか。

○市長（五位塚剛）

市長になりますと、市長の公約は少ないんじゃないかという御質問も受けるし、公約を上げるといつまでにやるのかという質問も受けるし、大変苦労してるのが実態でございます。

しかし、公約を実現するのは私の役目でございますので、4年間の中で確実に一歩一歩進めていきたいと思えます。

○18番（坂口幸夫議員）

公約というのは、必ず実行するのが公約だと思っております。そういう中で、市長のこの答弁の中にも公約だけではなくて、公約以外のことをやらなければならないということで、非常に財源の裏づけ等が大変な心配になってることだと思っております。

しかし、市民は、この、市長が掲げられた公約、非常に楽しみにしていらっしゃる。だから、必ずやり遂げなければならない、市長も大変なやっぱり責務があると思っております。そういう中で、市長がなられてから、ある程度公約についての話も出されました。

中には保育料、幼稚園代1万円以下ということが段階的な言葉ということで、トーンダウンもされていらっしゃいます。そういうのはやはり、なぜかということ、つまり財源がないとか、そういうことですね。だからもし、そういうのがない場合は、全体的なこの流れになるんですけど、早い時期に、やはり市民はいつから、正月からもらっがなったろかいとか、いろんな期待感を持っています。財源のことなんかわからんと思えますよ。ですから、市長の答弁の中にもあるんですけど、やはりできるものには早く周知したほうがいいと思えます。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今言われたとおり、市民の皆さんは、選挙で掲げた公約の実現にいつされるのかというのは大変興味を持って推移を見守っていらっしゃるというふうに思います。ですから、今回は敬老祝金、長寿祝金については予算の枠内で75歳以上の方々に、約9,000人の方々に3,000円のお祝金を支給いたしました。一つずつ一つずつ実現

するためには、予算の裏づけがないとできませんので、財政課とよく協議をして、またほかの事業との絡みもありますので、慎重な方法を含めて進めていきたいと思いをします。

○18番（坂口幸夫議員）

これだけの公約を実現するためには、大変な予算が必要だと思っております。そういう中で、市長が今回当初予算で出されるというのは、この保育料、幼稚園、高校までの無料、無償、医療のですね。これを見たときに、今の、私は思うんですよ、今の親の方はいいなと思うんです。私は子供が今25前後なんだけど、その当時は高校の無償化もなかった、子供がいるときは3人高校出したです、ダブって。高校の医療の無償化もなかった。

果たして、これは、それはすばらしいことだと思うんだけど、お金、お金ばかりじゃなくて、例えばこれやる場合は当初予算で保育料が今のやつにプラス4,500万っておっしゃったですか、昨日。9,500万が4,500万ぐらい、それから無料のあれが二千四、五百万って言ったのですかね。毎年それをつぎ込んでいくわけでしょ。それは親御さんたちはいいかもしれませんが、その前の時代の人たちは、「今の親んしはよかね」とか思うのが私は当たり前じゃないかと思うんです。それが親の義務か、親の意義かと思ったとき、余りにもこの福祉の豊かな波に泡に守られているような感じがして、これも大事なことですよ、そういうことも大事なんですけど、そういう予算があれば、予算をまた別な意味で、若者が住むような、定住できるような基盤整備、所得向上につながるような企業への助成とかいろんなことがあると思うんですけど、そういう考えは持っていらっしゃいませんか。

○市長（五位塚剛）

保育料の軽減とか高校生卒業時、大体その18歳のその相当の支援というのは、基本は曾於市における人口増対策が大きな目的でございます。曾於市に住めば、非常に子育てがしやすい、そういうことで、一貫性を持った支援の一つであるというふうに理解していただければありがたいなと思います。

同時に、今言われた支援策です。例えば、今考えているのは、曾於市内の建設業者、いろんな土建業者いらっしゃいますけど、こういう方々の職員、従業員に対して、国家資格また技術の資格を取るのに市としても支援というのを検討したいなと思います。そういうことで、将来のその建設業、土建業含めた技術職を育てて守っていくことも非常に大事なことであります。それで、曾於市はそういうことができるんだということになると、また企業の方々も雇用を促進することができますし、いろいろな、今、意見を聞きながら、市として支援ができることを検討して、また皆さんたちにお示しをしたいなというふうに思います。

○18番（坂口幸夫議員）

いろんな支援をして、市外から連れてくる、それも大事だと思っております。基本的には市外から来るのも大事なんだけど、市内の人が流出しないようなやはり努力もせないかんですよ。だからこういう、これも大事なんだけど、基本的には長くは続かないような気がするんです。それよりも、やっぱこれと並行して、そういう、基本的な所得向上、住みやすい基盤の整備に努めていただきたいことを要請したいと思っております。

それから、これだけになれば、市長がいつも言っている財源の裏づけです。なかなか大変だと思っております。そういう公約を実現するために、予算を見つけるのは大変だと思っております。あと予算を見つけるのは、一番簡単なのは、財政調整基金、そこにしか目が多分行かなくなると思うんです。35億ぐらい今あるんですかね。だから私はこういうのをやるときは冷静にやりながら、財政調整基金もうまく利用していただきたいと思います。そんなときそんなときの取り崩しじゃなくて、ずっと将来見据えたような取り扱いをしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

財政調整基金は、いろんな事業に自由に使える財源でございますので、貴重な財源でございます。しかし、基金はやはり積むだけが目的じゃないと思います。必要な事業に充当するのは、これは大事なことです。しかし、基金がなくなるとまた将来のことが心配でありますので、その状況も鑑みながら、よく国県の事業を引っ張り出しながら、不足分を財調を充てるとか、そのことはもう言われるとおりにしたいというふうに思います。

○18番（坂口幸夫議員）

曾於市は永遠に続くと思うんです。財調がやはり早くなれば曾於市も大変です。市長も今言われたとおり、冷静な財政の取り扱いというものは特に注意していただきたいと思っております。

それから、この公約実現へ向けての計画を市民へいつ周知されるか、いろいろな面で市民は先ほど申しましたけど、明日からできるか、いや、正月からと、いろんな気持ちでいらっしゃいます。ぜひそういう気持ちを裏切ることなく、いろんな段階で、確定したときは必ず市民へ広報してください。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

大変貴重な御意見だというふうに思っております。できましたら、新年度予算を可決していただきましたら、私は、市内の財部から大隅町の全ての校区の公民館に課長以下出向いて、予算の中身、また地域住民の声を聞いて、そういう中での自分の政策をあわせて説明をしていきたいなというふうに思います。

○18番（坂口幸夫議員）

そういう中で、やはり自分が実際これを見て、ちょっと今期ではできないようなものもあると思うんです。そういうときには、はっきりと結論を出して広報したほうがいいと思いますよ。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

自分の掲げた政策が財政的な裏づけ、またいろいろ問題が起きそうだったときは、それは早く断念をしますけど、せっかく掲げた公約ですので、実現のために精いっぱい努力はしたいと思います。

○18番（坂口幸夫議員）

市長、あと43カ月ですので、公約実現のため、最大限の努力をしていただきたいと思います。

最後の3点目、これはちょっと市長、私は質問の仕方が悪かったかなと思って。この投票率、これは、まあ、わかりました。今回のほうが低くなってる、ですよね。何ポイントですか、5.4%。私が思うのは、これだけ熱気があったフラワーパーク、市長選挙、何でこれだけ下がったのかなと思って……。実際加熱していました。回って見たら、僕が冒頭言ったけど、足のない方、独居老人、限界集落の中で、行けないちゅう方が多かったということを私は言いたかったんです。

行けない、応援、激励に来るんです。行けません。足がない。僕が連れて行けば選挙違反です。できません。そういうの、現実、そういうのがあると思うんです。市長はそういうの声を聞いていらっしゃいませんか。

○市長（五位塚剛）

市長選挙を通じて同じような声がありました。現実には、65歳以上が35%ということで、3人に1人がそういう高齢化になっております。ただまだ、75歳までの方々というのは大体車の運転もできますし、やはりそれ以上の方々が車も運転はできないし、また場合によっては町まで出てくることもできないという方もいらっしゃいます。そういう方々の選挙の投票の仕方というのは、選挙管理委員会でもそのことについては、全く検討はされてなかったと思います。

そういう意味では、今後一つの問題提起として受けとめて、そういうお年寄りの方々もみずから一票を行使できるように、市としても考えなければならない大事なことだというふうに考えております。

○18番（坂口幸夫議員）

広報、有線等で期日前投票の推進とか、いろんなことを言われるけど、広報誌を出したり。ほんとに高齢化して、独居老人、限界集落、周りには誰もいません。そういう中で投票には行けないんです。現状がそういうのがいっぱいあるということ

です。

そういう中では、私もちょっとこの交通弱者という対策についてちょっと調べてみたら、我が家のこの答弁書よりまだ先をいっている自治体もあるんです。これは今後の調査研究になると思うんですけど、期日前投票所を発展させた移動期日前投票所か、移動期日前投票車、車のような方法で身近で本人の手で投票してもらうことも考えられてる。

今の我が家の状態は、この60歳以上の投票率じゃないんです。こういう有線で、期日前でそれ以上の上のすごい段階に来てるということを、市長、理解していただきたいんです。ぜひ高齢者の皆さん方が、死に票じゃなくて一票を投じていただいて、曾於市のまちづくりに協力していただくような選挙体制の確立というのが必要だと思いますけど、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

選挙権の一票を行使するというのは、今の民主主義の世の中の基本でございます。

特に今回の市議選挙というのは、1票で当落が決まるという、そういう大変シビアな状況もありましたので、非常に大事なことだと思っております。

今、坂口議員から指摘されたような、期日前投票の移動車というのが言われましたが、これは、その発想に私も全くありませんでした。法的にそのことが認められて、全国的にあるのか、そのあたりも含めて、また、できるとあるならば、そのことは当然選管のほうでも、また総務課のほうでも、次からのそういう選挙には前向きに検討したいと思えます。

○18番（坂口幸夫議員）

選挙に行きたくても投票したくても行けない現状というのをぜひ調査していただきたいと思っております。高齢者、特に行きたくても行けない人が死に票にならないように一票の重みを持って投票していただき、曾於市のまちづくりに参加していただくことを強く要請していただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月24日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時33分

平成25年第4回曾於市議會定例会

平成25年12月24日

(第7日目)

平成25年第4回曾於市議会定例会会議録（第7号）

平成25年12月24日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第7号）

（以下3件一括議題）

- 第1 議案第73号 曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第2 議案第74号 曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第75号 曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（総務常任委員長）

（以下2件一括議題）

- 第4 議案第76号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第77号 曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（文教厚生常任委員長）

（以下3件一括議題）

- 第6 議案第78号 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第79号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第80号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

（文教厚生常任委員長）

（以下3件一括議題）

- 第9 議案第81号 字の区域変更について（末吉町百入地区）
- 第10 議案第82号 字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）
- 第11 議案第83号 字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）

（建設経済常任委員長）

（以下6件一括議題）

- 第12 議案第84号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

- 第13 議案第85号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
第14 議案第86号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
第15 議案第87号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
第16 議案第88号 指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）
第17 議案第89号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長）

- 第18 議案第90号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）
（建設経済常任委員長）

- 第19 議案第91号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長）

（以下4件一括議題）

- 第20 議案第92号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）
第21 議案第93号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）
第22 議案第94号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）
第23 議案第95号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長）

- 第24 陳情第10号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書
（総務常任委員長）

（以下2件一括議題）

- 第25 同意案第4号 副市長の選任について
第26 同意案第5号 副市長の選任について

- 第27 同意案第6号 監査委員の選任について

（以下2件一括議題）

- 第28 同意案第7号 教育委員会委員の任命について
第29 同意案第8号 教育委員会委員の任命について

- 第30 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・議会運営委員長）

- 第31 議員派遣の件

追加
(第7号の2)

第1 発議第12号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書案

第2 発議第13号 三州カントリークラブ存続に関する決議案

追加
(第7号の3)

第3 同意案第9号 固定資産評価員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	岩水豊	2番	渕合昌昭	3番	泊ヶ山正文
4番	上村龍生	5番	宮迫勝	6番	今鶴治信
7番	九日克典	8番	伊地知厚仁	9番	八木秋博
10番	土屋健一	11番	原田賢一郎	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	大川原主税	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	迫杉雄	18番	坂口幸夫
19番	徳峰一成	20番	谷口義則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳 栄一郎 次長兼議事係長 田平 五月男 総務係長 山口 弘二
参事補 宇都 正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	五位塚 剛	教育長	植村 和信
総務課長	大窪 章義	教育委員会総務課長	永山 洋一
大隅支所長兼地域振興課長	小濱 義洋	学校教育課長	森山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小松 昌寿	社会教育課長	中峯 健一郎
企画課長	岩元 祐昭	経済課長	富岡 浩一
財政課長	池之上 幸夫	畜産課長	木佐貫 育穂
税務課長	吉川 俊一	耕地課長	吉田 誠得
市民課長	久留 守	建設課長	高岡 亮蔵

保 健 課 長	大休寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	会計管理者・会計課長	中 山 浩 二
		監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	切 通 宏

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第73号 曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第2 議案第74号 曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第75号 曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第3、議案第75号、曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案5件、陳情1件を12月11日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

まず、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について。

本案は、第1条に国内の政治、行政、経済、文化等の振興発展に大きく貢献し、郷土の誇りである山中貞則氏の功績をたたえるとともに、先人の顕彰及び将来を担う若者の勉学、就業の場、並びに地域住民の憩い及び交流の場を創設するための施設として、山中貞則顕彰館を曾於市末吉町深川5921番地の1に設置することを定めています。

第2条では事業の概要、第3条から第5条は指定管理者による管理と業務及び管

理基準、第6条から第15条までは顕彰館の開館時間並びに使用に関する条項等を定め、また、別表に顕彰館の使用料を定めるというものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

年度別の入館者の状況及び施設の使用料をどのように見込んでいるかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、入館者は平成26年度3,000名、平成27年度は2,500名、平成28年度2,000名を計画しており、入館料は無料とし、施設の使用料については平成26年度20万円、平成27年度15万円、平成28年度15万円を計画しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号、曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、平成16年の地方自治法の改正を受けて、曾於市長期継続契約とする契約を定める条例を平成18年度に定め、主にパソコンやコピー機等の事務機器設備投資を伴った管理業務についてのみ、長期継続契約として契約を結ぶよう運用していたが、本条例制定後7年を経過し、物品のリースやその物品の保守委託等の契約を他自治体の状況や一般的な商慣習を勘案して、複数年にわたって契約しているものについて、本条例において長期継続契約とする契約の範囲を拡大するものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

長期契約を結ぶことで、どういう利点があるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しまして、一番のメリットとしては、事務の軽減であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第75号、曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、期限後納付に対する利息的な位置づけに定められている延滞金を、依然として低金利の市中銀行利息の現況に合わせ引き下げをすることで、早期納付を促すためのものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

本案の主な改正点と施行日はいつかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、地方税法の一部を改正する延滞金の割合が見直されたことに伴い、曾於市税外条例の延滞金に関する規定の改正に合わせて、本条例中にある

延滞金の割合に関する特例規定を改正するものであり、延滞金の納付期限後1カ月以内については現行4.3%を2.9%、納付期限後1カ月以上については現行14.6%を9.2%に改正し、平成26年1月1日から施行するという趣旨の答弁がありました。

地方税法の一部を改正する法律に伴う措置は、この条例の改正で全て終了することになるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、市税に関する改正については、4月の臨時議会で専決の報告がなされたところであるが、市税以外については今回条例改正するものであり、これで地方税法の一部を改正する法律に伴う措置は全て終了するという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の73号について、1点質問いたします。

今回のこの条例制定案は、来年の4月1日から山中貞則顕彰館の開設に伴う、それに伴う管理に関する条例の制定案でございます。

ただいまの委員長質疑の中にもありましたし、またこの条例の中の第3条以下、指定管理に関する項目もあります。来年の4月からの開館となりますと、当然、その前に指定管理をもし行うとしたら、恐らくなるでしょうけれども、管理に関する市は対応をとりまして、来年の3月議会でこれを議会に諮らなければなりません。当然、総務委員会の中ではこのことについても審議、論議がされていると思います。指定管理について、こういった団体等が考えられ、論議されたのかお聞かせ願いたいと考えております。

次に、議案の第74号でございます。これもただいま委員長報告の中にありましたように、平成18年度におきましては複数年度にわたる契約を結ぶ場合は、一般的には債務負担行為を議会に提案して、議会の議決を得なければなりませんけれども、ただ、18年の当時がパソコン等の機器に限定されていたということで、この時代の流れの中で、委員長の報告では、物品等も新たに今回加えることになったということでございます。具体的には、曾於市で考えられる、今対象となっている物品はどういった物品が対象として考えられるのか、当然論議が行われていると思いますので、この物品等の具体的な本市における中身について、報告をしてください。

以上、2点です。

○総務常任委員長（海野隆平）

山中顕彰館につきまして、いわゆる指定管理が3月以降どこになるのかというような、今質問でありましたが、これにつきましては、まだ具体的にどこというような答弁はなかったというふうに思っております。質問もありませんでした。

それと、74号、パソコンと物品の保守委託、現行ではパソコン等の事務機器の賃貸借、総合行政システム、それから積算システム、複合機器と、それからまた機械警備委託というふうになっているわけでありまして、改正後は、もちろんパソコン等の事務機器の賃貸借、それから総合行政システム、積算システム、複写機、それから機械警備委託、それから車両、車、プレハブ住宅とか、有機センターのショベルカーとか、そういったものが該当するんじゃないかというような答弁でありました。

また、先ほど徳峰議員もおっしゃったとおり、今まで債務負担行為によっていたものが、長期継続契約ができるということで、非常に事務が軽減されたというような答弁であったというふうに理解いたしているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

確認いたしますが、今までこのパソコン等の機器は、一応条例によりまして債務負担行為はあえてしなくてよいということですが、物品等は一応しなければなりませんでした。今回の条例の改正でしなくて済むようになった。で、逆説的に考えますが、これまでは物品等は債務負担行為を行っていたんでしょうか。その確認はされていますか。私の記憶では、一々議会にはこの提案はなかったように記憶してはいるんですが、今までは、じゃあ、しなければならなかったんだけどもしていたんでしょうか。その確認はされていますか。

○総務常任委員長（海野隆平）

今、物品等という質問が出たわけでありまして、物品等についての確認はいたしておりませんが、金額によるものもあるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（迫 杉雄議員）

議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について、2点ほど審査の内容として質問いたしますが、まず、審査の過程でこの類いの施設については初めての施設、1件目の施設という捉え方もありますが、強いて言いますと、弥五郎伝説の里ですかね、これについても似たような類いで旧町時代に設置

されたものだと思っておりますが、内容が、今回の場合は国内の政治、行政、経済、文化等の振興、プラス観光にも寄与するものというふうに捉えておりますので、審査の過程でどのような、施設の運営等について意見が出たのか、今、同僚議員が質問した内容と若干違った意見が出ていれば報告を求めます。

あと1点、第8条の入館料の件ですが、これについては提案理由のときにも質疑をいたしました。あえて入館無料と、あと施設の中の知の間、仁の間というところ、また邸内の使用については有料ということになっておりますが、これについて、どのような類いで利用者、使用者が出るか、この辺についても質疑質問等はなかったのか、無料の件とあわせて第8条の経過を報告願いたいと思います。

○総務常任委員長（海野隆平）

山中顕彰館の無料とした理由等でありまして、これは提案のときもかなり質問があったわけでありまして、先生の功績、足跡をしのんでほしいといったような意味合いも含めて、今回無料で入っていただきたいというようなことじゃなかったかというふうに思っております。

また、有料についてはどういう方が利用されるかということでありまして、やはり曾於市民、どういった形でどういうふうにご利用されるかということについては、具体的には聞いておりませんが、ただ、入館料とかもう決まっておりますので、申し込み等があれば自由に利用できるんじゃないかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○17番（迫 杉雄議員）

あえて、お聞きしますが、今申しましたようにこの類いの施設といいますと、最初はやはり入館者も多いと十分見込めますが、数年、年数を追うごとに、やはりそういう気配が薄れるという心配もなきにしもあらずということです。そういう意味からやはり今後、この施設、強いて言いますと弥五郎伝説の里も同じ類いだとは私認識しておりますので、そのあたりについて委員の中からは議論はされなかったのか、再度確認を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

先ほど報告の中にも入れておりましたが、今御指摘があったとおり、26年で3,000名、27年で2,500名、28年で2,000名ということで若干ずつでありますけど、入館者が減っていくのではないかなというふうな懸念はいたしておるところでありますけど、ただ、ほかの施設との融合等もありますので、やはりパンフレット等も開館には間に合うようにつくるというような答弁でありましたので、そういったものをフルに利用しながら、利用客数もできるだけ減らないように努力する必要がある

るんじゃないかということで答弁があったところです。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第73号、曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のと

おり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第74号、曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第75号、曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号 曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第77号 曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第76号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第77号、曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

文教厚生常任委員会に付託された議案13件を12月11日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第76号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第77号、曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

2議案ともに、地方税法の一部改正に伴う保険料の延滞金にかかわる利率の改正とあわせて、納期の改正を行うものであり、延滞金の利率については、依然として低金利が続く市中銀行利息を反映して延滞金の利率を引き下げるものであります。

後期高齢者医療保険料の納期改正については、現在4月に仮賦課を行い、第1期の納付としておりますが、3月中に後期高齢者の資格を取得された方に対しては、4月に旧年度分の納付通知書と現年度の仮賦課分の納期通知書が届くことになり、戸惑われる例が多いこと、確定賦課により返納や大きな増額が発生する例があることから、4月の仮賦課を行わず、確定賦課以降の8期とするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

第1期を7月とする理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、被保険者の所得情報を後期高齢者医療広域連合に提供して保険料を算定するため、7月とせざるを得ない、また、納期が1期減ることにより、1期当たりの負担は若干ふえるが、確定賦課のみとすることにより、事務量の軽減と郵送料等の節減が図られるという趣旨の答弁がありました。

なお、施行日については、延滞金に関する規定は平成26年1月1日、納期に関する規定は同年4月1日であります。介護保険料の納期改正については、第1期の納期を4月から6月に改め、4月の仮賦課を行わず、6月の確定賦課のみとするものであります。施行日は、後期高齢者医療の場合と同様であります。

以上、審査を終え、本委員会は、議案第76号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第76号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第76号、曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第77号、曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第79号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第80号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、議案第78号、曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第80号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

議案第78号、曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、育英奨学資金の貸与額及び償還期間等を見直し、借りやすく返還しやすい奨学金制度に改めるため、提案されたものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、本条例の主な改正の内容は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、第2条第2号において、対象とする学校に特別支援学校の高等部等を加えるなど対象を拡大し、同条第4号として、国・県またはその他の団体から奨学資金の貸与を受けていないこととする新たな規定を設けた。

また、第3条第2項第2号に該当する者への貸与額については月額2万5,000円を4万円に改め、第4条については償還時の負担を考慮し、貸与期間の限度を原則7年間に改め、第12条においては償還期間を5年以内から貸与期間の2倍の期間内とし、上限を10年に改めたという趣旨の答弁がありました。

本案については、徳峰委員より、対象とする学校の拡大、貸与額の増額、償還期間の延長については評価するものの、新たに設けられた第2条第4号の規定については、借りやすい奨学金制度に改めるという改正の趣旨に反し、国等の育英奨学資金と重複して貸与を受けようとする者に不利益を及ぼす可能性が大であるとして、同規定の削除をする内容の修正案が提出されました。

以上の審査経過を踏まえ、本委員会では、議案第78号に対する修正案について採決の結果、別紙修正案のとおり全会一致で修正可決すべきものと決定しました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第79号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

議案第79号は、財部地域からの通学生に対して、中学校スクールバスを利用する大隅地域、南之郷地区からの通学生徒の均衡を図るため及び全国大会等出場支援事業の対象及び基準を拡大するため、提案されたものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、曾於高等学校に対して非常に手厚い支援策が用意されているが、このことによって受験生または保護者が、曾於高等学校への進学を選択肢と考える動向があるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、曾於高等学校が実施した学校説明会において、各種補助に対する保護者の反応については、おおむね良好な感触を得ているという趣旨の答弁がありました。

なお、曾於高等学校総合支援対策事業のうち、遠距離通学費補助事業については、補助金額を定期券または回数券の購入費に対する補助の割合を、3分の1以内の額から一部または全部と改め、財部地域からの通学生に対して全額を補助するものであります。

また、全国大会等出場支援事業については、高野連、高体連等の主催する全国大会と同等であると教育委員会が認める大会と加えられてあります。

議案第80号は、県立3高等学校の卒業生に対して、大学等進学祝金贈呈事業を適用するため及び全国大会等出場支援事業の対象及び基準を拡大するため、提案されたものであります。大学等進学祝金贈呈事業については、曾於高等学校に対する支援に準じて新たに加えるものであり、全国大会等出場支援事業については、曾於高等学校と同様、支援事業の対象及び基準を拡大するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第79号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第78号、曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

修正案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は修正であります。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決いたします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。修正部分を除くその他の部分を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正

する条例の制定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第79号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第80号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号 字の区域変更について（末吉町百入地区）

日程第10 議案第82号 字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）

日程第11 議案第83号 字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第81号、字の区域変更について（末吉町百入地区）から日程第11、議案第83号、字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）までの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案7件について、12月11日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第81号、字の区域変更について（末吉町百入地区）、議案第82号、字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）、議案第83号、字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）、以上3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

議案第81号については県営農村振興総合整備事業（百入地区）、議案第82号については団体営基盤整備促進事業（柳井谷地区）、議案第83号については県営中山間地域総合整備事業（鳩ヶ山地区）、それぞれの事業完成に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるためのものです。

なお、末吉町百入地区については、現地調査も実施いたしました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

3議案がそれぞれ字の区域の変更後の筆数はどのように変わるのか、また、受益戸数と事業費と負担割合はどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、末吉町百入地区は事業費1億6,800万円で、負担割合は国50%、県29.5%、地元20.5%、受益農家戸数54戸、本事業により131筆が80筆となり、大隅町柳井谷地区は事業費1億7,060万円で、負担割合は国55%、県15%、地元30%、受益農家戸数39戸、本事業により92筆が46筆となり、大隅町鳩ヶ山地区は事業費1億8,863万円で、負担割合は国55%、県30%、地元15%、受益農家戸数57戸、本事業により145筆が104筆となるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会は議案第81号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第81号、字の区域変更について（末吉町百入地区）の討論を行います。

反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第81号、字の区域変更について（末吉町百入地区）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）の討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第82号、字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第83号、字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第12 議案第84号 指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
日程第13 議案第85号 指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
日程第14 議案第86号 指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）
日程第15 議案第87号 指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
日程第16 議案第88号 指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）
日程第17 議案第89号 指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、議案第84号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）から日程第17、議案第89号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）までの以上6件を一括議題といたします。

議案6件については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

議案第84号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）。

本案は、大隅弥五郎伝説の里の指定管理を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会に指定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

年度ごとの指定管理料2,786万円とあるが、突発的な修繕が必要となったときはどうなるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しまして、修繕料については指定管理料の中に30万円の小規模な修繕料を含んでおり、大規模な修繕料については市が負担することになる、また、指定管理料は人件費、維持管理費、入浴施設の燃料費、電気料等の基本的な額を指定管理者と協議して定めていくという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

議案第85号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）、議案第86号、指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）、議案第87号、指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）、議案第88号、指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）、以上4議案は、現在指定管理をしている各施設について、指定期間が平成26年3月31日をもって満了となることから、引き続き曾於市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。指定管理者の選定については、各施設の設置の目的、実施する事業等を勘案した上で、公共的団体である曾於市社会福祉協議会が最も適していると判断し、非公募により選定したという趣旨の説明がありました。

なお、委員より、指定管理者の指定に当たり、債務負担行為を定めたことは一定の評価をするが、指定管理制度は歴史が浅く、指定管理者の選定過程等に不十分な点も見受けられるため、今後も改善すべきは積極的に改善に努められるよう、意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第85号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第89号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）。

本案は、曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設、通称「道の駅すえよし」の指定管理者を、株式会社メセナ末吉に引き続き指定するためのものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

委員会の審査の中で、同施設の現在の経営状況と、利用者の増加に向けてどのような取り組みをしているかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、現在、売上高、客数とも平成22年度をピークに減少傾向にあります。出荷者協議会及び役員会等においては、課題や改善策等について協議がなされており、JAのATMを設置したり、曾於市観光特産開発センターと連携し、バスツアーによる誘客をするなど、鋭意努力中であるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

デイサービスは別ですね。

○議長（谷口義則）

いや、いいですよ。

○19番（徳峰一成議員）

議案84号について、総務委員長に1点質問いたします。

委員長の説明の中にもありましたけども、今回のこの指定管理についての議案は一応非公募であります。幾つかの団体を競わせて選定するのではなく、最初から一応、1つの団体に指定する、いわゆる非公募でございますが、この非公募とした理由について質疑がなされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

例えば、私がかかわるこの指定管理のデイサービスセンター関連では、非公募でありましたけれども、同じく、一応その理由は公共団体であるから非公募であるといった理由が示されましたけれども、この、総務委員会所属の弥五郎の里については、どういった理由で非公募としたんでしょうか。この1点だけの確認を含めた質問であります。

次に、89号について、建設経済委員長に、二、三点質問をいたします。

第1点は、ただいまの総務委員長に対する質問と全く同じでございます。特にこの89号、これはすえよし道の駅の指定管理でございます。すえよしの道の駅は、一応目的が収益・利益を一つは目的としている、そうした施設でございます。利益を目的とした場合に、これも非公募でございました、幾つかの団体から、いわゆる入札的に団体を競わせるのではなく、最初から団体を1つに指定して、メセナ末吉に。そして、選定といいますか、確認がされた、そうした経過と提案がございます。

質問でございますけれども、最初からこのメセナ末吉だけに指定した、そして公募を募らなかつた、そうした非公募とした理由について、当然質疑がなされていると思っております。この点について、質問をいたします。

質問の第2点目でございますが、先日の議案提案でも私、大事な点として質問いたしましたけれども、この本日これが議決されますと、市は早速、これまでの答弁では、今月12月中にメセナ末吉に通知をすることとなります。一応、向こう5年間ですか、一応、引き続き指定管理をしてくださいと通知をすることになります。しかし、このメセナ末吉に通知をされてから、今月中に、これが施行される、実行されるのは年が明けて来年の4月1日からになります。ですから、4カ月近く期間がございます。で、その間のことでございます。その間にもし不測の事態が、何らかの事態が生じた場合に、いわば、これはどうなるでしょうか、一方的な通知だけでは弱いのではないかと、率直に言って感じます。何らかの文書の取り扱いが必要ではないかと言えます。これは、先日のこの議案提案でも申し上げました。その理由は2回目申し上げますけれども、そのあたりについて論議がなされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（海野隆平）

非公募にした理由というような質疑であったというふうに思っておりますけど、大隅弥五郎伝説の里については、議員も御承知のとおり、今まで曾於市社会福祉協

議会に指定管理いたしておりました。7年が経過いたしましたところでありまして、今回また新たに26年度から30年度まで5年間ということで、指定管理をお願いすることになるかということになっておりますけど、今お話があったとおり、この団体は公共的団体であるというふうに理解いたしておりますし、また、評価点等もなかったということで答弁をいただいているところであります。

以上であります。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

この議案に関しての公募の件なんですけど、非公募の理由はということなんですけど、御存じのとおり、メセナ末吉は第三セクターの形式をとっておりますので、必然的に随意となったというようなことでございます。

2番目の文書の取り扱いについては、審議の中には出ておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案の89号について、再度2回目の質問に移ります。

ただいま、総務委員長の答弁にもありましたように、この指定管理についてはまだ日が浅いということもございまして、率直に言って、まだ私は改善すべき余地が幾つか残っていると思っております。

例えば、この非公募とするかあるいはしないかでございます。非公募とするのは、この条例等の解釈によりますと、これは例外的な措置であります。例えばこの曾於市の条例によりますと、この第2条の中で、「公募を原則とします。ただし、公募を行う場合は特別の理由があるときに限ります」ということであります。特別の理由、じゃあ、特別の理由とは何であろうと。非常にこの一般的あるいは抽象的、もっと言いまして曖昧でございます。ですから、必ずこれは、特別な理由がある場合は、私は、理由を示さなければいけないし、議員としてはチェック権の立場もありますから聞くべきだと思うんですね。まあ、特別の理由という、そうしたわずか1行の文章だけでいいのかどうかという点は、今後大いに研究が必要じゃないかと思っております。

質問でありますけども、先ほどの繰り返しになりますけれども、この12月の本日に議決をしたとして、で通知を今月中にしたとして、執行までは来年の4月1日でございます。で、その間に不測の事態、人間の組織ですから全くないとは断言できません。あった場合にどうするか、それについての何らかの文書のそれがしが一枚もされないということでもいいのかといった根本問題がございます。

例えば、曾於市の場合も入札を含めた契約がございます。これはもう、1,000件、2,000件の契約が毎年あります。その契約によりますと、例えば入札の場合が典型

なんですが、入札の場合に議決を行いますと、直ちにその議決の結果を相手業者団体に市は通知する、そして通知してから1週間以内に、その議決をいただいた業者団体は市のほうに契約、市と交わす契約の案を示すように義務づけられています。最高12日であります。そして、契約の案を市に示して、それに基づきまして今度は仮契約を行います。不測の事態に生じての仮契約でございます。そうした念入りな、金額の大小に関係なく念入りな、いわば取り決めがされているんです。

しかし、指定管理の場合は、いわば、もう12月で、はい、終わり、年が明けて来年の4月まで契約は事実上、準備はいたしますけれども、結ばないと、そうしたまだまだ不十分な箇所が、率直に言ってあるんじゃないかと思っております。そのあたりは論議されていたらお聞かせ願いたいと考えています。論議されてなかったら、今後の問題としてやはり、当局にとっては第一義的に、まあ第二義的にも議会としても大いに研究の余地があるんじゃないかということを申し添えて質問でございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

その非公募の理由なんですけど、直接的回答にはならないかもわかりませんが、役員の中に、市のほうから取締役会長に市長が入るし、監査役に副市長が入る予定になっているということで、経営の中には入るということで、の説明があったところでございます。

それと、その文書の取り扱いに関しましてなんですけど、不測の事態ということでは考えられることではしょうけど、先ほどから、契約とありますけど、これはあくまで、指定管理の分は協定でございまして、協定の、恐らく約款があるということではしょうけど、その中身については審議されておられません。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず議案第84号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第84号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第85号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第86号、指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第87号、指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第88号、指定管理者の指定について（財部サービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第89号、指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第90号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（谷口義則）

次に、日程第18、議案第90号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（大川内富男）

地方自治法第117条の規定により谷口議長の退場を求めます。

(谷口議長 退場)

○副議長（大川内富男）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第90号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）。

本案は、曾於市ゆず冷凍保管庫の指定管理者を株式会社メセナ食彩センターに指定するためのものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

委員会の審査の中で、これまで指定管理者を指定せず市の直営としてきた理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、平成25年3月に同施設は完成し、同年4月から曾於市の直営により稼働させることで、設備の機能調査、調整及び通年の電気代に関する経費の確認をする必要があったという趣旨の答弁がありました。

なお、現在、一次加工施設の曾於市ゆず搾汁センターは、株式会社メセナ食彩センターが指定管理者となっておりますので、ユズ製品の加工、管理、販売が一貫体制になるということでありました。

本案については、委員より、同施設に係る一連の施設は、本来、市の特産品であるユズの付加価値を高め、安定した供給体制と加工・流通体制を構築し、強い産地の創造と活力ある地域づくりを図るためのものであり、その中心は生産者であります。曾於市ブランド推進とともに、価格決定、生産調整等、今後とも生産者に十分反映されるようにすべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○副議長（大川内富男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。

先日のこの議案提案のときにも質問をいたした点でございます。

昨年12月の議会におきまして、指定管理としてこのゆず搾汁センターの指定管理が一応提案され、そして議決をいたしております。で、今回提案されている議案90号のゆず冷凍保管庫は、言うまでもなく、このゆず搾汁センターと一体化した施

設でございます。ですから、わざわざ、あえて今回この指定管理を別個な形で議会の議決に委ねるといふ、いわゆる方法論ですね、方法論についてはいかがなものかと率直に言って感じます。

やはり一体化した、誰が見ても、施設でありますから、やはり長期的には一体化施設として、市との関係においてもやはり管理協定を結ぶべきじゃないかと思いますが、そのあたりについては当然、審議の過程の中でも議論がされていると思いますので、今後の課題の一つとして疑問がありますので、議論の経過をお示しいただきたいと思っております。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

そうですね、ゆず搾汁センターが昨年、指定管理ということだったんですけど、今回は、半年間は市直営で様子を見ようということでありまして、先ほど説明したように、水道光熱費、おおよそ電気代がはかり得るということで、この期に至ったということでございます。

いずれ、その一体化ができないかということなんですけど、ちょっと時期的なあれがありましてですけど、今後は一貫体制という意味で指定管理も一緒の形をとるような方向に進むという説明がございました。

以上です。

○副議長（大川内富男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大川内富男）

質疑をなしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大川内富男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大川内富男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（大川内富男）

起立全員であります。よって、議案第90号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）は原案のとおり可決されました。

谷口議長の入場を許可します。

（谷口議長 入場）

○副議長（大川内富男）

ここで、議長席を議長と交代いたします。

（議長交代）

日程第19 議案第91号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、議案第91号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

議案第91号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）について。

審査に入る前に、山中貞則顕彰館及びパークゴルフ場・フラワーパーク計画地、胡摩地区の現地調査を実施いたしました。各課ごとの審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

初めに、財政課の歳入関係については、財政調整基金繰入金6,673万7,000円を追加するものであり、財政調整基金の残高は25億7,879万1,000円となります。また、繰越金37万円については、9月議会で減額修正されたものを今回再計上するものであり、これで繰越金は全て使い終わることになるとの説明でありました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

企画課関係については、企画事務費の報償費37万円についてはどのような支出を考えているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業の中止に伴う跡地利活用検討委員会への出会謝礼金であり、これは委員を公募して跡地利活用に関する意見等を聞くもので、3回の開催を計画しているという趣旨の答弁がありました。

また、現在、跡地利活用検討委員会へは、何名の応募があるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、現在48名の応募があったとの答弁がありました。

さらに、用地買収費は24年度予算を繰り越したもので、予算執行中であり、用地費の未払い分があると思うが、どの時点で買収は終結するのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、今年12月ごろまでには買収を終えたいという趣旨の答弁がありました。

また、委員より次のことについて意見がありました。

1、跡地利活用検討委員会の委員には専門的知識者も充てるべきである。

2、24年度予算が執行されている中で25年度分について減額を補正されることは、議会軽視である。

3、田、畑の目的外買収については、法的根拠に基づく手続がしっかりとされた上で議決したものでなければ、議会は認めるわけにいかない。

4、パークゴルフ場・フラワーパーク予定地として買収した土地が、まだ完全に市有地に確定していないうちに全く別の青写真を描こうとする構想を市がすることは、とても容認できるものではない。全ての用地買収が終わってから、検討委員会の委員募集をすべきである。

5、取得した土地については、パークゴルフ場・フラワーパーク等を建設するといった目的があったから課税の優遇措置をしているものであり、その利用目的が変わってしまった現時点では、譲渡所得税の優遇措置が適用されるか不透明であるので、まずは市民へしっかりと説明責任を果たすべきである。

次に、山中貞則顕彰館記念事業の展示物説明用制作業務委託料については、どのような展示物を計画しているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、室内に年表、また山中家の家系図など、大きなサイズの説明用パネルを制作するものであるという趣旨の答弁がありました。

次に、市民課関係について。

曾於市クリーンセンター管理費866万円の増額となった理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、可燃ごみ焼却の燃料費と電気料の不足によるものであるという趣旨の答弁がありました。

また、近年、多額の修繕費が支出されているが、耐用年数はどれぐらいと見込んでいるかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、20年から25年を見込んでおり、同施設は既に17年が経過いたしているところであるが、10年を経過したころから修繕費は増加傾向にあるという趣旨の答弁がありました。

また、毎年高額の修繕費を支出して稼働したほうがいいのか、それとも焼却施設の新設はできないのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、毎年5,000万円ほどの修繕費を支出しており、このまま5,000万円を支出して半永久的に施設を存続できればよいが、施設が大分老朽化しており、いつ停止してもおかしくない状況にあります。2基の焼却炉があり、1日に20トンの焼却能力を備えていますが、合併により、焼却処理能力を超える可燃ごみの燃焼が必要となりました。本来は、70%の稼働が理想とされていますが、110%の稼働を続けているところです。このような状況ですので、早急に対応を考えるべきではありますが、大規模改修ともなると10億円ほどの資金が必要となります。

なお、焼却施設を新設するとなれば、30億を超える資金を投入しなければならず、候補地設定から計画、完成まで10年以上の年月がかかると予想されます。今後は、そういった大規模改修や焼却施設の新設等について、早急に検討しなければいけないと考えているという趣旨の答弁がありました。

また、以前、財部町がごみ処分について都城市と提携を結んでいたが、そのような方法は考えられないかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、10億円かけて5年間のうちに大規模改修を終えたとしても、果たして何年延命できるのかという不安もありますが、ごみの搬入ができるかどうか、都城市の状況を聞いたり、平成27年に都城山田町に完成する焼却施設にお願いする方法も一つの方法ではないかと思っているという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

議案第91号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係については、障害児通所支援給付費を増額した理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、児童発達支援センターひまわりクラブの職員が1名から5名に増員され体制が充実したことにより、これまで断らざるを得なかった利用希望者の受け入れが可能となり利用者がふえたことに伴い、1,693万7,000円を増額したという趣旨の答弁がありました。

次に、保育所運営費2億4,681万2,000円を増額の理由は何かという趣旨の質疑が

ありました。

これに対しましては、ひこばえ保育園、しゃら保育園が平成27年度から実施する定員の増員に伴う園舎改築整備に対する補助金であります。国は「待機児童解消加速化プラン」において、今年度からの2年間で「緊急集中取組期間」として位置づけ、意欲のある自治体に対して、今後2年間の保育の量的拡大と待機児童解消を図るための保育所整備、保育士確保等に対して支援を行うこととしており、同プランに基づく保育所緊急整備事業費補助金を活用して実施するものであるという趣旨の答弁がありました。同補助金の交付決定は今後の予定であるため、予算書第3表のとおり平成27年度へ繰り越すものであります。

なお、議案第85号にかかわる平成26年度から平成30年までの5年間の指定管理料相当額2,120万円を限度額として、債務負担行為を定める補正が行われております。内訳については、施設の老朽化を考慮して年々修繕費が増加することを見込み、平成26年度分として370万、平成27年度分として400万、平成28年度以降は各年度450万の指定管理を予定して定めたという説明がありました。

保健関係については、財部温泉健康センター管理費292万8,000円を増額した理由は何かという趣旨の説明がありました。

これに対しましては、全て修繕費相当分であり、内訳は、指定管理料において執行済みの144万6,578円と今後の見込み額148万1,000円である。施設が老朽化しており、利用者の安全確保を図るための修繕費であるという趣旨の答弁がありました。

なお、委員より、指定管理者の指定取り消しについて検討中であるようだが、指定管理料は少々高額であっても業務の履行に誠実な団体を選定すべきであるとの意見がありました。

次に、教育委員会総務課関係については、高校振興費129万6,000円を増額した理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、県立3高等学校総合支援対策事業の施行は平成26年4月であるが、資格取得補助金については、平成25年4月1日以降に1,474人が受験した23市の検定試験等に遡及して適用するため、規則でこれを定め、例外的時限的措置として交付するためであるという趣旨の答弁がありました。

また、基金管理費を5,000万円の増額とした理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、議案第78号により育英奨学資金の貸与額の増額及び償還期間の延長が行われるため、将来的に原資の不足が生じることが予想されるため、一般会計より基金へ繰り出しするものであるという趣旨の答弁がありました。

なお、基金残高については、平成25年3月末現在で2億981万8,172円であります。

社会教育課関係については、大隅高齢者コミュニティーセンターの老朽化に伴う屋根の修繕費37万8,000円が計上されております。

また、埋蔵文化財発掘調査事業において、柳迫遺跡発掘調査作業賃金119万6,000円を報告書作成のための文具消耗機材費へ38万4,000円、印刷製本費へ32万6,000円、測量業務委託料へ48万6,000円の組み替えがされております。

以上、審査を終え、本委員会としては議案第91号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第91号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）。

本補正に係る所管分は、歳入について、分担金及び負担金20万円の減、県支出金390万円の減、国庫支出金、災害復旧費国庫負担金については66万7,000円の増、諸収入175万5,000円の増、市債、災害復旧債30万円の増。

歳出について、土木費800万円の減、農林水産業費については317万8,000円の増、災害復旧費251万4,000円の増が主なものであります。

本案については、市道整備事業、社会資本整備総合交付金事業について現地調査を実施しました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、建設課関係について。土木費県負担金の都市計画基礎調査費負担金400万円を減額する理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、県の予算配分の都合上次年度への先送りとなったもので、その内容については、旧3カ町ごとに定めている都市計画を県の指導により見直すための基礎調査費であるという趣旨の答弁がありました。

次に、雑入について。グレーチング弁償金17万円とあるが、その算出基礎はどうなっているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、盗難に遭ったグレーチングのうち被害のはっきりした財部町北俣の分、被害総額28万6,000円の60%を時価として17万円としたところであるという趣旨の答弁がありました。

なお、曾於市全体の一連の盗難に遭った枚数は226枚、盗難損害総額は約300万円であるとの説明がありました。

次に、市道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）について。電柱移転補償を増額とした理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、これはNTTとの協議によるもので、改良工事の都合と現場形状のため、一時的措置ということで工事区間内にある全ての電話線を移設するものであるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長にフラワーパーク関連の予算について、大きく3点、3項目質問をいたします。

まず、質問の第1点であります。ただいまの委員長の報告では、委員会の審議の意見として5項目にわたって一応触れてありますが、全体を見る限り、この予算に、フラワー関連の予算に、いわば反対といいますか、あるいは、否定的なそうした意見が全部じゃないでしょうか。

一方、この最終的な採決では賛成多数となりますが、実際は4対2で原案に賛成であります。お聞きいたしますが、この予算に賛成の方々の意見は、具体的にどういった点が出されたのでしょうか。御紹介、御報告をしてください。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目は、今回提案されているフラワーパーク関連の予算は、大きく3点あります。1つは、この収入の項目の中でこれは当初予算で一応予算化されておりますが、胡摩地区を、いわばフラワーパーク事業を行った場合にこの全体の約30haの山林等の杉を中心とした山林等を伐採しなければなりません。その杉などの売り払い収入として、当初の段階では1,100万円が予算計上されておりました。収入として。それが、本年度は、一応この伐採をしないということを前提として1,100万円が減額補正されておりますが、これについてはどういった委員会の審議で議論がされたのでしょうか。これが質問の2点目であります。

それから、質問の3点目は、検討委員会でございます。検討委員会の設置については、去る9月議会で一応否決されましたけども、今回再び、提案が、同じ内容と同じ予算額で提案されております。で、この検討委員会については委員長報告にもありますように、審議の段階までで48名が一応公募がされているということでございます。理屈から言いますと、議決を経てのこの募集が望ましいんですけども、これはもう触れません。

で、質問であります。この公募は、市としてはいつまで一応公募しているのか。

といいますのは、今現在審議中であり、本日議決されたとして、明日以降もやはり一定期間は募集しなけりゃいけないと思うんですよね。理屈からいいますとですね。もう誰が考えましても。ですから、いつまでこれは締め切りなんですか。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目。いずれにいたしましても、9月を含めてずっと延長して今現在募集がされておまして、48名ということですよ。で、50名を、あるいは60名を超えるかもしれませんが、一応予算の枠自体が30名という限度がありますので、30名に絞らなければなりません。当然、それを絞る選定の基準が必要となります。これまで、9月議会を含めて議会審議の中で市当局は、一応市の、当然のことながら、内部によってこれは選定したいといった議会答弁がございましたが、これは、総務委員会に選定の基準の内規を示されたのでしょうか。もし示されてたら、その選定の基準、30名に絞り込む基準の概要について報告してください。で、もしそれがなされてなかったら、今後の、率直に言って、課題ではないかと思っております。

以上、大きくは3点についての質問でございます。

○総務常任委員長（海野隆平）

今、3項目にわたって質問をいただいたところでありますけど、フラワーパーク関連についてでありますけど、まず、意見の中はほとんど反対の意見ではなかったかという内容でありましたけど、意見を出してくれ、こういった1から5までの項目についてのこういった意見もあるんだということを述べていただきたいということで、ここに掲載したというふうに思っているところでありますけど、予算賛成の方々は、やはり、要はもうこのフラワーパーク関連につきましては、7月の市長選挙で既に結果が出ているというようなことと、今回民意を尊重したというようなことであったというふうに、賛成の方は、そういう形であったというふうに理解いたしているところであります。

それと、2番目の収入、胡摩地区についてでありますけど、売り払い収入1,100万、今回、一応事業を中止したということですので、伐採しないわけです。これは、森林組合のほうに実際は充てる予算であったというふうに聞いておりましたけど、今回、もう実施しないということで減額補正されたというふうに理解いたしております。

それと、③の検討委員会の件でありますけど、今回48名の公募がありました。それで、いつまで公募するのかというような質問でありましたけど、委員会の質疑の時点では48名というふうになっておりますが、具体的にいつまで公募を終了するということは、聞いておらんとこであります。

それと、30名の基準は何かと、30名はどのような形で決定するのかというようなことではありますが、これは抽せんでやりたいというようなことを聞いております。抽せんでやりたいというような答弁があったところです。

それと、内規についてですけど、内規につきましては、内規はされているのかということではありますが、内規については委員会では一切出ておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

検討委員会について、いつまで公募かというのはもう質疑はされていませんので、当局としては、担当課長は、法的な観点から対応をしていただきたいと思っています。

総務委員長に再度、2回目の質問をいたします。

私は、今回のこのフラワーパーク関連にかかわる予算の中で最も大事なものは、大事と考えているのは、この検討委員会以上にこの歳出の中で3億1,000万円、基本的には土地——取得費を除いて造成費を中心として、本年度の事業費が基本的には全額減額カットされているという点でございます。これは、非常に、私は、重要だと思っています。率直に言いますと、本日これが議決されますと、事実上、本年度のフラワーパーク関連が終結するだけでなく、これまで市長は再三議会質問で来年度以降はもう事業は行わないという旨の答弁をしておりますので、本日をもって基本的にはフラワーパーク事業は、一応終結を迎えると考えてもいいんじゃないかということで、非常に、私は、重要だと思っています。

そこで、お聞きいたしますが、総務委員会の審議の中では、フラワーパークについては今後やっば進めるべきだ、あるいは、もう市長選挙を初めとして市民の判断が得たからもうこれは事業中止だといった最も大事な点について議論がされたのか。特に、フラワーパークは続けるべきだといった立場の意見があったのかどうか、これは一番大事な点だと思っています。その点が出されていたらお聞きいたします。出されないままやはりいろいろな議論がされたとしても、私は、蛇足的な、失礼ながら蛇足的な議論にならざるを得ないと思うんですね。枝葉の部分であります。そういった点で、賛成であるか、あるいは引き続きやるべきであるか、そういった議論がされたのか、率直にその点をお聞かせください。

○総務常任委員長（海野隆平）

先ほども申し上げましたけど、今回の市長選挙の結果を真摯に受けとめるというような意見があったというふうに思っております。そして、また、先ほども述べましたとおり市民の民意を尊重したんだというようなことも出て、今回賛成多数ということで議決さしていただいたところでありますけど、一応25年度の予算の中には24

年度の繰越明許費で土地を購入してその土地を整備することが議会では議決いたしているところであります。検討員会を議論する前に議会との関係であれば25年度のパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業予算の減額を補正してから新しく予算を提出すべきではないかと。要するに、もう清算しなさいというようなことであったというふうに理解いたしたいところであります。端的に言えば、もう白紙に戻して、そしてまた再度提案するというようなことになろうかというふうに思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

もう一回お聞きいたします。

この今回の補正予算の総務委員会にかかわる審議の中でやはり当初予算にのっとってフラワーパーク関連事業、3つあります。フラワー事業、そしてパークゴルフ、グラウンドゴルフ。これは、当初の計画に従ってやはりやるべきだといった意見が、率直に言ってあったんですか。お一人でも、あるいは2人でも、3人でも。その点がなかったのでしょうか。この確認方々の質問であります。

○総務常任委員長（海野隆平）

ただいまの質問でありますけど、いずれにいたしたにしても、まだまだ処理されなければならないいろんな、まあ、土地の問題を含めて案件があるわけでありまして、そういったものをきれいに清算しなさいというようなことがあったろうというふうに思っております。ただ、フラワーパークが、先ほども申しましたとおり、一応事実上、選挙の結果もあり、また、市民の民意はそうであるというようなことでありますので、そういった方向で今後進めていくべきじゃないかなというような委員会での意見であったというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（山田義盛議員）

それじゃ、私はクリーンセンターについて委員長に質問させていただきます。

詳細に具体的に質疑の内容を聞かせていただきましたけど、ここに掲げてありますように、毎年5,000万を支出して永久的に施設を存続できればよいがという質問で、その中で、施設が大分老朽化しており、いつ停止してもおかしくない状況であるというのが掲げてあります。そして、後半のほうで、10億をかけても5年間に大規模改修を終えたとしても果たして何年もつかわからないと。非常に大変な状況であると私はおみうけしております。

そこでお伺いしますが、緊急の課題で浮き彫りになった状況であります。総務委員会ではもっと掘り下げて、今後曾於市クリーンセンターをどのような方向にし

たらいいのか、具体的に掘り下げた内容の審査はなかったか、お伺いしときたいと思います。

○総務常任委員長（海野隆平）

今、議員のほうから質問がありましたとおり、非常にクリーンセンターの処理能力以上の処理をいたしておりまして、大変厳しい状況になりつつあるというふうに理解いたしたところでもあります。1日、今2基の焼却炉があるわけでありまして、1日大体11トン、1基につき11トン、22トン程度の処理をされているというふうに聞いておりますので、110%の稼働を続けるんだというようなことになろうかというふうに思っております。

ただ、議員も御承知のとおり、新設となれば相当な予算を伴うと、そしてすぐにはまたなかなか設置できないっちゃうか、いろんなハードルがいっぱいありますので、それを越えないとなかなか設置できないというようなこともあると思いますので、やはり十分な計画を練っていただいて、そしてなおかつ、できれば執行部内にそういった検討委員会でも設けて十分な検討をした中で、どの焼却炉が曾於市に一番適合しているのか、そしてまた合っているのか、今後検討する必要があるのではないかとといったような質問も出たところでもあります。

先ほど、都城の山田の話も申し上げましたけど、今回新たに山田に新設されると、27年度、いうふうに聞いておりますけど、ただ、今回の都城のごみ焼却施設にいたしましても、134億円で受注されているというようなことで聞いておりますので、相当な予算を伴うんだなというふうに理解いたしているところでもあります。

ただ、今後やっぱり焼却施設を管理運営する中では、やはり的確な運営と、そしてまた今後どういったものを、施設をつくっていくかは、計画は必要ではないかなというふうには思って、そういう意見が出たところでもあります。

以上です。

○12番（山田義盛議員）

委員長の報告承りましたけど、ここで浮き彫りになったということはお互い認識があったんじゃないかと思うんですけど、ただ、17年の7月の合併のときに都城市さんは、まあ、こういう表現は適当じゃありませんけど、私たちは曾於市クリーンセンターありますから要りませんよということにけりをつけているわけです。そういう意味では、今後具体的に、委員長がおっしゃったように、我が曾於市のクリーンセンター問題をどうするか、どういう形にするかって、これ時間もかかります。もちろん、お金もかかりますね。で、そういうのを具体的に掘り下げてあってほしかったなと思うんですが、計画等々についてもそういうことで委員長から報告ありましたから、十分その辺は踏まえて、今後の審議の内容について、私たちも協力い

たしますんで、お願いして私の質問終わります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（原田賢一郎議員）

先ほど同僚議員が質問をいたしましたけれども、総務委員長に二、三点お伺いいたしますが、フラワーパーク関係のことでございますが、先ほどのこの報告書の中では、ほとんど、意見の中には反対の意見、5項目ほど出ておりますけれども、この4項目はほとんど反対意見でございますが、賛成意見はなかったのかというような話もございましたが、そのような説明はなかったように記憶いたしました。

そのような中で、2番目の24年度の予算が執行されている中で、25年度分について減額補正されることは議会軽視ではないかというような意見があったというふうに承りましたけれども、このことに関しましては、先ほどの市長選挙の結果において、民意の結果がフラワーパークは中止するんだという認識のもとで市民はそういった認識を持っていると思っておりますが、その中でありながら、やはり議会軽視ということをやっぱり言い続けていいものかなというふうに私は感じております。そのようなことで、そういった意見はなかったのか、お伺いをいたします。

それから、3番目の田畑の目的外買収については、法的根拠に基づく手続きがしっかりとなされた上での決議が必要だというようなことでございますけれども、この法的根拠というのが詳しく列記されておりませんので、これは何を指しているのか、そこが出ましたら説明をしていただきたいと思います。

それから、5番目の意見でございますが、取得した土地については、パークゴルフ場・フラワーパーク等を建設するといった目的があったから課税の優遇措置をしているものであると、今回のこの時点では、譲渡所得税の優遇措置が適用されるか不透明であるという文言がございますが、この不透明であるということは、優遇措置がなされないよという懸念もあるということに受け取るわけでございますけれども、そこらあたりの質疑のやりとりはなかったのか、そこがないもんですから、ただそれで終わっておりますので、ここらの質疑があつてしかるべきだなというふうに考えたものですから、もしあつたらお聞かせ願いたいと思います。

終わります。

○総務常任委員長（海野隆平）

反対意見ばかりだったけど賛成意見はなかったのかということでもありますけど、一応、先ほども、何度も申し上げますけど、賛成多数ということになっております。

そしてまた、なおかつ意見につきましては、原田議員も御承知のとおり、2年かけて我々もフラワーパークについて研究、検討してきたわけでありまして、その研

究内容等につきましても、やはり、十分踏まえた上で議会としては結論を出したんだというようなことなどが出たところであります。

だから、一応この意見については強く述べていただきたいと、こういうことも意見として出たんだということは述べていただきたいというような委員からの趣旨の内容であったというふうに思っているところであります。

それと、あと、パークゴルフ場のその用地についてでありますけど、農地法との関係がありますけど、今までフラワーパークの契約、用地買収については5条、また農振除外申請等を適用いたしまして、そして用地買収を進めてきたというような経過があるかというふうに思っておるところであります。

ところが、今回、もう御承知のとおり目的が違って来たというふうな形になりますので、その適用が、農地法との関係ですけど、買収した田畑については市が持てないというふうに理解しておりますけど、転用手续についても転用の目的が今のところはないが、跡地の活用、どうにか考えなければならないといった答弁もあったところであります。

また、免税措置の問題でありますけど、税の問題では、この事業については税務署と相談して土地の土地収用法の3条の関係の免税関係について理解をいただいているところであるというような説明でありまして、当初公園整備で申請していたが目的が違って来たので、年内に税務署と再度協議したいとの答弁であったというふうに理解いたしているところであります。

以上です。

○11番（原田賢一郎議員）

委員長の報告で大体わかりましたが、市民は土地を提供、今回の場合提供したときは、やはり公園計画だというふうに認識をしておりましたので、やはりそこらは市が責任を持って、そういった、公的に土地を提供するわけですので、そういった優遇措置をするべきだというようなふうに、やはり市も対応しなけりゃいけないと思います。そこらあたりで、そういった建設的な意見は出なかったですかね。

○総務常任委員長（海野隆平）

免税措置の問題だろうというふうに思っておりますけど、先ほども話いたしましたとおり、今税務署と相談しているんだと、そして土地収用法の3条の関係、また免除関係について理解をいただくように今話を進めているんだというようなことで答弁をいただいたところであります。

以上のことで、それ以上のことは出ておりません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（久長登良男議員）

隣ですから隣で聞けばいいわけですが、あえて質問をしますが、パークゴルフ場・フラワーパーク計画中の胡摩地区をあえて今回は現地調査をされております。

その中で、今までは9月議会をずっと通してきた中で、全部買収ができないということで、検討委員会をつくっても、人の土地であるのに検討委員会の方々に検討してもらってもしようがないんじゃないかということで、9月議会、あるいはその後で、いろいろ一般質問等でもただしてきたところでございますが、今回現地調査をされ、今年の12月頃までには、まあ、契約がされているものについては買収したいということの答弁もされております。

そういう中で、まだ買収がされずに問題点がある用地が残っているのかどうか、そうしないと、せっかく検討委員会をつくってもその中で検討される人の土地のところがあるのかでは、検討委員会の人たちも大変困るんじゃないかなというふうに思うところでございますが、その審議とか、そういう、現地調査を踏まえてのいろんな問題点というのを出されなかったのかどうかお伺いいたします。

○総務常任委員長（海野隆平）

現地を踏まえて、未契約者の分になってくるのではないかというふうに思っておりますけど、現在、私、委員会まででありますけど、未契約者は7人、未契約者筆数は11筆、用地費未払い状況では、未払い者数は16人、未払い筆数は35筆と、いまだ面積が残っているわけでありますけど、購入されていないということで、課長の答弁ではもう既に契約が済んでいるところは、12月中には支払いを終わらせたいというような答弁であったというふうに思っております。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

契約が終わった分を全部支払いをしますと、あとの検討委員会の方々に検討していただいても問題はないんじゃないかというふうに認識されて、賛成多数ということになったのか、そこらあたりまで認識をされての採決がされたのかお伺いします。

○総務常任委員長（海野隆平）

やはり、未契約者やらまだ用地の未払い関係が済んでおりませんので、ここをすっきりさせなければ次の段階に入れないというふうに思っておりますので。

ただ、未契約者の中にはこちらにいらっしゃらない方もいらっしゃるということも聞いておりますし、また兄弟が印鑑の関係とかいろいろありまして、なかなか思うように進まないという分もあるというようなことも答弁をいただいたところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○5番（宮迫 勝議員）

私は、共産党議員団を代表いたしまして、議案第91号、平成25年度曾於市一般会計補正予算に賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の補正予算の大きな目玉と市民の関心は、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業を中止とするために3億1,060万円を減額して、新たに跡地検討委員会の委員30人分の予算を、37万円追加する、このことではないでしょうか。

4年前の市長選挙の後に突如として出されたフラワーパークに対して、市民はアンケートを求めましたが、かないませんでした。今年7月行われた市長選挙は、市民がフラワーパークについて唯一意思表示ができる場となりました。その結果、フラワーパーク反対の五位塚市長の誕生となりました。市民の皆さんは、フラワーパークは要らない、との明確な審判を示したのです。市民は、フラワーパーク事業は完全に終わらせることを求めています。

11月の市議選で、市民は市政の停滞は望んでいない、このことを強く感じました。新しい議会の姿を市民に見せるためにも、同僚議員の皆さんの賛同を求めまして討論を終わります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告

のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第91号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）については原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時15分、再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時15分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————
日程第20 議案第92号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）

日程第21 議案第93号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

日程第22 議案第94号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第23 議案第95号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、議案第92号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）についてから、日程第23、議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（今鶴治信）

議案第92号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）、議案第93号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）、議案第94号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）、以上3議案について、審査の過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

国民健康保険特別会計予算の補正については、一般被保険者、退職被保険者等と

もに、療養費及び高額療養費が合計で6,213万3,000円が増額されているが、この理由は何か、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、高額療養費の増加について、特定健診の結果に基づき、個別指導や戸別訪問を行い、必要な方には病院での受診を勧奨しているため、一時的に給付費が増加しているものであり、重症化を未然に防ぐことは、将来的に給付費の低減につながると考えている、という趣旨の答弁がありました。

後期高齢者医療特別会計予算の補正については、大幅な修正申告に伴う保険料還付金30万円が増額されております。

介護保険特別会計予算の補正については、要支援1及び2の被保険者を対象とする小規模多機能型居宅介護の利用者の増に伴う地域密着型介護予防サービス給付費、227万9,000円増額と、認知対応型共同生活介護グループホーム事業所の家賃等助成事業の対象者の増に伴う267万1,000円増額が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第92号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（八木秋博）

議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）。

今回の補正は、収益的支出に係るもので、末吉上水道事業、橋野浄水場、送水ポンプの修繕費63万7,000円や、末吉簡易水道事業、高岡水源地取水ポンプ修繕費64万7,000円の追加が主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

収益的支出の量水器検針等委託料22万9,000円について、この内容はどうなっているのか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、空き家登録された水道を管理する上で、これまで同様、検針が必要であり、その検針については、1戸当たり100円の、年6期分の検針委託料が必要になります。今回、その空き家登録が当初の見込みより多くなったため、係る委託料の増額をお願いするものであるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第92号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第92号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第93号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第94号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第95号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第24 陳情第10号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、陳情第10号、川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書を議題といたします。

本件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（海野隆平）

陳情第10号、川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書。

本陳情は、鹿児島県曾於市財部町北俣1869、松元義邦氏から提出されたものです。

この陳情の要旨は、九州電力が2013年7月、川内原発1、2号機に係る新規規制基準の適合性審査申請を行い、早期の再稼働を目指していることに対し、住民の安全安心が損なわれかねない川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書を、以下の事項について鹿児島県知事への提出を要請するものであります。

審査過程では、川内原発1、2号機については、拙速な再稼働の必要性はない、との意見が集中し、福島原発の事故現場に立ち入り、原因究明を徹底的に調査検証し、新たな規制基準を策定すべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会として、陳情第10号について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第10号を採決いたします。

本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第10号、川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書は、採択することに決しました。

日程第25 同意案第4号 副市長の選任について

日程第26 同意案第5号 副市長の選任について

○議長（谷口義則）

次に、日程第25、同意案第4号、副市長の選任について及び日程第26、同意案第5号、副市長の選任についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、同意案第4号、副市長の選任について説明いたします。

曾於市副市長として、曾於市大隅町月野の八木達範氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第163条の規定により、同氏の任期は4年となります。

八木達範氏は履歴書のとおり、昭和44年から平成22年3月までの長い行政経験があります。職員からの信頼も高く、優秀な人材であります。

各議員の方々も御存じのとおり、今後4年間、曾於市においては、市の職員が、その中の課長が23名退職されます。そのような状況と、合併して大隅、財部地域からの市民の声を均衡ある行政に進める上でも、八木達範氏の副市長としての選任をよろしく願います。

次に、日程第26、同意案第5号、副市長の選任について説明をいたします。

曾於市副市長として、曾於市末吉町南之郷の大休寺拓夫氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第163条の規定により、同氏の任期は4年となります。

大休寺拓夫氏は、現職の保健課長であります。9月議会に提案いたしましたが、残念ながら、選任を認めてもらえませんでした。大休寺氏は、今後の曾於市発展のためには、どうしても欠かせない人材であります。職員とのパイプ役として、また大休寺氏の能力をさらに生かし、曾於市の10年、20年後の曾於市を展望する場合に、副市長としての選任をお願いするものでございます。

以上で、副市長の選任について提案理由の説明を終わります。どうかよろしく御

審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（岩水 豊議員）

市長がさきの一般質問で答えていらっしゃいますが、再度質疑いたします。

財政健全化に向けて、議会も定数削減など努力している中であります。同規模の自治体では、副市長は1人であります。本市の人口、財政規模を鑑みると、副市長は1人が望ましいのではないかと思います。市長の見解をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

この問題については、一般質問でもありました。まあ、その中の答弁といたしましては、今の曾於市が抱えるいろいろな問題があります。先ほども出ました、曾於市のクリーンセンターをどうするのか、また今後いろんな事業があるわけですが、財政的な問題また人口増対策、そして農業の振興、いろいろありまして、まだ、合併をして8年が経過いたしました。財部町、大隅町の地域の方々から全て末吉町中心型の状況に進んでいるが、やはり均衡あるまちづくりを進めるためには、どうしても副市長を2人提案をいたしまして、一定の、この、めどをつけたいというふうに思っております。

今言われるように、同市規模では、1人の副市長というのがありますが、それは、今後前向きに検討はしていきたいと思っております。ただ、今回だけはどうしても、今重要なときに来ておりますので、2人副市長として提案をお願いしたところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口幸夫議員）

今、市長のほうから同意案の第4号、5号、まあ提案されたわけですが、これはあとの8号までの関係でもあるんですけど、任期が4年ということがうたわれていますけど、同意された場合、任期がいつからスタートするか、そこをちょっと確認させていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

大休寺氏は現在、保健課長でございます。当然、任命されれば、後の人事のこともありますし、いろいろな事業が待っております。今日、認定されれば、あすからの副市長としての職務をお願いしたいというふうに思っております。

○18番（坂口幸夫議員）

もう1人は、八木さん。

○市長（五位塚剛）

同じでございます。

○18番（坂口幸夫議員）

あすから。

○市長（五位塚剛）

はい。

○18番（坂口幸夫議員）

それぞれの、4年間という任期で、スタートが書いてないものですから。今わかりました。

あとの6、7、8の3件につきましても、提案のときに、いつから任期がスタートするか、そこをまた提案のときに説明していただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

他に質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

提案された2人の副市長案は、2人とも私存じ上げておりますので、まあ、はっきり言って、これほどの確な提案はないと、これは確信を持っております。これを前提にして、一、二、質問いたします。

幾ら力のある方であっても、その部署でどういった働きをするかは、率直に言って、市長を中心として今後の体制の組み方を含めて、あるいは進め方を含めて、十分な、まあ熟慮した上での対応が、私は、不可欠だと思っております。

その点で、今、曾於市が抱える問題は、ただいま話がありましたように、財政問題、少子化問題あるいは高齢化問題、教育問題などなどいっぱいございます。そうした中で、このお二人の経歴を見る限りにおいては、その一つの財政ですね、まあ総務って言うてもいいかもしれませんが、旧町時代は。総務、財政関係の、特に係長職になって以降の経験がお二人はあるのでしょうか、これに記載されてないからでございます。

これが質問したい、まあ確認したい第1点であります。

第2点目は、今言いましたように、2人体制になった場合に、いわゆる役割任務分担でございます。

これまで、合併後曾於市の場合は、大きく、一人の副市長は財政を中心として若干他の課も担当いたしました。2人目は、前の池田市長時代は、もう一人の副市長は末広副市長でありましたけども、産業から保健を含めて、全般的な課を担当していたのじゃないかと、基本的には考えております。この点について、私、率直に、やはり見直しが必要じゃないかということを申し上げましたけども、今回提案され

ましたお二人が、幸いにして、2人とも認められた場合に、五位塚市長としては、どういった、2人の役割分担を、早速明日から、一応分けて対応される考えであるのか、役割分担であります。

この2点について、答弁と報告をしてください。

○市長（五位塚剛）

今日、2人を信任していただければ、八木達範氏を総務課中心の担当にしたいと思えます。

総務課というのは、総務課、財政課、企画課そして税務課でございます。そのほかに、教育委員会関係に関するオブザーバーとしての仕事もしていただきたいと思えます。また、固定資産税の関係、監査委員関係もなるというふうに思えます。

あと、大休寺拓夫氏はそれ以外の担当ということになると思えますが、市民課、保健課、福祉課、福祉事務所に関する事務、そのほか経済課、畜産課、耕地課に関する事務、建設課、水道に関する事務、そのほかに市長の権限に関する事務の委員会に委任されてる関係も含めてなるというふうに思っております。そのほか、農業委員会のほうに関することについてもオブザーバーとしての役割を果たすというふうに思えます。

また、八木達範氏は、この間、大隅の市の職員からいろんな部署で活躍された方です。大隅全体の中での、地域振興、教育委員会の総務課長やら、大隅支所長としての役割もありまして、全体的に十分能力を持っている方であるというふうに思っております。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

財政の専門的職員として勤務してきたかということですが、お二方とも、財政課に所属されたことはありません。

○19番（徳峰一成議員）

第1点は、今確認いたしましたけども、八木氏は総務、財政を含めてということでございます。

率直に申し上げて、財政関係の、この経験はないようでありますけども、はっきり言いまして、八木さんの能力だったら、これは対応できると思えますね、財政関係は。まあ、本人の努力を、早速もう今晚から勉強してもらわないかんですけども、勉強していただいてですね、ぜひ、もともと能力のある方でありますので、対応できると思えますので、一応これは了解いたします。

第2点目でございますけども、大休寺氏ですね、私はもう大休寺氏は、保健関係は、これはもう絶対もう、現状では、離らしちゃいけないといえますか、副市長に

なってもですね。もう保健関係を熟慮しているのは、もう率直に言って、もう大休寺さんしかおられません。ええ、これはですね。もう、それほど今、複雑多岐化しております。ですから、副市長として担当して、今安堵いたしました。ぜひ力を発揮していただきたいと思っております。

ただ、これはもう池田市長時代から問題提起しているわけですが、一応、大休寺氏がこの保健福祉を含めて、いわゆる事業課、畜産、経済、耕地課、建設課等を含めて、もう教育委員会もそうでありますけど、特に、いわゆる事業課、事業課をひとりの副市長が、まあいわば、全部束ねる形で請け負うというやり方ですね、これは十分な、やはり、研究が必要じゃないかと思っております。どんなに能力のある人であっても、全てを、事業課を含めて、保健福祉関係を含めて、いわば副市長として指導する立場でありますので、やるってことはですね、現状で適しているかどうか、これは研究しながら対応をしていただきたいと思っております。

冒頭申し上げましたけども、大休寺氏が課を指導する立場につく副市長として、これは絶対的に、私、必要ではないかと思っておりますので、その点でも安堵いたしましたので、今の私の気持ちを含めて、答弁がいただけたら答弁してください。

○市長（五位塚剛）

2人の副市長の役割というのは、先ほど答弁いたしました、非常に副市長の役目は重要な問題があります。

大休寺氏が、建設、耕地を含めた事業系に御心配があるようでございますけど、基本的には担当課長が職員と一緒にやりまして、事業の計画を進めて、また財政課とのいろいろな調整をしながら、予算の獲得について、また提案されるわけでございます。

まあ、幸いにして私も40年の、建設業を含めて、電気、水道、いろいろな分野で一定の知識を持っておりますので、今後は担当課、副市長を含めて、事業系については、問題のないように、努力はしたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

前の池田市政の場合もそうであったし、まあ旧町時代、末吉町の田崎町長の時代もそうでありましたけども、一応、市役所は8時半に始まるとしても、それ以前に、いわゆる三役といいますか、総務課長を含めて、まあ、四役と言ってもいいかもしれませんが、毎日打ち合わせをしておりましたけども、これがこれまで以上に非常に、私は、大事だと思うんですけども、そういった点で、どういった、一応協議を基本的には考えておりますか、協議の基本的なスタイル、形としては。

○市長（五位塚剛）

現在におきまして、8時半から、総務課長を中心にして、その日の全体の行事

等、またいろいろな問題があれば担当課長を呼んで打ち合わせをいたしております。基本的には、副市長が決まれば、その同じような形で会議は必ずしていきたいと思っております。

また、庁議も、毎月月初めにあります。これは、まあ全体の課長が出てまいりまして、いろいろな問題提起をいたしたいと思っております。また、教育長も随時、問題があるときは出てきておりますし、一週間の初めには、教育長も出てきて、全体の流れを掌握して、進めていておりますので、市民に迷惑をかけないように、市としても努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、同意案第4号、副市長の選任について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○1番（岩水 豊議員）

同意案第4号、副市長の選任について、反対討論を行います。

曾於市の市民生活の向上へ向けて、議会、行政は、努力し、邁進していくべきであります。

今、私を含めて、多くの議員は、市民目線で市勢発展のために変革を始めました。未来の曾於市のあり方など、研さんを積み、実行していく努力を、今、しておく必要があります。

今回提案されました、副市長同意案についてであります。

反対に対する要因を述べますと、現在人口が4万人を切る状況であり、現時点での急激な人口増は望まれない状況であります。そのような現状を鑑みると、次に述べる点が指摘されています。

まず、同規模の自治体では、副市長は1人である。

2番目に、本市の人口、財政規模を鑑みると、副市長は1人が望ましい。

3番目、今後、合併特例による、交付金の割り増しが減額され、財政運営が厳しくなることが予想される等、緊縮財政が見込まれる。

4番目に、財政削減に関して、みずから努力することを示すべきであると考えます。また、副市長に係る、給与及び経費を含むと、年間約1,500万円が削減になることなど。

5番目に、議会も財政健全化に向けて、さきの議会において定数削減など、先行努力をしてきました。

以上等が要因であります。

次に、今後の曾於市行政のあるべき姿として、検証、努力する点として、指摘しておきたいと思います。

1、副市長1人となったときの検討事項として、行政の効率的な運営をさらに進めるために、組織見直しに早急に取り組むべきである。部長制導入を含めて、検討委員会の設置を急ぐべきである。

2番目に、本庁、支所の役割や事務事業の検証、精査を含めて、喫緊の課題として取り組むべきであります。

以上、曾於市の発展のために、いかにあるべきかを含め、反対討論といたします。議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、同意案4号の、副市長としての八木達範氏については賛成をいたします。

今の曾於市の抱える状況を、いろんな角度から、また大局の立場から見た場合、あるいは考えた場合、私は、二人副市長は、これは、不可欠だと考えております。やむを得ないんじゃないじゃなくて、不可欠だと考えております。なぜかといいますと、曾於市は今、末吉、大隅、財部に分かれておりまして、これを、今の複雑な、曾於市を取り巻く諸問題を考えた場合に、1人の副市長だけでは、どんなに力のある副市長であっても、私は、制約限界がありまして、1,500万円削減される云々では、数字では片づけられない、私は、問題だと考えております。

そうした意味で、当面の間は、まあ、少なくとも当面の間は、副市長はこれは不可欠だと考えております。

第2点目、八木達範氏は、先ほど申し上げましたように、個人的にも、私は合併

後、交わりを持ってありますが、これはどなたが見ても力のある方でございます。特に、指導力にはすぐれていると考えております。そうした点で、これは五位塚市政を支えるという狭い考え方じゃなくて、曾於市の今後の、やはり均衡ある発展のためには、これは絶対不可欠な方だと、固く信じており、共産党議員団は八木達範氏の同意案には、全面的に賛成をいたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、同意案4号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に九日克典議員及び伊地知厚仁議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。九日議員及び伊地知議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、賛成15票、反対4票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、同意案第4号、副市長の選任については同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（谷口義則）

次に、同意案第5号、副市長の選任について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

副市長のもう一人の大休寺拓夫氏、共産党議員団は、これ、当然のことながら賛成をいたします。個人的にも、文教厚生委員会を通しておつき合いがあるわけですが、はっきり言って、どなたもが力のある課長だと認めなければならない課長であり、これも曾於市の発展のため、これはもう絶対不可欠な人事じゃないかということを確認いたしておりますので、賛成をいたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第5号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に八木秋博議員及び土屋健一議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。八木議員及び土屋議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成10票、反対9票。

以上のおおりの賛成が多数であります。

よって、同意案第5号、副市長の選任については同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 同意案第6号 監査委員の選任について

○議長（谷口義則）

次に、日程第27、同意案第6号、監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第27、同意案第6号、監査委員の選任について説明をいたします。

現委員である佐々木良昭氏から、平成25年12月31日をもって退職を希望する願い

出がありましたので、その後任として曾於市大隅町中之内の野村行雄氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第197条の規定により、同氏の任期は4年となります。12月の31日で任期が切れますので、次年度の1月の1日からの任期になります。

野村行雄氏は、昭和48年から平成20年まで大隅町の職員として、そして合併後、市の職員として働いてこられました。行政的に高い知識と監査能力を持っておられる方であります。

どうぞ、よろしく御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第6号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に原田

賢一郎議員及び山田義盛議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。原田議員及び山田議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成13票、反対6票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、同意案第6号、監査委員の選任については同意することに決しました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第28 同意案第7号 教育委員会委員の任命について

日程第29 同意案第8号 教育委員会委員の任命について

○議長（谷口義則）

次に、日程第28、同意案第7号、教育委員会委員の任命について及び日程第29、同意案第8号、教育委員会委員の任命についてまでの2件を一括議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、同意案第7号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

曾於市教育委員会委員として、伊佐市大口下殿の平川健一郎氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第5条第1項の規定により、同氏の任期は4年となります。

平川健一郎氏は、末吉町諏訪方出身であります。熊本大学教育学部を卒業されまして、昭和53年より与論町の小学校を初めとして、平成25年今日まで伊佐市立羽月小学校の校長先生であります。教育委員会、教頭、校長として活躍されております。曾於市の教育行政に大きな力をいただける方でありますので、教育委員の信任をよろしくお願いいたします。任期は12月27日からの予定であります。

次に、日程第29、同意案第8号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

曾於市教育委員会委員として、曾於市財部町南俣の長野かおり氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第5条第1項の規定により、同氏の任期は4年となります。同じく12月27日からの任期になります。

今回、12月26日をもって2人の教育委員の方が4年の任期が切れます。植村教育長と、もう一人が財部町の池田睦朗氏でございます。教育委員でありました池田睦朗氏の後継者として、財部町在住の長野かおり氏を提案するものでございます。

長野かおり氏は、京都府立大学文学部を卒業され、小中学校の教育免許を取得され、この間、財部の南小学校のPTAの副会長を初め、また財部全体の公民館活動の婦人部長としていろいろな分野で活躍をされている方でございます。教育委員の

信任をお願いをしたいと思います。

以上で、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（岩水 豊議員）

まず、同意案7号についてお伺いいたします。

今回、平川健一郎氏は、現在、伊佐市の校長であります。そうした場合に、今回、途中で通常の異動時期ではない時期にこの小学校を退任されるわけであります。そうした場合に、県教育委員会全体で考えた場合に、一学校の校長がこの時期に退任された場合、県下の各学校の現場に与える影響をどのようなふうに対応をされるのか、そして、その辺の考えはどのように考えられて同氏を選任されたのか。

そしてまた、職歴を見ますと、今年の3月まで財部小学校におられたということであります。見てわかりますように、各学校を3年ごとに異動されておられますが、ただ単純にここで2年で異動されておられます。私は存じ上げませんので、財部の指導状況等はどのようであったかをお伺いします。2点についてお答えください。

○市長（五位塚剛）

現職の教員を、特に校長でなくても職員をこういう形ですることは、何ら問題はないわけでございます。

ただ、現場の方々については、校長先生が抜けるわけでございますので、当然心配されると思います。それで、こういう場合は県の教育委員会とも事前に相談をいたしまして、後のことについてはお願いをしたいということで、お願いをしてるところでございます。

また今度、光神小学校の教頭が12月いっぱい、外国のほうの先生のほうに異動になります。当然1月1日から新しい光神小学校に教頭先生が来られますけど、そういうこともあるわけでございます。現、植村教育長も校長という現職の中から、曾於市において池田市長が教育長として、最初、教育委員として任命を受けましたので、当然そういうことは全国にはたくさんあるわけですが、基本的には後のことについてはちゃんとお願いしてあるということでもあります。

また、財部の小学校で2年間勤務されたわけですが、それは、この異動というのは県の教育委員会がいろんな形で人事をするわけですので、基本的には2年であっても、場合によっては1年たっても異動というものはあるわけでございます。一般的には、3年から4年というのが通常ですけど、いろんな形であるわけでございますので、特にこの先生は優秀な方でありまして、今後、十分活躍ができる教育委員

であるというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点質問いたします。先ほどの2人の副市長は、一応市長部局っていうことで市長の指示に従う、そうした基本的な義務がございます。市長のもとで仕事をしなければなりません。

しかし、率直に言いまして、教育委員として特に平川先生が提案されてますが、選任されますと教育委員会を開きまして、植村教育長のもとで申しわけないんですけども、新しい教育長が選任されることになりましたが、基本的に市長部局とは独立した関係でございます。ですから、質問したいのは、そうは言ってもやはり市長部局、市長とうまく基本的な点で相携えて、今後の曾於市の教育の振興、発展のために頑張ってもらわなければなりません。

当然のことながら、そのあたりについて市長自身の教育に対する基本的な考え方、そして平川氏の教育に対する独自の考え方が大きな点で一致しなければなりません。そのあたりの議論は当然あったと思うんですが、どういった点であったでしょうか。

なぜかといいますと、今、予算編成の時期に入っております、教育委員会のほうでも市長部局に対しての予算要求が終わったところでございます。これを1月以降、年が明けまして査定を踏まえて、そして、2月から3月にかけての市議会に平成26年度の予算として提案いたしますが、3月議会においては、新しく選任されるであろう教育長のもとで議員の質問がどんどん展開されることとなります。ですから、そうしたもので十分に対応できる新しい教育委員会の教育長としての体制が必要でございます。

そうした点で、どういった点で、この平川氏を曾於市に迎えるに当たりまして、市長として基本的な教育感に対しての、曾於市における教育感に対しての議論が行われて、そして基本的な認識の一致になったのか、その基本的な線についてだけ報告をしてください。

○市長（五位塚剛）

この8年間、曾於市は、植村教育長を先頭にして、「夢チャレンジ」の精神のもと、いろいろな運動を進めてきました。子供たちが、大きな夢を持ってチャレンジするという、このことも非常に大事なことでありまして、特に平川氏は、今続けてありますこのことを、精神を守っていきたいということも言われております。また、学力を伸ばすということも大事なことであります。曾於市の子供たちの学力を伸ばし、自分の希望する高校やら、また自分が望むような職業につくための、そういう

視野を含めた教育行政というのは非常にこれから重要になってくると思います。そういう意味での支援をしたりとか、また教育に関しては、不公平を残さない平等性を基本にしながら、子供たちの気持ちを大事にした、伸び伸びとした教育をしたいという強い思いがありましたので、お願いをしたところでございます。

また、教育行政と市の行政との関係ではお互いに独立した機関であります。

しかしながら、市の教育委員会が、いろいろな事業についても行政側からの予算のお願いがなければできないわけでございますので、当然、教育委員会と市行政は一体のものと考えております。

ただ、予算編成の問題で今、言われましたが、それほどこの段階においても新しく教育長がなれば、それは全て万能ではありません。当然それを支える各教育委員会の担当の課長を含め、職員がそれなりの実績に基づいて予算を作成しておりますので、そのことについて十分な議論をして、そして市当局と詰めて、予算の査定を必要ならばちゃんとやっていくのが基本でありますので、そのあたりは全然問題ないというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（大川内富男議員）

1点だけお伺いいたします。

この平川校長先生は平成16年4月から佐々木小学校の校長、その前が向花小学校の教頭先生から校長先生になられて、これを見る限り財部小学校を除いてはだいぶ小さな学校だと思うんですが、職員数としても職員の方々も少ないと思うんですが、曾於市は人口が少なくなったとはいえ、23の学校があります。その中の校長先生、教頭先生、職員の方々も含めると相当数の職員の方々がいらっしゃると思いますが、その指導能力について市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

勤務する小学校の生徒数によっては、職員の数というのも変わってまいります。

しかし、経過を見る限り教育委員会の勤務、また僻地の学校、また財部小学校にしても決して少数の学校ではありません。長年のそういう経験を踏んで、曾於市全体の教育を進めていく上では、基本的にはほかの教育委員の方々と一緒になって進めていくわけですので、特にその曾於市全体の教育委員としての役目ができないということはないと思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、同意案第7号、教育委員会委員の任命について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、同意案第7号には賛成いたします。先ほど質問しておりますので、はっきり賛成といったほうがいいでしょうから賛成いたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第7号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大川内富男議員及び大川原主税議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。大川内議員及び大川原議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成8票、反対11票。

以上のとおり反対が多数であります。

よって、同意案第7号、教育委員会委員の任命については同意しないことに決し

ました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(谷口義則)

次に、同意案第8号、教育委員会委員の任命について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口義則)

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口義則)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口義則)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第8号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長(谷口義則)

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(谷口義則)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口義則)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(谷口義則)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願いま

す。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会議務局長（栄徳栄一郎）

議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。海野議員及び久長議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対4票。

以上のおおりの賛成が多数であります。

よって、同意案第8号、教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第30 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第30、閉会中の継続調査申出を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第31 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第166条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することに決しました。

ここで追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第12号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書案

○議長（谷口義則）

追加日程第1、発議第12号、川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（岩水 豊議員）

発議第12号、川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成25年12月24日、曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員岩水豊、賛成者、同上、海野隆平、賛成者、同上、上村龍生、賛成者、同上、宮迫勝、賛成者、同上、土屋健一、賛成者、同上、大川内富男。

提案理由、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島原発震災の結果、今なお15万人近くの人々が故郷を追われ、放射能汚染被害により暮らしが破壊され、汚染水漏れに象徴されるように事故はいまだに収束されていません。

しかし、九州電力は、2013年7月、川内原発1・2号機に係る新規制基準の適合性審査申請を行い、早期の再稼働を目指しています。よって、住民の安全・安心が損なわれかねない川内原発の拙速な再稼働について反対する意見書を、鹿児島県知事へ提出するものであります。

なお、意見書案については、お手元に配付してありますとおりですので、説明を省略させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第12号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第12号、川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第13号 三州カントリークラブ存続に関する決議案

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第2、発議第13号、三州カントリークラブ存続に関する決議案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○13番（大川内富男議員）

発議第13号、三州カントリークラブ存続に関する決議案。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成25年12月24日、曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員大川内富男、賛成者、曾於市議会議員岩水豊、同じく澁合昌昭、同じく泊ヶ山正文、同じく上村龍生、同じく宮迫勝、同じく今鶴治信、同じく九日克典、同じく伊地知厚仁、同じく八木秋博、同じく土屋健一、同じく原田賢一郎、同じく山田義盛、同じく大川原主税、同じく海野隆平、同じく久長登良男、同じく迫杉雄、同じく坂口幸夫、同じく徳峰一成。

提案理由、曾於市末吉町深川にある三州カントリークラブは、昭和60年8月に開場後、28年にわたり曾於市のゴルフ場として市内外を問わず多くの方々に愛され利用されてきました。本施設は、曾於市唯一のゴルフ場であり、これまで市民の憩いの場・社交の場として、また雇用の場としても欠くことのできない大変重要な施設であります。よって、雇用の維持、交流人口の増加、健康増進、スポーツ振興の重要な施設として、三州カントリークラブの存続を強く要望する決議を提出するものであります。

三州カントリークラブ存続に関する決議案は別添のとおりでありますので、お目通しいただき、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第13号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第13号、三州カントリークラブ存続に関する決議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案1件、決議案1件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

ここで追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第9号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第9号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3 同意案第9号 固定資産評価員の選任について

○議長（谷口義則）

追加日程第3、同意案第9号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

追加日程第3、同意案第9号、固定資産評価員の選任について説明をいたします。

曾於市固定資産評価員として、曾於市大隅町月野の八木達範氏を選任したいので、地方税法第440条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は12月25日から任を解かれる日まででございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第9号は、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時18分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議題となっております同意案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。同意案第9号、固定資産評価員の選任については同意することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第9号、固定資産評価員の選任については同意することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（五位塚剛）

ただいま議長の許可をいただきましたので、御挨拶申し上げたいと思っております。

12月定例議会におきまして、提案いたしました条例また予算、そして人事案件、提案いたしました。残念ながら一つだけ人事案件、平川健一郎氏を承認していただけませんでした。残念ながら反対の理由もなく否決をされましたけど、今後の教育行政について停滞が出る可能性もあります。一応、教育委員会とも十分協議しながら、また今後、再度お願いをしたいというふうに思っております。

また、新しい議員の方々も大変忙しい中、また、わからない中初めての議会があったというふうに思っておりますけど、引き続き今後市政運営のために全員で一生懸命職員一丸となって頑張っておりますので、どうかよろしく願いいたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上をもちまして、平成25年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時20分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 3 号	曾於市山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	曾於市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	曾於市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 4 号	指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）	全会一致 可 決
議 案 第 9 1 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）	賛成多数 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 6 号	曾於市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 7 号	曾於市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 8 号	曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 修正可決
議 案 第 7 9 号	曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 0 号	曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 5 号	指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）	全会一致 可 決
議 案 第 8 6 号	指定管理者の指定について（末吉デイサービスセンター）	全会一致 可 決
議 案 第 8 7 号	指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）	全会一致 可 決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 8 号	指定管理者の指定について（財部デイサービスセンター）	全会一致 可 決
議 案 第 9 1 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 2 号	平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 3 号	平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 4 号	平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 1 号	字の区域変更について（末吉町百入地区）	全会一致 可 決
議 案 第 8 2 号	字の区域変更について（大隅町柳井谷地区）	全会一致 可 決
議 案 第 8 3 号	字の区域変更について（大隅町鳩ヶ山地区）	全会一致 可 決
議 案 第 8 9 号	指定管理者の指定について（曾於市末吉農産物等直販施設・活性化施設）	全会一致 可 決
議 案 第 9 0 号	指定管理者の指定について（曾於市ゆず冷凍保管庫）	全会一致 可 決
議 案 第 9 1 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 5 号	平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）	全会一致 原案可決

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 10 号	川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情書	全会一致 採 択

別紙

議案第78号曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する
条例に対する修正案

議案第78号曾於市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

第2条第2号中「第1条」を削り、「大学, 高等専門学校又は同法第108条に規定する短期大学若しくは同法第124条に規定する専修学校」を「特別支援学校の高等部又は修業年限3年以上の専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）、専修学校の専門課程, 高等専門学校又は短期大学（以下「短期大学等」という。）若しくは大学又は大学院（以下「大学等」という。）に、「当該学校（第1学年の場合は前学校）」を「曾於市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する学校」に改める。

川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書案

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島原発震災の結果、今なお15万近くの人々が故郷を追われ、放射能汚染被害によりくらしが破壊され、汚染水漏れに象徴されるように事故はいまだに収束されていません。しかし九州電力は、2013年7月、川内原発1・2号機に係る新規規制基準の適合性審査申請をおこない、早期の再稼働をめざしています。

①事故を繰り返さないためには事故原因の究明が大原則ですが、事故現場を徹底的に調査・研究した「規制基準」がつくられていないこと。②要援護者を含めた実際に役立つ広域避難計画が策定されておらず、2013年10月11・12日の国による原子力総合防災訓練でも住民避難等の実効性が不確かであることが明らかになり、住民の安全が確保されていないこと。③原発事故が起これば県内全域にわたって「原発被害自治体」となりうるにもかかわらず、原発建設・運転の事前同意手続きが九電との間に定められていないこと。④原発を稼働させなくても電力の安定供給に不安がないことが明らかになり、発送電分離・電力自由化による省エネ・再生可能エネルギーを軸にした脱原発のエネルギー政策への早急な転換が求められていること。以上を踏まえ、住民の安全・安心が損なわれかねない川内原発再稼働に反対し、下記事項について強く要請します。

記

県民の安心・安全な暮らしに責任を持つ鹿児島県知事は、以下の事項が実施されない限り、川内原発1・2号機の再稼働について拙速に同意しないこと。

- 1 原発事故「被害自治体」になる恐れのある地域の住民及び自治体議会、首長から、川内原発1・2号機再稼働の同意を得ること。
- 2 原子力規制委員会が福島第一原発の事故現場に立ち入り、原因究明に係る現場の状況を徹底的に調査・検証し、それに基づいた事故の再発を防止できる「規制基準」を策定すること。
- 3 川内原発に係る地震・活断層及び火山、原子力防災、さらには放射性廃棄物処理などについて、「電力業界の虜」でない専門家による鹿児島県独自の委員会を設置し、技術的な助言を得て県が主体的に国及び九電などに対応できるようにすること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月24日

鹿児島県曾於市議会

鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿

三州カントリークラブ存続に関する決議案

曾於市末吉町深川にある三州カントリークラブは、昭和60年8月に開場後、28年にわたり曾於市のゴルフ場として市内外を問わず多くの方々に愛され利用されてきた。

本施設は、曾於市唯一のゴルフ場であり、これまで市民の憩いの場・社交の場として、また雇用の場としても欠くことのできない大変重要な施設である。

ゴルフ競技は、レジャーとしてのみではなく、憩い・健康づくりの場・交流の場として子どもから高齢者の方まで気軽にプレイできるスポーツとして競技人口の増加も期待される。

よって、本市議会は、雇用の維持・交流人口の増加・健康増進・スポーツ振興の重要な施設として、三州カントリークラブの存続を強く要望するものである。

以上、決議する。

平成25年12月24日

曾 於 市 議 会